事務事業及び予算の執行実績

令和７年分（一部令和８年分を含む）

静岡県東部健康福祉センター

静岡県東部保健所

静岡県東部児童相談所
静岡県東部知的障害者更生相談所

目　　次

事務事業の概要　　頁

Ⅰ　概　況

１　沿　革　　1

２　管内の概要　　3

３　事業の根拠法令調　　4

４　組織及び分掌事務　　１０

５　職員の年齢調　　１５

６　健康管理　　１６

７　職員配置調　　１７

Ⅱ　課・班別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

１　総務課　　１８

≪福祉部≫

２　福祉課　　２０

３　生活保護課　　５６

≪医療健康部≫

４　地域医療課　　６３

５　健康増進課　　９１

≪相　談　部≫

６　児童相談所（相談判定課・育成第１課・育成第２課・一時保護課）　　１１０

７　知的障害者更生相談所　　１２２

≪衛　生　部≫

８　衛生薬務課　　１２９

９　細菌検査課　　１５３

１０　食品衛生監視専門班　　１５６

１１　動物保護指導班　　１６９

≪環　境　部≫

１２　生活環境課　　１７３

１３　廃棄物課　　１８６

１４　修善寺支所　　１９０

Ⅲ　財産及び経理状況　　頁

歳入予算執行状況調　１９２
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調　２００
過年度分収入未済額調　２０６
現金出納調　２０７
保管現金有高調　２０９
預金調　２０９
郵券等受払調　２１０
歳出予算執行状況調　２１１
委託料等歳出予算執行状況節別集計表　２３１
委託料等歳出予算執行状況節別集計表　２３２
委託料に関する調　２３３
補助金支出調　２３８
負担金支出調　２４０
建築工事調　２４２
公有財産調　２４４
債権（貸付金等）の管理状況調　２４５
借地借家等調　２４６
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調　２４７
備品・図書調　２４８
主要備品調　２５２

事務事業の概要

Ⅰ　概　況

1　沿　革

昭和15年 6月	沼津市上香貫御幸町114番地に沼津保健所を設置［衛生部］
〃 19年10月	三島市国分町に三島保健所を設置［衛生部］
〃 23年11月	沼津児童相談所を設置［民生部］
〃 25年 4月	身体障害者更生相談所を設置［民生部］
〃 26年 7月	御殿場市萩原287番地の16に沼津保健所御殿場支所を設置［衛生部］
〃 27年 4月	沼津保健所御殿場支所を廃止し、御殿場保健所を設置［衛生部］
〃 28年 4月	田方、駿東、富士福祉事務所を設置［民生部］
〃 29年 9月	田方郡修善寺町修善寺310番地の３に修善寺保健所を設置［衛生部］
〃 30年 7月	駿東、富士福祉事務所を統合し、駿東富士福祉事務所を設置［民生部］
〃 35年 4月	精神薄弱者更生相談所を設置［民生部］
〃 43年 4月	福祉事務所７本所１分室を４本所に再編し、三島市中田町12番9号に東部福祉事務所を設置［民生部］ 東部児童相談所に改称［民生部］
〃 47年 4月	三島保健所を沼津保健所に統合し、三島市南本町4番31号に沼津保健所三島出張所を設置［衛生部］
〃 49年 4月	修善寺保健所を田方郡修善寺町小立野24番地の１に移転［衛生部］
〃 51年 4月	福祉事務所を民生事務所と改称し、沼津市高島本町1―3に東部民生事務所を発足［民生部］
〃 59年 4月	御殿場保健所を廃止し、御殿場市二枚橋三枚畑287番地の16に沼津保健所御殿場支所を設置［衛生部］ 沼津保健所三島出張所を廃止し、沼津保健所三島支所を設置［衛生部］
平成 3年 4月	沼津保健所御殿場支所を廃止し、御殿場保健所を設置［衛生部］
〃 10年 4月	15保健所４支所、４民生事務所１支所及び心身障害者相談センターを10健康福祉センター４支所１駐在及びこころと体の相談センターに再編し、東部健康福祉センターを沼津市高島本町1－3、東部健康福祉センター修善寺支所を田方郡修善寺町小立野24番地の１（現伊豆市小立野）に設置［健康福祉部］
〃 11年 4月	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称［健康福祉部］
〃 16年11月	駿東郡清水町に東部児童相談所一時保護所を設置［健康福祉部］
〃 19年 4月	衛生環境部を再編し衛生部と環境部を設置［厚生部］
〃 20年 4月	保健福祉部を再編し福祉部と医療健康部を設置［厚生部］
〃 22年 4月	修善寺支所を伊豆市小立野66番地の１に移転［健康福祉部］
〃 27年 4月	東部身体障害者更生相談所が静岡県身体障害者更生相談所へ一元化され、東部身体障害者更生相談所を廃止［健康福祉部］

令和 6年 4月　　細菌検査課を三島市谷田に移転［健康福祉部］

以後、現在に至る。

２　管内の概要

所管区域は、沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市及び田方郡函南町と駿東郡清水町、長泉町の５市３町である。

面積は 946.17K㎡（県土の12.2%）で、狩野川流域に広がる平野部を中心に、北は富士・愛鷹山麓、東から南は箱根・天城連山、西は駿河湾などの豊かな自然に囲まれており、温暖な気候や首都圏に近いという立地条件を有する。

令和８年７月1日現在の世帯数は 227,476世帯（県世帯の15.1%）、人口は505,438人（県人口の14.7%）である。

高齢化率は、管内平均で31.8%（令和８年１月１日現在）であり、県の平均31.1%を0.8ポイント上回っている。なお、長泉町（22.6%）は県平均を大きく下回り、伊豆市（43.5%）は県平均を大きく上回っている。

管内の人口、世帯、高齢化の状況

市　町　名	面積(K㎡)	世　帯　数	人口（人）	高齢化率
沼　津　市	186.84	83,480	178,164	33.1%
三　島　市	62.02	46,644	102,356	31.1%
裾　野　市	138.12	20,241	47,074	29.3%
伊　豆　市	363.97	11,429	25,414	43.5%
伊豆の国市	94.62	19,318	43,921	34.7%
市　部　計	**845.57**	**181,112**	**396,929**	**34.3%**
函　南　町	65.16	14,697	34,409	33.3%
清　水　町	8.81	13,394	30,913	27.2%
長　泉　町	26.63	18,273	43,187	22.6%
郡　部　計	**100.60**	**46,364**	**108,509**	**27.7%**
合　　計	**946.17**	**227,476**	**505,438**	**31.8%**

※面積は令和８年４月１日現在の国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、人口及び世帯数は、令和８年７月１日現在の統計調査課「静岡県の推計人口」、高齢化率は令和８年１月１日行政基礎調査の数値より

3　事業の根拠法令調

事　業　名	根　拠　法　令
＜総務課＞	
･災害救助法施行業務	災害救助法、同施行令、同施行規則、同施行細則
･災害弔慰金及び災害援護資金関係業務	災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令、災害弔慰金等補助金交付要綱、静岡県災害援護資金貸付要綱
･被災者自立生活再建支援関係業務	被災者自立生活再建支援補助金交付要綱、被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱
＜福祉課＞	
･避難行動要支援者支援	災害対策基本法、静岡県地域防災計画
･民生委員児童委員活動事業	民生委員法、児童福祉法(第1章第6節　児童委員)
･敬老の日記念事業	老人福祉法(第5条)
･戦傷病者･戦没者遺族等の援護対策	戦傷病者戦没者遺族等援護法
･地域リハビリテーション強化推進事業	静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱
･母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第13条、第31条の6、第32条)
･母子家庭等自立支援給付金事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第31条)
･母子･父子福祉協力員設置事業	母子･父子福祉協力員設置要綱
･母子生活支援施設、助産施設への措置及び支弁事業	児童福祉法(第22条、第23条、第50条)
･女性支援事業	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)
･広域的母子保健フォローアップ支援事業	母子保健法(第19条)、児童福祉法(第19条)、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱、母子保健分野における地域子ども虐待予防事業実施要綱、乳幼児発達相談指導事業実施要領、母子保健関係職員等支援事業実施要綱
･小児慢性特定疾病医療費助成事業	児童福祉法(第19条の3第3項)
･生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱
･不妊治療費(先進医療)助成事業	静岡県不妊治療費(先進医療)補助金交付要綱、静岡県不妊治療費(先進医療)助成事業実施要領

事　　業　　名	根　　拠　　法　　令
・不育症検査費用助成事業	不育症検査費用補助金交付要綱、静岡県不育症検査費用助成事業実施要領
・手話通訳者派遣設置事業	地域生活支援事業実施要綱、手話通訳者派遣事業実施要綱、手話通訳者設置要綱
・精神保健福祉事業	障害者基本法、障害者総合支援法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、心神喪失者等医療観察法、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、静岡県ゲートキーパー養成事業実施要領、静岡県自殺対策ネットワーク会議実施要領、精神障害にも対応した地域包括システムの構築推進事業実施要綱、静岡県精神科救急医療対策事業実施要綱、静岡県精神保健福祉総合相談事業実施要領、精神保健リハビリテーション事業実施要綱、精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要領、高次脳機能障害者支援法、静岡県精神障害者地域生活支援訪問事業実施要綱及び要領、静岡県ひきこもり支援センター運営要領、生活困窮者自立相談支援事業等実施要領、措置入院適正運営協議会設置要綱、地方公共団体による措置入院者退院後支援事業実施要領、静岡県入院者訪問支援事業実施要綱及び要領、ギャンブル等依存症対策基本法、アルコール健康障害対策基本法
＜生活保護課＞	
・生活保護施行業務	生活保護法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、生活保護法による保護の基準
・生活困窮者自立支援事業、住宅確保給付金支給事業	生活困窮者自立支援法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル
・中国残留邦人等に対する支援給付事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、同法施行令、同法施行規則、支援給付実施要領
＜地域医療課＞	
・医務関係事業	医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、理学療法士及び作業

事　　業　　名	根　　拠　　法　　令
	療法士法、視能訓練士法、死体解剖保存法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
･駿東田方圏域保健医療協議会	駿東田方圏域保健医療協議会設置要綱
･静岡県地域医療構想	医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、駿東田方圏域地域医療構想調整会議設置要綱
･がん診療連携拠点病院指定	がん診療連携拠点病院の整備に関する指針
･地域連携クリティカルパス事業	医療法
･衛生統計調査事業	人口動態調査令、医療法施行令、医療施設調査規則、地方自治法(第245条の4第1項)
･臨床研修医保健所実習事業	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
･看護学部学生地域看護等実習事業	保健師助産師看護師学校養成所指定規則、地域保健福祉関係者教育事業実施要領、保健師助産師看護師学校養成所指定規則
･感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法
･新型コロナウイルス感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法
･結核予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
･エイズ･性感染症対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、ＨＴＬＶ－1総合対策
･肝炎対策事業	肝炎対策基本法、静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱
･予防接種事業	予防接種法、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法
･難病対策事業	難病の患者に対する医療等に関する法律、静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱
･原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
･臓器等移植対策事業	臓器の移植に関する法律
･アスベスト対策事業	石綿による健康被害の救済に関する法律
･ハンセン病事業	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
＜健康増進課＞	
･生活習慣病予防対策事業	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律

事　　業　　名	根　　拠　　法　　令
･食育推進事業	健康増進法、食育基本法
･受動喫煙防止対策等推進事業	健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例
･歯科保健対策推進事業	健康増進法、地域保健法、歯科口腔保健の推進に関する法律、静岡県民の歯や口の健康づくり条例、地方公共団体における歯科保健医療業務指針
･給食施設指導事業	健康増進法
･健康増進指導事業	健康増進法、地域保健法
･健康づくり推進体制の整備	健康増進法、地域保健法
･健康増進事業費助成事業	健康増進法、健康増進事業費補助金交付要綱
･国民健康･栄養調査事業	健康増進法
･管理栄養士･栄養士免許関係事務	栄養士法
＜児童相談所＞	
･児童相談所運営業務	児童福祉法(第12条)、児童虐待の防止等に関する法律
･要保護児童の措置に伴う事業	児童福祉法(第27条)
･要保護児童対策地域協議会事業	児童福祉法(第25条の2)
･障害児入所施設給付事業	児童福祉法(第24条の3、第24条の19)
＜知的障害者更生相談所＞	
･知的障害者更生相談所運営業務	知的障害者福祉法(第12条)
･療育手帳交付事業	静岡県療育手帳交付規則、静岡県療育手帳判定要領、静岡県療育手帳交付事務処理要領
＜衛生薬務課＞	
＜食品衛生監視専門班＞	
＜動物保護指導班＞	
･食品衛生事業	食品衛生法、食品衛生法施行条例、食品表示法、健康増進法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、製菓衛生師法、調理師法、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
･狂犬病予防事業	狂犬病予防法
･動物愛護管理事業	動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
･化製場等に関する事業	化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行条例

事　　業　　名	根　　拠　　法　　令
・生活衛生関係営業指導事業	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、興行場法、 公衆浴場法、住宅宿泊事業法
・温泉関係事業	温泉法、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県温泉保護対策要綱、静岡県環境審議会条例
・薬事関係事業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
・毒劇物関係事業	毒物及び劇物取締法
・麻薬・覚醒剤対策事業	麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例
・家庭用品対策事業	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
＜細菌検査課＞	
・細菌検査事業	食品衛生法(第28条)、地域保健法(第6条)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第15条)、健康増進法(第10条～12条)、医療法(第25条)
＜生活環境課＞	
・水道関係事業	水道法
・特定建築物関係事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
・遊泳用プールの衛生対策事業	静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱
・海水浴場の衛生確保事業	海水浴場水質保全対策要綱
・浄化槽関係事業	浄化槽法、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例、静岡県浄化槽取扱指導要綱、生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱
・大気関係事業	大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
・水質関係事業	水質汚濁防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例
・土壌関係事業	土壌汚染対策法

事　　業　　名	根　　拠　　法　　令
･ダイオキシン関係事業	ダイオキシン類対策特別措置法
･公害防止管理者事業	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
･キャンプ禁止区域の巡視事業	特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例
＜廃棄物課＞	
･廃棄物関係事業	循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例、静岡県廃棄物不法投棄の通報制度に関する要綱、宅地造成及び特定盛土等規制法、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例
･ごみの減量化、再生利用関係事業	使用済自動車の再資源化等に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、静岡県リサイクル製品利用推進要綱

4　組織及び分掌事務

所長、医監（保健所長を兼務）、副所長、技監、総務課、福祉部（福祉課ほか全２課）、医療健康部（地域医療課ほか全２課）、相談部（相談判定課ほか全４課）、衛生部（衛生薬務課ほか全２課２班）、環境部（生活環境課ほか全２課）及び支所の合計13課、２班、１支所に177名（育児休業等21名を含む）の職員が配置されている。

総務課　――――― 所内調整、経理、災害対策事務

（福祉部）
- 福祉課　――― 地域福祉の推進、母子父子寡婦福祉資金貸付、女性相談、母子保健、精神保健福祉
  ※管轄区域は、一部が熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内を含む
- 生活保護課 ――― 生活保護の実施
  ※管轄区域は御殿場健康福祉センター管内を含む

（医療健康部）
- 地域医療課 ――― 病院開設許可、病院立入検査、保健医療計画の推進、地域医療構想の推進、感染症対策、エイズ・結核対策、難病対策
- 健康増進課 ――― 健康づくり推進（生活習慣病予防･食育・たばこ・歯科対策）

（相談部）
- 相談判定課
- 育成第１課
- 育成第２課

（児童相談所、知的障害者更生相談所の業務）
※管轄区域は熱海・御殿場健康福祉センター管内を含む

- 一時保護課 ――― 児童の緊急保護
  ※管轄区域は賀茂・熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内を含む

（衛生部）
- 衛生薬務課 ――― 食品衛生、狂犬病予防、環境衛生営業６法、温泉法、医薬品販売業、麻薬覚醒剤、毒物劇物、民泊
- 細菌検査課 ――― 食品衛生及び感染症予防に係る細菌検査
  ※管轄区域は賀茂・熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内を含む
- 食品衛生監視専門班 ―― 食品衛生監視
  ※管轄区域は賀茂・熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内を含む
- 動物保護指導班 ―― 動物保護、動物愛護
  ※管轄区域は賀茂・熱海健康福祉センター管内を含む

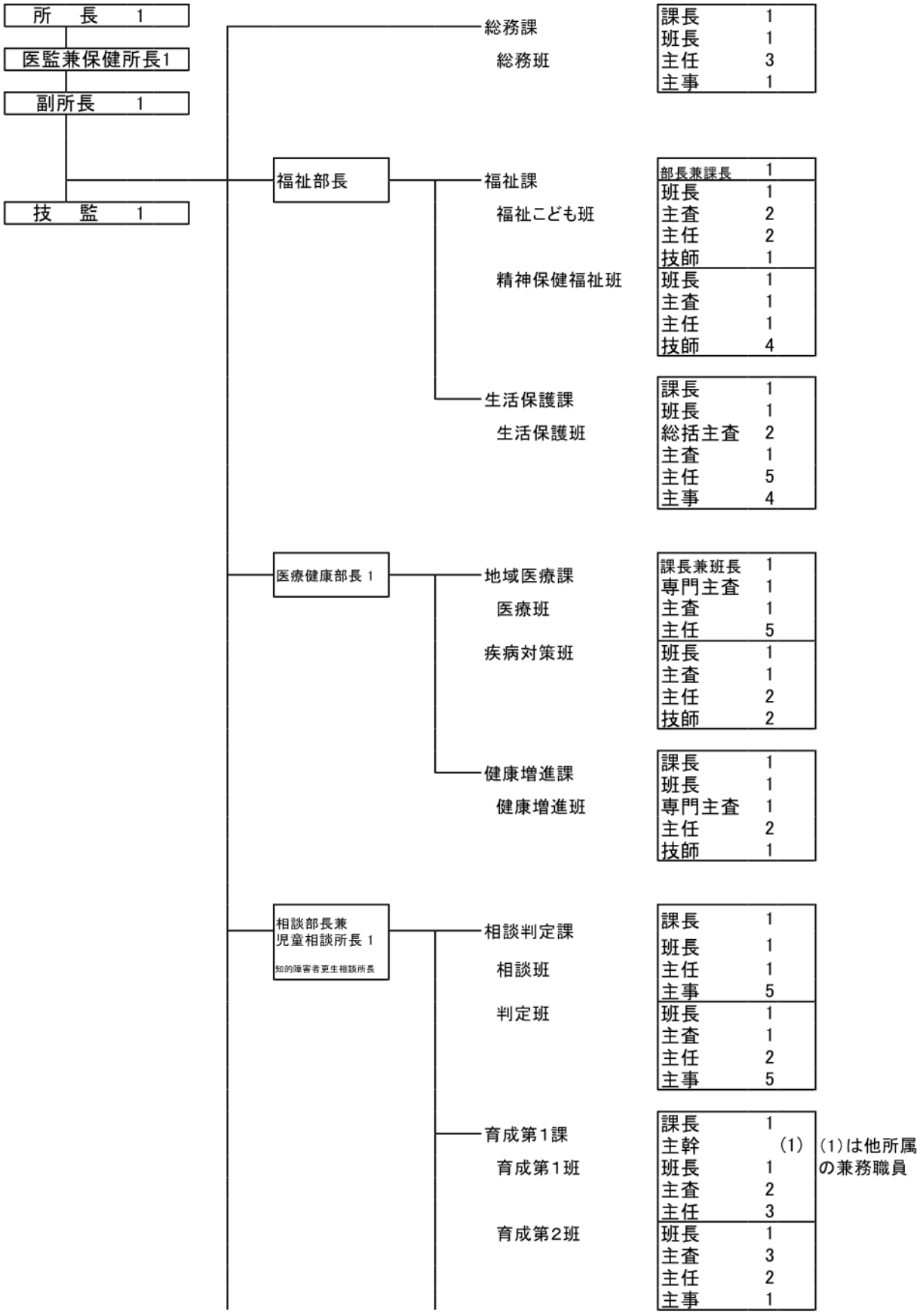
（環境部）

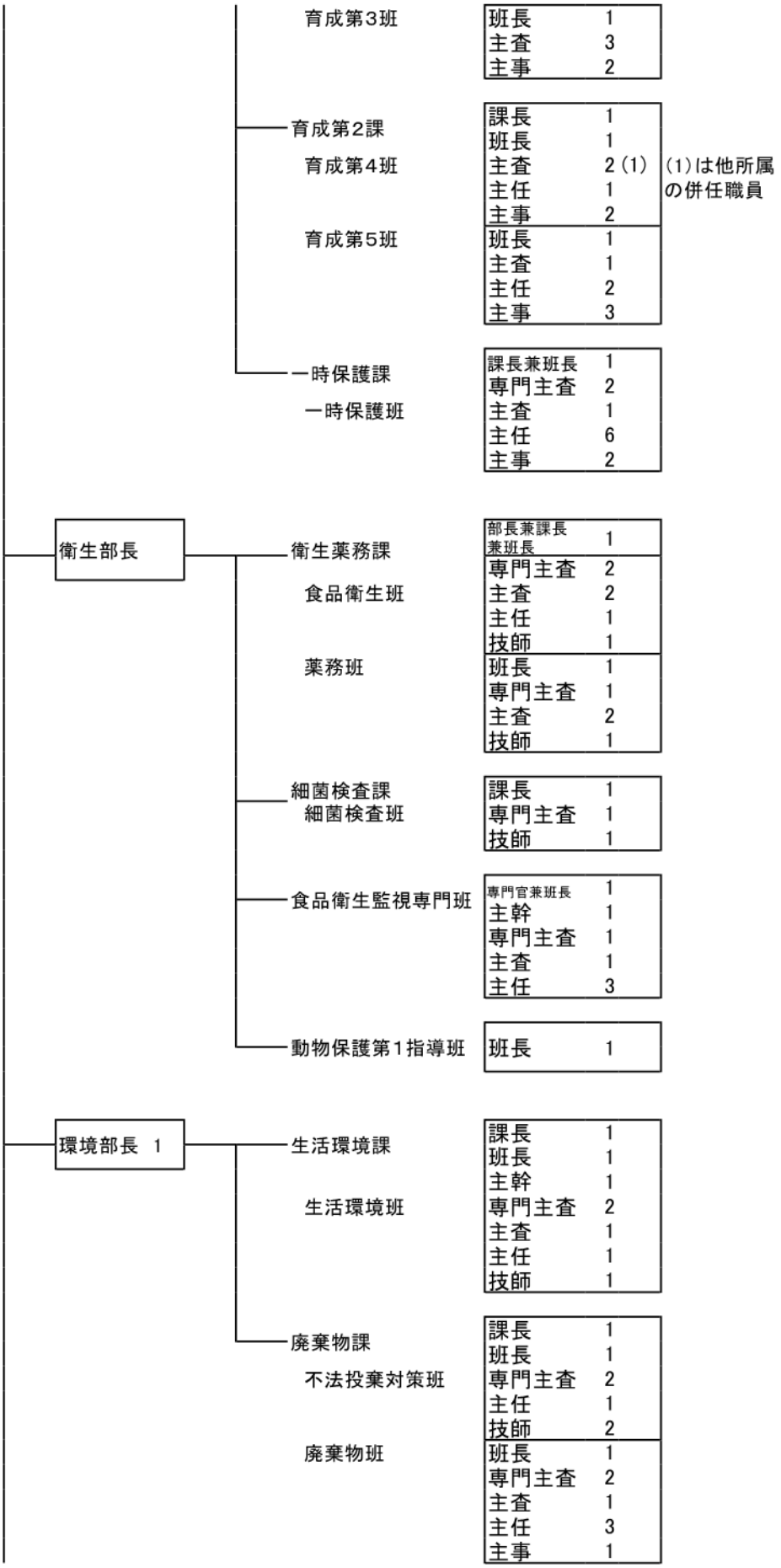
・生活環境課 ――― 水道・浄化槽・遊泳用プール・特定建築物業務、大気・水質・ダイオキシン・土壌汚染対策
※管轄区域は、一部が賀茂・熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内を含む（特定建築物を除く）

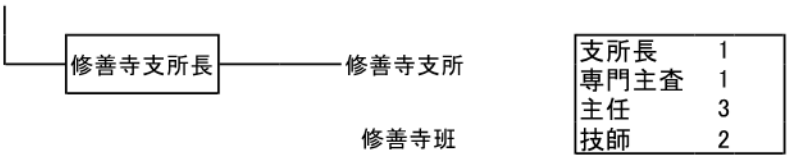
・廃棄物課 ――― 一般廃棄物、産業廃棄物、自動車リサイクルの許認可、ＰＣＢ廃棄物届出、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄対策
※管轄区域は、熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内を含む

修善寺支所 ――― 健康づくり、母子保健、精神保健、難病対策、感染症対策等の保健関係、食品衛生、動物愛護、薬事、環境衛生、温泉等の衛生関係、医務関係
※管轄区域は伊豆市

組織図


所　長　1
医監兼保健所長1
副所長　1
技　監　1
総務課
総務班
課長 1
班長 1
主任 3
主事 1
福祉部長
福祉課
部長兼課長 1
福祉こども班
班長 1
主査 2
主任 2
技師 1
精神保健福祉班
班長 1
主査 1
主任 1
技師 4
生活保護課
生活保護班
課長 1
班長 1
総括主査 2
主査 1
主任 5
主事 4
医療健康部長 1
地域医療課
医療班
課長兼班長 1
専門主査 1
主査 1
主任 5
疾病対策班
班長 1
主査 1
主任 2
技師 2
健康増進課
健康増進班
課長 1
班長 1
専門主査 1
主任 2
技師 1
相談部長兼
児童相談所長 1
知的障害者更生相談所長
相談判定課
相談班
課長 1
班長 1
主任 1
主事 5
判定班
班長 1
主査 1
主任 2
主事 5
育成第1課
育成第1班
課長 1
主幹 (1)
班長 1
主査 2
主任 3
(1)は他所属の兼務職員
育成第2班
班長 1
主査 3
主任 2
主事 1


育成第3班
班長 1
主査 3
主事 2
育成第2課
育成第4班
課長 1
班長 1
主査 2 (1)
主任 1
主事 2
(1)は他所属の併任職員
育成第5班
班長 1
主査 1
主任 2
主事 3
一時保護課
一時保護班
課長兼班長 1
専門主査 2
主査 1
主任 6
主事 2
衛生部長
衛生薬務課
食品衛生班
部長兼課長兼班長 1
専門主査 2
主査 2
主任 1
技師 1
薬務班
班長 1
専門主査 1
主査 2
技師 1
細菌検査課
細菌検査班
課長 1
専門主査 1
技師 1
食品衛生監視専門班
専門官兼班長 1
主幹 1
専門主査 1
主査 1
主任 3
動物保護第1指導班
班長 1
環境部長 1
生活環境課
生活環境班
課長 1
班長 1
主幹 1
専門主査 2
主査 1
主任 1
技師 1
廃棄物課
不法投棄対策班
課長 1
班長 1
専門主査 2
主任 1
技師 2
廃棄物班
班長 1
専門主査 2
主査 1
主任 3
主事 1



職員数計　177人　　（兼務・併任職員は除く）

（その他会計年度任用職員等）

職　名	人　数
会計年度任用職員	60
臨時的任用職員	0

職員の年齢調

（令和８年６月30日現在）

年　　齢	人　　員	摘　　要
２０歳未満	０人	
２０歳以上３０歳未満	４２	
３０歳以上４０歳未満	４３	
４０歳以上５０歳未満	４２	
５０歳以上５６歳未満	１８	
５６歳以上６１歳未満	２０	
６１歳以上	１２	暫定再任用職員５名を含む
計	１７７	平均年齢　４０．９歳

（注）１　本庁は４月１日現在で調製する。

２　市町等への派遣職員、臨時職員、会計年度任用職員、先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は除く。

３　暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員がいる場合は、その旨を「摘要」欄に記載する。

健康管理

1　前年度受診状況

区　　分	内　　容
受診状況	受診者数　　１５３人 職員数　　１５３人
受診率	１００％
県平均受診率	１００％

(1) 未受診の理由

（注）１　前年度末日現在在籍している職員について記載する。
　　２　受診率算定に当たっては、休職・特休中、育休・産休・妊娠中、治療中及び海外派遣中等の職員は、算定の対象から除く。

2　本年度在籍者の健康管理区分結果

健康管理区分			人数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		２人
B１	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	０人
B２		要経過観察	０人
C１	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	１０人
C２		要経過観察	１人
D１	平常の勤務でよい。	要治療	４２人
D２		要経過観察	３６人
D３		医療不要	７０人
区分者計			１６１人
未区分者数			１６人
合　　計			１７７人

(1) 管理区分Ａ～Ｃ２該当者に対する措置状況

Ａ該当職員は、休職または特別休暇を取得し通院により治療に専念しており、定期的に報告を受けている。Ｃ１該当職員は、勤務をほぼ平常に行っており、症状によっては時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加えている。

(2) 未区分の理由

ア　産休・育休　　６人
イ　新規採用　　７人
ウ　自己都合による未受診　　人
エ　その他
（他部局等からの転入者）
３人

5　職員配置調

（令和8年6月30日現在）

区分		総務課	福祉部		医療健康部		相談部				衛生部				環境部		修善寺支所	計
			福祉課	生活保護課	地域医療課	健康増進課	相談判定課	育成第1課	育成第2課	一時保護課	衛生薬務課	細菌検査課	食品衛生監視専門班	動物保護指導班	生活環境課	廃棄物課		
所在地																	伊豆市 小立野	
担当区域																	伊豆市	
配置職員	職員(事)	6	4	13	5		18	20 (1)	13 (1)	12					1	5		97 (2)
	職員(技)	3 (1)	10		9	6			1		12	3	6	1	8	10	6	75 (1)
	暫定再任用職員(事)	1		1														2
	暫定再任用職員(技)				1								1				1	3
	定年前再任用短時間勤務職員(事)																	0
	定年前再任用短時間勤務職員(技)																	0
	計	10 (1)	14	14	15	6	18	20 (1)	14 (1)	12	12	3	7	1	9	15	7	177 (3)
	会計年度任用職員		10	11	13	1	7	1	1	7	1	1	1		2	3	1	60
	臨時的任用職員																	
	計	0	10	11	13	1	7	1	1	7	1	1	1	0	2	3	1	60
合計		10 (1)	24	25	28	7	25	21 (1)	15 (1)	19	13	4	8	1	11	18	8	237 (3)

（注）1 本表は、本庁においては課別に、出先機関等においては課、支所等の別に調製する。
2 「所在地」・「担当区域」の項は支所等のみについて記載し、担当区域が多数ある場合は、その代表地名外何々と記載する。
3 部局長（本庁）または所長（出先機関等）等は、行政組織規則に定める筆頭課に入れる。
4 市町等への派遣職員は除くこと。また、先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は（　）内に外書きにより記載する。
5　警察本部のかいについては、特定様式警察本部９とする。
6　県立学校にあっては、本様式によらず、特定様式教育委員会１で調製する。

Ⅱ　課・班別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1　総務課

（1）管理業務

ア　目的

コンプライアンスを推進するとともに、職場の衛生管理、安全管理に努め、職員が健康で快適に仕事に従事できる職場環境を整備する。

イ　実績

（ア）職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等が実施する研修会、講習会に積極的に参加させている。また、各部各課においても新規採用職員や転入職員の職場研修、ＯＪＴを行うことにより、職務上必要な専門知識の修得及び実務処理能力の向上に努めている。

（イ）職員の健康管理

県の実施する各種の健康診断により疾病の早期発見に努め、異常が発見された者には直ちに医師の治療を受けるよう指導するとともに、必要に応じて総務課長等が診察に立ち会っている。

また、計画的な年次有給休暇の取得や、家族休暇等による子育てへの参加の促進、職員厚生課の実施する職員元気回復事業への参加等、心身両面のリフレッシュを図り、職員の健康づくりに努めている。

さらに、「ひとり１改革運動」やＡＩの活用の推進等を通じて、事務事業の簡素化・効率化を図るとともに、定時退庁日及びワークライフバランス推進デーにおける定時退庁の徹底を図ることにより、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

（ウ）交通安全対策

毎月の定例部課長会議等を通じて事故事例の共有と注意喚起を行い、職員の交通安全意識の向上を図っている。また、東部出納室の実施する安全運転に関する研修会への参加等を通じて運転技能の向上に努め、事務所職員が一丸となって、交通安全に取り組んでいる。

（エ）会計・経理事務

会計・経理及び物品事務について、事業担当部署と連携し、正確かつ迅速に処理することにより、事業の円滑な推進に努めている。

（オ）職員の服務規律の徹底

コンプライアンスや適正な服務管理のため、各課長の事務分掌に役割を明記するとともに、内部統制やコンプライアンスリレー研修、毎月の定例部課長会議等を通じて、不適切な事務処理の防止について全ての職員へ注意喚起を行い、適切な事務の執行に努めている。

ウ　評価・改善

資料の紛失防止のためタブレット端末を活用するなど、新しい方法を取り入れながら、不適切事務の発生防止や事務の効率化に努めており、休暇取得の奨励、時間外勤務の縮減及び交通安全対策等の取組みとあわせて、引き続き適切な事務事業の執行に努めていく。

（２）　災害対策事務

ア　目的

地震等の災害時における管内医療・福祉等関係の災害対策に迅速かつ的確に対応できる体制を作る。

イ　実績

各種防災訓練の前後や実際の大雨の際に、所内の防災各チームごとに、災害対策マニュアルに基づいて実際にどう行動すべきかの確認を行い、本庁関係各課との連携方法や役割分担、各市町との連携方法等の確認や見直しを行った。

また、健康福祉部防災計画にあわせ、災害発生時の参集や初期対応が確実に実行できるよう災害対策マニュアルの継続的な見直しを行い、有事を念頭に置いた実効性のある災害対策の実行体制の整備に努めている。

ウ　評価・改善

職員の動員を含めた防災対応は、大規模地震と大雨等で大きく異なるとともに、各種システムによる情報収集、本庁関係各課や地域局、ＤＭＡＴ等外部組織との連携など、役割分担が多岐にわたるため、各種防災訓練等を通じて、防災対応が効率的で実効性のあるものとなるよう、マニュアル等の継続的な見直しを行っている。

また、それに基づいて、新たに指名された要員やＢ要員として参集した他所属職員が迷うことなく行動できるよう、引き続き、災害への対応力の向上に努めていく。

特に、航空搬送拠点での活動は、災害発生時に大きな役割を担うため、実践に即した訓練の実施により、有事の際に有効な対応ができるよう努めていく。

《福祉部》

2　福祉課

福祉課は、地域福祉、高齢者福祉、ひとり親家庭支援及び母子保健を含む子育て支援に係る事務、障害者保健福祉を所掌している。

地域福祉では、市町に対する避難行動要支援者支援、民生委員・児童委員活動の推進等を実施している。

高齢者福祉では、第10次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの充実に向け、圏域会議の開催等を実施している。

子育て支援では、県の行動計画である「しずおか次世代育成プラン」に基づき、子どもと子育て家庭に対する総合的な支援施策を展開している。また、困難を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、女性支援事業を実施している。

障害者保健福祉では、「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害を理解するための啓発事業や手話通訳者広域派遣事業を実施するほか、精神障害者の保健福祉対策等を実施している。

（1）市町に対する避難行動要支援者支援等

ア　避難行動要支援者支援

（ア）目的

高齢者や障害者などの「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難対策の推進について、市町の体制整備を円滑に進めるために支援する。

（イ）実績

健康福祉部の取組として、令和３年５月に改正された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」に基づき、市町の避難行動要支援者名簿の整備や、避難支援計画（全体計画・個別避難計画）の策定・推進を支援している。

また、令和３年５月の改正により、市町は避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化、概ね５年程度で優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成に取り組むことが市町に求められたことから、市町の個別避難計画作成支援に取り組んでいる。

a　調査の実施（消防庁及び健康福祉部政策管理局）

(a) 市町における避難行動要支援者の避難支援対策に係る取組状況調査

(b) 福祉避難所等の指定状況調査

b　市町への助言・指導

東部地域局等関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難行動支援対策の進捗状況を確認するとともに、問題点の解決に向けての助言・指導を行った。

・令和７年度

実施日	内　容	参加者
令和７年 ６月 19 日、 ６月 23 日	「個別避難計画市町意見交換会」 ・個別避難計画作成のポイントや事例紹介 ・３つのグループに分かれ、事前準備した資料を使用して意見交換を実施。 ・避難確保計画の策定に係る情報提供	・県（健康福祉部企画政策課、健康福祉センター、東部地域局） ・市町（福祉、防災関係課） ・県及び市町社会福祉協議会等 ・講師（□□□□□□　□□□□他）　　２日間計　約 57 人

（ウ）評価･改善

各市町の進捗状況を把握し、市町との意見交換会を通じての問題点の共有や先進県の個別避難計画の策定方法の研修の実施など、市町の避難支援計画の策定・推進を支援した。

イ　ホームレス自立支援等

（ア）目的

ホームレスの実態を関係機関が連携して状況を把握し、ホームレスの自立促進を図る。

（イ）実績

ホームレスの実態に関する全国調査

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、令和８年１月に市町に対してホームレス数の調査を実施した。

＜調査結果＞　　（単位：人）

区分／市町別	計	起居場所の内訳			
		公園	河川	駅舎	その他(道路・施設等)
沼津市	4	0	0	0	4
三島市	0	0	0	0	0
裾野市	0	0	0	0	0
伊豆市	0	0	0	0	0
伊豆の国市	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0
清水町	0	0	0	0	0
長泉町	0	0	0	0	0
合　計	4	0	0	0	4

（ウ）評価･改善

近年ホームレスは減少している。県のホームレス対策は「静岡県地域福祉支援計画」に基づき実施されるが、引き続き関係機関と情報共有し実態把握に努め、連携を図っていく。

（２）民生委員・児童委員活動の推進

ア　目的

民生委員や地区民生委員協議会の活動に要する経費等を助成するほか、委員の委嘱・解嘱を円滑に行うことなどにより、民生委員・児童委員活動の充実強化を図る。

イ　実績

民生委員・児童委員の任期は３年であり、令和７年12月１日に一斉改選した。

改選時点での民生委員・児童委員の定数は、沼津市で１人減員、裾野市で１人増員され、5市３町の合計で1,151人（主任児童委員を含む。）となった。

改選後は、随時の委嘱・解嘱に係る事務を行うとともに、市町に対して民生委員活動に要する経費に係る負担金を交付したり、民生委員・児童委員に対する研修に協力している。

ウ　評価・改善

民生委員・児童委員の活動充実に寄与した。今後とも、管内市町と連携しながら、民生委員・児童委員の活動の充実を通じて、地域福祉の推進を図っていく。

民生委員・児童委員調

（令和８年６月30日現在）

区分／市町別	定数（人）	現員（人）			１人１か月平均取扱件数（令和７年度）
		男	女	計	
沼津市	372	150	201	351	14.4
三島市	206	57	123	180	16.7
裾野市	99	57	42	99	17.9
伊豆市	110	58	49	107	9.5
伊豆の国市	128	73	48	121	11.7
市　計	915	395	463	858	14.3
函南町	75	40	32	72	13.3
清水町	66	15	39	54	21.7
長泉町	95	44	39	83	28.2
町　計	236	99	110	209	21.3
合　計	1,151	494	573	1,067	15.7

（注）本表は、主任児童委員を含む。

民生委員・児童委員の活動状況調

（令和７年度）

1　内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区　　分	件　数	１委員当たり	区　　分	件　数	１委員当たり
在宅福祉	934	0.9	高齢者に関すること	10,092	9.5
介護保険	502	0.5			
健康・保健医療	1,097	1.0			
子育て・母子保健	294	0.3			
子どもの地域生活	1,404	1.3	障害者に関すること	664	0.6
子どもの教育・学校生活	902	0.9			
生活費	660	0.6			
年金・保険	108	0.1	子どもに関すること	2,956	2.8
仕事	77	0.1			
家族関係	513	0.5			
住居	237	0.2	その他	2,961	2.8
生活環境	1,064	1.0			
日常的な支援	4,369	4.1			
その他	4,512	4.2	計	16,673	15.7
計（１）	16,673	15.7			

2　その他の活動件数	活動区分	件　数	１委員当たり
	調査・実態把握	11,151	10.5
	行事・事業・会議への参加協力	17,726	16.6
	地域福祉活動・自主活動	32,319	30.4
	民児協運営・研修	34,795	32.7
	証明事務	1,978	1.9
	要保護児童の発見の通告・仲介	160	0.2
	計（２）	98,129	92.3

3　相談・支援・調査のため	区　　分	件　数	１委員当たり
	相談・支援及び活動件数（１）＋（２）	114,802	108.0
	前年同期	128,493	116.2
	活動日数	117,684	110.7
	訪問回数	92,134	86.7
	連絡調整回数	71,328	67.1

（３）静岡県長寿社会保健福祉計画の推進

県は、令和６年３月に、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする第 10 次静岡県長寿社会保健福祉計画「ふじのくに長寿社会安心プラン」を策定した。

この計画は、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」を一体のものとして作成されたものであり、長寿者に係る保健・福祉・介護等の総合的な計画と位置付けられるとともに、「静岡県保健医療計画」との整合性を確保しつつ定められた。

計画では、「地域共生社会」を目指して、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」、「健康づくりと介護予防・重度化防止の推進」、「認知症とともに暮らす地域づくり」、「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」、「自立と尊厳を守る介護サービスの充実」及び「地域包括ケアを支える人材の確保・育成」の６つを施策の柱としてそれぞれの具体的な施策を推進する。

当センターにおいては、この計画を推進するため、駿東田方圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議（圏域会議という。）を駿東地域と三島・田方地域に分割し、令和７年度は下表のとおり２回ずつ開催した。

令和８年度はこの会議を２地域で各２回ずつ開催予定である。

区分	開催日	場所	参加者	人数
駿東地域	令和７年９月 24 日 令和８年２月９日	東部総合庁舎 及びオンラインによる ハイブリッド開催	医師会、病院、訪問看護、介護施設、薬剤師会等の団体委員、管内市町高齢者福祉担当課長	20 人
三島・田方地域	令和７年９月９日 令和８年１月 26 日			20 人

（管内の高齢者数及び高齢化率）

令和８年１月１日現在、管内に居住する 65 歳以上の高齢者は 165,274 人で前年に比べて 263 人増加している。高齢化率は 31.8％であり、県平均の 31.1％より 0.7 ポイント高い。

高　齢　者　数　等　の　調

区分 / 市町別		総人口（人）	高齢者数 60才以上65才未満（人）	高齢者数 65才以上（人）	高齢者数 計（人）	総人口に対する65才以上の人口比（％）	老人クラブ クラブ数	老人クラブ 加入者数（人）	老人クラブ 加入率（％）
沼津市	令和6年度	186,676	12,493	60,954	73,447	32.7%	42	1,578	2.1%
	令和7年度	184,563	12,597	60,954	73,359	32.9%	39	1,429	1.9%
	令和8年度	183,750	12,922	60,797	73,719	33.1%	27	991	1.3%
三島市	令和6年度	105,552	6,705	32,304	39,009	30.6%	27	1,406	3.6%
	令和7年度	104,401	6,828	32,291	39,119	30.9%	28	1,402	4.0%
	令和8年度	103,790	7,046	32,320	39,366	31.1%	30	1,392	3.5%
裾野市	令和6年度	48,869	2,994	14,030	17,024	28.7%	17	811	4.8%
	令和7年度	48,375	2,989	14,127	17,116	29.2%	15	719	4.7%
	令和8年度	48,273	3,068	14,164	17,232	29.3%	13	684	4.0%
伊豆市	令和6年度	28,012	2,104	11,965	14,069	42.7%	11	395	2.8%
	令和7年度	27,404	2,065	11,828	13,893	43.2%	9	358	2.6%
	令和8年度	27,127	2,080	11,802	13,882	43.5%	9	342	2.5%
伊豆の国市	令和6年度	46,378	2,925	15,827	18,752	34.1%	28	1,466	7.8%
	令和7年度	45,791	2,982	15,796	18,778	34.5%	23	1,309	7.0%
	令和8年度	45,395	3,073	15,771	18,844	34.7%	23	1,195	6.3%
函南町	令和6年度	36,412	2,321	12,018	14,339	33.0%	9	441	3.1%
	令和7年度	36,006	2,382	11,954	14,336	33.2%	9	403	3.5%
	令和8年度	35,950	2,437	11,986	14,423	33.3%	7	324	2.2%
清水町	令和6年度	31,706	1,820	8,488	10,308	26.8%	19	902	8.8%
	令和7年度	31,501	1,922	8,462	10,384	26.9%	15	750	7.2%
	令和8年度	31,482	2,023	8,572	10,595	27.2%	13	624	5.9%
長泉町	令和6年度	43,513	2,271	9,771	12,042	22.5%	16	833	6.9%
	令和7年度	43,480	2,423	9,791	12,214	22.5%	17	817	7.9%
	令和8年度	43,571	2,525	9,862	12,387	22.6%	18	827	6.7%
計	令和6年度	527,118	33,633	165,357	198,990	31.4%	169	7,832	3.9%
	令和7年度	521,521	34,188	165,011	199,199	31.6%	155	7,187	3.9%
	令和8年度	519,338	35,174	165,274	200,448	31.8%	140	6,379	3.2%

（人口・高齢者数は令和８年１月１日行政基礎調査の数値）

（４）敬老の日記念事業

ア　目的

老人の日を記念して、「老人の日・老人週間」の周知と長寿を祝い、100 歳該当者を訪問し、内閣総理大臣及び知事の寿詞（祝い状）・記念品を贈呈伝達し、敬愛精神の高揚と啓発を図る。

なお、平成 26 年度から事業名が「老人の日記念事業」から「敬老の日記念事業」と改称されたが、老人福祉法上では従来どおり老人の日と呼称する。

イ　実績

項目／市町別	祝百歳長寿者（祝状贈呈者）（人）（令和７年度）	管内の百歳以上長寿者（人）（令和７年９月１日現在）
市　部	124	364
町　部	25	64
計	149	428

※祝百歳長寿者（祝状贈呈者）の人数は、当センターが贈呈した沼津市、三島市、函南町、清水町及び長泉町の在住者数（裾野市、伊豆市及び伊豆の国市の贈呈者数はそれぞれの市から贈呈されており当センターから贈呈していないため、人数に含めていない）

※管内の百歳以上長寿者の人数は、管内８市町の令和７年９月１日現在の在住者数

ウ　評価・改善

多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝い県民の敬愛精神の高揚と高齢者の福祉の増進が図られた。

（５）　地域リハビリテーション強化推進事業

ア　目的

高齢者等が住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らし続けることのできるよう、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを提供するため、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域のリハビリテーション支援体制の整備を図る。

イ　実績

（ア）広域支援センター等の指定状況　　（令和８年６月 30 日現在）

地域リハビリテーション広域支援センター		地域リハビリテーション支援センター	
医療機関名	指定年月日	医療機関名	指定年月日
中伊豆リハビリテーションセンター	平成 13 年２月７日	ＮＴＴ東日本伊豆病院	平成 15 年 10 月８日
		中伊豆温泉病院	平成 15 年 10 月８日
		フジ虎ノ門整形外科病院	平成 15 年 10 月８日
		沼津リハビリテーション病院	令和２年８月 27 日

（イ）事業内容（広域支援センターに業務委託）　　（令和７年度）

内　　容	回 数 等
リハビリテーションの活用に係る多職種連携	研修会１回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進	研修会６回
リハビリテーションの視点を導入したケアプラン作成モデル	研修会１回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進	研修会１回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	連絡協議会1回

ウ　評価・改善

多職種を対象としたリハビリテーションの活用・理解促進を目的とする研修やリハビリテーションの視点をケアプラン等に導入するための研修、高齢者以外の分野に対するリハビリテーションの推進等により、リハビリテーション提供体制の強化を図ることができた。

（６）戦傷病者・戦没者遺族等の援護対策

ア　目的

戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する事業を実施する。

イ　実績

慰霊祭、追悼式出席状況(令和７年度)

主催者	市	町	県	国
出席数	4	3	1	0

ウ　評価・改善

慰霊祭等に県を代表して出席し、遺族及び地域の方々に慰霊の意を表した。

（７）ひとり親家庭の自立支援対策

離婚等を原因とするひとり親家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金の貸付等を行いその自立を支援している。

ア　ひとり親家庭自立支援給付金事業

（ア）目的

母子家庭の母及び父子家庭の父の就労を促進するため、職業能力開発のための講座を受講する場合の受講料等や修業期間中の生活費を助成する。

（イ）実績

郡部（町）居住の母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、生活自立への支援を図っている。特に、高等職業訓練促進給付金を活用して看護師の資格を取得し、病院勤務を実現させたケースなど、母子及び父子世帯の自立に向けて有効活用されている。

・自立支援教育訓練給付金：受講費用の 60％相当額

・高等職業訓練促進給付金

市町民税非課税世帯･･･月額 100,000 円　　市町民税課税世帯･･･月額 70,500 円

（最終 12 ヶ月は月額 40,000 円増加）

（令和８年６月 30 日現在）

年　　度	自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金等	
	件数	助成金額（円）	件数	助成金額(円)
令和６年度	３	５５４，８００	１５	８，９３５，５００
令和７年度	７	７４４，０００	１２	９，３８６，５００
令和８年度	２	６００，０００	５	６３５，０００

（ウ）評価・改善

自立を目指す母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就労に必要な自立支援教育訓練や高等職業訓練の受講機会を付与し支援を図った。

イ　母子父子寡婦福祉資金貸付事業

（ア）目的

修学資金等の貸付を行うことにより、母子・父子家庭等の経済的自立の助長や生活意欲の向上を図り、その扶養する児童の福祉の向上を増進する。

（イ）実績

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表(健康福祉部 16)のとおり

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調（健康福祉部 17）のとおり

（ウ）評価・改善

子や父母の修学・技術習得のための貸付は、母子・父子家庭の経済的自立及び児童の修学に大きく貢献している。償還については、父母、子及び連帯保証人への償還指導により滞納額の減少に効果をあげているものの、母子・父子家庭を取り巻く家計状況は依然として厳しく、生活困窮等の事情による新たな滞納者の発生もある。

過年度分の滞納額が大きいこともあり、償還未済額が累積しているため、質・量を考慮した効果的な滞納整理に努めている。

（８）　女性支援事業

ア　目的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）に基づき、暴力被害女性及び要保護女性の早期発見、相談、指導・援助、一時保護を行うことにより人権の擁護、男女平等の実現を図る。

イ　実績

相談件数は、次頁の「（別紙）主訴別受付状況(相談件数)」のとおりであり、相談内容別には夫等の暴力が全体の半数を占めている。

ＤＶ相談では、関係機関等との協議・調整に多くの時間を費やす事例が多く、また、相談技術のみならず、各種制度に関する高い専門性が要求されることから、主に女性相談支援員が対応しているが、緊急性も高いことから相談員だけでなく組織ぐるみで対応している。

ウ　評価・改善

夫等によるＤＶ被害、家庭内問題及び精神的問題など多様な相談に対して適切な助言等を行うとともに、必要に応じ関係機関とも連携し対処した。

（別紙）　主訴別受付状況（相談件数）

（令和８年６月30日現在）

主訴			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人間関係	夫等	夫等の暴力	４９	３７	５９	３６	８
		薬物中毒・酒乱					
		離婚問題	４	３		１１	
		その他	８	４	２	３	３
	子ども	子どもの暴力	２	１	１	１	１
		養育困難					
		その他	２	２	３	５	１
	親族	親の暴力	３	５	３	１	
		その他の親族の暴力	２	１	２		
		その他	１	２	３	２	３
	交際相手	交際相手の暴力	６	１１	９	３	
		同性の交際相手の暴力					
		その他	１		１		１
	その他	その他の者の暴力	２	５	３	２	
		男女問題					
		家庭不和	２		１	１	
		その他	７	１５	１８	２	
経済関係	生活困窮		１	２	３	５	１
	サラ金・借金		１				
	求職					１	
	その他		１		１	１	
医療関係	病気					１	
	精神的問題		１		７	６	
	妊娠・出産						
	その他						
その他	住居問題			２	１	３	１
	帰住先なし				１	３	３
	不純異性交遊				１		
	売春強要						
	ヒモ・暴力団関係						
	５条違反						
	人身取引						
	ストーカー			１			
計			９３	９１	１１９	８７	２２

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

（母子福祉資金）　　（令和8年6月30日現在）　　（単位：千円）

区分 / 資金別	昭和42年度～令和5年度の累計		令和6年度				令和7年度				令和8年度（4月～6月）				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始	147	130,110													147	130,110
事業継続	101	41,020													101	41,020
修学	23,128	7,809,493	346	176,016	346	176,016	354	180,509	354	180,509	320	43,827	320	43,827	24,148	8,209,845
就学支度	5,696	1,686,582	102	42,139	102	42,139	95	36,145	95	36,145	36	12,185	36	12,185	5,929	1,777,051
修業	145	45,948	1	422	1	422									146	46,370
就職支度	12	1,435													12	1,435
住宅	104	37,170													104	37,170
医療介護	13	2,228													13	2,228
技能習得	79	32,832	3	2,448	3	2,448	1	816	1	816					83	36,096
転宅	44	9,294	2	300	2	300	1	260	1	260					47	9,854
生活	128	76,049	7	3,969	7	3,969	2	1,296	2	1,296					137	81,314
結婚	2	400													2	400
児童扶養	8	1,211													8	1,211
特例児扶	12	1,103													12	1,103
計	29,619	9,874,875	461	225,294	461	225,294	453	219,026	453	219,026	356	56,012	356	56,012	30,889	10,375,207

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

（父子福祉資金）　　（令和8年6月30日現在）　　（単位：千円）

区分／資金別	昭和42年度～令和5年度の累計		令和6年度				令和7年度				令和8年度（4月～6月）				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始	0	0														
事業継続	0	0														
修学	214	97,274	22	11,694	22	11,694	17	10,794	17	10,794	17	2,718	17	2,718	270	122,480
就学支度	68	25,622	6	2,980	6	2,980	5	2,400	5	2,400	2	560	2	250	81	31,252
修業	0	0														
就職支度	0	0														
住宅	0	0														
医療介護	0	0														
技能習得	0	0														
転宅	0	0														
生活	0	0														
結婚	0	0														
児童扶養	0	0														
特例児扶	0	0														
計	282	122,896	28	14,674	28	14,674	22	13,194	22	13,194	19	3,278	19	2,968	351	153,732

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

（寡婦福祉資金）　　（令和8年6月30日現在）　　（単位：千円）

区分／資金別	昭和42年度～令和5年度の累計		令和6年度				令和7年度				令和8年度（4月～6月）				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始	52	29,900													52	29,900
事業継続	48	19,630													48	19,630
修学	736	279,648													736	279,648
就学支度	34	14,296													34	14,296
修業	28	5,278													28	5,278
就職支度	3	220													3	220
住宅	120	56,525													120	56,525
医療介護	3	459													3	459
技能習得	4	502													4	502
転宅	0	0														
生活	3	792													3	792
結婚	11	850													11	850
児童扶養	0	0														
特例児扶	0	0														
計	1,042	408,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,042	408,100

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

（母子福祉資金）　　（単位：円）

区分／年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
2年以前年度分	9,161,413,898	4,541,110,625	6,701,317,623	11,242,428,248	1,552,176,414	4,368,877,358	5,921,053,772	1,019,528	5,320,354,948			52.7%
3年度	228,728,172	419,847,068	355,128,872	732,343,683	19,561,295	311,949,400	312,496,615		419,847,068	6.5%	86.2%	42.7%
4年度	218,167,233	443,465,245	343,786,415	774,975,940	31,496,185	301,310,761	331,510,695	955,101	443,465,245	4.7%	87.8%	42.8%
5年度	231,059,554	453,288,880	344,882,836	787,050,927	14,208,693	299,988,508	332,806,946		453,288,880	7.1%	87.6%	42.3%
6年度	225,294,746	483,974,515	334,262,935	818,237,450	18,383,100	286,143,017	304,526,117		513,711,333	3.8%	85.6%	37.2%
7年度	219,026,554	514,893,639	316,612,227	831,505,866	16,060,474	269,477,207	285,537,681	3,753,740	542,214,445	3.1%	85.1%	34.3%
（合計）	10,283,690,157							5,728,369				
当該年度（令和8年6月現在）	56,012,258	542,598,271	79,518,081	622,116,352	4,531,306	66,427,178	70,958,484		551,157,868	0.8%	83.5%	11.4%

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

（父子福祉資金）　　（単位：円）

区分／年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
2年以前年度分	77,245,400	1,978,199	10,023,205	12,001,404	3,722	8,165,404	8,169,126		3,832,278	0.2%	81.5%	68.1%
3年度	16,023,550	1,854,079	6,061,508	7,915,587	93,218	5,301,048	5,394,266		2,521,321	5.0%	87.5%	68.1%
4年度	16,317,880	2,521,321	6,961,548	9,482,869	44,637	6,083,992	6,128,629		3,354,240	1.8%	87.4%	64.6%
5年度	13,285,940	3,354,240	8,543,517	11,897,757	31,869	7,505,971	7,537,840		4,359,917	1.0%	87.9%	63.4%
6年度	14,674,000	4,359,917	9,115,387	13,475,304	321,466	8,238,609	8,560,075		4,915,229	7.4%	90.4%	63.5%
7年度	13,194,000	4,915,229	9,573,575	14,488,804	480,000	8,395,709	8,875,709		5,613,095	9.8%	87.7%	61.3%
（合計）	150,740,770											
当該年度（令和8年6月現在）	3,278,000	5,613,095	2,425,637	8,038,732	90,000	2,000,408	2,090,408		5,948,324	1.6%	82.5%	26.0%

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

（寡婦福祉資金）　　（単位：円）

区分／年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
2年以前年度分	404,772,000	109,302,775	417,658,436	526,961,211	25,781,535	355,710,490	381,492,025	530,446	144,938,740			72.5%
3年度	0	7,337,223	4,718,255	12,055,478	236,526	4,170,657	4,407,183		7,648,295	3.2%	88.4%	36.6%
4年度	1,832,000	7,648,295	3,413,982	11,062,277	358,539	2,915,579	3,274,118		7,788,159	4.7%	85.4%	29.6%
5年度	1,495,500	7,788,159	2,754,311	10,542,470	315,000	2,159,785	2,474,785		8,067,685	4.0%	78.4%	23.5%
6年度	0	8,067,685	2,535,997	10,603,682	216,718	1,846,575	2,063,293		8,540,389	2.7%	72.8%	19.5%
7年度	0	7,358,083	2,253,546	9,611,629	443,840	1,781,606	2,225,446		7,386,183	6.0%	79.1%	23.2%
（合計）	408,099,500							530,446				
当該年度（令和8年6月現在）	0	7,002,357	540,798	7,543,155	175,571	365,307	540,878		7,002,277	2.5%	67.5%	7.2%

（９）母子保健対策

ア　乳幼児発達相談指導事業

（ア）目的

心身の発達が正常範囲になく、または出生時の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有すると認められ、精神発達面・運動発達面に障害を招来するおそれがある児童に対し、心理士等による相談指導を行う。

（イ）実績

（令和７年度）

実施回数 回	実人員 人	延べ人員 人	受診結果（実人員）　人				
			異常なし	異常あり			
				経過観察	要精検	要医療	既医療
2	8	8	0	6	0	2	0

（ウ）評価・改善

清水町のみ本事業を利用し、フォローを行っていた。令和８年度からは町で事業を実施するため令和７年度で終了とする。

イ　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

（ア）目的

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

（イ）実績

（すこやか交流会）

小児慢性特定疾病等により運動・精神発達の遅れがある児童を養育する保護者の孤立防止を通して児の健やかな成長を支えるため、保護者同士の交流や情報交換を行う。

	実施回数	実人員	延べ人員	内容
令和７年度	２回	10 人	17 人	10／10：先輩保護者との交流「就園・就学の経験を聞いてみよう」 歯科医師による歯の話、家族会の紹介 12／19：クリスマス会、保護者交流会

（講演･交流会）

小児慢性特定疾病医療受給者を対象に講演会と交流会を同時開催とし、悪性新生物・心疾患・消化器疾患の当事者を招き、経験談を語ってもらった。

実施日時（場所）	内容	人数
令和７年９月６日（土） 午後 13 時 30 から 15 時 45 分 （東部総合庁舎別棟２階）	「大人になるにあたってのサポート～病気と付き合いながらの進学・就職～」 講師：静岡県小慢自立支援員 □□□□氏 ・先輩当事者による経験談 ・交流会	受給者２名 保護者８名 支援者１名 家族会３名 You Tube 再生回数 44 回

（ウ）評価・改善

「すこやか交流会」は令和６年度までは「すこやかサークル」として、市町と連携し育児や療育に関する情報提供及び保護者間の交流、愛着形成を促進する教室形式で実施していた。令和７年度からは、対象児の保育園入園や児童発達支援センター利用の増加により参加者の減少が見込まれたため、保護者同士の交流及び情報交換に重点を置いた交流会を開催した。

また、受給者及びその家族から悩みや情報共有の場を求める意見が多く寄せられたことを受け、令和５年度よりターナー症候群、悪性新生物、慢性心疾患に対象を限定した交流会を実施している。令和７年度は講演会と交流会を同時に開催し、先輩当事者の経験談を聴取し交流の機会を設けた。今後も受給者及びその家族の要望を踏まえ、当事者が交流できる機会の提供に努めていく。

ウ　母子保健関係職員等支援事業

（ア）目的

市町保健師等を中心とした母子保健関係者に対して母子保健事業の質の向上を目的にした会議や研修等を実施している。

（イ）実績

a　市町母子保健担当者業務連絡会（御殿場保健所と共催）

実施年月日	内　　容	人数
令和７年４月 25 日	・自己紹介 ・県の今年度事業等について ・情報交換 ・その他	18 人

b　母子保健関係職員等研修会

実施年月日	内　容	出席者
令和８年２月９日	５歳児健診の実施のまとめと支援状況やフォロー体制について アドバイザー：□□□□□□ □□□　□□□□氏	母子保健担当職員 23 人

（ウ）評価・改善

市町の取組状況や現状を把握し、市町の要望を踏まえた内容を実施している。令和７年度から三島市を除く管内全ての市町が５歳児健診を開始し、令和８年度からは管内全ての市町が５才児健診を開始した。健診が適切に実施できるよう、今後も情報交換や研修を実施していく。

エ　母子保健分野における地域こども虐待予防事業

（ア）目的

地域における虐待予防対策の充実を図るため、母子保健活動を行う保健師等が、虐待予防の視点や援助技術を向上させるとともに、地域の妊産婦及び母子を支援する関係者によるネットワークの構築を行う。

（イ）実績

a 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

実施年月日	内　容	出席者
令和７年 11 月５日 （オンライン会議）	・講義:静岡の外国人医療の現状と課題について 講師：□□□□□□　□□□□ 医師 ・外国人妊産婦との面談を想定した医療通訳ロールプレイ 進行・医療通訳：静岡県国際交流協会 ・外国人妊産婦の事例提供・意見交換 事例提供者：□□□□□□　□□□□ 医師	産科医療機関・助産院の医師、看護師、助産師、市町保健師、保健所保健師等　46 人
令和７年 11 月 26 日 （オンライン会議）	・東部地域の外国人妊産婦支援の現状と医療通訳の活用について 講師：静岡県国際交流協会 ・パネルディスカッション：外国人の困り毎について ・グループディスカッション：私たちにできること ・やさしい日本語講座ワークショップ	産科医療機関・助産院の医師、看護師、助産師、市町保健師、保健所保健師等　44 人

（ウ）評価・改善

妊娠期、新生児期の母子に関わる医療機関と市町が、切れ目ない支援を行えるよう、現状の課題等を共有することを目的に毎年度実施している。近年は外国人妊産婦の増加により対応に苦慮する医療機関・市町が増加していることから、外国人妊産婦支援に対して研修会を実施した。今後も現場における課題感を捉え、市町・医療機関等が切れ目ない支援が行えるよう研修の機会を設けていく。

オ　不妊治療費（先進医療）助成事業

（ア）目的

令和４年度から体外受精等が保険適用となり、国庫補助事業は廃止されたが、先進医療に係る費用は自己負担となるなど不妊治療に係る経済的負担は大きい。このため、子どもを持ちたいと希望する方が経済的理由で選択肢を狭めることがないよう、一定程度の効果があり、保険診療との併用が認められている先進医療に対する助成事業が令和６年度から創設された。

（イ）実績

助成件数

区　　分	令和７年度	令和８年(令和8年6月30日現在)
助成件数	377件	50件

（ウ）評価・改善

人工授精を含む一般不妊治療、体外受精、顕微授精、男性不妊の手術などの生殖補助医療が保険適用となったが、引き続き保険が適用されず高額な医療費のかかる先進医療について費用を助成することで、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減がはかられている。

カ　不育症検査費用助成制度

（ア）目的

現在、研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

（イ）実績

助成件数

区　　分	令和７年度	令和８年(令和8年6月30日現在)
助成件数	２件	１件

（ウ）評価・改善

対象検査の指定医療機関が県内に無いことから例年申請がなかったが、令和７年５月に県内に指定医療機関のある「抗ネオセルフβ2グリコプロテインⅠ複合体抗体検査」が追加されたことで、申請件数が増加した。保険が適用されず高額な医療費のかかる先進医療について費用を助成することで、不育症に悩む女性の経済的負担の軽減がはかられている。

キ　小児慢性特定疾病医療費助成事業

（ア）目的

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援にかかる医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

（イ） 実績

小児慢性特定疾病医療受給者証所持状況（人数）　（令和７年度）

疾患区分／市町名	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子疾患	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
沼津市	14	2	2	19	12	2	2	0	5	11	3	5	0	3	0	80
三島市	6	2	2	6	9	0	0	5	1	5	3	2	1	3	2	47
裾野市	1	1	0	10	3	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	20
伊豆市	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8
伊豆の国市	4	0	2	6	6	0	0	0	1	3	1	2	0	0	0	25
函南町	4	1	1	4	3	0	1	0	0	1	2	0	0	1	0	18
清水町	5	1	1	2	3	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	16
長泉町	3	0	0	5	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	15
計	38	9	9	54	36	5	3	6	9	23	12	11	1	11	2	229

（令和８年６月 30 日現在）

疾患区分／市町名	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子疾患	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
沼津市	14	2	2	19	12	2	2	0	5	11	3	5	0	3	0	80
三島市	7	2	2	7	9	0	0	5	1	5	3	2	1	3	2	49
裾野市	1	1	0	10	3	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	20
伊豆市	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8
伊豆の国市	5	0	2	6	6	0	0	0	1	3	1	2	0	0	0	26
函南町	4	1	1	4	3	0	1	0	0	1	3	0	0	1	0	19
清水町	5	1	1	2	3	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	16
長泉町	3	0	0	5	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	15
計	40	9	9	55	36	5	3	6	9	23	13	11	1	11	2	233

（ウ）評価・改善

例年通りの更新手続きが行われた。少子化に加え、こども医療費助成の拡充に伴い、申請件数は毎年減少傾向である。

[障害福祉関係]

県は、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定し、これらを「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称している。

現在は、令和６年３月に策定した第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画（計画期間：令和６年度から令和８年度）に基づき、障害者福祉施策を推進している。

（１）障害児（者）福祉対策

ア　障害理解の推進

（ア）目的

「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害についての正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら『共生する社会』の実現を図る。

（イ）実績

a　障害者週間推進事業

障害者への理解を深めるため「障害者週間」（12 月３日から 12 月９日）の啓発を行った。

（令和７年度）

日時	場所	内容
令和７年 11 月 23 日	沼津市役所 玄関前ホール	手をつなぐ育成会主催バザーにて啓発品 200 個を来場者に配布。
令和７年 12 月 3 日～11 日	東部総合庁舎２階ロビー、沼津産業ビル１階ギャラリープラザ	障害者週間啓発チラシ、ヘルプマーク周知チラシを掲示。啓発品を東部総合庁舎に 100 個、沼津産業ビルに 55 個配架。

b　手話であいさつ運動

ろう者と聞こえる人がお互いに尊重しあい、誰もが地域の一員として生活できる社会を目指す「静岡県手話言語条例」を踏まえ、手話の普及・啓発を行った。

開催日	場所	内容
令和８年２月 24 日	裾野市立富岡第一小学校	講話、手話体験　４年生　67 名

※平成 26 年度から、県庁障害福祉課に事務集約化されたが、開催場所の選定や開催当日の事業運営について当所が協力して実施している。

（ウ）評価・改善

「障害者週間」における啓発活動により、障害者に対する県民の理解の促進が図られた。

令和８年度も対面での街頭キャンペーンと非対面での掲示・配架を組み合わせより多くの方へ周知を行っていく。

イ　社会参加促進

（ア）目的

身体障害者が地域社会の中で自立し、社会に参加するために必要な支援を行う。

（イ）実績

a　手話通訳者派遣事業

手話通訳者派遣状況

区分＼年度	令和７年度	令和８年度（６月 30 日現在）
件　　数	110　件	26　件
延　時　間	532 時間 25 分	84 時間 40 分

※　手話通訳者派遣事業は、平成 16 年度に県から市町に移行。県は県内の聴覚障害者団体が主催又は共催する広域的な行事に対する派遣を実施。

b　手話通訳者設置事業

市町における手話奉仕員の養成支援や手話通訳者派遣コーディネート等を行なう手話通訳者を１人（会計年度任用職員(週 29 時間勤務)）配置している。

（ウ）評価・改善

手話通訳者を介して聴覚障害者と健常者とのコミュニケーションが実現し、聴覚障害者の福祉の増進と社会参加の促進が図られた。

（２）精神保健福祉対策

ア　精神障害者医療保護対策

精神障害者の医療保護は、精神保健福祉法に基づいて行われている。

なかでも、自傷他害のおそれがあると認められる精神障害者等は、警察等関係機関からの通報等に基づき、措置入院等による医療及び保護を行っている。

夜間・休日の通報体制については、賀茂地区を除く県保健所管轄地区を東部班と中西部班に集約し、東部班は４保健所（熱海、東部、御殿場、富士）が当番制で対応している。なお、東部班では東部総合庁舎に警察等からの通報受理及び移送のための運転を行う会計年度任用職員が常駐している。

（ア）通報及び保護申請等による措置

a　目的

警察官や検察官等からの通報及び家族等からの保護申請に対して、保健所職員が調査を行い、精神保健指定医の診察を実施する等した上で、医療及び保護のための入院等必要な措置を行う。

b　実績

精神保健福祉法に基づく通報及び保護申請状況　（件）

年　度	区分※	件数	措置診察不要	診察を受けた者			
				緊急措置診察のみ	措置診察を受けた者		
					措置入院	措置以外の入院	入院以外の処遇
令和７年度	通報	128	111	2	8	3	1
	申請	0	2	0	0	0	0
	計	128	113	2	8	3	1
令和８年度（6月30日現在）	通報	44	38	0	4	1	0
	申請	0	0	0	0	0	0
	計	44	38	0	4	1	0

※ 区分の通報は法23条から26条まで、申請は法22条によるもの。

c　評価･改善

精神保健福祉法に基づく警察官通報等の緊急対応が必要な精神障害者に対し、警察や医療機関等との連携により適時かつ安全に医療保護することができた。

（イ）精神障害者の入院状況

入院の形態は措置入院、医療保護入院、任意入院がある。

各精神科病院の入院患者について市町及び入院形態別について把握し、市町や医療機関、相談支援事業所等の関係機関の連携により、治療中断の予防や社会復帰の促進を図っている。

管内５病院の入院形態別市町別入院患者数　（令和７年６月30日現在）

	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
沼津市	2	103	151	256
三島市	0	57	70	127
裾野市	0	17	26	43
伊豆市	0	19	18	37
伊豆の国市	0	37	27	64
函南町	0	26	24	50
清水町	0	10	18	28
長泉町	0	23	20	43
計	2	292	354	648

（管内５病院＝沼津中央病院・ふれあい沼津ホスピタル・伊豆函南病院・三島森田病院・NTT東日本伊豆病院）

管内５病院の入院形態別市町別入院患者数　　（令和８年６月 30 日現在）

	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
沼津市	1	97	142	240
三島市	3	69	71	143
裾野市	0	11	28	39
伊豆市	0	17	19	36
伊豆の国市	0	34	30	64
函南町	0	19	32	51
清水町	0	15	14	29
長泉町	0	26	20	46
計	4	288	356	648

（管内５病院＝沼津中央病院・ふれあい沼津ホスピタル・伊豆函南病院・三島森田病院・NTT 東日本伊豆病院）

（ウ）精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

a　目的

精神障害者の迅速かつ適切な医療及び保護を図るため、精神保健指定医の派遣及び指定病院の入院受け入れを輪番で確保するため事務委託事業を行っている。

b　実績　　（令和７年度）

区　分	単価（円）	医療機関数	延べ日数	金　額（円）
精神保健指定医派遣待機	1,000／日	10	565	565,000
指定病院の入院受入確保	2,000／日	4	293	586,000

c　評価・改善

精神保健指定医及び指定病院を輪番制により確保することで、自傷他害のおそれのある精神障害者に対する措置診察及び医療保護入院を迅速に実施することができた。一方で、各指定病院における指定医の確保が困難となり、複数の病院から輪番日数の削減要望があったため、令和８年度は土曜日午前を除いた輪番体制とした。精神保健指定医の確保については、県障害福祉課等と連携し、引き続き検討を進める必要がある。

イ　精神保健福祉総合相談

a　目的

住民からの精神保健福祉に関する相談や、精神障害等の早期発見、早期治療、再発防止、社会復帰を促進するため、専門の医師等による相談及び保健師等による訪問指導を行っている。

b　相談及び訪問指導実施状況

（令和７年度）

区分／内容	相談						訪問指導	
	定期相談		定期外相談		計			
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
一般(下記以外のもの)	12	12	419	1,274	431	1,286	156	279
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0	0
老人	2	2	30	98	32	100	8	13
アルコール	1	1	28	45	29	46	3	5
ひきこもり	0	0	81	347	81	347	3	33
計	15	15	558	1,764	573	1,779	170	330

（令和８年６月 30 日現在）

区分／内容	相談						訪問指導	
	定期相談		定期外相談		計			
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
一般(下記以外のもの)	0	0	45	54	45	54	50	56
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0	0
老人	0	0	1	1	1	1	1	1
アルコール	0	0	4	4	4	4	1	2
ひきこもり	0	0	46	75	46	75	6	11
計	0	0	96	134	96	134	58	70

c　評価・改善

相談及び訪問指導により、早期受診や早期治療に結びつけられ、再発防止や社会復帰の促進につなげることができた。市町など関係機関からの紹介により相談を利用するケースもあった。今後も引き続き関係機関に相談窓口の周知を実施し、切れ目のない支援体制の構築に努める。

ウ　精神障害者地域移行・地域定着支援事業

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築の推進するため、各関係機関と連携し地域の支援体制の構築を図る。

（ア）駿東田方圏域自立支援協議会専門部会「地域移行部会」

a　目的

精神障害者が精神科病院等から地域移行するための地域課題を検討し、精神障害者が自分らしく地域で生活していくため、地域定着の円滑な支援を図っている。

b　実績

会議等

年　度	専門部会「地域移行部会」	地域移行部会事務局会議
令和７年度	３回	３回
令和８年度 （令和８年６月 30 日現在）	―	―

取組内容　（令和７年度）

内　容	目　　的	実施回数	参加延べ人員
ピアサポーター活動企画検討会	圏域におけるピアサポート活動の普及啓発についての検討会を開催。	3回	45 人
移動ピアサポーター連絡会	ピアサポーター及び事務局が圏域内各精神科病院を訪問し、病院職員へピアサポーターへの理解の促進を図るとともに活動等についての意見交換会を実施。	4回	114 人
駿東田方圏域地域移行部会研修	長期入院者の退院支援事例報告を通じ退院支援のイメージ及び支援方法についての理解を深めることにより、精神科病院からの地域移行の推進を図る	1 回	26 人

c　評価・改善

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築を推進するため、地域移行部会において各関係機関と地域課題を共有し検討及び取組を行っている。

令和７年度においては、入院中の患者及び病院職員に対するピアサポーターの理解の促進を図るため移動ピアサポート連絡会を実施した。

また、長期入院者の退院支援事例報告を通じ退院支援のイメージ及び支援方法についての理解を深めることにより、精神科病院からの地域移行の推進を図ることを目的にした研修会を実施するなどの取組を行っている。

エ　入院者訪問支援事業

（ア）　目的

精神病床を有する医療機関の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される市町長同意の入院者からの希望に基づき、県が実施する研修を修了した訪問支援員が病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを傾聴するとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行う。

（イ）　実績

精神保健福祉法の改正(令和６年４月施行)に伴う新規実施事業。事業従事者となる訪問支援員実務者会議（研修）を開催後、令和６年 10 月からの事業を開始。賀茂、熱海、御

殿場、東部、富士保健所管内の希望者について、派遣する訪問支援員の日程調整等を東部保健所で行っている。

	訪問支援件数	訪問支援事業利用患者数	訪問支援員（実人数）	訪問支援員（延人数）
令和７年度	2	2	4	4
令和８年度 （令和８年６月 30 日現在）	0	0	0	0

（ウ） 評価・改善

入院者訪問支援事業が全県的に利用者数が少ない状況を踏まえ、令和８年度から市長同意による入院者以外に、病院が必要と認める入院者も対象者として追加された。

病院からの問い合わせはあるものの、利用者数は依然として少ない状況である。今後も引き続き、各市町及び病院に対して本事業の周知徹底に努める。また、市町・病院・訪問支援員による入院者訪問支援事業実務者会議を開催し、現状把握及び課題・改善点の共有を図るとともに、利用者の自己肯定感向上を目指した支援内容について協議を行う。

オ 精神保健福祉普及啓発

（ア）家族のための精神保健福祉講座

a 目的

身近な地域において、こころの病気を抱える患者の家族が病気の特徴、治療及び社会資源等について学ぶとともに、他の家族や支援者と交流する場を提供することを目的とする。

b 実績

開催日：①令和７年 10 月 30 日、②令和７年 11 月４日

	令和７年度			令和８年度（６月 30 日現在）		
開催地	講座回数	実人員	延べ人員	講座回数	実人員	延べ人員
東部総合庁舎（沼津市）	2回	54 人	86 人	11 月に開催予定		

c 評価・改善

管内市町、相談支援事業所及び家族会等の協力を得て対面形式にて実施した。昨年度と比較し家族の参加は減少したものの、家族会及び支援者の参加者数は大幅に増加した。地域の福祉及び就労支援機関において統合失調症並びに家族支援への関心が高まっていることが窺え、講座を通じて支援者間の知識向上及び連携強化に資する機会となったものと考える。市町担当者は三島市及び伊豆の国市が参加しており、市町単独での開催は困難と推察されるため、今後も市町と連携しつつ運営方法の検討を継続する。

カ　関係機関との連絡会議等

（ア）市町ヒアリング

a　目的

精神障害者地域生活支援訪問事業に関して、各市町の体制を把握し円滑な支援を行うことを目的にヒアリングを実施した。

b　実績

令和７年度は、精神障害者地域生活支援訪問事業の事業説明及び各市町の相談支援における連携体制や対応に苦慮するケースについて、ひきこもり支援対策事業と併せて各市町へヒアリングを行った。

（令和７年度）

市町名	実施日
沼津市	令和７年６月 30 日
三島市	〃　７月３日
裾野市	〃　７月４日
伊豆市	〃　６月 26 日
伊豆の国市	〃　７月１日
函南町	〃　７月３日
清水町	〃　７月４日
長泉町	〃　６月 24 日

（令和８年６月 30 日現在）

市町名	実施日
沼津市	令和８年６月 25 日
清水町	〃　６月 25 日
三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、長泉町は令和８年７月に実施予定	

c　評価・改善

ヒアリングで確認した各市町の相談支援連携体制を駿東田方圏域地域移行部会で共有し、市町間の体制の違いに対する理解を深めた。また、市町毎に「障害者基幹相談支援センター」等の窓口設置が進む中、令和７年度から精神保健福祉業務関係連絡先一覧を作成・毎年度更新し、情報の一元管理に努めている。

（イ）措置入院適正運営協議会東部保健所部会

a　目的

措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療その他の援助を行うために必要な連携を図る。

b　実績

「措置入院適正運営協議会東部保健所部会設置要綱」により、会議を実施している。

（令和７年度）

開催日	主なテーマ	出　席　者
令和８年 １月 26 日	・精神保健指定医及び指定病院の輪番事業 ・静岡県の精神科救急医療体制と通報対応等 ・東部保健所における措置入院者等退院後支援事業 ・関係機関の対応整理と意見交換	東部保健所管内各精神科病院長等、駿東田方圏域消防代表、各警察署生活安全対策課長、各市町障害福祉担当課長等、保健所職員 合計 31 人

令和８年度は令和８年 12 月～令和９年１月に実施予定。

c　評価・改善

令和７年度は事例を通じて意見交換を行い、各機関の役割や立場の違いを相互確認した。病院からは、治療効果が期待しにくい事例については 23 条通報・措置入院ではなく司法的対応等の別枠組みでの対応が必要との意見があり、消防からはケア会議等での情報共有が現場対応の円滑化に寄与するとの意見があった。通報対応の共有では、措置診察を行わない判断根拠に関する質疑があり、警察の疑問点が整理された。また医師不足により対応体制の維持が困難な現状も共有された。本会議を通じて、措置入院制度の役割と関係機関間連携の重要性が再確認された。

キ　自殺対策

（ア）自殺予防に関する普及啓発

a　目的

一般住民等に対して、自殺予防に関する意識を高めるための普及啓発を図る。

b　実績

(a) 啓発街頭キャンペーン

（令和７年度）

実施日	場所	配布数
令和７年９月 10 日から ９月 17 日まで	東部総合庁舎２階ロビー、沼津産業ビル１階ギャラリープラザ	啓発用リーフレット、 相談窓口案内等約 100 部
令和８年３月６日	ららぽーと沼津（沼津市共催）	啓発用リーフレット、 相談窓口案内等約 150 部
令和８年３月 13 日	サントムーン柿田川（清水町共催）	啓発用リーフレット、 相談窓口案内等約 200 部
令和８年３月９日から ３月 26 日まで	東部総合庁舎２階ロビー、沼津産業ビル１階ギャラリープラザ	啓発用リーフレット、 相談窓口案内等約 200 部

c　評価・改善

ショッピングモールにて街頭キャンペーンを実施し、幅広い年代層に対し啓発を行った。各市町と連携し相談窓口をまとめた案内チラシを作成したことで、共催市町以外の東部地域住民への周知も図られた。今後も各市町と協働し、自殺予防の普及啓発方法を検討して

いく。

（イ）自殺予防に関する人材養成と連携

a　目的

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成することにより、自殺の危険性の高い人の早期発見や早期対応を図り、自殺を予防する。

また、平成28年4月の改正自殺対策基本法により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策は生きることの包括的な支援とするため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図るよう、地域のネットワーク構築に取り組んでいる。

b　実績

(a) ゲートキーパー養成研修

（令和7年度）

開催日・場所	講　　師	対象者	参加人数
令和7年12月26日 東部健康福祉センター	東部健康福祉センター福祉課　□□□□	東部健康福祉センターの職員	10人

(b) 会議等

ネットワーク会議を令和7年12月5日に開催。自殺対策の担当者を集め、各市町で実施している自殺対策事業や他課との協力関係について情報共有を行った。

c　評価・改善

東部健康福祉センターに所属の採用1～2年目の職員を対象に研修会を実施した。自殺予防のためのゲートキーパーの役割について理解が得られた。圏域の特徴や全国的な傾向を把握し、毎年対象を選定、内容を検討しながら今後もゲートキーパー養成研修会を実施する。また、自殺対策には地域関係機関との連携が重要であることから、引き続きネットワーク構築に取り組む。

ク　高次脳機能障害者支援対策

高次脳機能障害は外見からは障害の状況の認識が難しいことから、社会的認知度が低いとともに、従来の障害の概念に当てはまらない者もいる。このため、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間に陥り、必要な医療・福祉等サービスが提供されていない場合がある。また、本人にその自覚がない場合もあり、家族や支援者は障害の理解や当事者への適切な対応に困難を感じることも多いことから高次脳機能障害者への支援の充実を図る。

（ア）高次脳機能障害医療等総合相談事業

a　目的

リハビリテーション専門医や社会福祉士、家族会による相談会（予約制）を実施し、疾病の理解やリハビリテーション、福祉制度、家族の関わり方等に関する相談に対し、助言を行う。

b　実績

年　度	回　数	実人員	延べ人員
令和７年度	４回	13 人	13 人
令和８年度 （６月 30 日現在）	０回	０人	０人

c　評価・改善

本事業は、障害者総合支援法に基づき都道府県が実施する地域生活支援事業（専門性の高い相談支援事業）の一環として、東部地域における相談窓口の役割を担い、相談先が把握できず課題を抱える当事者及びその家族に対する支援を行っている。

令和７年度においては、既にかかりつけ医と連携が図られている場合や、受傷直後で医療機関に入院中のケース、相談会が隔月開催であることから直接支援コーディネーターや家族会に対応を依頼しているケース等により、相談会の利用に至らない事例があった。

例年、本圏域の規模に対して利用希望者が少ないことが課題となっているが、前述のように相談会につながらない事例もあるため、一概に周知不足とは断定し難い状況である。ただし、高次脳機能障害に関する認知度が依然として低く、相談窓口として十分に認知されていない可能性も考えられるため、周知方法の見直しを検討していく必要がある。また、本相談会において一定の支援の方向性を示した後の継続的なフォローアップや、地域の医療福祉機関との連携ネットワークの構築も今後の課題である。

（イ）高次脳機能障害支援従事者基礎研修

a　目的

高次脳機能障害者に関わる支援従事者が、高次脳機能障害やその対応についての基礎知識を学び、当事者や家族についての理解を深めるための研修会を開催することにより、支援の質の向上を図る。

b　実績

管内の病院、精神科及び脳神経外科診療所、相談支援事業所、就労支援事業所、居宅介護事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市町等を対象にオンライン開催した。

（令和７年度）

開催日・場所	内　　容	参加人数
令和８年 ３月 19 日 東部総合庁舎	講話：「高次脳機能障害の基本と支援のポイント ～基礎知識と現場で明日から使える視点～」 講師：□□□□□□□□□□□□□□　□□□□□ □□□□ 氏	28 人

c　評価・改善

令和７年度の研修はオンライン開催とした。開催会場に赴くことなく受講できたことは、対人業務に従事する受講者にとって参加の利便性向上につながったものと考えられる。受講者は主に行政機関、医療機関、生活介護支援事業所からの参加が多く、従事経験年数別

による参加割合に著しい偏りは認められなかった。研修全体の満足度についても、回答者の85%以上が「満足」または「大変満足」と評価している。

今後は本研修に係るアンケート結果を踏まえ、支援コーディネーター及び共催機関である御殿場健康福祉センターならびに家族会と十分に協議を重ね、令和８年度の実施計画を策定する。開催方法及び時期を参加者のニーズに適切に対応できるよう検討し、研修の企画を進めていく。なお、本研修は御殿場健康福祉センターとの共催であることから、同センターの担当職員には、講師との調整や関連相談機関の紹介等に関する協力を依頼していく。

ケ　ひきこもり支援対策

ひきこもり状態にある人（以下「当事者」という）を適切な医療、福祉などの支援につなげ社会復帰を促進するため、平成25年度から県に開設された「静岡県ひきこもり支援センター（県精神保健福祉センター）」の一部として支援を実施している。ひきこもりコーディネーター２人を配置し、個別相談や家族交流会等を通して、当事者や家族等に対する支援を実施している。また、より身近な基礎自治体におけるひきこもり相談支援体制の構築のため、管内市町に対する助言や相談対応等、後方支援を実施している。

（ア）ひきこもり個別相談事業

a　目的

ひきこもりの問題解決のために、家族、当事者及び支援者の相談を受け、各家庭の環境や当事者の特徴を考慮した対処方法を共に考える。

b　実績

定期外相談（個別）

年　度	実件数	延件数	相　談　内　訳（延件数）			
			電話相談	来所相談	訪問相談	その他
令和７年度	71件	380件	121件	173件	33件	53件
令和８年度 (6月30日現在)	46件	86件	26件	41件	11件	８件

c　評価・改善

当相談事業と家族交流会を連携させて継続的に関与することにより、家族の精神的な支援が適切に図られている。また、支援の成果として、ひきこもりからの回復を果たし、医療機関や就労支援機関への連携、就労等への結びつきがみられるケースも確認されている。他機関への連携後も、定着に至るまでの期間は必要に応じて相談支援を継続して実施している。

（イ）ひきこもり家族交流会

a　目的

当事者の家族に対し、ひきこもりに対する理解や対応方法の学習、同じ悩みを持つ家族と交流の場を提供し、ひきこもりの改善及び家族のストレスの軽減を図る。

b　実績

年　度	開催回数	実人員	延人員
令和７年度	６回	13 人	27 人
令和８年度 （６月 30 日現在）	２回	７人	10 人

c　評価・改善

ひきこもりの基礎知識習得の機会として、平成 10 年度より先駆的に交流会を開催している。近年は参加者の固定化に伴い議論内容の定型化が見られるため、専門アドバイザーや元当事者、元当事者家族（メンター）を招いての交流会開催など多様な工夫を取り入れている。また、令和６年度からは管内市町におけるひきこもり相談の実施を踏まえ、出張家族交流会を実施しており、令和７年度には伊豆市、函南町、伊豆の国市で開催し、参加家族間の顔の見える関係構築に資する有意義な機会となった。今後も交流会と個別相談を組み合わせて継続的に支援を行い、家族の精神的支援の充実を図っていく。

（ウ）ひきこもり支援地域連絡協議会

a　目的

令和２年４月１日、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱が改正され、市町村が主体となってひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある本人の状況に応じた社会参加に向けた支援を図ることとされた。さらに、厚生労働省は令和２年 10 月 27 日より、全ての市町村に対し、原則令和３年度末までに窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営を取り組むよう要請している。

そこで、管内市町関係機関とひきこもりに関する支援の進捗状況や課題について情報共有し、それぞれの実情に応じた支援体制の強化を図ることを目的とする。

b　実績

（令和７年度）

開催年月日	内容	参加機関（者）・数
令和７年８月６日	①令和８年度以降の県下ひきこもり支援体制について ②県ひきこもり支援センターが行う市町へのバックアップについて ③東部管内の状況共有 ④意見交換	・管内市町の課長級職員と事業担当者：20 名 ・静岡県担当者（障害福祉課・精神保健福祉センター・東部健康福祉センター）:11 名 合計 11 機関（31 人）

c　評価・改善

各市町において、ひきこもり支援の所管課は設置されているものの、実際には相談対応が行われていなかったり、窓口が明確に示されていなかったりする等、ひきこもり支援体制及び庁内連携体制の整備については市町により対応に差異が認められる状況にある。

今後も引き続き、県障害福祉課及び精神保健福祉センターと連携のうえ、協議会や研修会の開催、各市町主催の会議への参加等を通じて、市町の意識啓発及び支援体制の底上げを図る必要がある。

社会福祉施設要入所者調

（令和８年６月30日現在）（単位：人）

施設の種類		管内施設		管内要入所者			過不足	摘要
		施設数	定員 (A)	入所中	入所待機者	計 (B)	(A)-(B) △印は不足	
保護	救護施設	1	80	78(53)	0	78	2	
	小計	1	80	78(53)	0	78	2	
老人	養護老人ホーム							
	特別養護老人ホーム							
	軽費老人ホーム							
	小計							
児童	福祉型障害児入所施設	1	50	46(29)	*	46	4	
	医療型障害児入所施設	2	101	14(9)	*	14	87	
	児童心理治療施設	0	0	13(0)	0	13	△13	
	小計	3	151	73(38)	0	73	78	
障害者支援施設					*			
合計		4	231	151(91)	0	151	80	

＊特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、契約施設であるため記入を要しない。
＊福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は、契約施設であるため記入を要しない。
＊障害者支援施設は、契約施設であるため記入を要しない。

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
　　なお、健康福祉センターにおいては静岡県行政組織規則第20条に規定する所管区域内について調整する。
２　本庁各所管課については、「管内施設」を「県内施設」、「管内要入所者」を「県内要入所者」とする。
３　健康福祉センターについては、児童施設に係る管内要入所者欄の入所中欄に管外施設への入所を含めた入所者数を記入し、そのうち管内施設入所者数を（　）書き再掲する。
４　老人施設の「入所待機者」欄は、養護老人ホームについては、入所判定委員会で入所が必要と判断された者のうち、現在未入所者数を記載する。
５　保護施設の「入所待機者」欄は、健康福祉センター及び福祉事務所（以下「健康福祉センター等」という。）に入所の相談があり、入所が必要と判断された者のうち、現在未入所者数を記載する。
６　児童施設の「入所待機者」欄は、児童相談所に入所の相談があり、入所が必要と判定された児童のうち、現在未入所の児童数を記載する。

３　生活保護課

（１）　生活保護法施行事務

ア　目的

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、困窮度に応じた扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

イ　実績

令和８年６月末現在の当所管内４町の被保護世帯数は801世帯、被保護人員は965人、保護率は0.76パーセントと、被保護世帯数は対前年比９世帯の減少となっている。

保護率の推移を見てみると、平成５年度の0.14パーセントから増加傾向が続いている。一時的に、保護率の高かった町が合併し、当所の所管でなくなったことにより、保護率が相対的に低下したことはあったが、平成22年３月の芝川町と富士宮市の合併以降は、平成20年の経済状況の悪化や人口の高齢化に伴い、保護率は上昇を続け、平成27年３月には、0.73パーセントとなった。その後、コロナ禍の影響で増加傾向となり近年は横ばいで推移している。

停止世帯を除いた被保護世帯を世帯類型別にみると「高齢者世帯」が442世帯（55.7%）で最も多く、次いで「傷病・障害者世帯」が205世帯（25.8%）、「その他世帯」が126世帯（15.9%）、「母子世帯」が21世帯（2.6%）である。

今年度、令和８年６月末までの保護の開始は、27世帯で、開始理由は「預貯金等の減少・喪失」によるものが12世帯（44.4%）、「世帯主の傷病」によるもの５世帯（18．5%）、「仕送りの減少・喪失」によるもの５世帯（18.5%）、その他が５世帯（18.5%）である。保護の廃止は、23世帯で、廃止理由は、「死亡」が15世帯(65.2%)、「逮捕・勾留等」が３世帯（10.0%）、その他が５世帯(21.7%)である。

保護費の支給状況は、令和７年度の保護費を扶助費別の比率でみると「医療扶助」が56.4%で最も高く、次いで「生活扶助」が23.7%、「住宅、介護及びその他扶助」が19.9%となっている。

＊保護率の計算方法　　（パーセント：%）＝（被保護人員÷人口）×100

＊世帯類型の考え方（福祉行政報告例による）

高齢者世帯・・・男女とも65歳以上の者のみで構成されているか、これに18歳未満の子が加わった世帯

母子世帯　・・・死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子で構成されている世帯

障害者世帯・・・世帯主が障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病世帯　・・・世帯主が入院しているか、世帯主が傷病のため働けない世帯

その他世帯・・・上記のいずれにも該当しない世帯

ウ　評価・改善

生活保護制度の基本原理である「保護の補足性の原理」を踏まえ、保護要件の的確な把握を行うとともに、稼働能力の活用、他法他施策の活用による自立を助長するため、計画的な訪問活動、生活指導等を通じて適正な保護を行った。また、町役場及び民生委員を始め関係機関との密接な連携に努めている。

保　護　状　況　調

（令和８年６月 30 日現在）

区分／町名	管内世帯・人口		８年度６月中 被保護世帯・人員				７年度 末月中		６年度 末月中		８年度６月中 世帯類型				
	世帯数	人　口	世帯	人員	保護世帯の割合%	保護率%	世帯	保護率%	世帯	保護率%	高齢者	母子	障害者	傷病	その他
函南町	15,260	35,148	(5) 313	(6) 380	2.05	1.08	(2) 309	1.07	(6) 302	1.04	169	11	51	28	49
清水町	13,625	31,007	(1) 227	(1) 278	1.67	0.90	(2) 233	0.91	(4) 244	0.93	132	5	31	25	33
長泉町	18,448	43,308	(1) 185	(3) 219	1.06	0.51	(0) 185	0.50	(0) 190	0.51	100	3	35	15	31
小山町	6,316	17,049	(0) 76	(0) 88	1.00	0.52	(0) 71	0.48	(0) 74	0.48	41	2	11	9	13
計	53,649	126,512	(7) 801	(10) 965	1.49	0.76	(4) 798	0.76	(10) 810	0.76	442	21	128	77	126
			県平均			0.92		0.92		0.91					
			全国平均			1.61		1.61		1.62					

（注）　１　世帯数及び人口欄は、令和８年３月１日現在の数値である。
２　停止中の世帯人員を上段に(　)書きにより再掲。
３　世帯類型は、停止中を除いた世帯数を記載。
４　令和８年度の全国平均は、令和８年４月分の数値である。

（２）生活困窮者自立支援法施行事務

ア　住居確保給付金

(ｱ) 目的

離職又は自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

具体的には、収入要件等の支給要件を満たした者に対して原則３か月間（最長９か月間）、生活保護の住宅扶助の基準額に基づき住宅費の支給を行った。

当給付金については、新型コロナウィルス感染症に伴う経済情勢の変化を踏まえ、令和２年度から支給要件が緩和され、それまで 65 歳未満であった申請者の年齢制限がなくなり、また、離職のみならず、収入が減少した者も対象となった。

(ｲ) 実績

令和元年度の新規申請件数は１件であったが、新型コロナウィルス感染症の影響による離職や収入減により申請件数が急増し、令和２年度は 65 件、令和３年度は 34 件、令和４年度は 17 件であった。令和４年 12 月以降、新規申請数は落ち着き、令和５年度は４件、令和６年度及び７年度は３件、本年度の申請件数は１件にとどまっている。

住居確保給付金支給事業実施状況

（令和７年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規申請件数	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
支給決定件数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3

（令和８年度６月 30 日現在）

	4月	5月	6月	合計
新規申請件数	0	1	0	1
支給決定件数	0	0	1	1

イ　居住支援事業

(ｱ) 目的

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となるな物資の貸与や提供により、安定した生活を営めるよう支援する。

(ｲ) 実績

年度	申請件数	支給決定件数	支援期間
令和５年度	５件	５件	114 日間
令和６年度	４件	４件	62 日間
令和７年度	２件	２件	86 日間

なお、令和８年度（令和８年６月 30 日現在）は、申請はない。

（３）　中国残留邦人等に対する援護

ア　目的

今次の大戦の混乱により国外に残留を余儀なくされた邦人を、国の責任において帰国させ、一時帰国援護及び永住帰国援護を行うものである。

中国残留邦人は、長期にわたり中国等に残留せざるを得なかったことにより、日本語が不自由なため就労が困難であり、年金保険料について、帰国前の期間について追納できないばかりか帰国後の期間についても納付することができず、年金の支給を受けられない事態が生じており、老後の備えが不十分な者が多い状況にある。このような特別な事情を踏まえ、老後生活の

経済的安定を図るため、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）を一部改正し、平成20年４月から新たな支援給付を開始している。

イ　実績

令和８年６月末現在の当所管内の被支援者数は、０世帯である。

平成21年４月に管内町に転入し、支援を開始した被支援世帯は１世帯（1人）であったが、令和６年５月に死亡廃止となった。廃止した世帯類型は「高齢者世帯」である。

保護開始・廃止の原因別調

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

区分／町別	前々年度末月中被保護世帯数	前年度 開始					前年度 廃止					前年度末月中被保護世帯数	当年度 開始					当年度 廃止					当年度末月中被保護世帯数
		世帯数	開始理由別人員 総数	傷病	稼働収入の減少	その他	世帯数	廃止理由別人員 総数	傷病の治癒	稼働収入の増加	その他		世帯数	開始理由別人員 総数	傷病	稼働収入の減少	その他	世帯数	廃止理由別人員 総数	傷病の治癒	稼働収入の増加	その他	
函南町	302	50	60	7	5	38	36	37	0	1	35	309	13	15	3	0	10	9	9	0	0	9	313
清水町	244	32	41	5	1	26	41	47	0	2	39	233	3	3	1	0	2	7	7	0	0	7	227
長泉町	190	26	36	3	1	22	32	33	0	3	29	185	4	5	0	0	4	5	5	0	0	5	185
小山町	74	6	6	5	0	1	10	10	0	1	9	71	7	8	1	0	6	2	2	0	0	2	76
計	810	114	143	20	7	87	119	127	0	7	112	798	27	31	5	0	22	23	23	0	0	23	801

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センター（賀茂・東部・中部）において調製する。
ただし、本庁にあっては、町別を実施機関別とする。

２　被保護世帯数には停止中の世帯を含む。

３　各年度末月中被保護世帯数は、健康福祉部１０と同数のこと。

４　健康福祉センターにおいては、「当年度末月中被保護世帯数」欄は、監査対象期間末月中被保護世帯数を記載する。

保護費支給状況調

（令和7年度）

区分／町名	6年度末支給総額	支給総額	扶助別内訳									
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助	構成比	その他扶助	構成比
函南町	303,827,025	295,615,120	162,203,093	54.9%	111,267,642	37.6%	5,196,855	1.8%	11,351,038	3.8%	5,596,492	1.0%
清水町	218,427,498	224,106,922	116,404,427	51.9%	89,165,400	39.8%	3,641,024	1.6%	10,802,928	4.8%	4,093,143	0.5%
長泉町	190,637,773	180,053,953	89,780,800	49.9%	69,853,623	38.8%	3,710,026	2.1%	13,446,058	7.5%	3,263,446	0.2%
小山町	57,466,193	56,984,833	36,173,409	63.5%	15,871,448	27.9%	929,522	1.6%	3,274,050	5.7%	736,404	0.2%
医療扶助レセプト分	980,257,093	946,806,636					946,806,636	100.0%				
合計	1,750,615,582	1,703,567,464	404,561,729	23.7%	286,158,113	16.8%	960,284,063	56.4%	38,874,074	2.3%	13,689,485	0.6%

（注）1　構成比は、支出総額に対する割合である。

2　その他扶助は、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助の計である。

3　医療扶助の一部については、令和7年度から町別の振り分けをしていないため、4町合計額を別枠で一括計上する。

保護費支給状況調

（令和8年度）

（令和8年6月30日現在）

区分／町名	7年度末支給総額	支給総額	扶助別内訳									
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助	構成比	その他扶助	構成比
函南町	295,615,120	72,758,245	37,649,196	51.7%	26,298,929	36.1%	1,007,218	1.4%	5,256,942	7.2%	2,545,960	1.0%
清水町	224,106,922	53,998,931	27,069,754	50.1%	21,483,301	39.8%	936,296	1.7%	3,460,191	6.4%	1,049,389	0.5%
長泉町	180,053,953	42,848,414	20,357,184	47.5%	16,573,935	38.7%	873,586	2.0%	4,573,059	10.7%	470,650	0.2%
小山町	56,984,833	14,434,308	8,691,518	60.2%	4,040,688	28.0%	220,790	1.5%	1,434,242	9.9%	47,070	0.2%
医療扶助レセプト分	946,806,636	219,256,505					219,256,505	100.0%				
合計	1,703,567,464	403,296,403	93,767,652	23.3%	68,396,853	17.0%	222,294,395	55.1%	14,724,434	3.7%	4,113,069	0.6%

（注）1　構成比は、支出総額に対する割合である。

2　その他扶助は、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助の計である。

3　医療扶助の一部については、令和7年度から町別の振り分けをしていないため、4町合計額を別枠で一括計上する。

≪医療健康部≫

4　地域医療課

（1）　医　務

ア　目　的

医療法に基づき、医療機関等の人員及び運営状況等を検査し、適正な医療等の確保を図ることを目的とする。

イ　実　績

令和７年度及び令和８年度（令和８年６月 30 日現在）における「立入検査の状況調（健康福祉部 25）」、「立入検査結果項目別不備数・率調（健康福祉部 26）」及び「医療従事者不足状況調（健康福祉部 27）」は、別表のとおりである。

また、医療法に基づく許可、届出事務の取扱状況は下表のとおりである。

令和７年度許可・届出事務取扱状況

	開　　設	廃止・休止・再開	使用・変更
病　　院	0	0	73
一般診療所	55	60	167
歯科診療所	6	15	58
助　産　所	3	3	1

ウ　評価・改善

（ア）　病院に対して、令和７年度は、指摘で 152 件、指導で 17 件、該当する事案があった。

（イ）　診療所に対して、令和７年度は、指摘で 165 件、指導で 152 件、該当する事案があった。

立入検査の状況調

区　　分	年　　度	医療施設数	立入検査実施数	検査率%	指摘施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病　　院	令和６年度	36	36	100.0	31	98	34
	令和７年度	36	36	100.0	29	152	17
	令和８年度 (8年6月30日現在)	36	0	0	0	0	0
一般診療所	令和６年度	399	69	17.4	33	76	120
	令和７年度	400	73	18.6	34	89	73
	令和８年度 (8年6月30日現在)	397	24	6.0	15	45	55
歯科診療所	令和６年度	302	37	12.2	24	77	78
	令和７年度	298	48	16.1	31	75	71
	令和８年度 (8年6月30日現在)	294	16	5.4	10	16	13
助　産　所	令和６年度	11	0	0	0	0	0
	令和７年度	13	4	30.7	1	1	8
	令和８年度 (8年6月30日現在)	13	0	0	0	0	0
計	令和６年度	748	142	19.0	88	251	232
	令和７年度	747	161	21.5	95	317	169
	令和８年度 (8年6月30日現在)	740	40	5.3	25	61	68

立入検査結果項目別不備数・率調

年　　度	令和６年度			令和７年度			令和８年度 (8年6月30日現在)		
項　　目	検　査 項目数	不備数	不備率 %	検　査 項目数	不備数	不備率 %	検　査 項目数	不備数	不備率 %
医療従事者	154	2	1.3	154	2	1.3	0	0	0
管　　理	4,725	133	2.8	5,145	147	2.9	1,098	119	10.8
帳票・記録	571	14	2.5	488	12	2.5	144	8	5.5
業務委託	447	1	0.2	472	2	0	114	10	8.7
防火・防災体制	233	26	11.2	226	38	16.8	17	0	0
放射線管理	994	8	0.8	1,136	28	2.5	184	0	0
合　　計	7,124	184	2.6	7,621	229	3.0	1,557	137	8.7

検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区　分	年　度		病院数	不　足 病院数	不　足 病院率%	不足病院の状況			
						必要数	現　員	充足率%	不足数
医　師	令和６年度	全県	170	0	0.0	－	－	－	－
		管内	36	0	0.0	－	－	－	－
	令和７年度	全県	167	1	0.6	2.4	1	41.7	－
		管内	36	0	0.0	－	－	－	－
	令和８年度 （8年6月30日現在）	全県	－	－	－	－	－	－	－
		管内	－	－	－	－	－	－	－
看護師	令和６年度	全県	170	4	2.4	113	106.2	94.0	6.8
		管内	36	1	2.8	23	21.3	92.6	1.7
	令和７年度	全県	167	4	2.4	64	60	93.8	4
		管内	36	1	2.8	24	23.2	96.7	0.8
	令和８年度 （8年6月30日現在）	全県	－	－	－	－	－	－	－
		管内	－	－	－	－	－	－	－
薬剤師	令和６年度	全県	170	6	3.5	24	20.6	85.8	3.4
		管内	36	0	0.0	－	－	－	－
	令和７年度	全県	167	7	4.2	12	9	75.0	3
		管内	36	0	0.0	－	－	－	－
	令和８年度 （8年6月30日現在）	全県	－	－	－	－	－	－	－
		管内	－	－	－	－	－	－	－

※医師には歯科医師を含まない。

診　療　機　関　状　況　調

（令和８年６月 30 日現在）

区分＼市町別			沼津市	三島市	裾野市	伊豆市	伊豆国市	函南町	清水町	長泉町	計
医療施設数			278	167	57	31	59	43	51	54	740
同上内訳	病　院		10	6	2	5	6	3	2	2	36
	同上内訳	一般病院	8	5	2	5	6	2	2	2	32
		精神病院	2	1	0	0	0	1	0	0	4
	一般診療所		147	97	34	13	27	23	26	30	397
	歯科診療所		116	60	20	11	26	16	23	22	294
	助　産　所		5	4	1	2	0	1	0	0	13
医　師											1,455
歯科医師											397
保健師											339
助産師											127
看護師											6,336
准看護師											748
世帯数			83,054	46,403	20,132	11,401	19,162	14,663	13,290	18,021	226,126
人　口			179,438	103,085	47,341	25,746	44,154	34,768	31,094	43,257	508,883

（注）１　医療従事者数は、令和６年 12 月 31 日現在の数値である。市町別の医師等医療従事者数の記載を要しない。

２　世帯数は令和７年 10 月１日現在、人口は令和７年 10 月１日現在の数値である。

人口１０万対病床数及び医師等の数調

（令和８年６月 30 日現在）

区　　分	病床数及び医師等の数	人口１０万対病床数・医師等の数		
		管　内	県	全国
	床			
一 般 病 床	3,601	707.6	592.7	710.6
療 養 病 床	1,308	257.0	235.8	216.9
精 神 病 床	1,059	208.1	181.2	255.4
結 核 病 床	0	0	2.6	2.8
感染症病床	6	1.2	1.4	1.6
病　院　計	5,974	1,173.9	1,013.6	1,187.3
一般診療所一般病床	249	48.9	41.8	58.5
一般診療所療養病床	0	0	0.8	3.3
一 般 診 療 所 計	249	48.9	42.6	61.8
	人			
医　　師	1,455	286.0	238.9	267.4
歯 科 医 師	397	78.0	65.6	81.0
保　健　師	339	66.6	55.8	51.3
助　産　師	127	25.0	29.7	31.3
看　護　師	6,336	1,245.1	1,045.0	1,101.1
准 看 護 師	748	147.0	141.7	188.2

(注)※「病床数」は令和８年６月 30 日時点の数値である。

※「医師等の数」は令和６年 12 月 31 日時点の数値である。

※管内の「人口 10 万人対」の分母は令和７年 10 月１日時点の国勢調査、県・全国の病床数は令和６年 10 月１日現在、医師等医療従事者数は令和６年 12 月 31 日現在の数値である。

（２） 保健医療施策に関する総合調整

ア 駿東田方圏域保健医療協議会

（ア）目 的

御殿場保健所管内１市１町を含む駿東田方地域の６市４町を圏域とする「駿東田方保健医療圏」の保健医療供給体制の整備充実に関する事項を協議する。

（イ）委員構成

駿東田方圏域：37 人

（市町長 10 人、医師会長 ４人、歯科医師会長 ４人、薬剤師会長 ４人、病院長 12 人、駿東田方地域ＭＣ協議会代表 １人、保健所長 ２人）

（ウ）実 績 （令和７年度）

開催日	内 容	出席人数
令和７年 7月２日	令和７年度第１回駿東田方圏域保健医療協議会・駿東田方構想区域地域医療構想調整会議（駿東、三島･田方）合同開催 ＜議 題＞ ・病床機能再編支援事業費補助金の実施 ・在宅医療圏における施設の追加 ・保健医療計画記載の医療機関(がんの緩和ケアを担う薬局)の変更 ＜報 告＞ ・診療所の承継・開業支援 ・地域医療介護総合確保基金 ・令和６年度病床機能報告	47 人 WEB 開催
令和７年 9月 10 日	令和７年度第２回駿東田方圏域保健医療協議会・駿東田方構想区域地域医療構想調整会議（駿東、三島･田方）合同開催 ＜報 告＞ ・診療所の承継・開業支援に係る支援区域及び支援対象の選定	50 人 書面開催
令和８年 2月 18 日	令和７年度第３回駿東田方圏域保健医療協議会・駿東田方構想区域地域医療構想調整会議（駿東、三島･田方）合同開催 ＜議 題＞ ・在宅医療圏における施設の変更 ・静岡県保健医療計画における医療連携体制を担う医療機関の変更 ・紹介受診重点医療機関（外来機能報告） ＜報 告＞ ・病床数の変更 ・静岡県医師数等調査の結果 ・新たな地域医療構想と保健医療計画の進め方 ・かかりつけ医機能報告制度 ・地域医療介護総合確保基金事業 ・地域医療連携推進法人静岡県東部メディカルネットワークへの参加法人の追加	44 人 WEB 開催

（エ）評価・改善

上記のとおり、各議案について提案し承認を得るとともに、駿東田方圏域の医療及び連携体制の状況等について報告・意見交換を行うなど、各種団体の代表者による共通認識に基づく地域医療体制の確保を図っている。

イ　地域医療構想調整会議

（ア）目　的

平成 26 年６月に医療法が改正され、都道府県は、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を医療計画の一部として新たに策定することが定められた。これを踏まえて、本県では平成 28 年３月に「静岡県地域医療構想」を策定し、2025 年（令和７年）時点の必要病床数や在宅医療等の必要量、実現に向けた方向性等を設定し、圏域ごとに医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議により必要な議論を進めてきた。

なお、令和８年度からは、新たな地域医療構想による 2040 年とその先を見据えた保健・医療体制を構築するため、保健医療協議会を構想区域の地域医療構想調整会議に一本化することとしている。

（イ）委　員

駿東圏域：19 人

（医師会長　２人、歯科医師会長　２人、薬剤師会長　２人、病院長　６人、
看護協会代表　１人、保険者代表　１人、老人施設代表　１人、市町代表　２人、
保健所長　２人）

三島･田方圏域：18 人

（医師会長　２人、歯科医師会長　２人、薬剤師会長　２人、病院長　６人、
看護協会代表　１人、保険者代表　１人、老人施設代表　２人、市町代表　１人、
保健所長　１人）

（ウ）実　績

令和７年度は保健医療協議会と合同開催としたため、実績は「ア　駿東田方圏域保健医療協議会　（ウ）実績」に記載した。

（エ）評価・改善

「静岡県地域医療構想」における駿東田方圏域の構想実現に向けて、「地域医療構想調整会議」を開催してきた。この中で、駿東田方圏域は回復期の機能や在宅医療について課題があることが確認された。今後も圏域内の必要病床数に向けた各医療機関の機能分化と連携、在宅医療の提供体制の整備を中心に、地域に必要な医療資源の確保に向けて協議を進めていく。

ウ　地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターの配置

（ア）目　的

大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析した上で医療チームを配置調整する等のコーディネート体制を確立するため、原則として二次医療圏単位で「地域災害医療対策会議」を開催し、平時から地域の災害医療関係者の顔の見える関係とネットワークを構築するとともに、医療資源の需給調整に関し保健所長の業務を補完する「災害医療コーディネーター」を配置している。

（イ）実　績　　（令和７年度）

開催日	内　　容	出席人数
令和７年 12月４日	【災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練】 ・能登半島地震での現地災害医療コーディネータの活動について 講師　□□□□□□□ □□□□□□□　　□□□□　氏 ・意見交換	災害医療コーディネーター８名

（ウ）評価・改善

災害医療コーディネーターの参集・情報伝達訓練は、毎年の訓練として定着してきており、今後も、平常時の顔の見える関係作りを図りながら、大規模災害時に地域の医療関係者と災害医療コーディネーター、保健所が効果的に連携できる体制を構築していきたい。参集・情報伝達訓練では、能登半島地震での現地の災害医療コーディネーターの役割について、DMAT として派遣された講師から報告していただいた。医療チームの活動調整や避難所アセスメントを行えるように訓練内容を見直してほしいとの意見があり、今後の課題となっている。

エ　災害対策事業

（ア）目　的

各市町は、大規模災害時に地域住民の生命や健康を守るため、救護所の設置及び救護病院の指定を行い、その上で、医療救護施設の機能が充分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努めることとされている。

その中でも救護所は、医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別等を行う重要な施設であるが、設置場所や人材の確保、傷病者の搬送等の課題により、運営に不安を抱えている市町が多い。

より多くの傷病者を救うための救護所のあり方について、関係者の理解を深めることで、地域の実情に合った適切な救護所の設置・運営を促すことを目的として、駿東・田方地域災害医療対策会議を実施した。

（イ）実　績　　（令和７年度）

開催日	内　　容	出席人数等
令和７年 12 月１日	・講演「南海トラフ地震の新被害想定について」 「発災時の行政に求められる初動から慢性期までの動きについて」 講師　□□□□□　□□□□□□□　□□□□ ・情報交換（市町ごとのグループワーク）	市町担当者、医療機関関係者、災害医療コーディネーター等 62 人（現地、オンライン併用）

（ウ）評価・改善

地域の医療救護に関わる多くの関係者で、救護所の設置・運営に関する基本的な知識を共有することができた。また、情報交換の時間を設け、各市町に医療救護の現状を発言してもらうことで、自地域の課題を再認識するとともに、同様の課題を抱えている地域の取組を知る良い機会となった。

（３） 医師確保対策事業（静岡県地域医療支援センター東部支部事業）

ア 目 的

医師確保対策を一元的かつ専門的に推進するため、静岡県地域医療支援センター東部支部（構成員：県内富士市以東の公的病院等院長、郡市医師会長、保健所長等）の事務局として、地域への医師の定着に向けた病院間の連携がより一層深まるような環境整備に取り組んでいる。

イ 実 績

（ア）静岡県地域医療支援センター東部支部運営会議の開催

＜構成員＞

医師会代表３人（沼津医師会長 他）、公的病院長 22 人（沼津市立病院長他）、アドバイザー４人（静岡がんセンター総長 他）、保健所長５人（東部、御殿場、賀茂、熱海、富士）

＜議事内容＞

事業内容の検討や方針の決定、医師確保部会決定事項の報告

＜開催実績＞

開催日	主な内容
令和７年７月 24 日	第１回静岡県医療対策協議会医師確保部会協議内容の報告 令和７年度支部活動計画
令和８年３月 30 日	第３回静岡県医療対策協議会医師確保部会協議内容の報告 令和７年度支部活動実績報告 静岡県地域医療支援センター東部支部運営要領改正 令和８年度支部活動計画

（イ）病院見学会の開催

＜開催実績＞

開催日	参加人数	見 学 先
令和７年７月 18 日	医学生 ７人	順天堂大学医学部附属静岡病院、伊東市民病院
令和７年７月 29 日	医学生 13 人	富士市立中央病院、沼津市立病院、静岡医療センター

令和８年３月６日	医学生 12人	順天堂大学医学部附属静岡病院、静岡医療センター、伊東市民病院
	医学生 14人	富士市立中央病院、沼津市立病院、富士宮市立病院

（ウ）合同研修

＜開催実績＞

開催日・場所	参加人数	内　　容
令和８年３月 14 日 静岡医療センター	医師 11人	・困難気道管理実践セミナー 県内の医師（気道管理を専門とする科（麻酔科、救急、集中治療等）に勤務する医師）を対象とする困難気道管理実践セミナー

ウ　評価・改善

東部地域に医師を増やすために、医学生対象の「病院見学会」を開催した。見学会では、院内での食事や宿舎視察を取入れ、病院勤務の実態を知ってもらうよう配慮している。

また、「合同研修」では、県内に勤務する医師の研鑽に資するセミナーを実施している。

更なる医師確保に向け、今後もより効果的・効率的な事業の執行に努めていく。

（４）　感染管理対策担当看護師等連絡会議の開催

ア　目　的

管内の病院における感染管理担当看護師等を対象に連絡会議を開催し、情報交換や連携を深めることにより、各病院及び地域全体の感染対策の向上を図る。

イ　実　績

感染管理認定看護師（ICN）の所属する病院を対象に、年４回開催した。

東部保健所管内の状況を踏まえ、感染対策について情報交換するとともに、連絡会参加医療機関を対象に、排泄ケアと汚物室環境面の２点を中心に、相互ラウンドを行った。

なお、令和７年度から、瀬尾記念慶友病院が加わって、11 病院となった。

11 病院：NHO 静岡医療センター・県立静岡がんセンター・沼津市立病院・裾野赤十字病院・三島総合病院・聖隷沼津病院・順天堂大学医学部附属静岡病院・ＮＴＴ東日本伊豆病院・三島中央病院・岡村記念病院・瀬尾記念慶友病院

（令和７年度）

回	開催日・場所	内　　容	参加者
1	令和７年５月 26 日 東部総合庁舎	・今年度の年間計画について ・VRE 対策について ・情報交換（VRE 対応について）	15 人
2	令和７年８月 25 日 東部総合庁舎	・ICN ラウンドの進捗状況と今後の予定 ・情報交換（高齢者施設、CRE の状況等）	15 人
3	令和７年 11 月 25 日 東部総合庁舎	・ICN ラウンドの進捗状況と今後の予定 ・VRE 対策について ・情報交換（各病院の VRE 対応の状況等）	12 人
4	令和８年２月 16 日 東部総合庁舎	・相互ラウンドの報告 VRE 対応マニュアルの見直し ・次年度計画について ・情報交換（面会制限、汚物処理の対応等）	15 人

（令和８年度）（令和８年６月 30 日現在）

回	開催日・場所	内　　容	参加者
1	令和８年５月 25 日 東部総合庁舎	・今年度の年間計画について ・VRE 対策について ・情報交換	15 人

ウ　評価・改善

平成 24 年１月から、感染管理認定看護師の所属する病院等を中心に当所独自事業として定期的に会議を開催することで、連携を深め相談しやすい関係が作られている。

本連絡会議の継続的な開催により、参加病院の感染対策の向上だけでなく、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）対策など当地域の課題に対して検討し合い、管内の全病院に情報提供するなど地域全体の感染対策の向上に寄与している。

近年は VRE が収束に向かいつつあるので、令和７年度は排泄ケア、汚物室環境衛生面２点を中心とした相互ラウンドを実施するなどテーマを変えた。今後も適切に地域の課題に対応するなど本連絡会議が主体的に継続して活動していけるよう取り組んでいく。

（５）　看護学生の公衆衛生看護実習受け入れ

ア　目　的

地域住民の健康水準の向上を目的とする公衆衛生看護活動の実際と保健師の役割について学ぶために、その法的根拠及び具体的な業務内容等を理解する機会として、実習を受け入れている。

イ　実　績

（ア）順天堂大学保健看護学部 公衆衛生看護実習

（令和７年度）

実施日・場所	内　　容	対象及び人数
令和７年９月 18 日 東部総合庁舎	公衆衛生看護学実習Ⅰ 合同オリエンテーション	３年生 79 人、教員２人

＊令和８年度は、令和８年９月 17 日予定

（イ）東都大学沼津ヒューマンケア学部 公衆衛生看護学実習

（令和７年度）

実施日・場所	内　　容	対象及び人数
令和７年５月 30 日 東部総合庁舎	公衆衛生看護学実習Ⅱ グループ合同オリエンテーション	保健師課程４年生 14 人 教員２人
令和７年７月 15 日～ ７月 16 日 東部総合庁舎ほか	保健所実習	保健師課程４年生４人
令和７年９月９日～ ９月 11 日 東部総合庁舎ほか	保健所実習	保健師課程４年生４人

（令和８年度）（令和８年６月 30 日現在）

実施日・場所	内　　容	対象及び人数
令和８年６月１日 東部総合庁舎	公衆衛生看護学実習Ⅱ グループ合同オリエンテーション	保健師課程４年生 10 人 教員２人
令和８年６月 16 日～ ６月 18 日 東部総合庁舎ほか	保健所実習	保健師課程４年生５人

ウ　評価・改善

順天堂大学保健看護学部については、平成 24 年度から３年生を対象に実習を受け入れており、令和６年度からは、令和３年度に開学した東都大学沼津ヒューマンケア学部の４年生を対象に実習受入を開始した。学生の感想から、県保健師の役割や市町との連携、保健所業務等について理解を深める良い機会になったと思われる。

（６）　感染症予防事業

ア 目　的

感染症患者発生時は、患者の収容、患者調査、患者と接触した者に対する健康診断など必要な措置を迅速に行い、二次感染・まん延防止を図る。日常から感染症の発生動向情報の提供、関係機関を対象とした感染症に関する研修や連絡会議の開催により、関係

機関との連携を強化し、感染症発生時における対策の円滑な推進を図る。

また、クラスター発生時には各施設から報告される社会福祉施設等感染症発生報告書に基づき、現地調査や電話調査を実施している。

イ 実　績

（ア）感染症予防研修会

＜令和７年度＞

開催日	内　容	開催地	参加者
令和７年６月16日	・感染症予防、近隣の感染症発生状況について ・食中毒について 講師：修善寺支所職員等	中伊豆保健福祉センター研修室	伊豆市内の高齢者施設、保育施設職員等10人
令和７年10月24日	・講義「感染症・嘔吐処理について」 ・実技「嘔吐処理について」 講師：東部保健所　地域医療課職員	東部総合庁舎別館２階第１会議室	介護福祉施設職員16人
令和７年11月19日	・講話「感染症・嘔吐処理について」 ・実技　嘔吐処理について 講師：東部保健所　地域医療課職員 修善寺支所職員	修善寺東こども園２階ホール	保育園職員17人
令和７年12月５日	・講話「感染症・嘔吐処理について」 ・実技　嘔吐処理について 講師：東部保健所　地域医療課職員	清水町地域交流センター	保育園等職員36人
令和７年12月23日	講話「感染症・嘔吐処理について」 ・実技　嘔吐処理について 講師：東部保健所　地域医療課職員	東部総合庁舎別館２階第１会議室	保育園等職員28人

＜令和８年度＞

・保健所主催の感染症予防研修会を、年間２回程度実施予定。

・外部団体からの要請に応じ、講師派遣予定

（イ）感染症対応件数　（結核を除く）　（令和８年６月 30 日現在）

分類・疾患名＼項目		発生届出		検体検査		疫学調査等	
		７年度	８年度	７年度	８年度	７年度	８年度
３類	腸管出血性大腸菌感染症	8	9	28	57	7	9
４類	Ａ型肝炎	－	－	－	－	－	－
	レジオネラ症	10	2	－	－	10	2
	重症熱性血小板減少症候群	5	－	5	2	5	1
５類	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2	1	1	1	―	―
	ｶﾙﾊﾞﾍﾟﾈﾑ耐性腸内細菌科細菌感染症	10	1	12	1	―	―
	急性脳炎	1	―	1	―	―	―
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	1	3	1	―	―
	感染性胃腸炎(疑いを含む)					12	3
	新型コロナウイルス感染症					15	2
	インフルエンザ					7	―
	その他（ＲＳウイルス等）					9	5

※感染動向調査での検査のみを計上。

※感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、その他については、社会福祉施設等における集団発生時の対応件数を計上。

（ウ）感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所・県・国の３者をオンラインシステムで接続したサーベランスシステム（流行監視体制）により流行性疾患の発生状況を把握している。

集約したデータの市町や郡市医師会など関係機関への還元は、令和６年 10 月から静岡県庁感染症対策課のホームページに掲載されているダッシュボードを通しておこなっている。

（エ）バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）感染症への対応

ａ　東部地域 VRE 感染症対策連絡会議の開催

＜令和７年度＞

開催日	内　容	構成員
令和７年 12 月３日	・各保健所管内の VRE 発生状況とスクリーニング検査の状況 ・県内の VRE 薬剤耐性菌の状況 ・感染症管理対策担当看護師等連絡会相互ラウンドの結果報告 ・管内医療機関の VRE 対策について （管内３病院からの報告 ・意見交換	管内病院、感染症対策課、国立感染症研究所

b　実地疫学調査等対応状況

令和８年６月 30 日現在

	医療機関等施設数
令和７年度	2
令和８年度	1

ウ 評価・改善

三類感染症である腸管出血性大腸菌感染症等の発生時は、プライバシーに配慮しながら、本人・接触者・関係者等に対し必要な措置を迅速に行った。

施設等の職員も毎年入れ替えがあるため、今後も関係各課及び関係機関と連携し、感染症発生予防、二次感染・まん延防止に努めていく必要がある。

VRE 感染症への対応については、院内感染を起こしている医療機関に実地調査や医療機関主催の対策会議において助言・指導を行った。今後も対応を継続し、地域での感染拡大を防ぐ必要がある。

感　染　症　患　者　発　生　状　況　調　（令和７年度）

分類・疾病名 ＼ 市町		沼津市	三島市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	管外・不明	計	6年度	5年度
一類	（発生なし）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
二類	結核	11	4	1	2	3	1	2	4	10	38	49	45
三類	腸管出血性大腸菌感染症	2	－	1	－	－	1	－	3	1	8	9	10
四類	Ｅ型肝炎	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	1	0
	重症熱性血小板減少症候群	－	－	－		1	1	－		3	5	2	0
	つつが虫病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	2	0
	レジオネラ症	2	6	－	－	－	1	－	1		10	11	12
	日本紅斑熱	1	－	－	1	4	1	－	－	－	7	1	0
五類（全数把握分）	アメーバ赤痢										4	6	0
	ｶﾙﾊﾞﾍﾟﾈﾑ耐性腸内細菌科細菌感染症										10	2	2
	急性脳炎										1	5	5
	クロイツフェルト・ヤコブ病										1	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症										3	5	2
	後天性免疫不全症候群										4	1	3
	侵襲性インフルエンザ菌										1	2	1
	侵襲性肺炎球菌感染症										10	9	6
	水痘（入院例）										1	1	3
	梅毒										41	37	58
	破傷風										2	0	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症										2	6	9
	ウイルス性肝炎（A型・E型を除く）										1	0	1
	百日咳										366	6	2
計											516	155	162
※　新型コロナウイルス感染症											1,922	8,852	8,852
五類（定点把握分）	インフルエンザ										11,281	4,761	11,187
	感染性胃腸炎										2,025	1,784	3,287

患者所在地で計上。

※　新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日から５類感染症に移行し定点報告となったため、以降は定点把握分のみを計上

感　染　症　患　者　発　生　状　況　調（令和８年６月 30 日現在）

分類・疾病名 ＼ 市　町		沼津市	三島市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	管外・不明	計	7年度同期	6年度同期
一類	（発生なし）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
二類	結核	8	1	－	－	2	－	－	3	－	14	8	8
三類	腸管出血性大腸菌感染症	－	－	2		2	1	2	2	－	9	0	2
四類	重症熱性血小板減少症候群	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	1
	レジオネラ症	1	1	－	－	－	－	－	－	－	2	1	2
	Ａ型肝炎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	1
	アメーバ赤痢	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	3
五類（全数把握分）	ｶﾙﾊﾞﾍﾟﾈﾑ耐性腸内細菌科細菌感染症										1	3	0
	急性脳炎										0	1	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症										1	1	3
	後天性免疫不全症候群										1	2	0
	侵襲性インフルエンザ菌										0	1	1
	侵襲性肺炎球菌感染症										1	2	1
	水痘（入院例）										1	0	0
	梅毒										7	12	6
	破傷風										0	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症										1	1	2
	百日咳										3	101	0
計											41	133	32
五類（定点把握分※）	新型コロナウイルス感染症										192	520	739
	インフルエンザ										60	520	219
	感染性胃腸炎										113	338	329

※　定点把握の令和８年度は、2026 年第 14 週～26 週で計上

（７）結核予防業務

ア　目　的

感染症法（平成 19 年４月改正）に基づき、結核患者の適正医療の推進を図るとともに、家庭訪問等の服薬確認による治療完遂、結核患者との接触者のうち必要と認めた者に対し健康診断を実施するなど、結核の感染拡大防止に努める。

また、市町の学校結核対策委員会への参画や地域の医療従事者に対する研修等により、結核に対する予防啓発を図る。

結核患者数の推移

結核患者登録者数調　（令和７年 12 月末現在　単位：人）

区分／市町	肺結核活動性				肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	計	潜在性結核感染症（別掲）	
	登録時喀痰塗抹陽性		登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他						
	初回治療	再治療							治療中	観察中
沼津市	2	0	2	0	2	19	1	26	1	0
三島市	1	0	1	0	0	3	1	6	0	0
裾野市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
伊豆市	0	0	0	0	1	2	0	3	1	0
伊豆の国市	0	0	0	0	1	2	1	4	1	0
函南町	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0
清水町	1	0	0	0	0	5	0	6	1	0
長泉町	0	0	0	0	1	5	1	7	1	0
計	4	0	3	0	5	38	4	54	6	1

（東部保健所管内）

年	２年	３年	４年	５年	６年	７年
新登録患者数	40	42	43	39	40	40
年末（12 月 31 日）現在登録者数	105	91	101	80	66	61

イ　実　績

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">事　業　名</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><th>令和７年度</th><th>令和８年度(R８年６月末現在)</th></tr>
<tr><td>予防啓発</td><td>市町学校結核対策委員会</td><td>管内８市町開催</td><td>管内８市町開催予定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">患者管理</td><td>患者や家族等への服薬等の保健指導実施</td><td>訪問指導　延べ 97 人
相談指導　延べ 737 人</td><td>訪問指導　延べ 18 人
相談指導　延べ 88 人</td></tr>
<tr><td>定期病状調査</td><td>48 件</td><td>13 件</td></tr>
<tr><td>感染拡大防止の接触者健康診断の実施</td><td>延べ人員 176 人</td><td>延べ人員 17 人</td></tr>
<tr><td>コホート検討会</td><td>・令和８年２月 13 日
出席者　42 人
場　所　東部総合庁舎
（オンライン開催）
・令和８年３月 17 日
出席者　９人
場　所　静岡県立総合病院</td><td>令和９年１月 14 日、２月 10 日
開催予定</td></tr>
<tr><td>服薬支援者研修会</td><td>・令和７年 10 月９日
出席者　29 人
場　所　東部総合庁舎
（オンライン開催）</td><td>令和８年 10 月開催予定</td></tr>
<tr><td>DOTS カンファレンス</td><td>月１回 県立総合病院にて実施</td><td>月１回 県立総合病院にて実施</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>感染症診査協議会（結核分）</td><td>13 回開催
<table>
<tr><th></th><th>諮問数</th><th>承認数</th><th>不承認数</th></tr>
<tr><td>37 条</td><td>24</td><td>24</td><td>0</td></tr>
<tr><td>37 条-2</td><td>49</td><td>49</td><td>0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>73</td><td>73</td><td>0</td></tr>
</table></td><td>３回開催
<table>
<tr><th></th><th>諮問数</th><th>承認数</th><th>不承認数</th></tr>
<tr><td>37 条</td><td>7</td><td>7</td><td>0</td></tr>
<tr><td>37 条-2</td><td>15</td><td>15</td><td>0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>22</td><td>22</td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ウ　評価・改善

結核のまん延防止において、個々の結核患者については、訪問等の直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ）による服薬支援を行うことにより治療完遂を目指している。また、接触者健診においては、保健所長を中心に接触者健診検討会を適宜開催し対象範囲の検討を行うとともに、確実な実施に努めている。

一方、地域においては、結核予防の普及啓発を含め結核医療の向上及び連携推進のため地域関係者の研修会及びコホート検討会、ＤＯＴＳカンファレンス等を充実させていく。

（８） エイズ対策・性感染症対策

ア 目 的

エイズ相談・ＨＩＶ迅速検査（夜間検査を含む）及び性感染症相談・性感染症検査（梅毒、クラミジア、HILV-1）の窓口を設置し、検査相談体制を充実させることで、ＨＩＶ感染、性感染症の早期発見及び感染の拡大防止に努める。また、各種啓発事業を実施し、県民へのエイズ、性感染症に対する正しい知識の普及を図る。

イ 実 績

エイズ相談等実施状況調

区 分	相談件数			検査受付件数		
	男	女	計	男	女	計
令和６年度	0	0	0	166(70)	49(17)	215 (87)
令和７年度	1	1	2	144(61)	40(10)	184(71)
令和８年度 (R8.6.30 現在)	0	0	0	19(２)	10(０)	29(２)

※ 夜間検査は、平成 15 年５月から月１回東部保健所を会場に実施し、熱海・御殿場・東部の３保健所が輪番で担当している。上記の検査受付件数には東部保健所の担当件数のみ計上。（ ）は夜間検査の再掲である。

性感染症検査・HTLV-1 検査件数

区 分	梅毒			クラミジア			HTLV-1		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和７年度	142 (61)	39 (７)	181 (68)	32	4	36	8	5	13
令和８年度 (R8.6.30 現在)	19 (２)	10 (０)	29 (２)	2	1	3	－	－	－

※ （ ）は夜間検査の再掲である。

※ クラミジア検査は、令和７年度は４回実施。令和８年度は４回実施予定。

※ HTLV-1 検査は、令和７年度は２回実施。令和８年度も２回実施予定。

啓発活動 （令和７年度）

区 分	内 容	回数
イベントや報道機関等を利用した啓発活動	エイズ予防展（東部総合庁舎・修善寺支所）	1
	各市町への検査・相談日程の案内	1

（令和８年６月 30 日現在）

区　分	内　　容	回数
イベントや報道機関等を利用した啓発活動	エイズ予防展（東部総合庁舎・修善寺支所）	1
	各市町への検査・相談日程の案内	－

ウ　評価・改善

新型コロナウイルス感染症の影響での外出自粛などの影響がなくなった令和５年度から検査数が増加傾向になり、それに伴い新規エイズ患者報告数も令和６年度は１人、令和７年度は４人と増加している。

今後も相談及びＨＩＶ検査受検のＰＲを強化し早期発見に努めていく必要がある。

梅毒やクラミジアなど当所で検査することが可能な性感染症は性的接触により誰もが感染する可能性がある一方で、感染時には無症状であることが多く、感染しているとＨＩＶ感染のリスクも上がるため、ＨＩＶ検査時には併せて受検を勧めていく。

（９）　肝炎対策

ア　肝炎ウイルス相談・検査

（ア）目　的

肝炎相談・検査を実施することにより、相談者や受検者等の不安を解消し、適切な時期に治療を受けることのできる機会を提供するとともに、肝炎ウイルスの感染を防止する。

（イ）実　績

区　分	相談件数	肝　炎　検　査　件　数		
		Ｂ型肝炎	Ｃ型肝炎	計
令和７年度	1	187	186	373
令和８年度 (R8.6.30 現在)	0	32	32	64

（ウ）評価・改善

平成 13 年４月からＣ型肝炎ウイルス検査を開始し、平成 18 年 10 月からＢ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査を無料で行っている。また、平成 29 年４月から、Ｂ型のみでなくＣ型肝炎ウイルス検査について夜間での検査が可能となり、平成 30 年４月からは、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査ともに、即日結果返しできるようになったため、受検者数が増加した。

ウイルス性肝炎は肝がんの主要な原因であることから、今後も肝炎相談・検査について啓発し、感染予防・早期発見に努める。

イ　肝炎治療特別促進事業

（ア）目　的

「静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、Ｂ型肝炎ウイルス及びＣ型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という）の除去によるウイルス性肝炎の根治、ウイルス性肝炎による肝硬変及び肝がんの予防並びに肝炎ウイルスの感染防止を図るため、治療費助成に関する事務を行う。

（イ）内　容

平成 20 年度から、Ｂ型・Ｃ型慢性肝炎等に対する医療費の一部助成を実施している。

a　対象医療

肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療

Ｂ型慢性肝疾患に対して行われる核酸アナログ製剤治療

Ｃ型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロンフリー治療

b　助成回数・期間

同一の対象患者について原則１回のみ、助成期間は１年又はインターフェロンフリー治療にあっては７ヶ月。

c　助成内容

所得階層（２段階）に応じ、自己負担額の軽減措置を講じている。

（ウ）実　績

区　分	インターフェロン			核酸アナログ		インターフェロンフリー		計
	新規申請	2回目	3剤併用	新規申請	更新申請	新規申請	再治療	
令和７年度	0	0	0	20	293	38	1	352
令和８年度 (6月30日現在)	0	0	0	3	88	5	0	96

（エ）評価・改善

治療を必要とするＢ型・Ｃ型慢性肝炎患者の治療を促進し、患者の経済的負担の軽減を図るとともに、肝硬変及び肝がんの予防並びに感染予防に寄与している。

また、近年の飛躍的な治療法の進歩に合わせて助成内容の充実が図られていることから、治療が受けやすくなり、患者の積極的な治療につながっている。

また、肝炎の新薬は、これまでの治療法と比べて患者の身体的・精神的負担は少なく一部の肝炎は治癒できるものとなったことから、治療費助成の申請者は、横ばいもしくは減少に転じている。

ウ　普及啓発活動

（ア）目　的

ウイルス性肝炎は国内最大の感染症であり、感染が持続すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行することがある。肝炎ウイルスに感染した者や肝炎に罹患した者を早期に発見し、安心して治療を受けられるよう支援するとともに、肝炎ウイルスの感染予防や肝炎患者等に対する正しい理解の促進を図るため、普及啓発事業を実施する。

（イ）内　容　　（令和７年度）

区　分	月　日	内　　容	参加者
患者・家族・一般県民向け肝炎予防医療講演会	令和７年 12 月 20 日（土）	令和７年度肝炎予防医療講演会 ・静岡県の肝炎患者の状況 ・肝疾患に対する運動療法 ・伊豆肝友会・御殿場肝友会の紹介 ・肝臓のはたらきと肝疾患～検査結果の見方から病気の知識まで～	15 人
地域住民等に対する普及啓発	令和７年７月 28 日（月）～令和７年７月 31 日（木）	肝炎ウイルス検査普及啓発キャンペーン（東部総合庁舎・修善寺支所） ・ポスターの掲示、啓発グッズの配架	来庁者 275 人

（ウ）　評価・改善

令和７年度は患者・家族・一般県民向けに講演会を行った。医師からの講演に加え、理学療法士にも講演を依頼した。実際に体を動かしながら日常生活で取り入れられる運動の紹介があり参加者の関心も高い様子で講話後に質問がいくつか挙がった。

令和７年度は患者向けに講演会を行い参加申込みが少ない状況であったため、令和８年度からはターゲットを変更し肝疾患患者等の支援業務を行う市町の保健師・栄養士へ向けた医療講演会の開催を予定している。

エ　肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業

（ア）目　的

平成 27 年８月 20 日から「静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領」に基づき、陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、肝炎ウイルス検査等の陽性者に対するフォローアップ及び検査費用助成に関する事務を行う。

（イ）内　容

肝炎ウイルス検査陽性者に必要な肝機能検査等の初回精密検査・定期検査に係る費用として県が認めた費用について助成する。

（ウ）実　績

区　分	検査費用助成件数		
	初回精密検査	定期検査	計
令和７年度	1	0	1
令和８年度 （６月 30 日現在）	0	0	0

（エ）評価・改善

肝炎ウイルス検査費用の自己負担金を助成することで、陽性者の経済的負担の軽減が図られた。

陽性者の早期受療及び定期的な検査を促すため、今後も事業の周知を行っていく。

(10)　難病対策業務

ア　目　的

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、原因が不明で治療方法の確立していない難病患者に対し、経済面の支援として医療費の公費負担等の事務を行う。

また、「静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱」および「特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき、突発性難聴、橋本病、スモン病、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)、重症膵炎、難治性肝炎のうち劇症肝炎に対して医療費の公費負担等の事務を行う。

在宅療養中の患者とその家族に対しては、「難病患者地域支援対策推進事業」として医療相談・訪問相談・患者会への支援などを行い、ＱＯＬ等の向上を図る。

イ　実　績

（ア）　特定疾患医療費受給者数

以下、健康福祉部 32「特定医療費等受給者調」のとおり

（イ）　難病患者地域支援対策推進事業

a　医療相談　（令和７年度）

実施日	参加人数等
令和７年６月８日、10 月 26 日、11 月 23 日, 令和８年２月 13 日、３月８日	患者家族延べ人数　241 人

b　訪問看護師等の育成事業　（令和７年度）

実施日	内容	参加者
令和８年１月 21 日	神経難病患者の防災対策と個別避難計画 ・個別避難計画の策定に向けた取組について ・グループワーク『個別避難計画について』	69 人

ウ　評価・改善

医療相談会は、患者・家族の交流と病気についての情報を得る場となっており、患者・家族の安定した療養生活の確保に貢献している。また、各患者会と共同開催で実施することで、患者会の活動支援となっている。

訪問・指導している難病患者は、介護保険や障害等の福祉制度を利用している者が多いため、医療機関だけでなく、在宅療養を支える訪問看護師や介護支援専門員、ヘルパー等との連携は不可欠であるため、今後も継続して実施していく。

特定医療費等受給者調

（令和７年度）

市町名 / 疾患群	沼津市	三島市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	計	前年度末計	前々年度末計
血液疾患	54	20	6	2	15	12	9	7	125	125	129
免疫疾患	278	164	66	43	78	65	52	55	801	751	688
呼吸器疾患	67	27	20	14	17	11	8	19	183	164	149
循環器疾患	31	12	9	4	6	5	5	4	76	67	64
消化器疾患	321	166	70	34	69	41	58	78	837	813	781
骨・関節疾患	93	56	15	8	24	17	15	13	241	230	244
染色体異常疾患	4	2	0	0	2	1	1	1	11	8	7
皮膚疾患	60	40	16	10	13	18	6	13	176	171	164
腎・泌尿器疾患	44	37	21	5	7	11	8	14	147	144	136
免疫・皮膚系疾患	13	8	5	4	9	5	4	3	51	51	49
内分泌疾患	36	21	8	5	8	10	6	10	104	112	113
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	42	21	5	5	6	9	5	8	101	101	106
神経・筋疾患	515	309	129	121	168	124	78	105	1,549	1,487	1,488
代謝異常疾患	23	12	5	2	10	4	5	5	66	54	49
合　計	1,581	895	375	257	432	333	260	335	4,468	4,278	4,167

特定医療費等受給者調

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

市町名 / 疾患群	沼津市	三島市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	函南町	清水町	長泉町	計	前年度末計	前々年度末計
血液疾患	52	22	6	2	14	13	10	6	125	131	129
免疫疾患	289	172	68	42	83	67	52	56	829	778	714
呼吸器疾患	67	28	20	13	17	13	9	21	188	179	148
循環器疾患	32	12	10	4	7	8	5	4	82	68	67
消化器疾患	330	175	77	34	70	43	59	78	866	845	810
骨・関節疾患	94	57	15	10	26	22	15	15	254	242	256
染色体異常疾患	4	2	0	0	2	1	1	1	11	11	8
皮膚疾患	60	40	17	10	13	19	6	13	178	178	167
腎・泌尿器疾患	48	39	23	5	7	12	8	15	157	148	146
免疫・皮膚系疾患	14	8	5	4	9	5	4	2	51	52	50
内分泌疾患	40	21	8	5	8	10	6	10	108	112	118
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	42	20	5	5	5	10	5	8	100	102	107
神経・筋疾患	519	312	127	126	168	121	79	105	1,557	1,543	1,484
代謝異常疾患	25	12	6	3	11	3	4	6	70	60	50
合　計	1,616	920	387	263	440	347	263	340	4,576	4,449	4,255

(11) 原爆被爆者対策業務

ア　目　的

原爆被爆者援護法に基づき、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。

イ　実　績

委託医療機関の協力を得て定期健康診断を年２回、がん検診を年１回実施した。

また、被爆者手帳の交付、各種手当、医療費、葬祭料などの給付事務、一般疾病医療機関の指定などの事務を行った。

（ア）管内被爆者等の数

	被爆者健康手帳保持者 (うち原爆症認定者)	被爆者２世	第１種健康診断受診者証保持者	第２種健康診断受診者証保持者	計
令和７年度	63（４）	56	1	4	124
令和８年度 (6 月 30 日現在)	62（４）	56	1	4	123

（イ）手当等受給状況

	医療費特別手当	特別手当	保健手当	健康管理手当	家族介護手当	介護手当	葬祭料
令和７年度	3	3	2	47	0	0	3
令和８年度 (6 月 30 日現在)	3	3	2	46	0	0	1

（ウ）健康診断実施状況

	令和７年度		令和８年度 (6 月 30 日現在)
	定期第１回及び希望によるがん検診	定期第２回及び希望によるがん検診	定期第１回及び希望によるがん検診（予定）
一　般　健　診	21 人（８人）	32 人（23 人）	21 人（14 人）
が　ん　検　診	９人（４人）	25 人（19 人）	９人（９人）
交通手当支給	０人	１人	０人

＊　（ ）は、被爆者２世の内数

ウ　評価・改善

被爆者の医療の負担が軽減されるとともに、健康診断を受けることにより被爆者の健康状況の把握及び療養支援を行った。今後も、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図っていく。

５　健康増進課

「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を大目標に掲げた「第４次静岡県健康増進計画（令和６年３月策定　計画期間令和６年度から令和17年度まで）」及び地域別計画（東部健康福祉センター健康増進計画）に基づき、地域別の健康課題に対応するため、市町及び関係機関・団体等と連携した取組を推進している。

（１）健康づくり・生活習慣病予防・重症化予防対策事業

ア　目　的

生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、管内の地域及び職域保健の関係者が連携・協働し、健康課題の解決に向けた取組を推進する。

イ　実　績(成果)

（ア）生活習慣病対策連絡会

医療、地域及び職域関係機関と連携し、生活習慣病対策連絡会を開催。令和６年度から始まった第４次静岡県健康増進計画地域別計画の指標の推移を確認するとともに、新しい取組等について意見交換を行った。

（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
生活習慣病対策連絡会(地域・職域連携推進連絡会)	２月26日 東部総合庁舎	【報告事項・情報提供】 ・東部健康福祉センター管内の健康状況と地域別計画の進捗状況 ・禁煙支援に関する調査結果について　等 【意見交換】 ・ＣＫＤシールを活用した地域連携による重症化予防の取組について ・働く世代の健康づくりについて　等	３医師会、４歯科医師会、３薬剤師会、２労働基準監督署、県国民健康保険団体連合会、協会けんぽ、各市町健康増進・国保担当課、健康局、東部健康福祉センター 計　38人

（イ）重症化予防対策事業

市町が医師会等関係機関と連携し、高血圧や糖尿病等を起因とする人工透析等の生活習慣病重症化の予防を推進できるよう、市町の取組支援を行った。

令和５年７月から裾野市で先行実施したCKDシールを活用した地域連携の取組は、現在、全ての管内市町で展開されている。管内の取組の広域的、経年的な評価のため、令和７年度に薬剤師会と連携し、薬局を対象とした初回のアンケート調査を実施した。

（令和７年度）

事業名等	内　　容
重症化予防対策事業連絡調整会議への支援	【実施日・場所】７～３月・各市町　　【参加状況】５市町、計８回 【内容】市町の健康課題、R６事業報告、R７年度実施計画、情報交換等
CKDシールに関するアンケート調査	【時期】令和７年11月　　【対象】管内保険薬局　約300施設 【有効回答数】　147件（想定回収率　47.9%）

	【主な結果】 ・CKD シールの認知度 78.9%。うち、シール貼付の手帳持参者あり 56.9% ・シール貼付の手帳持参者ありの施設では、「CKD シールの運用でより腎機能に注意するようになった」79% ・具体的に変わったこと「疑義照会を積極的に行えるようになった」「検査値や患者さんの情報の確認を強化」「患者さんへの教育が充実」等

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名等	内　　容
重症化予防対策事業連絡調整会議への支援	【実施日・場所】６月３日・沼津市 【内容】R７事業報告、R８年度事業概要、重症化予防対策事業連絡票について

（ウ）普及啓発

ホームページでの発信、新聞、機関誌等への寄稿や庁舎ロビーでの展示など、適切な情報を適切なタイミングで県民に多角的な周知を行うことで、健康づくりの知識の普及啓発を行った。

（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	実施状況
新聞、機関誌への寄稿	年３回 （所内 14 回）	伊豆新聞（日曜健康福祉便） 「世界禁煙デー」「健診受けましょう月間」「歯と口の健康」	発行 約 31,825 部
	９月、３月	沼津市商工会議所報「NeT」 「未来を見据えた健康経営」「睡眠」	4,300 部
	６月、10 月、１月	沼津建設業協会広報誌「いしずえ」健康応援便 「健康経営」「がん検診」「国民皆保険制度」	1,000 部
ロビー展示	４～３月 東部総合庁舎	「健康寿命日本一」「禁煙週間」「健診（検診）受診率向上」「食育月間」「歯と口の健康週間」「熱中症予防」「健康増進普及月間」「「糖尿病予防」「女性の健康週間」等	―

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内　　容	実施状況
新聞、機関誌への寄稿	６月	伊豆新聞（日曜健康福祉便） 「食育について」	発行 約 31,825 部
	６月	沼津建設業協会広報誌「いしずえ」健康応援便 「あなたの歯の健康は大丈夫？」	1,000 部
ロビー展示	４～６月 東部総合庁舎	「健康寿命日本一」「受動喫煙防止」「健診（検診）受診率向上」「食育月間」「歯と口の健康週間」	―

ウ　評価・改善

（ア）限られた時間の中で議題が多く、意見交換が十分できない場面もあった。議論が深められるよう、次回はテーマを絞ることとする。また、連携した取組の強化、成果の見える化を進める。

（イ）糖尿病の重症化予防として作成したチラシの活用やCKDシールによる情報共有等により、地域の医科・歯科・薬科の連携が進んでいる。今後も医師会や歯科医師会等関係機関と調整し、効果的な重症化予防対策事業が実施できるよう各市町を支援する。CKDシールに関するアンケート調査は、今年度も実施することで経年的な評価を行う。

（ウ）職域関係機関や事業所が加入する各種団体の広報誌等へ定期的に情報提供することで、事働く世代へのアプローチができている。引き続き、様々な手法で普及啓発を行う。

（２）食育推進事業

ア　目　的

食育推進体制や健康に配慮した食の環境を整備し、食を通じた住民の健康づくりを推進する。また、県民の健康寿命のさらなる延伸を図るため、脳血管疾患の減少を目指し、「減塩」に加え、野菜摂取量の増加を目指す「野菜マシマシ」の推進を図る。

イ　実　績（成果）

（ア）食育推進実践事業

「第４次静岡県食育推進計画」に基づき、食を通じて住民の健康づくりを推進する体制整備のため、市町における食育推進会議等の開催支援及び各市町食育推進計画に基づく事業支援を行うとともに、食育の普及啓発を行った。

a 連絡会・指導者研修

（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
市町食育推進会議開催支援	５～３月 各市町	・市町食育推進事業計画の改定 ・食育推進計画の進捗状況の確認 ・食育推進事業について　等	８市町 計20回
健康福祉センター単位食育連絡会	５月30日 東部総合庁舎	・令和６年度栄養指導業務報告について ・各市町栄養業務・食育推進事業報告・計画 ・情報交換（食育ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ、野菜摂取量の増加・減塩に関する事業、母子保健事業）	８市町、東部健康福祉センター 10人
	９月22日 東部総合庁舎	・野菜マシマシレシピ集の作成 ・災害時における栄養・食生活支援に向けた準備	８市町、東部健康福祉センター　12人
	２月27日 東部総合庁舎	・野菜マシマシレシピ集の作成 ・参加者アンケートによる事業の評価・改善 ・食育推進会議等開催実績、開催計画等 ・令和７年度栄養関連業務重点事業実施報告	７市町、東部健康福祉センター　11人

食育指導者研修会	3月 11 日	・説明「静岡県及び東部地域の健康状態」 ・講演「地区組織活動で地域も自分も元気に」 ・グループワーク ※ 健康づくりリーダー交流会と兼ねて実施	管内市町健康づくりリーダー６団体 20 人、市町職員４市町７人　計 27 人

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
市町食育推進会議開催支援	５～６月 各市町	・令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画について ・食育推進計画の進捗状況　等	伊豆の国市、函南町 計２回
健康福祉センター単位 食育連絡会	５月 18 日 東部総合庁舎	・令和８年度市町栄養士配置状況、令和７年度栄養指導業務報告について ・令和８年度市町栄養関連業務 重点事業 ・情報交換（野菜摂取量の増加・減塩に関する事業、食育ボランティアについて等）	９市町、東部・御殿場健康福祉センター 19 人 ※ 御殿場健康福祉センターと共催

b 地域における食育の推進

（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加・実施状況
食育の日啓発	毎月 19 日 ※19 日が祝休日の場合はその前日 東部総合庁舎	のぼり旗設置、デジタルサイネージ掲載	12 回

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内　　容	実施状況
食育の日啓発	毎月 19 日 東部総合庁舎	のぼり旗設置、デジタルサイネージ掲載	３回

（イ）食の環境整備事業

令和５年度から県全体で取り組んでいる「適塩・野菜摂取等に取り組む環境整備」として、お塩のとりかたチェック票（リーフレット及びＷＥＢ版）の普及や、市町や企業等と協働した減塩や野菜摂取を働きかけるイベントの開催等により環境整備を行っている。令和７年度は、市町、給食施設等関係機関とともに野菜摂取量促進に関するイベントを行った。また、市町栄養士とともにレシピ集を作成した。

管内事業所給食の一部では、働き盛り世代の食の環境整備を目的とした「しずおか健幸惣菜」が提供されている。

東部地区栄養サマリー（食事情報提供書）を平成 22 年度に作成。令和６年度診療報酬の改

定において、GLIM 基準を用いた栄養状態の評価が追加されたことに伴い様式を改訂した。ホームページで公開し、医療機関や施設間の転院等の際の安全・安心な食事の提供体制の構築を進めている。

a ベジチェック測定の実施　（令和７年度）

月日	場所	所在市町	人数	備考（連携先等）
６月５、７日	静岡県立沼津城北高校	沼津市	243 人	７日は文化祭
６月 26 日	伊豆の国市立共和幼稚園	伊豆の国市	16 人	家庭教育学級、伊豆の国市
８月 13、14 日	大仁まごころ市場	伊豆の国市	133 人	伊豆の国市
８月 25 日	グリーンプラザ伊豆の国	伊豆の国市	92 人	伊豆の国市
10 月７日	金岡産直市	沼津市	38 人	JA、沼津市
10 月 10 日	すそのふれあい市	裾野市	57 人	JA、裾野市
10 月 24 日	KAU～ら	沼津市	31 人	JA、沼津市
11 月 20 日	明電舎社員食堂	沼津市	52 人	明電興産、沼津市
２月 24 日	明電舎社員食堂	沼津市	38 人	明電興産、沼津市
３月 11 日	健康福祉交流プラザ	三島市	21 人	健康づくりﾘｰﾀﾞｰ交流会

b その他　（令和７年度）

事業名	実施日	内　容	件　数
野菜マシマシレシピ集作成	３月	市町から野菜摂取量の増加につながり、かつ、適塩の手軽なメニューを募集し、18 のレシピを掲載	冊子（2,000 部）印刷、HP に掲載
事業所等における食環境整備の推進	５月、６月	教材の貸出し（フードモデル、パネル、塩分計等）	１事業所 １高校

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日	内　容	件　数
野菜マシマシレシピ集の普及	４月５日	県の公式 LINE で発信	－
事業所における食環境整備の推進	５～６月	教材の貸出し（フードモデル）	１事業所

ウ　評価・改善

（ア）食育推進実践事業

・食育連絡会では、今年度、各市町で取り組んでいる野菜摂取量増加・減塩について、共通で使用できる啓発媒体として「野菜マシマシレシピ集」を作成した。引き続き、県から情報提供、報告等のフィードバック、個別事業についての情報交換、広域調整、市町栄養士の人材育成の場となるよう、計画的に開催する。

・災害時栄養・食生活支援の体制整備が進んでいない市町があるため、研修会の開催等、市町の取組支援を行う必要がある。

・今後も健康課題の解決を目指し、第４次静岡県食育推進計画に基づいた事業の推進及び地域の関係者との効果的な連携が図れるよう取り組む。

（イ）食の環境整備

・ベジチェック測定は、市町、JA、事業所等から実施希望がある。しかし、イベントの集客目的としてはある程度の効果はあるが、時間帯等によっては測定者数も伸びないこともある。また、測定データの活用、実施後の行動変容の確認も難しい。有効に活用する方法を模索する必要がある。

・管内の７割を超える特定給食施設（事業所、一般給食センター）においてヘルシーメニューの提供がされている。普及・啓発を継続して行い、より多くの施設で健康に配慮したメニューが提供されるよう支援を行う。

・東部地区栄養サマリーの在宅移行時の更なる活用を進めるため、在宅移行時の活用事例を収集し、共有していく。

（３）受動喫煙防止対策等推進事業

ア　目　的

がんをはじめ、多くの疾患の原因となるたばこの害の正しい知識を広く普及し、禁煙及び受動喫煙防止を図る。また、法律及び条令の周知と法令遵守の助言指導を行い、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備を行う。

イ　実　績(成果)

（ア）たばこ対策体制整備　（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加・実施状況
健康づくり推進連絡会	４月 25 日 東部総合庁舎	たばこ対策事業に係る情報提供・情報共有 ほか	８市町、健康福祉センター 22 人
たばこ対策地域連絡会	６月 11 日 東部総合庁舎	たばこ対策事業に係る情報提供・情報共有 ほか ※ 働く世代の健康づくり担当者連絡会の中で実施	三島労基署、協会けんぽ、市町、健康福祉センター　17 人
禁煙支援研修会	２月３日 オンライン	講演「取組事例から学ぶ禁煙支援・保健指導のポイント」 ※ 県庁と全健康福祉センターの共催	市町、健保組合等保健指導従事者、事業所健康管理担当者等　18 機関 34 人

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加・実施状況
健康づくり推進連絡会	４月 24 日 東部総合庁舎	たばこ対策事業に係る情報提供・情報共有	８市町、健康福祉センター　23 人

（イ）受動喫煙防止及び禁煙のための普及啓発　　（令和７年度）

事　業	実施日	内　　容	対　象
禁煙外来・禁煙支援薬局名簿の更新	７月～３月	・禁煙支援に関する調査の実施、禁煙外来・禁煙支援薬局名簿の更新 ・名簿の印刷（1,000 部）・配布、HP 掲載	医療機関及び薬局
禁煙・防煙教育の支援	４月～３月	教材の貸し出し（タールサンプル、肺モデル、タバコの害授業セット等）（イベント、講座等で活用）	市町、事業所等 延べ８機関
制度周知	４月～３月	食品衛生新規許可証講習会 条例説明及びステッカー配布	ステッカー配布 飲食店　　254 店
	４月～３月	情報提供等への対応及び該当施設への指導、助言	５施設７回
	10 月～３月	食品衛生管理講習会でのチラシ配布、制度周知（10 回）	飲食店　　520 店
普及啓発	５月 19 日～ ６月６日	禁煙週間・世界禁煙デー（5/31）に合わせ、東部総合庁舎衛生委員会と共催での庁内放送（５／30～６／６）。 庁舎内デジタルサイネージでの発信、ポスター掲示、懸垂幕の掲揚（５/19～６/10）	県民
	４月～３月	東部総合庁舎ロビーへのチラシ 配架、ポスター掲示	県民

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事　業	実施日	内　　容	対　象
禁煙・防煙教育の支援	４月～６月	教材の貸し出し（タールサンプル、肺モデル、タバコの害授業セット等）	事業所等 ３機関
制度周知	４月～６月	新規飲食店営業許可講習会 条例説明及びステッカー配布	ステッカー配布 飲食店　　78 店
	４月～６月	情報提供等への対応及び該当施設への指導、助言	１施設１回
	６月	食品衛生管理講習会でのチラシ配布、制度周知（４回）	飲食店　210 店
普及啓発	５月 29 日～ ６月８日	禁煙週間（５/31～６/６）・世界禁煙デー（５/31）に合わせ東部総合庁舎衛生委員会と共催で庁内放送。 庁舎内デジタルサイネージでの発信、ポスター掲示、伊豆新聞（日曜健康福祉便）	県民
	４～６月	東部総合庁舎ロビーへのチラシ配架、ポスター掲示	県民

（ウ）喫煙可能室設置届の状況

健康増進法に基づく喫煙可能室設置届出を受理し、台帳整備を行う。

年　度	新規届出	変更届	廃止届
令和７年度	２件	０件	０件
令和８年度（６月 30 日現在）	０件	０件	０件

ウ　評価・改善

（ア）禁煙支援研修会を通して、市町及び事業所での対策の困難さについて講師からの助言が受けられた。今後も引き続き、効果的な受動喫煙防止対策、禁煙支援について検討・対策強化を図る。

（イ）受動喫煙防止条例に基づく飲食店の標識掲示について、関連部署と連携し、標識掲示状況の確認を行うとともに、食品衛生関係団体の協力を得て、飲食店等関係者に説明及び標識を配布し、標識掲示の徹底を図っていく。また、世界禁煙デーに合わせた東部総合庁舎本館屋上喫煙所の閉鎖を 10 日間実施。庁舎衛生委員会及び財務事務所担当者と連携し、昨年度の７日間から伸ばすことができた。

（ウ）令和２年４月１日の改正健康増進法の全面施行に伴う喫煙可能店設置届の受理事務を継続し、台帳管理を行う。

（４）歯科保健対策推進事業

ア　目　的

市町に対して、むし歯や歯周病予防、オーラルフレイルの啓発等の歯科保健対策について専門的・技術的支援等を行うことにより、住民の健康の増進を図る。

イ　実　績（成果）

（ア）市町における歯科保健対策への支援

市町歯科保健会議（住民歯科会議）等に参画し、会議運営や歯科保健対策推進の意見交換を支援した。

年度	実施日・場所	参加状況
令和７年度	５～２月 各市町	裾野市（5/22、10/9、2/5）、伊豆市（2/18）、伊豆の国市（7/9、9/25、11/12）、函南町（2/5）、清水町（6/18、12/25）、長泉町（7/2、2/4）　計 12 回
令和８年度 （６月 30 日現在）	５～６月 各市町	裾野市（5/20）、伊豆の国市（6/3）　計２回

（イ）歯科保健推進体制づくりの推進

a 歯科保健推進のための調査の実施

圏域及び市町の歯科保健対策の推進のため、市町等における歯科保健状況を把握し、市町や関係団体に還元した。　（令和７年度）

事業	内　　容
歯科保健推進のための調査の実施及び結果の還元	・ 歯科保健対策実施状況調査、静岡県５歳児歯科調査 ・ その他調査結果の周知（１歳６か月児・３歳児健康診査結果（歯科）、学校歯科保健調査結果、障がいのある幼児の歯科の状況等）

b 障がい者等に対する歯科保健医療提供体制の構築のための現状把握

（令和７年度）

目　的	障がい等により歯科医療受診が困難な障がい児･者が、生涯にわたり歯や口の健康を保てるように歯科保健医療が受けやすい環境づくりを構築する
実施日	①令和７年６月 19 日、②令和７年７月３日、③令和７年７月 15 日
会　場	①サポートセンターこげら　（沼津市今沢 365－1） ②静岡市障害者歯科保健センター　（静岡市葵区城東町 24－1） ③指定障害児相談支援事業所とらいあんぐる　（三島市谷田 1291-52）
内　容	障害児者やその家族の歯科保健医療に関する困りごとや歯科受診状況や地域歯科医師会との連携状況等の現状把握
出席者	①社会福祉法人輝望会　□□□□　□□□□　氏 一般社団法人三島市手をつなぐ育成会□□□□　□□□□　氏 ②静岡市障害者歯科保健センター　□□　□□□□　氏 ③指定障害児相談支援事業所「とらいあんぐる」□□□　□□□□　氏 （一般社団法人三島市手をつなぐ育成会事務局長）

c 駿東田方圏域歯科会議の開催

市町単独では課題解決が困難な障害者等要配慮者の歯科対策について、圏域の歯科保健医療提供体制の現状と課題を共有し、対策について意見交換を行った。

（令和７年度）

実施日・場所	内　　容	参加状況
10 月２日 東部総合庁舎	・報告「障害児のかかりつけ歯科医の状況等について」 ・意見交換「幼児期からかかりつけ歯科医を持つための方策について」	駿東田方圏域９市町担当者、４歯科医師会　等　42 人

（ウ）歯科保健対策の推進

a むし歯予防対策の推進

目　的	歯の喪失の２大疾患の一つであるむし歯予防のため、科学的な根拠に基づくフッ化物応用の普及
内　容	・市町歯科会議、歯科医師会会議等において情報提供 ・市町支援（フッ化物応用の相談対応、フッ化物洗口の実施に係る実施方法･効果の説明及び使用薬剤量の確認等）

b 歯周病予防対策の推進

目　的	歯の喪失の２大疾患の一つである歯周病予防のため、個人の口腔清掃とかかりつけ歯科医等による定期的な口腔健康管理の普及及び歯周病検診の受診率向上支援
内　容	生活習慣病対策連絡会、市町歯科会議・糖尿病等重症化予防対策事業連絡調整会議での情報提供･啓発

c 糖尿病と歯周病を関連付けた予防啓発

糖尿病等生活習慣病対策において、医科・歯科・薬科連携を進めることにより、歯周病対策が推進できるよう、市町の歯科保健会議(住民歯科会議) や糖尿病等重症化予防連絡調整会議において、住民や医科・歯科・薬科関係者に糖尿病と歯周病との関連に関する情報提供、糖尿病と歯周病の双方の予防啓発リーフレットを用いた周知啓発を行った。

d 健康教育・普及啓発

(令和７年度)

事業	実施日・場所	内　　容	参加状況
すこやか交流会 (福祉課事業)	10 月 10 日 東部総合庁舎	講話　子どもの歯の健康づくり	小児慢性特定疾病受給者の保護者、家族会関係者市町職員など 25 人
県知的障害者福祉協会 保健・医療部研修会	２月６日 明光會舘 レキシア鷹匠 会議室	講演「障害のある方の歯や口の健康づくり」	県知的障害者福祉協会会員施設の看護師・生活支援員・管理者等　21 人

(令和８年度)

事業	実施日・場所	内　　容	参加状況
すこやか交流会 (福祉課事業)	６月 26 日 東部総合庁舎	講話　子どもの歯の健康づくり	小児慢性特定疾病受給者の保護者、家族会関係者市町職員など 22 人

ウ　評価・改善

(ア) 市町における歯科保健対策への支援

・歯科保健対策実施状況調査結果、静岡県５歳児歯科調査結果及び学校歯科保健調査結果を基に資料作成、各市町歯科会議等で情報提供し、事業評価や対策の検討を支援した。

(イ) 歯科保健推進体制づくりの推進

・障がい者等に対する歯科保健医療提供体制の構築のための現状把握では、障害児者が利用する施設管理者、障害児者の保護者、障害者歯科診療の提供者、それぞれの立場から、障害児者の困りごとや地域歯科医師との連携状況を把握することができ、地域においてかかりつけ歯科医を持つ方策の参考になった。

・圏域歯科会議では、障害者歯科に関する現状と課題の共有ができた。また、障がい児・者がかかりつけ歯科医を持つための方策の例として、三島市における歯科医師会への委託事業の取組の紹介やかかりつけ歯科医による定期健診等を推進するための障害者の歯科健診に活用できる補助金の情報提供を行った。

・障害者歯科に関しては、今年度、医療局地域医療課で調査を実施、県全体での対策が検討されるため、その動きを踏まえて当センターの対応を検討していく。

（ウ）歯科保健対策の推進

・長泉町において、予算の関係でフッ化物洗口の中止の提案がなされたが、５歳児におけるフッ化物洗口実施の意義と効果の説明・地域歯科医師会との調整などを経て、実施方法を工夫し予算の範囲内でフッ化物洗口が継続されることになった。フッ化物洗口未実施である裾野市でのフッ化物洗口の導入、子どものむし歯が多い清水町や三島市での小学校におけるフッ化物洗口の導入を働きかけていく必要がある。

・歯周病の診断において糖尿病や喫煙がリスク因子として用いられていることを、市町歯科会議等で説明し、市町･歯科医師会･保険者などの関係者の理解を深めることができた。歯周病検診については、引き続き受診率向上に向けた市町支援を行っていく。

・すこやか交流会では、小児慢性特定疾病受給者（ダウン症児等）の日常生活を支える保護者と支援者から直接話しを聞くことができ、貴重な現状把握ができた。障害児者の利用する施設において、定期的な歯科健診が実施されている場合には、歯科診療も受けられていることがわかった。一方、かかりつけ歯科医を見つけることが困難な場合や歯科受診を断られる場合等もあるため、障害の有無に関わらずかかりつけ歯科医を選択しやすい環境づくりの構築に向け、引続き取り組む必要がある

（５）給食施設指導事業

ア　目　的

給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防のため、特定多数人に継続的に食事を提供する給食施設の実態を調査し、栄養管理の見地から必要な指導を行う。

イ　実　績（成果）

集団指導としては、６月の衛生・栄養管理講習会にて、給食担当者の栄養に関する知識の向上を図った。また、個別指導では、管理栄養士・栄養士未配置施設等、優先順位をつけながら、給食施設指導を実施した。

（ア）実態調査

給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防を図るため､健康増進法第 18 条の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設から給食施設栄養管理報告等の提出を求めている。

・調査日　７月１日

・調査対象　特定給食施設及びその他の給食施設

・調査票及び提出資料

(1) 給食施設栄養管理報告書（兼現況届）

(2) 献立表（各特定給食施設等で６月中に提供された献立）

(3) 給食配送先一覧表（給食を配送している施設のみ）

・調査項目

給食関係職員数、管理栄養士・栄養士氏名、給食対象者数、食数、目標・給与栄養量、栄養に関する情報提供の状況、給食委員会等、危機管理対策　等（令和７年度）

・調査施設数（令和７年度）

種別	施設数	種別	施設数	種別	施設数
学校	76	老人福祉施設	56	寄宿舎	6
病院	36	児童福祉施設	106	一般給食センター	4
介護老人保健施設	14	社会福祉施設	12	その他（有料老人ホーム等）	20
介護医療院	1	事業所	46	合計	377

※調査は 403 施設に実施。そのうち規定の食数を満たさなかった施設が 26 施設。

（イ）個別指導

対象区分	特定給食施設 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上		その他の給食施設 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上・その他		計	
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無
令和７年度	24 回	０回	14 回	０回	38 回	０回
令和８年度 （６月 30 日現在）	０回	０回	２回	０回	２回	０回

（ウ）集団指導　（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　容	参加状況
衛生・栄養管理講習会	６月３日 プラサウェルデ ※オンライン併用	・講話「給食施設の衛生管理」 ・講話「給食を通じた健康づくり」 ※静岡県給食協会沼津伊豆支部との共催	190 施設 283 人

（令和８年度）
（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場　所	内　容	参加状況
衛生・栄養管理講習会	６月９日 プラサヴェルデ ※オンライン併用	・講演「給食施設の衛生管理について ・講話「給食施設実態調査の結果」 ※静岡県給食協会沼津伊豆支部との共催	189 施設 292 人

（エ）給食協会沼津伊豆支部への支援

・ 総会（5/16）、役員会（4/11、9/9、1/20）、栄養士研修会（7/29、10/14）への出席。

・ 食中毒警報発令時の情報提供、事業実施のための支援の実施。

（オ）給食利用者に対する健康教育支援

東部児童相談所一時保護所の衛生教育への協力（9/19、3/6）。

ヘルシーメニュー提供に合わせた健康度測定イベントに協力した（１事業所・11/20、2/24）。

ウ　評価・改善

毎年、同時期に衛生・栄養管理や最新情報を提供する内容で衛生・栄養管理講習会を開催す

ることで給食従事者への意識付けとなっている。会場参集とオンラインの併用により開催し、対象施設の半数以上の施設から参加があった。

また、実態調査で把握した現状や課題等を指導することにより、各施設の栄養管理等の改善が図られてきた。今後も実態調査の結果を活用しながら、管理栄養士・栄養士の未配置施設等、指導や支援が必要な施設に対して個別指導を行っていく。

（6）健康増進指導事業

ア　目　的

健康福祉センター及び市町における健康増進指導業務を効果的に推進し、地域の保健従事者の資質向上を図る。また、公衆衛生を学ぶ学生の人材育成を行う。

イ　実　績（成果）

（ア）健康増進指導技術連絡会議

健康増進業務の円滑な実施と充実を図るため、所内及び管内市町との連絡、調整、検討会等を実施した。　（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
管内市町総括保健師等連絡会	９月 24 日 11 月 17 日 １月 19 日 ２月 16 日 ３月 10 日 東部総合庁舎	・東部健康福祉センター管内市町共通保健師キャリアラダー（解説）の作成 ・情報交換・意見交換 ✓ 人材育成・確保の取組、研修について ✓ 統括的保健師の位置づけ、業務（災害時の役割等）について	８市町、東部健康福祉センターの総括保健師等 延 71 人
保健師等育成支援連絡会（所内保健師等連絡会）	年４回 （６・８・12・２月） 東部総合庁舎	・県保健師育成支援事業について ・病院立入事前研修「看護部門のポイント」「感染対策の実際」 ・災害支援業務の共有 ・病院立入検査の振り返り（看護部門） ・担当事業からみた管内の状況の発表、共有 ※ ８月は全健福Ｃ、がんＣ保健師が参加	東部健康福祉センター等の保健師・栄養士 延 115 人 （東部：延 66 人）
災害時健康支援研修会	６月 30 日 東部総合庁舎	・研修会「静岡県の被害想定について」 ・「FUJISANの操作方法について」 ・講話「静岡県DHEATの実際について」 ・講義・演習「災害支援要請のための情報伝達、情報発信（庁内訓練）について」	８市町、東部健康福祉センター等の保健師・栄養士 29 人

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
災害時健康支援初任者研修会	６月 26 日 東部総合庁舎	・静岡県の被害想定について ・災害時における健康支援活動 ・静岡県防災情報共有システムについて ・講話「災害時における受援者側と支援者	８市町、東部健康福祉センター、学生等　　19 人

		側の対応について」	

（イ）新任期地域保健従事者研修

（令和７年度）

実施日・場所	内　　容	参加状況
10 月 6 日 12 月 25 日 東部総合庁舎	【集合研修】 講義・グループワーク「対象者理解と個別支援」	市町、東部健康福祉センターの新任期地域保健従事者 延 42 人
10 月 15 日～ 1 月 30 日	【実務研修】 管内市町及び東部健康福祉センターの事業の見学・実務体験	市町、東部健康福祉センターの保健師・栄養士 延 55 人

（ウ）地域保健福祉活動研究会

（令和７年度）

実施日・場所	内　　容	参加状況
２月 20 日 東部総合庁舎 ※ オンライン併用	地域保健事業に関する 研究発表　５題	市町・東部健康福祉センターの保健師・栄養士　計 27 人（会場 22 人、オンライン５人）

（エ）管理栄養士学生臨地実習（公衆栄養学実習）

管理栄養士養成施設の臨地実習を受け入れ、管理栄養士を目指す学生を対象に公衆栄養業務の実践の場面に接し、地域における栄養改善活動を理解させるために指導を行った。

年度	実施期間	学校名・学年	参加人数
令和７年度	６月９日～13 日	静岡県立大学（食品栄養科学部）４年生	３人
令和８年度 （６月 30 日現在）	６月８日～12 日	静岡県立大学（食品栄養科学部）４年生	３人

ウ　評価・改善

（ア）管内市町総括保健師等連絡会は、実施回数を２回から５回に増やし、国から示された「自治体保健師の標準的なキャリアラダー（専門的能力に係るキャリアラダー）」の活用に向け、牧之原市のキャリアラダー（解説）を参考に「東部健康福祉センター管内市町共通保健師キャリアラダー（解説）」を作成した。作成したキャリアラダー（解説）は、令和８年度に管内市町が実際に活用し、課題を総括保健師等連絡会で共有することで管内市町全体の人材育成体制の底上げを図っていく。保健師等育成支援連絡会では、新たに災害時健康支援における実災害時の派遣体験や各係の防災訓練内容、「各担当事業からみた地域」の共有を所内保健師・栄養士が参加して実施し、互いに資質を高め合う会になった。災害時健康支援研修会では、演習「災害支援要請のための情報伝達・情報発信（庁内訓練）について」を実施、発災直後の受援体制の備えるためには平時の訓練が重要であることを具

体的に振り返る機会となった。

（イ）実務研修では今年度は昨年度の約1.8倍の参加があった。研修後の実施報告書では、「他市町の事業を見学は有意義」「今後の担当業務に活かしたい」といった意見が多く、また受入側にも学びのある有意義なものであった。

（ウ）令和７年度は、シンク・ペア・シェアという手法で進行を行った。参加者が発表者と一緒に研究を考える機会となるよう工夫したため、各発表に対し具体的な質問、コメントがあり活発な研究会となった。引き続き、新任期保健師の発表を促すとともに、新任期保健師の指導的立場の保健師にも新任期保健師への支援を促していく。

（エ）臨地実習指導は、市町業務を含めた公衆栄養業務全般について、学生の理解を深めることができた。

（７）健康づくり推進体制の整備

ア　目　的

健康寿命の延伸及び地域の健康づくりを市町や関係団体と連携して総合的に推進するため、保健事業検討や情報交換等を行い、健康づくり事業の推進を図る。

イ　実　績（成果）

（ア）健康づくり推進連絡会、市町健康づくり推進協議会

地域における健康づくりの効果的な事業推進を図るため､健康づくり推進連絡会を開催し、県と市町及び市町間の健康づくり事業について情報交換、意見交換を行った。

また、健康づくり事業の推進を図るため各市町に設置されている協議会に、委員として出席し助言等を行った。

（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
健康づくり推進連絡会	４月25日 東部総合庁舎	・東部健康福祉センター健康増進関係事業について ・市町重点事業　R６報告とR７計画 ・働く世代、たばこ対策、野菜摂取量の増加・減塩に関する取組について	８市町、東部健康福祉センター 22人
各市町健康づくり推進協議会	６～３月 各市町	市町における健康増進･保健事業の実施計画及び報告、各計画の策定と進捗　等	７市町 計19回

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

	実施日・場所	内　　容	参加状況
健康づくり推進連絡会	４月24日 東部総合庁舎	・東部健康福祉センター健康増進関係事業について ・市町重点事業　R７報告とR８計画 ・働く世代、たばこ対策について	８市町、東部健康福祉センター 23人
各市町健康づくり推進協議会	６月 各市町	市町における健康増進・保健事業の実施計画及び報告、各計画の策定と進捗　等	伊豆の国市、長泉町　　計２回

（イ）健康づくりリーダー育成･支援事業

地域の健康づくりに関する住民組織活動の活性化を図るため、組織どうしの交流の場を設けるとともに、市町健康づくり食生活推進協議会への運営・育成支援を行っている。

（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
健康づくりリーダー交流会	３月 11 日 静岡県健康福祉交流プラザ	・説明「静岡県及び東部地域の健康状態について」 ・講演「地区組織活動で地域も自分も元気」 ・グループワーク	健康づくりリーダー　６団体 20 人、市町職員４市町７人 計 27 人
市町協議会総会出席	４月 10 日 ４月 23 日 各市町	・令和６年度事業報告、会計報告、会計監査報告 ・令和７年度事業計画、会計予算　等	健康づくり食生活推進協議会会員　計 48 人
伊豆市協議会全体研修会	４月 10 日 修善寺生きいきプラザ	講話「伊豆市健康づくり食生活推進協議会　あゆみとこれから」	伊豆市健康づくり食生活推進協議会会員 25 人

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内　　容	参加状況
地域交流会	６月 11 日 修善寺生きいきプラザ	・デモンストレーションと試食 ・講話「大学生に人気！時短×お手軽を叶える調理法～ワンパン料理の可能性～」 ・講話「食推さんの活動で自分も地域も元気に！」	健康づくり食生活推進協議会会員　34 人、市町職員　３人
市町協議会総会	４月 16 日 ４月 22 日 各市町	・令和７年度事業報告、会計報告、会計監査報告 ・令和８年度事業計画、会計予算　等	健康づくり食生活推進協議会会員 計 48 人
伊豆市協議会全体研修会	４月 16 日 修善寺生きいきプラザ	講演「食推さんの活動で地域も自分も元気に」	伊豆市健康づくり食生活推進協議会会員 22 人

（ウ）事業所における健康経営支援

健康保険組合や商工会議所等と連携し、事業所の健康経営の取組を支援するとともに、ふじのくに健康づくり推進事業所、健康づくり活動に関する知事褒章等の制度の周知を行った。また、事業所における従業員の健康講話等を行い、健康づくりの推進を行った。

a 働く世代の健康づくり市町担当者連絡会　（令和７年度）

実施日・場所	内　　容	参加状況
６月 11 日 東部総合庁舎	・第４次静岡県健康増進計画　地域別計画（東部健康福祉センター）について ・情報交換「事業所における健康づくりの推進」	８市町、三島労基署、協会けんぽ、東部健康福祉センター 17 人

b 事業所等健康づくり支援　（令和７年度）

事業名	実施日・場所	内容	参加状況
健康づくりイベント	11 月 20 日 ２月 24 日 明電舎	健康度測定（ベジチェック、握力、体組成、骨健康度） ※ 連携先：沼津市健康づくり課	従業員　延 96 人
全国安全週間説明会	６月４日 修善寺総合会館 ６月６日 健康福祉交流プラザ	資料提供（健診受診、歯周疾患検診、健康経営）	三島労働基準協会　300 部
	６月 11 日 裾野市民文化センター	資料提供（健診受診、歯周疾患検診、健康経営）	沼津労働基準協会　270 部
全国労働週間説明会	９月４日 裾野市民文化センター	資料提供（健康経営、県・市町事業紹介、知事褒賞、健診・血圧）	沼津労働基準協会　230 部
	９月５日 健康福祉交流プラザ ９月８日 修善寺総合会館	資料提供（健康経営、県・市町事業紹介、知事褒賞、健診・血圧）	三島労働基準協会　260 部
労働衛生関係団体会報等の記事投稿	沼津商工会議所会報「NeT」	９月号：未来を見据えた健康経営 ３月号：睡眠	4,300 部発行
	沼津建設業協会「いしずえ」	６月号：健康経営 10 月号：がん検診 １月号：国民皆保険制度	1,000 部発行

（令和８年度）
（令和８年６月 30 日現在）

事業名	実施日・場所	内容	参加状況
全国安全週間説明会	６月３日 修善寺総合会館 ６月５日 健康福祉交流プラザ	資料提供（特定健診・特定保健指導の受診促進、禁煙・受動喫煙防止）	三島労働基準協会　280 部
	６月４日 裾野市民文化センター	資料提供（特定健診・特定保健指導の受診促進、禁煙・受動喫煙防止）	沼津労働基準協会　250 部

c 情報提供

・ センターホームページで市町の健康経営を支援する事業を紹介
・ 令和７年度から、令和６年度作成のリーフレット「未来を見据えた健康経営！市町の健康づくり事業を紹介します」を全国健康保険協会静岡支部から新たに健康づくり事業所宣言をした事業所に配布

ウ　評価・改善

（ア）健康づくり推進連絡会では、県・市町の健康づくり事業の取り組みについて、情報交換を行い、健康増進事業の推進や課題について共有が図られた。市町健康づくり推進協議会では、広域的な立場で助言指導を行うことにより、協議会の活性化が図られた。

（イ）健康づくりリーダー交流会を令和元年度以来、初めて開催した。参加者は活動市町や団体を超えて情報交換を行い、今後の活動の参考とするなど前向きな発言が聞かれた。また、今後も継続的な開催を期待する声も寄せられた。各ボランティア団体の活動の活性化につながるよう、開催時期、周知方法等を考慮しながら、開催頻度や内容を検討していく。

（ウ）連絡会の開催により、市町における共通する課題に対する工夫や効果のあった取組について情報交換することができた。三島労基署や協会けんぽの担当者も参加し、他分野の取組も共有できた。

（８）健康増進事業費助成事業

ア　目　的

県民の健康増進を図るため、健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の規定に基づき、市町が実施する健康増進事業の円滑な推進及び充実強化を図る。

イ　実　績（成果）

年２回の事業実施状況ヒアリングを実施し、また、補助金交付申請等のとりまとめ事務により、市町が実施した健康増進事業の状況を把握し、指導・支援を行った。

（ア）健診(検診)・保健指導等の体制整備支援　（令和７年度）

事業名	実施日	内　　容	参加状況
市町 ヒアリング	8/15～8/26 2/6	１回目は市町に出向いて個別に実施し、２回目は担当者連絡会において健康増進事業等の聞き取りを実施	市町健康づくり及び国民健康保険担当課 ８市町

（イ）健康増進事業内容

項　目		内　容	対象者
健　康　教　育		一般及び病態別に集団又は、個別健康教育を行う。	40～64 歳の者で、健康教育が必要な者
健　康　相　談		健康管理のために疾病に関する個別相談を行う。	40～64 歳の者で、健康相談が必要な者
訪　問　指　導		家庭における介護予防等の指導を行う。	40～64 歳の者で、訪問指導が必要な者
健診等	健　康　診　査	生活保護受給者への健診	生活保護受給者等
	歯周疾患検診	問診、歯周組織検査	20、30、40、50、60、70 歳の者 ※20、30 歳の者は令和６年度から追加
	骨粗鬆症検診	問診、骨量測定	40、45、50、55、60、65、70 歳の女性
	肝炎ウイルス検診	問診、肝炎ウイルス検査、陽性者フォローアップ	40 歳の者、41 歳以上の未受検者
総合的な保健推進		検診の一体的実施及び追加健診項目に係る企画・検討	40 歳以上の者で特定健診の基準を満たさない生活習慣病予防及び早期発見のための血清クレアチニン検査を実施する者

（ウ）健康増進事業費補助金　　（令和７年度）

補助対象市町	総 事 業 費	補助金額（2/3 うち1/3は国補助）
８市町	59,880,243円	31,393,000円

ウ　評価・改善

健康増進事業費補助金要綱に基づき、事務手続きを行った。各市町の事業計画及び実施状況をヒアリング等において確認し、適切な実施となるよう必要な指導・支援を行っていく。

（９）国民健康・栄養調査

ア　目　的

健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。

イ　実　績　　（令和７年度）

調査日	調査地区	対象世帯数（対象者数）	実施世帯数（調査者数）
11月４日	沼津市植田	23世帯（52人）	10世帯（22人）
11月６日	三島市松が丘	24世帯（43人）	12世帯（20人）
11月13日	伊豆の国市寺家	20世帯（39人）	８世帯（13人）

〔調査項目〕

・身体状況調査票（身長・体重、腹囲、血圧、服薬状況、糖尿病治療の有無　等）
・栄養摂取状況調査票（世帯状況、食事状況、食物摂取状況、１日の歩数）
・生活習慣調査票（食生活、歯、休養（睡眠）、飲酒、喫煙等の状況）

≪　相談部　≫

相談判定課
育成第１課
育成第２課
一時保護課
　　東部児童相談所
　　東部知的障害者更生相談所

６　児童相談所

（１）　児童相談の受付と処理

ア　目的

児童問題に関する様々な相談に対して、社会学的、心理学的及び医学的診断を実施し、総合的判断の上、適切な助言指導、通所指導、集団指導及び施設入所等を行う。

特に、児童虐待等年々複雑化、多様化する児童問題に対処するため、地域の指導体制の強化を行うとともに、市町、学校、警察等の関係機関とも緊密な関係を保ちつつ、より効果的な援助が行えるよう努めている。

イ　実績

（ア）　相談児童種類別対応状況調　　（単位：人）

相談種別＼年度別		令和６年度	令和７年度	令和８年度（令和８年６月30日現在）
養護相談	児童虐待相談	703	689	166
	その他の相談	51	36	5
保健相談		0	0	0
障害相談	肢体不自由	1	0	0
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0
	重症心身障害	3	5	0
	知的障害	801	1,038	302
	発達障害	0	1	0
非行相談	ぐ犯行為等	59	65	8
	触法行為等	28	11	7
育成相談	性格行動	45	45	7
	不登校	2	1	0
	適性	22	11	1
	育児・しつけ	1	0	0
その他の相談		149	132	35
計		1,865	2,034	531

(ｲ)　被虐待児の年齢・相談種別受付状況　（令和７年度）

区　分	０から３歳未満	３歳から学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
身体的虐待	10	16	34	25	21	106
性的虐待	0	0	3	3	3	9
心理的虐待	110	105	154	65	48	482
ネグレクト	12	24	34	15	7	92
計	132	145	225	108	79	689

（令和８年度）
（令和８年６月 30 日現在）

区分	０から３歳未満	３歳から学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
身体的虐待	3	5	15	4	6	33
性的虐待	0	0	2	1	1	4
心理的虐待	25	16	46	16	5	108
ネグレクト	4	4	11	1	1	21
計	32	25	74	22	13	166

(ｳ)　経路別対応状況

区分＼年度	令和７年度		令和８年度（令和８年６月30日現在）	
	件数	構成比（%）	件数	構成比（%）
福祉事務所	669	32.9	198	37.3
児童委員	5	0.3	1	0.2
県市町等関係機関	208	10.2	81	15.3
児童福祉施設	7	0.3	0	0.0
警察	576	28.3	112	21.1
家庭裁判所	15	0.7	2	0.4
保健所	0	0.0	0	0.0
医療機関	18	0.9	4	0.7
学校	8	0.4	0	0.0
教育委員会等	0	0.0	0	0.0
里親	1	0.0	0	0.0
家族・親戚	307	15.1	73	13.7
近隣・知人	113	5.6	49	9.2
児童本人	12	0.6	3	0.6
その他	95	4.7	8	1.5
計	2,034	100.0	531	100.0

(ｴ) 相談別・年齢別対応状況　（令和７年度）

区分／年齢	養護		保健	障害	非行	育成	その他	計	構成比（%）
	虐待	その他							
０～５	274	17	0	170	1	5	44	511	25.1
６～11	224	15	0	409	9	27	36	720	35.4
12～14	108	4	0	271	30	17	21	451	22.2
15以上	83	0	0	194	36	8	31	352	17.3
計	689	36	0	1,044	76	57	132	2,034	100
構成比（%）	33.9	1.8	0.0	51.3	3.7	2.8	6.5	100	

（令和８年度）
（令和８年６月 30 日現在）

区分／年齢	養護		保健	障害	非行	育成	その他	計	構成比（%）
	虐待	その他							
０～５	58	2	0	27	0	0	8	95	17.9
６～11	73	1	0	121	2	4	13	214	40.3
12～14	22	0	0	72	7	2	5	108	20.3
15以上	13	2	0	82	6	2	9	114	21.5
計	166	5	0	302	15	8	35	531	100
構成比（%）	31.3	0.9	0.0	56.9	2.8	1.5	6.6	100	

(オ)　児童相談処理状況　　(単位：件)

区別＼年度別			令和６年度	令和７年度	令和８年度（6月30日現在）
面接指導	助言指導		972	1,276	361
	継続指導		381	273	35
	他機関あっせん		39	10	2
児童福祉司指導			2	6	1
児童委員指導			0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託			0	0	0
市町村指導委託			0	0	0
市町村送致			12	2	1
福祉事務所送致・通知			0	0	0
訓戒・誓約			5	6	2
児童福祉施設	入所		9	7	1
		家庭裁判所送致（再掲）（＊1）	(1)	(0)	(0)
指定医療機関委託			0	0	0
里親委託（＊2）			0	0	0
家庭裁判所送致（＊3）			0	0	0
障害児入所施設等への利用契約			2	4	0
その他			443	450	128
計			1,865	2,034	531

（＊１）児童福祉法第 27 条の３による家庭裁判所送致

（＊２）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託を含む。

（＊３）児童福祉法第 27 条第１項第４号による家庭裁判所送致

(ヵ)　児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調　　（単位：人）

施設別＼年度別	令和６年度	令和７年度	令和８年度 （令和８年６月30日現在）
乳　　児　　院	21	16	13
児 童 養 護 施 設	71	64	61
福祉型障害児入所施設	44	44	42
医療型障害児入所施設	8	9	7
児 童 心 理 治 療 施 設	13	15	13
児 童 自 立 支 援 施 設	3	3	2
計	160	151	138
里　　親　　委　　託	41	38	36

(ｷ)　里親登録及び委託状況　　（単位：組・人）

区分＼年度	令和７年度	令和８年度 （令和８年６月30日現在）
里親登録数（管内）	139	144
上記のうち受託里親数（注１）	39	36
委 託 児 童 数　　（注２）	38（2）	36（2）

（注１）管外の児童相談所から受託している里親を含む。

（注２）（　）は管外の里親への委託数で内数。

（注３）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託を除く。

(ｹ)　児童福祉司指導の状況　　（単位：人）

区分＼年度	令和7年度		令和8年度（令和8年6月30日現在）	
児童虐待	35	(13)	37	(2)
その他養護	1	(1)	2	(1)
言語	0	( )	0	( )
知的障害	0	( )	0	( )
自閉症	0	( )	0	( )
ぐ犯	1	( )	1	( )
触法	0	( )	0	( )
性行	0	( )	0	( )
不登校	0	( )	0	( )
計	37	(14)	40	(3)

（注）（　）は新規件数で内数

(ｹ)　一時保護状況

年度＼区分		児童数（人）	延べ日数（日）	一人あたり平均日数（日）
令和７年度	一時保護所	92	3,593	39.1
	児童養護施設等	47	1,133	24.1
	その他	81	1,937	23.9
	計	220	6,663	30.3
令和８年度（令和８年６月30日現在）	一時保護所	36	758	21.1
	児童養護施設等	7	202	28.9
	その他	6	142	23.7
	計	49	1,102	22.5

（注）「児童養護施設等」は児童福祉法で定める児童福祉施設を計上する。

ウ　評価・改善

令和７年度の対応件数は2,034件で前年度と比較して169件増加した。相談別の内訳は、障害相談が最も多く、このうち知的障害相談が1,038件で全体の51%となっている。また次に多いのは養護相談で、このうち児童虐待相談が689件で相談件数全体の33.9%を占めている。非行相談は76件で3.7%、育成相談は57件で2.8%となっている。

（２）医学的、心理学的診断の状況

ア　目的

児童それぞれの状況に応じて、児童心理司による面接、行動観察及び心理検査を実施し、必要に応じて兼務医又は嘱託医の医学的診断を取り入れながら、総合的な心理的アセスメントを行っている。また、児童及び保護者に対する助言・指導を行うほか、必要に応じてカウンセリング等の継続的な心理支援を実施している。

イ　実績

(ｱ)　令和７年度　医学的・心理学的診断実施状況　　(単位：件)

判定／区分	医学診断指導		心理診断指導					
	診察・指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	面接・観察・指導	心理療法・カウンセリング
児童	42	0	570	544	34	117	742	530
保護者	18	0	0	0	0	0	656	107
その他	7	0	0	0	0	0	278	401
計	67	0	570	544	34	117	1,676	1,038

（注）区分の「その他」は、施設職員、学校職員等である。

(ｲ)　令和８年度　医学的・心理学的診断実施状況（令和８年６月 30 日現在）

(単位：件)

判定／区分	医学診断指導		心理診断指導					
	診察・指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	面接・観察・指導	心理療法・カウンセリング
児童	6	0	179	186	9	9	215	158
保護者	2	0	0	0	0	0	196	116
その他	1	0	0	0	0	0	77	162
計	9	0	179	186	9	9	488	436

ウ　評価・改善

児童心理司が実施する心理検査は、知能検査や発達検査が中心であり、療育手帳交付判定における検査が多い。その一方で、被虐待児童への対応件数の増加に伴い、性被害や心理的外傷等のストレス反応を伴う事例、施設入所や里親委託後の心理的支援を要する事例も増加している。このような状況を踏まえ、心理診断に加え、医学的診断を踏まえた総合的なアセスメントを実施し、児童それぞれの状況やニーズに応じた支援につなげている。医学診断については、所内での診察だけでなく、児童精神科医師や小児科医師を児童福祉施設へ派遣するなど、関係機関のニーズに合わせた支援を実施している。

（３）　児童関係機関ネットワーク設置･運営

ア　目的

児童虐待をはじめ、複雑･重篤化している児童問題に対応するため、地域の児童福祉関係者の連携を強化し、問題の早期発見･早期対応するための指導体制づくりに努める。また、関係者への研修等を実施し、資質の向上を図る。

イ　実績

(ｱ)　要保護児童対策地域協議会

児童虐待対応は、地域の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、十分な連携の下で役割分担することが重要となる。そのため、児童福祉法では、「要保護児童対策地域協議会」の各市町への設置が規定され、市町内の児童虐待の状況と対応策について情報交換や、市町が抱える個別ケースの対応方針や役割分担の検討がされている。当所では、代表者会議、実務者会議等に参加し、情報共有及び助言指導に努めている。

市町要保護児童対策地域協議会参加状況

区分／年度	令和7年度						令和8年度（令和8年6月30日現在）					
	代表者会議		実務者会議		計		代表者会議		実務者会議		計	
	参加回数	参加人数	参加回数	参加人数	参加回数	参加人数	参加回数	参加人数	参加回数	参加人数	参加回数	参加人数
沼津市　＊	1	1	34	84	35	85	1	1	9	32	10	33
熱海市	1	1	3	9	4	10	0	0	1	3	1	3
三島市	1	1	4	15	5	16	0	0	1	4	1	4
伊東市	1	1	8	33	9	34	0	0	2	8	2	8
御殿場市	1	1	7	23	8	24	1	1	1	2	2	3
裾野市	1	1	12	39	13	40	1	1	3	6	4	7
伊豆市	1	1	4	11	5	12	1	1	1	5	2	6
伊豆の国市	1	1	4	14	5	15	1	1	0	0	1	1
函南町	1	1	3	11	4	12	1	1	1	4	2	5
清水町	1	1	4	17	5	18	0	0	1	4	1	4
長泉町	1	1	4	10	5	11	0	0	1	4	1	4
小山町	1	1	4	11	5	12	1	1	1	4	2	5
計	12	12	91	277	103	289	7	7	22	76	29	83

（注）＊沼津市：実務者会議は３分科会制：児童虐待、非行（六者会）、育児支援

市町要保護児童対策地域協議会参加状況

(ｲ)　各市児童問題関係機関連絡会

地域での児童問題を早期に発見し、適切な処遇を図るために各市で開催されている家庭児童相談室、市青少年補導センター、警察署等による関係機関の連絡会に担当職員が出席し、地域での機関連携の強化及び児童の指導体制づくりを促進している。

(ｳ)　児童虐待防止地域指導者研修事業

児童虐待防止、早期発見を目的に市町が行う民生･児童委員、保育所・幼稚園関係者、教諭、市町保健師等を対象とする研修会の講師として、令和７年度は児童相談所職員を５回派遣した（いずれも児相長）。

ウ　評価・改善

関係機関が相互に情報・意見を出し合うことで理解が深まり、多様化する児童の問題への対応力が向上し、連携強化につながっている。市町によってはケース数が多く、実務者会議で方針まで確認ができないこともあるため、緊急度、優先順位を明確にする等し、効率的に会議が持てるよう工夫が必要である。

（4）　乳児院入所児等発達支援事業

ア　目的

乳児院や里親委託中の乳幼児への発達支援を充実させることにより、健全な発達の基盤を築くことで、対人関係や愛着障害等の問題発生を予防する。また乳幼児の発達促進的な観点を重視しながら、措置変更をより適切に行うなど援助方針に活かすとともに、施設職員･里親への技術援助を図る。

対　　象：静岡恵明学園、恩賜記念みどり園、乳幼児委託中の里親

支援内容：発達検査及びケース検討

イ　実績

令和７年度		令和８年度(令和８年６月 30 日現在)	
実人員	延べ回数	実人員	延べ回数
25	27	5	5

ウ　評価・改善

月１回定期的に乳児院を訪問する他、里親宅を不定期で訪問するなど、乳幼児の個々の発達や課題を正確に評価し、それを乳児院職員または里親と共有することで、支援に役立てている。さらに、発達上の心配がある児や対応に配慮が必要な児については、医師とのケースカンファレンスを実施し、施設職員の不安を軽減するとともに、医療機関や療育施設へつなげる等、個々に応じた支援を行っている。また、今後の援助方針や保護者との交流等についての検討に役立てている。

（5）　被虐待児心理ケア事業

ア　目的

施設入所中の被虐待児等への通所、訪問による個別心理治療及びグループ治療を実施するとともに、施設職員への技術援助を行い、施設入所児童の生活の質の向上を図る。

イ　実績・評価・改善

(ｱ)　個別治療について

日常の施設生活の中で話せないことや親子関係の改善に向けて定期的に面接を行うことにより児童の情緒的安定を図る機会となっている。治療的効果を期待し、引き続き個々の児童へのニーズにきめ細やかに対応するよう心がけた。

(ｲ)　集団治療について

令和７年度は 11 回（東部４回、富士７回）実施した。東部児相措置児童が対象となっているため、富士の実施回数も計上している。令和８年度６月 30 日時点では１回実

施（７月以降、東部４回実施予定、富士は未定だが今年度も東部児相措置児童が参加予定)。東部管内施設は東部児相主導で実施している。富士管内施設は富士児相が支援しながら、施設の心理士が主体となって実施している。なお、富士児相からの派遣依頼に基づき、東部児相からも心理司が参加している。

（６）　保護者カウンセリング事業

ア　目的

児童虐待を行う保護者は、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合もあることから、精神科医の協力を得て保護者に対するカウンセリングを実施する。

イ　実績

令和７年度	令和８年度 （令和８年６月 30 日現在）
８件	０件

ウ　評価・改善

カウンセリングを受けることにより、保護者自身の振り返り・自己受容が可能となり、子どもへの適切な関わり方を考える契機となっている。また、保護者への対応方法について担当職員が助言を受ける機会にもつながっている。

（７）　一時保護業務

ア　設置の目的

一時保護所は児童福祉法第 12 条の４に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設である。東部一時保護所（通称：ひだまりの家）は、東部児童相談所に付設された定員 20 名の児童保護施設で、県下５児童相談所（賀茂・東部・富士・中央・西部）の一時保護業務を行っている。

対象児童は概ね２歳から 18 歳未満までの児童で、期間は保護の目的を達成するための期間とし、原則２か月を超えることができない。

イ　内容

(ｱ)　緊急保護

ａ　迷子、家出児童等、現に適当な保護者又は居所がないために緊急に子どもを保護する必要がある場合。

ｂ　虐待、放任等の理由により、子どもを家庭から一時的に分離する必要がある場合。

ｃ　子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがある場合。

(ｲ)　行動観察

適切かつ具体的な援助方針を定めるため、児童を一時保護し、基本的な生活習慣や日常生活の状況など、子どもの生活全般における参与的観察により、行動診断を行う必要がある場合。

(ｳ)　短期入所指導

短期間のカウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔または子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合。

(ｴ)　職権による保護

一時保護にあたっては、原則として子どもや保護者の同意を得る必要があるが、児童虐待等子どもの権利を侵害すると認められる場合には、同意が得られない場合であっても一時保護することができる。これを「職権保護」という。令和４年の改正児童福祉法により、職権保護は原則一週間となった。

ウ　入所児童の状況

(ｱ)　年齢別・性別入所状況　　(令和８年度は６月 30 日現在)

		2歳以下	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16歳以上	計
7	男	0	3	0	4	0	4	10	3	5	4	6	5	5	6	7	62
	女	0	1	2	0	0	4	1	1	1	2	6	8	10	3	16	55
	計	0	4	2	4	0	8	11	4	6	6	12	13	15	9	23	117
8	男	1	1	0	0	0	0	3	2	2	1	2	3	1	5	3	24
	女	0	0	0	0	2	1	3	1	1	2	1	3	3	5	4	26
	計	1	1	0	0	2	1	6	3	3	3	3	6	4	10	7	50

(ｲ)　相談種別状況　　(令和８年度は６月 30 日現在)

		養護		ぐ犯	触法	不登校	性行	障害	その他	計
		虐待	その他							
7	実人員	54	17	26	2	0	17	0	1	117
	構成比	46.2%	14.5%	22.2%	1.7%	0.0%	14.5%	0.0%	0.9%	100.0%
	延べ日数	2345	1229	654	29	0	477	0	3	4737
	１人平均在所日数	43.4	72.3	25.2	14.5	0.0	28.1	0.0	3.0	40.5
8	実人員	23	6	8	1	0	10	0	2	50
	構成比	46.0%	12.0%	16.0%	2.0%	0	20.0%	0	4.0%	100.0%
	延べ日数	282	326	102	2	0	54	0	1	767
	1人平均在所日数	12.3	54.3	12.8	2	0	5.4	0	0.5	15.3

(ｳ)　児童相談所別入所状況　　（令和８年度は６月 30 日現在）

		賀茂	東部	富士	中央	西部	県外	計
7	実人員	6	78	32	1	0	0	117
	構成比	5.1%	66.6%	27.4%	0.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	延べ日数	362	3320	1044	11	0	0	4737
	1人平均所在日数	60.3	42.6	32.6	11	0.0	0.0	40.5
8	実人員	3	35	11	0	1	0	50
	構成比	6.0%	70.0%	22.0%	0	2.0%	0	100%
	延べ日数	144	1015	250	0	4	0	1413
	1人平均所在日数	48	29	22.7	0	4	0	28.3

(ｴ)　退所先　　（令和８年度は６月 30 日現在）

	施設入所	里親委託	家庭引取	他機関	その他	他児相	一時保護継続中	計
7	15	4	54	1	26	3	14	117
8	5	2	26	0	6	1	10	50

エ　評価・改善

R7 年度は 117 名の児童の一時保護を行った。主訴は虐待が約 46%で約半数弱を占める。また 16 歳以上の高年齢児童の割合も約 20%と高めだった。平均の在所日数は 40.5 日と依然として長期化の傾向が見られている。

一時保護施設の設備運営に関する基準やガイドラインが新たに定められ一時保護施設は大きな過渡期を迎えている。その中での重要なポイントの１つは一時保護児童の視点に立っての権利擁護の推進である。当所でも私物の持ち込みの検討や学習時間数の増加など対応を進めているところである。

設備運営に関する基準やガイドラインに則り児童指導員の増員、看護師、心理療法、個別ケアそれぞれの専門職が配置された。より多層的、多角的な視点での支援や行動観察が可能になった。

７　知的障害者更生相談所

（１）目的

知的障害者の家庭等からの相談に応じ、知的障害者の医学的、心理学的判定などを行うとともに、市町の知的障害者福祉司に対する技術的指導を行うことにより知的障害者の福祉の向上に努める。

（２）実績

ア　知的障害者調

（令和７年度）　（単位：人）

区分 / 市町別	知的障害者数（療育手帳交付者）									管内	比率（対
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	人口	千人）
沼津市	102	467	569	530	1296	1826	632	1763	2395	178,543	13.4
三島市	81	233	314	286	581	867	367	814	1181	102,005	11.6
裾野市	38	114	152	120	275	395	158	389	547	47,716	11.5
伊豆市	11	38	49	92	228	320	103	266	369	25,243	14.6
伊豆の国市	38	140	178	110	276	386	148	416	564	44,007	12.8
熱海市	12	41	53	77	182	259	89	223	312	30,737	10.2
伊東市	30	105	135	184	429	613	214	534	748	60,745	12.3
御殿場市	45	208	253	247	474	721	292	682	974	81,411	12.0
市計	357	1346	1703	1646	3741	5387	2003	5087	7090	570,407	12.4
函南町	16	74	90	79	213	292	95	287	382	35,048	10.9
清水町	18	87	105	53	142	195	71	229	300	30,929	9.7
長泉町	36	145	181	74	213	287	110	358	468	43,155	10.8
小山町	11	40	51	60	98	158	71	138	209	16,933	12.3
町計	81	346	427	266	666	932	347	1012	1359	126,065	10.8
計	438	1692	2130	1912	4407	6319	2350	6099	8449	696,472	12.1
										県平均	12.2

（注）１　管内人口は静岡県の推計人口統計（令和８年４月１日現在）の数値による。

２　県平均の算出

$$\frac{\text{令和７年度末　療育手帳所持者数　42,253人（政令市を含む）}}{\text{令和８年４月１日　推計人口　3,471,700人（政令市を含む）}} \times 1,000$$

（令和８年度）（令和８年６月30日現在）

（単位：人）

区分 / 市町別	知的障害者数（療育手帳交付者）									管内	比率
	18歳未満			18歳以上			計				（対
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	人口	千人）
沼津市	93	423	516	539	1359	1898	632	1782	2414	178,164	13.5
三島市	73	212	285	295	605	900	368	817	1185	102,356	11.6
裾野市	37	105	142	119	290	409	156	395	551	47,074	11.7
伊豆市	12	35	47	91	226	317	103	261	364	25,414	14.3
伊豆の国市	36	131	167	110	281	391	146	412	558	43,921	12.7
熱海市	12	38	50	77	188	265	89	226	315	31,150	10.1
伊東市	26	94	120	188	441	629	214	535	749	60,448	12.4
御殿場市	42	197	239	251	489	740	293	686	979	80,730	12.1
市計	331	1235	1566	1670	3879	5549	2001	5114	7115	569,257	12.5
函南町	15	71	86	81	221	302	96	292	388	34,409	11.3
清水町	17	80	97	53	153	206	70	233	303	30,913	9.8
長泉町	33	144	177	79	221	300	112	365	477	43,187	11.0
小山町	10	37	47	60	101	161	70	138	208	16,931	12.3
町計	75	332	407	273	696	969	348	1028	1376	125,440	11.0
計	406	1567	1973	1943	4575	6518	2349	6142	8491	694,697	12.2
										県平均	

（注）管内人口は静岡県の推計人口統計（令和８年７月１日現在）の数値による。

イ　療育手帳交付状況

【新規判定】　（令和７年度）

（単位：人）

市町名	児者別	A	B	非該当	計
沼津市	18歳未満	7	69	7	83
	18歳以上	3	17	0	20
	計	10	86	7	103
三島市	18歳未満	3	39	1	43
	18歳以上	0	3	0	3
	計	3	42	1	46
裾野市	18歳未満	3	16	2	21
	18歳以上	0	0	0	0
	計	3	16	2	21
伊豆市	18歳未満	0	6	1	7
	18歳以上	1	3	0	4
	計	1	9	1	11
伊豆の国市	18歳未満	3	16	2	21
	18歳以上	3	11	0	14
	計	6	27	2	35
熱海市	18歳未満	3	8	0	11
	18歳以上	2	2	0	4
	計	5	10	0	15
伊東市	18歳未満	4	19	2	25
	18歳以上	0	6	1	7
	計	4	25	3	32
御殿場市	18歳未満	0	37	0	37
	18歳以上	1	5	0	6
	計	1	42	0	43
函南町	18歳未満	0	13	0	13
	18歳以上	1	3	0	4
	計	1	16	0	17
清水町	18歳未満	1	9	2	12
	18歳以上	2	2	0	4
	計	3	11	2	16
長泉町	18歳未満	5	33	3	41
	18歳以上	1	4	0	5
	計	6	37	3	46
小山町	18歳未満	1	4	0	5
	18歳以上	0	2	0	2
	計	1	6	0	7
計	18歳未満	30	269	20	319
	18歳以上	14	58	1	73
	計	44	327	21	392

（注）「A」は重度、「B」は中度・軽度・発達障害

【再判定】　（令和７年度）

（単位：人）

市町名	児者別	A	B	非該当	計
沼津市	18歳未満	30	66	3	99
	18歳以上	6	22	0	28
	計	36	88	3	127
三島市	18歳未満	20	26	2	48
	18歳以上	5	11	0	16
	計	25	37	2	64
裾野市	18歳未満	9	16	4	29
	18歳以上	3	7	0	10
	計	12	23	4	39
伊豆市	18歳未満	3	8	0	11
	18歳以上	2	3	0	5
	計	5	11	0	16
伊豆の国市	18歳未満	7	23	2	32
	18歳以上	0	11	0	11
	計	7	34	2	43
熱海市	18歳未満	2	4	0	6
	18歳以上	0	3	0	3
	計	2	7	0	9
伊東市	18歳未満	8	21	0	29
	18歳以上	1	5	0	6
	計	9	26	0	35
御殿場市	18歳未満	13	27	3	43
	18歳以上	3	11	0	14
	計	16	38	3	57
函南町	18歳未満	5	7	0	12
	18歳以上	1	2	0	3
	計	6	9	0	15
清水町	18歳未満	5	13	1	19
	18歳以上	2	1	0	3
	計	7	14	1	22
長泉町	18歳未満	9	18	1	28
	18歳以上	0	5	0	5
	計	9	23	1	33
小山町	18歳未満	3	4	0	7
	18歳以上	1	1	1	3
	計	4	5	1	10
計	18歳未満	114	233	16	363
	18歳以上	24	82	1	107
	計	138	315	17	470

（注）「A」は重度、「B」は中度・軽度・発達障害

【新規判定】　（令和８年度）（令和８年６月30日現在）

（単位：人）

市町名	児者別	A	B	非該当	計
沼津市	18歳未満	1	21	4	26
	18歳以上	0	6	0	6
	計	1	27	4	32
三島市	18歳未満	1	5	0	6
	18歳以上	0	2	0	2
	計	1	7	0	8
裾野市	18歳未満	1	6	0	7
	18歳以上	0	3	0	3
	計	1	9	0	10
伊豆市	18歳未満	0	3	0	3
	18歳以上	0	0	0	0
	計	0	3	0	3
伊豆の国市	18歳未満	0	1	1	2
	18歳以上	0	1	0	1
	計	0	2	1	3
熱海市	18歳未満	1	0	0	1
	18歳以上	0	1	0	1
	計	1	1	0	2
伊東市	18歳未満	0	5	0	5
	18歳以上	0	0	0	0
	計	0	5	0	5
御殿場市	18歳未満	0	7	0	7
	18歳以上	0	1	0	1
	計	0	8	0	8
函南町	18歳未満	0	4	0	4
	18歳以上	0	0	0	0
	計	0	4	0	4
清水町	18歳未満	0	3	1	4
	18歳以上	0	0	0	0
	計	0	3	1	4
長泉町	18歳未満	0	6	1	7
	18歳以上	1	2	0	3
	計	1	8	1	10
小山町	18歳未満	0	1	0	1
	18歳以上	0	0	0	0
	計	0	1	0	1
計	18歳未満	4	62	7	73
	18歳以上	1	16	0	17
	計	5	78	7	90

（注）「A」は重度、「B」は中度・軽度・発達障害

【再判定】　（令和８年度）（令和８年６月30日現在）

（単位：人）

市町名	児者別	A	B	非該当	計
沼津市	18歳未満	4	14	0	18
	18歳以上	2	3	0	5
	計	6	17	0	23
三島市	18歳未満	5	12	1	18
	18歳以上	1	3	0	4
	計	6	15	1	22
裾野市	18歳未満	3	3	0	6
	18歳以上	1	2	0	3
	計	4	5	0	9
伊豆市	18歳未満	1	4	0	5
	18歳以上	0	1	0	1
	計	1	5	0	6
伊豆の国市	18歳未満	0	5	0	5
	18歳以上	0	1	0	1
	計	0	6	0	6
熱海市	18歳未満	0	2	0	2
	18歳以上	1	0	0	1
	計	1	2	0	3
伊東市	18歳未満	3	6	0	9
	18歳以上	0	2	1	3
	計	3	8	1	12
御殿場市	18歳未満	4	8	0	12
	18歳以上	0	2	0	2
	計	4	10	0	14
函南町	18歳未満	0	0	0	0
	18歳以上	0	1	0	1
	計	0	1	0	1
清水町	18歳未満	1	3	0	4
	18歳以上	0	2	0	2
	計	1	5	0	6
長泉町	18歳未満	1	8	0	9
	18歳以上	0	2	0	2
	計	1	10	0	11
小山町	18歳未満	1	1	0	2
	18歳以上	0	1	0	1
	計	1	2	0	3
計	18歳未満	23	66	1	90
	18歳以上	5	20	1	26
	計	28	86	2	116

（注）「A」は重度、「B」は中度・軽度・発達障害

ウ　更生相談所事務処理状況（令和８年度は令和８年６月30日現在）

（単位：件）

主訴／年度別		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
７年度	来所	0	0	19	0	33	0	191	47	290
	巡回	0	0	0	34	0	0	55	0	89
８年度	来所	0	0	0	0	10	0	54	12	76
	巡回	0	0	0	6	0	0	10	0	16

エ　医学的・心理学的判定実施状況（令和８年度は令和８年６月30日現在）

（単位：件）

種別／年度別		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
７年度	来所	0	148	0	0	148
	巡回	34	51	0	0	85
８年度	来所	0	24	0	0	24
	巡回	6	10	0	0	16

オ　研修実施状況

市町の更生援護に係る業務の円滑な執行を目的に、賀茂、東部、富士、中央及び西部の更生相談所の共催により、事務研修を実施している。オンライン研修としたことで参加人数が増加した。

市町障害福祉担当職員事務研修（身体障害者更生相談所研修と同日開催）

（令和８年度）

開催日	会場	参加人数
令和８年４月 14 日（火）	オンライン	105 人 療育手帳担当者 50 人

障害者総合支援法、療育手帳交付事務、自立支援医療（更生医療）制度・判定事務、身体障害者手帳交付事務、補装具費支給判定事務について、新任市町職員等を対象に研修を実施している。

（３）評価・改善

業務の実施により、知的障害者の医学的・心理学的判定など、専門性の高い援助や情報提供を、障害者や市町に対して行うことができた。

《衛生部》

8　衛生薬務課

（1）食品衛生業務

ア　目　的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

イ　実　績

（ア）食品衛生監視指導

食品による危害を防止するため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の趣旨を踏まえ策定された静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、地区別、業種別監視指導に努めた。

（イ）食品の収去検査

食品の安全を確保するため、管内で製造された食品及び管内に流通する食品を対象に、年間計画に基づき細菌検査及び理化学検査を実施した。(健康福祉部43)

（ウ）食中毒防止対策

令和７年度は食中毒が２件発生した。この食中毒の病因物質がノロウイルスであったことから、管内の飲食店に対して適切な手洗いの方法とその効果について改めて周知した。

ウ　評価・改善

（ア）学校給食等大量調理施設、食品製造業及び流通拠点に対しては、食品衛生監視専門班が、飲食店や食品販売店は、衛生薬務課の食品衛生監視員が科学的な手法を用いて効果的かつ効率的に監視指導を実施した。その結果、年度当初に策定した食品衛生監視指導計画に基づく目標監視件数を概ね達成した。

また、食品衛生推進員や食品衛生協会の指導員による衛生指導等を積極的に活動支援し、営業者自らが衛生管理を行う自主管理体制の強化に努めた。

さらに、営業許可取得及び営業届出のあった新規事業者に対しては、令和３年度に制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入支援を行い、特に、小規模営業者等が円滑に取り組むことができるよう、きめ細かい指導を実施した。

消費者保護の推進には、管内の幼稚園で、タウンミーティングや手洗い教室を開催し、特に子育て世代の消費者の食品衛生に対する理解と知識の普及啓発に努めた。

（イ）食品収去検査を実施し食品の安心・安全の確保を図り、違反食品の排除及び不適正表示の改善指導に努めた。

（ウ）食中毒防止に当たっては、営業者や調理従事者を対象に地区別、業種別講習会を開催するなど、衛生知識の普及向上に努めた。

さらに、食中毒防止月間中(８月)には、食品衛生協会の協力を得て、懸垂幕の掲示の実施や街頭キャンペーン等により食中毒防止を呼び掛けた。

食中毒発生状況調

（令和７年度）

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設（所在地市町村）	摘要
1	R8.1.3	静岡県、千葉県、他	100	27	0	提供料理	ノロウイルスGⅡ	飲食店営業（沼津市）	
2	R8.1.27	沼津市	276	112	0	提供料理	ノロウイルスGⅡ	給食施設（沼津市）	
計			376	139	0				

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設（所在地市町村）	摘要
	発生なし								
計			－	－	－				

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

２　「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を（　　）内に記載する。

３　監査対象期間内に発生したものを記載する。

なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

食品関係営業施設の監視状況調

許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和７年度）

区分＼項目	施設数（令和６年度末）	目標監視件数（A）	監視実施件数（B）	監視率（B／A）	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1,775	1,282.7	1,150	89.7									－
菓子(パンを含む。)製造業	168	297.8	316	106.1									－
乳処理業	0	－	－	－									－
特別牛乳搾取処理業	0	－	－	－									－
乳製品製造業	2	4.0	4	100.0									－
集乳業	0	－	－	－									－
魚介類販売業	68	68.0	82	120.6									－
魚介類せり売り営業	1	2.0	2	100.0									－
魚肉ねり製品製造業	1	2.0	3	150.0									－
食品の冷凍又は冷蔵業	4	7.0	7	100.0									－
缶詰又は瓶詰食品製造業（上記及び下記以外）	1	2.0	1	50.0									－
喫茶店営業	17	8.5	12	141.2									－
あん類製造業	2	4.0	4	100.0									－
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類製造業	3	5.0	4	80.0									－
乳類販売業													
食肉処理業	5	5.0	6	120.0									－
食肉販売業	38	38.0	55	144.7									－
食肉製品製造業	6	12.0	12	100.0									－
乳酸菌飲料製造業	0	－	－	－									－
食用油脂製造業	3	3.0	3	100.0									－
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	0	－	－	－									－
みそ製造業	5	5.0	7	140.0									－
醤油製造業	2	2.0	2	100.0									－
ソース類製造業	4	8.0	8	100.0									－
酒類製造業	4	4.0	3	75.0									－
豆腐製造業	2	2.0	2	100.0									－
納豆製造業	1	1.0	0	0.0									－
めん類製造業	9	9.0	8	88.9									－
そうざい製造業	70	140.0	130	92.9									－
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	1	2.0	1	50.0									－
清涼飲料水製造業	5	9.0	8	88.9						1			－
氷雪製造業	2	2.0	2	100.0									－
氷雪販売業													
計	2,199	1,925.0	1,832	95.2	0	0	0	0	0	1	0	0	－

食品関係営業施設の監視状況調

1　許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和７年度）

項目／区分	施設数（令和６年度末）	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	4,681	2,710.3	2,523	93.1		2				3			1,306
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	15	3.0	4	133.3									6
食肉販売業	79	79.0	101	127.8									15
魚介類販売業	114	114.0	112	98.2									23
魚介類競り売り営業	4	8.0	9	112.5									1
集乳業	0	－	－	－									
乳処理業	3	6.0	5	83.3									
特別牛乳搾取処理業	0	－	－	－									
食肉処理業	26	32.0	29	90.6									2
食品の放射線照射業	0	－	－	－									
菓子製造業	406	810.0	779	96.2						3			142
アイスクリーム類製造業	10	20.0	13	65.0						1			2
乳製品製造業	15	28.0	27	96.4									1
清涼飲料水製造業	14	25.0	30	120.0									7
食肉製品製造業	12	22.0	23	104.5									3
水産製品製造業	145	284.0	288	101.4									8
氷雪製造業	4	4.0	5	125.0									1
液卵製造業	1	2.0	2	100.0									
食用油脂製造業	5	5.0	6	120.0									2
みそ又はしょうゆ製造業	13	13.0	17	130.8									3
酒類製造業	16	16.0	17	106.3									4
豆腐製造業	14	14.0	13	92.9									1
納豆製造業	1	1.0	1	100.0						1			
麺類製造業	21	21.0	21	100.0									2
そうざい製造業	232	463.0	465	100.4									62
複合型そうざい製造業	6	7.0	8	114.3									
冷凍食品製造業	2	4.0	3	75.0									1
複合型冷凍食品製造業	0	－	－	－									
漬物製造業	88	175.0	170	97.1						1			8
密封包装食品製造業	38	72.0	75	104.2						3			6
食品の小分け業	13	13.0	15	115.4									
添加物製造業	4	8.0	9	112.5									2
計	5,982	4,959.3	4,770	96.2	0	2	0	0	0	12	0	0	1,608

2　１を除く施設（新食品衛生法）

（令和７年度）

区分＼項目		施設数（令和６年度末）	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数 営業禁止	処分件数 営業停止	処分件数 物品廃棄	処分件数 始末書その他	告発件数
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	68	13.6	13	95.6					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	90	18.0	19	105.6					
	乳類販売業	247	49.4	61	123.5					
	氷雪販売業	4	1.0	1	100.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	599	119.8	108	90.2					
販売業	弁当販売業	35	7.0	7	100.0					
	野菜果物販売業	194	38.8	33	85.1					
	米穀類販売業	49	9.8	13	132.7					
	通信販売・訪問販売による販売業	29	5.8	6	103.4					
	コンビニエンスストア	285	57.0	51	89.5					
	百貨店、総合スーパー	226	45.2	104	230.1					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機　（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	227	45.4	36	79.3					
	その他の食料・飲料販売業	462	92.4	89	96.3					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第１項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	4	1.0	1	100.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	9	17.0	11	64.7					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	46	9.2	8	87.0					
	農産保存食料品製造・加工業	132	26.4	23	87.1					
	調味料製造・加工業	22	4.4	5	113.6					
	糖類製造・加工業	0	－	－	－					
	精穀・製粉業	13	2.6	1	38.5					
	製茶業	46	9.2	6	65.2					
	海藻製造・加工業	4	1.0	2	200.0					
	卵選別包装業	4	8.0	8	100.0					
	その他の食料品製造・加工業	174	34.8	21	60.3					
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	15	3.0	2	66.7					
	集団給食施設	187	209.0	177	84.7					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	14	2.8	1	35.7					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	12	2.4	3	125.0					
	その他	68	13.6	18	132.4					
計		3,265	847.6	828	97.7	0	0	0	0	0

（注）１　本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
２　「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
３　「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
４　新食品衛生法は令和３年６月１日施行。

食品関係営業施設の監視状況調

許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

項目／区分	施設数（令和7年度末）	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B／A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	599	368.1	230	62.5									－
菓子(パンを含む。)製造業	71	141.0	23	16.3									－
乳処理業	0	－	－	－									－
特別牛乳搾取処理業	0	－	－	－									－
乳製品製造業	0	－	－	－									－
集乳業	0	－	－	－									－
魚介類販売業	30	30.0	9	30.0									－
魚介類せり売り営業	0	－	－	－									－
魚肉ねり製品製造業	1	2.0	1	50.0									－
食品の冷凍又は冷蔵業	4	6.2	1	16.1									－
缶詰又は瓶詰食品製造業（上記及び下記以外）	0	－	－	－									－
喫茶店営業	3	1.5	3	200.0									－
あん類製造業	1	1.0	1	100.0									－
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類製造業	1	1.0	0	0.0									－
乳類販売業													
食肉処理業	3	3.0	1	33.3									－
食肉販売業	23	23.0	13	56.5									－
食肉製品製造業	2	4.0	1	25.0									－
乳酸菌飲料製造業	0	－	－	－									－
食用油脂製造業	1	1.0	0	0.0									－
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	0	－	－	－									－
みそ製造業	2	2.0	1	50.0									－
醤油製造業	1	1.0	1	100.0									－
ソース類製造業	2	4.0	1	25.0									－
酒類製造業	1	1.0	1	100.0									－
豆腐製造業	1	1.0	0	0.0									－
納豆製造業	1	1.0	0	0.0									－
めん類製造業	5	5.0	4	80.0									－
そうざい製造業	39	78.0	23	29.5									－
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	0	－	－	－									－
清涼飲料水製造業	1	2.0	2	100.0									－
氷雪製造業	1	1.0	1	100.0									－
氷雪販売業													
計	793	677.8	317	46.8	0	0	0	0	0	0	0	0	－

食品関係営業施設の監視状況調

1　許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

項目／区分	施設数（令和７年度末）	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	5,824	3,027.7	458	15.1						2			176
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	20	4.0	0	0.0									
食肉販売業	92	92.0	25	27.2									
魚介類販売業	132	132.0	17	12.9									
魚介類競り売り営業	5	10.0	3	30.0									
集乳業	0	－	－	－									
乳処理業	3	6.0	3	50.0									
特別牛乳搾取処理業	0	－	－	－									
食肉処理業	27	31.0	4	12.9									2
食品の放射線照射業	0	－	－	－									
菓子製造業	537	537.0	145	27.0									18
アイスクリーム類製造業	11	21.0	3	14.3									1
乳製品製造業	16	30.0	12	40.0									
清涼飲料水製造業	21	38.0	15	39.5									
食肉製品製造業	15	27.0	5	18.5									
水産製品製造業	150	292.0	20	6.8									1
氷雪製造業	5	5.0	1	20.0									
液卵製造業	1	2.0	0	0.0									
食用油脂製造業	7	7.0	2	28.6									
みそ又はしょうゆ製造業	16	16.0	4	25.0									
酒類製造業	20	20.0	2	10.0									
豆腐製造業	14	14.0	3	21.4									
納豆製造業	1	1.0	0	0.0									
麺類製造業	23	23.0	6	26.1									
そうざい製造業	280	558.0	115	20.6									13
複合型そうざい製造業	6	6.0	1	16.7									
冷凍食品製造業	3	5.0	2	40.0									
複合型冷凍食品製造業	0	－	－	－									
漬物製造業	96	96.0	26	27.1									1
密封包装食品製造業	43	82.0	22	26.8									1
食品の小分け業	13	13.0	4	30.8									
添加物製造業	6	11.0	1	9.1									
計	7,387	5,106.7	899	17.6	0	0	0	0	0	2	0	0	213

２　１を除く施設（新食品衛生法）

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

区分	項目	施設数（令和７年度末）	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数 営業禁止	処分件数 営業停止	処分件数 物品廃棄	処分件数 始末書その他	告発件数
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	78	15.6	1	6.4					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	99	19.8	2	10.1					
	乳類販売業	259	51.8	11	21.2					
	氷雪販売業	4	1.0	0	0.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	610	122.0	0	0.0					
販売業	弁当販売業	41	8.2	0	0.0					
	野菜果物販売業	207	41.4	6	14.5					
	米穀類販売業	48	9.6	1	10.4					
	通信販売・訪問販売による販売業	30	6.0	0	0.0					
	コンビニエンスストア	309	61.8	15	24.3					
	百貨店、総合スーパー	235	47.0	25	53.2					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	234	46.8	0	0.0					
	その他の食料・飲料販売業	492	98.4	4	4.1					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第１項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	4	1.0	2	200.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	10	17.0	2	11.8					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	57	11.4	4	35.1					
	農産保存食料品製造・加工業	144	28.8	9	31.3					
	調味料製造・加工業	24	4.8	6	125.0					
	糖類製造・加工業	1	0.2	0	0.0					
	精穀・製粉業	15	3.0	2	66.7					
	製茶業	48	9.6	4	41.7					
	海藻製造・加工業	4	1.0	0	0.0					
	卵選別包装業	5	10.0	3	30.0					
	その他の食料品製造・加工業	194	38.8	18	46.4					
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	16	8.0	1	12.5					
	集団給食施設	196	217.0	38	17.5					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	16	3.2	2	62.5					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	12	2.4	0	0.0					
	その他	76	15.2	2	13.2					
計		3,468	900.8	158	17.5	0	0	0	0	0

（注）１　本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
２　「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
３　「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
４　新食品衛生法は令和３年６月１日施行。

食品等の収去検査状況調

（令和７年度）

区分＼試験区分		食品衛生法に基づく収去											食品表示法に基づく収去	
		試験した収去検体数	不良検体数	不良理由								衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
				大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他			
生乳														
牛乳及び加工乳		6												
脱脂乳														
山羊乳														
魚介類		9												
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	8											3	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4											3	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	12											7	
	生食用冷凍鮮魚介類													
魚介類加工品（缶詰、瓶詰を除く）		13											2	
肉、卵類及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		17											12	
乳製品		5											5	
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）														
アイスクリーム類、氷菓		17											6	
穀類及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		6												
野菜類、果物及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		25											11	
菓子類		54											57	
清涼飲料水		30											21	1
酒精飲料		8											8	
氷雪														
水														
缶詰、瓶詰食品														
その他の食品		48											15	
添加物	化学的合成品及びその製剤													
	その他の添加物													
器具														
容器包装														
おもちゃ														
台所用洗剤														
計		262											150	1

食品等の収去検査状況調

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

区分＼試験区分		食品衛生法に基づく収去											食品表示法に基づく収去	
		試験した収去検体数	不良検体数	不良理由 大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳														
牛乳及び加工乳														
脱脂乳														
山羊乳														
魚介類		3												
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	8											3	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	3											3	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	7											3	
	生食用冷凍鮮魚介類													
魚介類加工品（缶詰、瓶詰を除く）		2												
肉、卵類及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		4												
乳製品														
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）														
アイスクリーム類、氷菓		5												
穀類及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）														
野菜類、果物及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		8	1						1					
菓子類		10											10	
清涼飲料水		17											11	
酒精飲料														
氷雪														
水														
缶詰、瓶詰食品														
その他の食品		27											5	
添加物	化学的合成品及びその製剤													
	その他の添加物													
器具														
容器包装														
おもちゃ														
台所用洗剤														
計		94	1						1				35	

（２）生活衛生業務

ア　目　的

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所における衛生水準の向上を図る。

温泉資源の保護及び温泉利用の適正化を図る。

住宅宿泊事業者の業務の適正な運営の確保を図る。

イ　実　績

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所に対し、計画的な監視指導を行ない、衛生水準の向上に努めた。

温泉資源の保護及び温泉利用の適正化のために、各申請、届出時に監視指導を行うとともに、温泉利用施設の監視指導及び源泉実態調査を実施した。

一般住宅などに旅行者らを有料で泊める「いわゆる民泊」の運営ルールを定めた「住宅宿泊事業法」が平成30年６月15日に施行された。令和８年６月30日現在における届出受理件数（事業開始）は、111件（うち19件は廃止）となっている。

ウ　評価・改善

監視指導等により事業者の意識向上及び衛生的で安全な施設の確保が図られた。今後も引き続き監視指導や講習会等を行うことにより、衛生知識の普及に努める。特に、旅館及び公衆浴場における入浴施設については、レジオネラ症防止対策のために、浴槽水のレジオネラ属菌の検査を実施し、衛生管理の状況を検証するとともに、その結果に基づいた指導を行った。

源泉の実態調査及び温泉成分分析の推進により、適正管理されていることを確認している。

「住宅宿泊事業法」は、訪日外国人旅行者に、日本の生活文化を体験したいというニーズがあること等を踏まえて、適法な民泊については、多様な宿泊形態の選択肢の一つとして促進してきたが、閑静な住宅街や学校周辺などに多数の宿泊者が往来して静穏な生活・教育環境が損なわれるなどの懸念が生じている。周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関しては、法令において、宿泊者に対する必要事項の説明義務が規定されているほか、周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応しなければならないこととされていることから、それらの義務の確実な履行を指導している。

生活・環境衛生監視指導状況調

（令和７年度）

施設別＼項目		施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処分件数 営業許可取消	営業停止	措置・改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	652	326	262	80.4	0	0	0	0
	興行場	32	7	0	0.0	0	0	0	0
	公衆浴場	218	109	81	74.3	0	0	0	0
	理容所	534	54	21	38.9	0	0	0	0
	美容所	1,607	322	83	25.8	0	0	0	0
	クリーニング所	112	23	1	4.3	0	0	0	0
	クリーニング取次店	352	36	1	2.8	0	0	0	0
	小計	3,507	877	449	51.2	0	0	0	0
その他施設	化製場	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	魚屑等処理場	1	1	0	0.0	0	0	0	0
	小計	1	1	0	0.0	0	0	0	0
合計		3,508	878	449	51.1	0	0	0	0

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

施設別＼項目		施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処分件数 営業許可取消	営業停止	措置・改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	659	330	147	44.5	0	0	0	0
	興行場	32	7	0	0	0	0	0	0
	公衆浴場	217	109	43	39.4	0	0	0	0
	理容所	531	54	13	24.1	0	0	0	0
	美容所	1607	322	33	10.2	0	0	0	0
	クリーニング所	111	23	0	0	0	0	0	0
	クリーニング取次店	352	36	0	0	0	0	0	0
	小計	3,509	881	236	26.8	0	0	0	0
その他施設	化製場	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	魚屑等処理場	1	1	0	0.0	0	0	0	0
	小計	1	1	0	0.0	0	0	0	0
合計		3,510	882	236	26.8	0	0	0	0

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
　　２　「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年３月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

（３）動物愛護管理業務

ア　目　的

人と動物の共生する地域づくりを推進する。

イ　実　績

（ア）動物愛護指導

a　動物取扱業及び特定動物の飼養保管施設については、「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和元年６月19日に一部改正され、第一種動物取扱業の適正飼養等が促進され、令和２年６月１日に「帳簿付け等に係わる義務の拡大」及び「動物取扱責任者の選任要件の厳格化」が、令和３年６月１日に「飼養施設の構造、規模等の強化」及び「出生56日を経過しない犬又は猫の販売等の制限」が施行され、その周知のため、立ち入り検査を行った。

b　「動物の愛護及び管理に関する法律」に、所有者の終生飼養の義務が平成25年の改正で明示されたことにより、犬の引取頭数は年々減少している。返還・譲渡頭数は横ばい傾向である。また、令和元年の改正（施行は令和２年６月）で、飼い主のいない猫も引取り拒否できるようになり、猫の引取り頭数が減少の傾向は続いている。

（イ）犬による危害防止

犬による危害を防止するため、放浪犬や放し飼い犬などの苦情については、動物保護指導班、管内市町の協力を得て効率的に対処した。特に大型犬による咬傷事故は死亡事故にもつながるため、飼養者への適正管理指導に努めた。

ウ　評価・改善

（ア）　動物取扱施設へは、原則的に各施設へ２年に１回の立入調査を行い適正管理の徹底に努めた。特定動物飼養施設は９か所あり、随時立入調査を行い、危害防止に努めている。

（イ）　犬については、鳴き声や保護依頼が主な苦情である。動物保護指導班、市町の協力を得て適切に対処した。猫については、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）の苦情が大半を占めて、件数の減少を図るために「地域猫対策」を推進支援した。動物保護協会や市町と連携して地域住民に対し、繁殖制限や適正管理について指導を行っている。また、問題解決するには、地域住民の協力が不可欠である。問題解決の施策をさらに進めていくには、市町、動物愛護ボランティアの協力を得ながら取り組まなければならない。

また、飼い主のいる犬猫の引取の依頼に対しては、飼い主自らによる新しい飼い主への譲渡を支援し、引取及び殺処分数の減少に努めた。

例年開催されている動物愛護教室及び社会福祉施設等への動物ふれあい訪問活動等の動物愛護事業を通じて終生飼養、適正管理、所有者明示、繁殖制限の措置等の普及啓発に努めた。

犬による咬傷事故や猫による被害を防止するため、動物愛護管理推進計画に基づき「飼い主の管理責任の徹底」等を指導、強化していきたい。

動物取扱施設立入検査状況調

（令和７年度）

項目／種別	施設数	登録件数	立入検査目標件数（A）	立入検査件数（B）	立入検査率（B／A）	処分等の件数				告発件数	
						登録停止・取消	措置勧告・改善	命令	その他始末書	無登録	その他
販　売	117	117	58.5	64	109.4	0	0	0	0	0	0
保　管	141	165	82.5	85	103.0	0	0	0	0	0	0
貸出し	10	10	5	8	160.0	0	0	0	0	0	0
訓　練	11	21	10.5	12	114.3	0	0	0	0	0	0
展　示	19	19	9.5	11	115.8	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	－	－	－	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	－	－	－	0	0	0	0	0	0
合　計	298	332	166	180	108.4	0	0	0	0	0	0

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

項目／種別	施設数	登録件数	立入検査目標件数（A）	立入検査件数（B）	立入検査率（B／A）	処分等の件数				告発件数	
						登録停止・取消	措置勧告・改善	命令	その他始末書	無登録	その他
販　売	110	110	55	12	21.8	0	0	0	0	0	0
保　管	157	178	89	14	15.7	0	0	0	0	0	0
貸出し	13	13	6.5	0	0	0	0	0	0	0	0
訓　練	14	26	13	3	23.1	0	0	0	0	0	0
展　示	24	24	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	－	－	－	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	－	－	－	0	0	0	0	0	0
合　計	318	351	175.5	32	18.2	0	0	0	0	0	0

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
　　２　「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき２分の１を乗じた件数を記載する。

特定動物飼養又は保管許可件数調

（令和７年度）

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末その他書	無許可	その他
哺乳類	3	1	0	3	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	6	1	0	2	0	0	0	0	0

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末その他書	無許可	その他
哺乳類	3	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	5	1	0	1	0	0	0	0	0

犬・猫の愛護管理状況調

（令和７年度）

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
24	5	18	4		4	3	

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
4	0	3	3		6	6	

（注）「殺処分頭数」欄は、動物愛護センターが最終的に県下の犬猫の殺処分を行うため、動物愛護センターのみが記入することとし、各健康福祉センターにおいては、斜線を記入する。

動物をめぐる苦情・相談件数調

（令和７年度）

項目／動物種	苦情	相談
犬	57	278
猫	119	354
その他の愛護動物	1	8

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

項目／動物種	苦情	相談
犬	7	23
猫	28	48
その他の愛護動物	2	2

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

（令和７年度）

項目 / 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
沼津市	5	7
三島市	4	1
裾野市	1	2
伊豆の国市	1	0
伊豆市	1	1
函南町	2	1
清水町	0	0
長泉町	1	0

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

項目 / 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
沼津市	5	7
三島市	4	1
裾野市	1	2
伊豆の国市	1	0
伊豆市	1	1
函南町	2	1
清水町	0	0
長泉町	1	0

咬傷犬事故発生状況調

区分	件数	被害者数	告発件数
令和６年度	22件	22人	0 件
令和７年度	24件	25人	0 件
令和８年度 （令和８年６月30日現在）	6件	6人	0 件

（４）薬務関係業務

ア　監視指導

（ア）目　的

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のため監視指導等を実施し、保健衛生の向上を図る。

（イ）実　績

a　薬局、医薬品販売業者に対し、立入検査を実施し、施設、医薬品等の管理状況、不良品、不正表示品、無許可品、虚偽誇大広告等について監視指導を実施した。医薬品等製造業者等に対しては、薬事監視第１機動班が計画的に立入検査を行い、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を重点に監視指導するとともに、医薬品の収去検査を実施した。

b　薬の正しい知識を普及するために、公益社団法人静岡県薬剤師会主催の「お薬出前講座」や、市町広報を活用した「かかりつけ薬剤師・薬局」の周知を通じ、地域啓発活動に努めている。

（ウ）評価・改善

a　監視指導及び事後指導等により、製造業者及び薬局等における医薬品等の管理については、概ね適正に行われていた。

なお、薬局等については、昨今の市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）の広がりが懸念されていることから「一般用医薬品の適正販売」について引き続き重点的に監視を実施していく。

b　「お薬出前講座」では、医薬品等に対する適正使用を啓発して消費者（特に高齢者）への薬の事故防止に貢献した。

イ　地域医療に貢献する、かかりつけ薬剤師・薬局の育成

（ア）目　的

医薬分業を推進し、患者の薬歴を一元管理することで、薬の重複投与や相互作用等による健康被害を防止する。

また、超高齢社会を迎え、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、薬局は「かかりつけ薬剤師・薬局」として、地域包括ケアシステムの一員としての役割が求められるなか、かかりつけ薬局としての機能をみたす「健康サポート薬局」制度の他、令和３年８月には特定の機能を有する薬局の認定制度が導入され、地域に根ざした「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進する。

（イ）実　績

医薬分業の進行状況を示す令和６年度の駿東田方圏域の処方せん受取率は84.3％で、県平均の83.8％及び全国平均の82.1％を上回っている。

令和３年８月から開始した認定薬局制度については、令和７年度に地域連携薬局３件の新規認定を行った。

また、地域薬剤師会との意見交換会を実施し、地域における状況や課題を共有し、「かかりつけ薬剤師・薬局」機能強化に向けて連携を図った。

（ウ）評価・改善

医薬分業の普及により、患者への医薬品の重複投与や副作用の低減化が図られ、より良い医療に貢献している。引き続き、地域薬剤師会等と連携しながら、認定取得や健康サポート薬局等の地域医療に貢献できる、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成を支援していく。

ウ　毒物及び劇物対策

（ア）目　的

毒物・劇物による危害の未然防止及び環境汚染防止を図る。

（イ）実　績

毒物・劇物販売業者及び業務上取扱者に対して監視指導を行い、毒物劇物の適正販売、保管管理及び取扱いを指導した。また、毒物劇物製造業者及び大規模地震特別措置法に基づく毒物劇物多量取扱施設については、薬事監視第１機動班が立入検査を行った。

（ウ）評価・改善

監視指導及び事後指導等により毒物及び劇物の管理は概ね適正に行われていた。

エ　薬物乱用防止対策

（ア）目　的

本人の心身を蝕むばかりでなく社会に計り知れない害悪を及ぼす、麻薬、覚醒剤、大麻等の乱用を根絶する。

（イ）実　績

医療機関等麻薬等取扱い施設に対し、適正な保管管理及び取扱い等を重点的に監視指導し、麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の盗難防止等を図った。

また、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物乱用防止を目的に、40 人の薬物乱用防止指導員を中心に地域に根ざした啓発活動や街頭キャンペーンを実施した。

さらに、地域・職域での薬物乱用防止活動の充実を図るため、「薬物乱用防止協力事業所」として 10 件の事業所に協力を得て、啓発活動を実施した。

そのほか、中学生と高校生を対象とする薬物乱用防止ポスター・標語コンテストを行い、その入賞作品の地区展示会を開催した。

（ウ）評価・改善

麻薬取扱者等への監視指導及び事後指導等により麻薬等の適正管理・盗難防止が図られていた。

「薬物乱用防止指導員協議会」や「薬物乱用防止協力事業所」の活動を通して、地域住民の薬物乱用防止への関心は高まってきている。

オ　血液確保対策

（ア）目　的

医療に必要な血液製剤を安定供給するため、献血思想の普及啓発を図る。

（イ）実　績

献血推進については、静岡県赤十字血液センター沼津事業所、市町と連携を図りながら、啓発活動を行い、県の採血計画に基づく目標の達成に努めている。

管内の令和７年度献血目標人数は 30,365 人であり、献血実績は 30,092 人、達成率は 99.1％であり、県全体の達成率 99.6％を若干下回った。

また、次代を担う若年層への理解を深めるため、高校生の献血ボランティアを『アボちゃんサポーター』として委嘱し、学域及び地域での献血広報・献血思想の普及に努めた。

さらに、７月の『愛の血液助け合い運動』や１～２月の『はたちの献血キャンペーン』等血液が不足になりがちな期間中には、市町や協力団体の協力のもと、広報啓発活動を重点的に実施した。

（ウ）評価・改善

高校生ボランティアの協力を得ることで、若い世代での献血への関心が高まっている。また、新聞への寄稿等により、地域住民の関心が得られている。

薬事関係立入検査状況調

（令和７年度）

区分	項目		対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発
						許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等	
薬事	医薬品等製造販売業		24	15							
	医薬品等製造業		52	44							
	医療機器修理業		25	12							
	医薬品製造販売業（薬局）		11	4							
	医薬品製造業（薬局）		11	4							
	薬局		312	182					1		
	医薬品販売業		194	97					1		
	配置販売従事者		36	0							
	高度管理医療機器等販売業・貸与業		510	226					1		
	管理医療機器販売業・貸与業		1,807	443							
	再生医療等製品販売業		7	6							
	医薬部外品化粧品販売業			661							
	一般医療機器販売業・貸与業			443							
	業務上取扱う施設			222							
	小計		2,989	2,359	34.6	0	0	0	3	0	0
毒物・劇物	製造（輸入）業		7	13					1		
	販売業		193	64					1		
	業務上取扱者	届出有	10	1							
		届出無		6							
	特定毒物研究者		10	0							
	小計		220	84	35.5	0	0	0	2	0	0
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤（輸入）業	5	9							
		家庭麻薬製造業									
		元卸売業	1	0							
		卸売業	5	8							
		小売業	274	152							
	麻薬診療施設	病院	35	30							
		診療所	167	14							
		飼育動物診療施設	36	0							
	麻薬研究者		12	11							
	大麻取扱者										
	けし栽培者										
	向精神薬営業	輸入業	1	0							
		製造製剤業	1	0							

	施設	卸売業										
		免許みなし卸売販売業	50	14								
		免許みなし薬局	312	182								
		小売業										
	向精神薬診療施設	病院	36	29								
		診療所	693	16								
		飼育動物診療施設	80	0								
	向精神薬試験研究施設		18	8								
	小計		1,726	473	27.4	0	0	0	0	0	0	
覚醒剤・覚醒剤原料	覚醒剤施用機関											
	覚醒剤研究者											
	覚醒剤原料取扱者		5	7								
	覚醒剤原料研究者											
	薬局		312	182								
	病院		36	29								
	診療所		693	16								
	飼育動物診療施設		80	0								
	小計		1,126	234	20.8	0	0	0	0	0	0	
計			6,061	3,150	30.0	0	0	0	5	0	0	

違反施設率　　5 / 3,150　　×１００＝　0.2　％

薬事関係施設の監視率

区分	対象施設数	立入検査件数	監視率（%）
令和６年度	6,028	3,179	28.9
令和５年度	6,050	3,555	33.3
２年度単純平均	6,039	3,367	31.1
令和8年3月31日現在	6,061	3,150	30.0

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

２　監視率は、$\dfrac{\text{立入検査件数－対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}}$ ×１００ で算出する。

３　違反施設率は、$\dfrac{\text{処分等の合計件数（指導票等件数を除く）}}{\text{立入検査合計件数}}$ ×１００ で算出する。

薬事関係立入検査状況調

（令和８年度）
（令和８年６月30日）

区分	項目		対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発
						許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等	
薬事	医薬品等製造販売業		24	2							
	医薬品等製造業		52	3							
	医療機器修理業		24	0							
	医薬品製造販売業（薬局）		11	0							
	医薬品製造業（薬局）		11	0							
	薬局		311	16							
	医薬品販売業		195	10							
	配置販売従事者		34	0							
	高度管理医療機器等販売業・貸与業		511	21							
	管理医療機器販売業・貸与業		1,813	66							
	再生医療等製品販売業		7	0							
	医薬部外品化粧品販売業			55							
	一般医療機器販売業・貸与業			66							
	業務上取扱う施設			118							
	小計		2,993	357	3.9	0	0	0	0	0	0
毒物・劇物	製造（輸入）業		7	3							
	販売業		189	7							
	業務上取扱者	届出有	10	0							
		届出無		4							
	特定毒物研究者		10	0							
	小計		216	14	4.6	0	0	0	0	0	0
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤（輸入）業	5	2							
		家庭麻薬製造業									
		元卸売業	1	0							
		卸売業	5	1							
		小売業	277	16							
	麻薬診療施設	病院	35	2							
		診療所	170	8							
		飼育動物診療施設	38	0							
	麻薬研究者		12	0							
	大麻取扱者										
	けし栽培者										
	向精神薬営業	輸入業	1	0							
		製造製剤業	1	0							

	施設	卸売業										
		免許みなし卸売販売業	50	1								
		免許みなし薬局	311	16								
		小売業										
	向精神薬診療施設	病院	36	2								
		診療所	691	8								
		飼育動物診療施設	80	0								
	向精神薬試験研究施設		18	0								
	小計		1,731	56	3.2	0	0	0	0	0	0	
覚醒剤・覚醒剤原料	覚醒剤施用機関											
	覚醒剤研究者											
	覚醒剤原料取扱者		5	1								
	覚醒剤原料研究者											
	薬局		311	16								
	病院		36	2								
	診療所		691	7								
	飼育動物診療施設		80	0								
	小計		1,123	26	2.3	0	0	0	0	0	0	
計			6,063	453	3.5	0	0	0	0	0	0	

違反施設率　　0 / 453　×１００＝　0.0　％

薬事関係施設の監視率

区分	対象施設数	立入検査件数	監視率（%）
令和7年度	6,061	3,150	30.0
令和6年度	6,028	3,179	28.9
2年度単純平均	6,045	3,165	29.5
令和8年6月30日現在	6,063	453	3.5

（注）１　本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

２　監視率は、$\frac{\text{立入検査件数－対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}}$ ×１００ で算出する。

３　違反施設率は、$\frac{\text{処分等の合計件数（指導票等件数を除く）}}{\text{立入検査合計件数}}$ ×１００ で算出する。

９　細菌検査課

当課は、令和５年４月１日に開設された感染症対策の司令塔となる「感染症管理センター」へ令和６年３月に移転し、令和６年度から賀茂、熱海、御殿場、東部及び富士の各保健所管内を含む県東部の基幹保健所として、感染症管理センターで広域の細菌検査業務及びＨＩＶ等の血清学的検査業務を実施している。

（１）目的

県民の健康と安全を守るため、食品の規格試験、食中毒原因菌の検査、赤痢・コレラ・腸管出血性大腸菌等の感染症検査、地域医療・健康増進に係わるエイズ・梅毒・Ｃ型肝炎等の血液検査を実施する。

（２）実績

ア　突発性事件等に係わる検査の優先

食中毒疑いや感染症発生に伴う細菌検査について、休日を問わず優先的に行い、令和７年度は50回の土日祝祭日にも検査を実施して関係保健所各課の迅速な業務処理に寄与した。

イ　食品の収去検査

各保健所の食品衛生担当課が収去した食品について、令和７年度は443検体の細菌検査を実施し、県民の健康被害を防止した。

ウ　ＨＩＶ等の血液検査について

令和７年度、各保健所で実施されるＨＩＶ等の夜間を含む77回の血液検査に、検査員が出張などで対応し2,728件のスクリーニング検査を実施した。HIV３件、Ｂ型、Ｃ型肝炎５件、梅毒15件のスクリーニング検査陽性を発見し、これら感染症の蔓延防止に寄与した。

エ　精度管理

内部点検５回、外部精度管理４回を実施し良好な結果を得た。また各標準作業書における試験品取扱い、試薬等の管理、検査機器類の保守点検・校正を行い、内部精度管理の徹底を図り、試験検査における信頼性の確保に努めた。

オ　国民栄養調査、病院立入検査にも積極的に対応し健康福祉に寄与した。

（３）評価・改善

細菌検査の高い技術を維持することにより、食中毒、感染症、食品等の検査に迅速に対応し、県民の健康に関する安全・安心の確保に努めた。

ア　年度当初に計画した内部精度管理試験において、いずれも良好な検査結果を得ている。

イ　外部精度管理調査に毎年参加し、実施した細菌試験の検査成績は、いずれも良好な結果を得ている。

ウ　信頼性確保部門による年５回の内部点検で指摘又は指導された点については、早急に改善を行い、各試験検査において正確な検査データを提供している。

エ　環境衛生科学研究所等で行われる細菌検査の研修会等に参加し、最新技術の習得に努めている。

オ　主な項目の推移等は別表に記載した。

細菌検査実施状況調

（令和７年度）

試験検査区分				検体数	検査件数
食品衛生関係	食品収去検査	大腸菌群		443	186
		Ｅ．Ｃｏｌｉ			124
		一般細菌数			109
		サルモネラ属菌			30
		腸炎ビブリオ			35
		黄色ブドウ球菌			30
		Ｏ１５７			391
		Ｏ２６			391
		エンテロトキシン			0
		その他			7
		血清型別・毒素試験等			0
		小計		443	1,303
	食中毒関係	便等人体より	サルモネラ属菌	266	699
			腸炎ビブリオ等		1180
			黄色ブドウ球菌		236
			腸管出血性大腸菌		235
			その他病原大腸菌		235
			嫌気性細菌		255
			その他の細菌		1,530
			血清型別・毒素試験等		369
		食品・水等	サルモネラ属菌	152	360
			腸炎ビブリオ等		600
			黄色ブドウ球菌		120
			腸管出血性大腸菌		120
			その他病原大腸菌		131
			嫌気性細菌		145
			その他の細菌		756
			血清型別・毒素試験等		33
		小計		418	7,004
	一般依頼	大腸菌群		2	1
		一般細菌数			1
		Ｏ１５７			1
		その他			2
		血清型別・毒素試験等			0
		小計		2	5
	小計			863	8,312

試験検査区分				検体数	検査件数
健康福祉関係	感染症関係	便等人体より	赤痢	89	0
			コレラ		0
			チフス		0
			腸管出血性大腸菌		89
			その他		0
			血清型別・毒素試験等		87
		食品・水等	赤痢	0	0
			コレラ		0
			チフス		0
			腸管出血性大腸菌		0
			その他		0
			血清型別・毒素試験等		0
		血清	HBs抗原検査	521	521
			梅毒血清検査	501	991
			HIV検査(迅速法)	507	507
			HIV検査(PA,WB法)	0	0
			HCV抗体検査	520	520
			その他	13	13
		その他(血清分離等)		26	26
		小計		2,177	2,754
	一般依頼	腸内細菌	赤痢	165	165
			サルモネラ		165
			Ｏ１５７		165
			その他		4
			血清型別・毒素試験		0
		その他		0	0
		小計		165	499
	小計			2,342	3,253
合計				3,205	11,565

細菌検査実施状況調

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

試験検査区分				検体数	検査件数
食品衛生関係	食品収去検査	大腸菌群		119	77
		Ｅ．Ｃｏｌｉ			35
		一般細菌数			60
		サルモネラ属菌			0
		腸炎ビブリオ			4
		黄色ブドウ球菌			0
		Ｏ１５７			49
		Ｏ２６			49
		エンテロトキシン			0
		その他			0
		血清型別・毒素試験等			0
		小計		119	274
	食中毒関係	便等人体より	サルモネラ属菌	43	129
			腸炎ビブリオ等		195
			黄色ブドウ球菌		43
			腸管出血性大腸菌		43
			その他病原大腸菌		43
			嫌気性細菌		39
			その他の細菌		258
			血清型別・毒素試験等		64
		食品・水等	サルモネラ属菌	17	51
			腸炎ビブリオ等		80
			黄色ブドウ球菌		17
			腸管出血性大腸菌		17
			その他病原大腸菌		17
			嫌気性細菌		16
			その他の細菌		102
			血清型別・毒素試験等		5
		小計		60	1,119
	一般依頼	大腸菌群		1	1
		一般細菌数			1
		Ｏ１５７			1
		その他			1
		血清型別・毒素試験等			0
		小計		1	4
	小計			180	1,397

試験検査区分				検体数	検査件数
健康福祉関係	感染症関係	便等人体より	赤痢	46	0
			コレラ		0
			チフス		0
			腸管出血性大腸菌		46
			その他		0
			血清型別・毒素試験等		109
		食品・水等	赤痢	0	0
			コレラ		0
			チフス		0
			腸管出血性大腸菌		0
			その他		0
			血清型別・毒素試験等		0
		血清	HBs抗原検査	102	102
			梅毒血清検査	96	192
			HIV検査(迅速法)	98	98
			HIV検査(PA,WB法)	0	0
			HCV抗体検査	101	101
			その他	0	0
		その他(血清分離等)		0	0
		小計		443	648
	一般依頼	腸内細菌	赤痢	26	26
			サルモネラ		26
			Ｏ１５７		26
			その他		0
			血清型別・毒素試験		5
		その他		0	0
		小計		26	83
	小計			469	731
合計				649	2,128

１０　食品衛生監視専門班

（1）目的

重点的、専門的及び効果的な監視指導等を行い、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

（2）実績

ア　食品衛生監視指導（実績：下表及び別表　保健所別業種別監視件数調）

食品に起因する健康被害の発生を防止するため、健康危害発生のリスクに応じて策定した「静岡県食品衛生監視指導計画」に従い年間計画を作成し、５保健所（賀茂、熱海、東部、御殿場及び富士保健所）管内施設の監視指導を実施した。

なお、HACCP に沿った衛生管理の義務化により、個別の施設への指導対応に時間を要すること、法改正に伴う専門班対象施設数の増加及び班員の減数等から、より適正かつ実効性のある監視指導を継続できる体制とする必要があった。このことから、前年度に引き続き令和７年度も計画の見直しが行なわれ、令和８年度計画では更に一部の業種で１施設当たりの監視回数が改定された。令和８年度の監視対象施設数は令和７年度より増加（237 施設）したが、計画の見直しにより目標監視件数は減少（前年度比 1,728.2 件減）した。

＜ 専門班対象業種別監視件数 ＞

（令和７年度）

１施設当たり監視回数	業　　種	施設数	目標監視件数	実施監視件数	監視率（%）
２回/年	そうざい製造業*1	786	1,572.0	1,433	91.2
	宿泊・仕出し調理施設*1	27	54.0	55	101.9
	給食施設*1*2	133	266.0	265	99.6
	その他の製造業等*3	2,549	5,098.0	4,756	93.3
	計	3,495	6,990.0	6,509	93.1
１回/年	そうざい製造業*4	27	27.0	28	103.7
	宿泊・仕出し調理施設*4	3	3.0	3	100.0
	給食施設*2*4	1	1.0	1	100.0
	給食施設(中小規模) *2*4	641	641.0	641	100.0
	その他の製造業等 *4*5	808	808.0	904	111.9
	計	1,480	1,480	1,577	106.6
１回/５年	届出業*6（健康食品・GP を除く）	1,272	254.4	311	122.2
合　　計		6,247	8,724.4	8,397	96.2

（令和８年度）
（令和８年６月 30 日現在）

１施設当たり監視回数	業　　種	施設数	目標監視件数	実施監視件数	監視率（%）
２回/年	そうざい製造業*１	824	1,648.0	342	20.8
	宿泊・仕出し調理施設*１	26	52.0	13	25.0
	給食施設*１*２	127	254.0	70	27.6
	その他の製造業等*３	740	1,480.0	250	16.9
	計	1,717	3,434.0	675	19.7
１回/年	そうざい製造業*４	29	29.0	15	51.7
	宿泊・仕出し調理施設*４	1	1.0	1	100.0
	給食施設*２*４	0	0.0	0	0.0
	給食施設（中小規模）*２*４	566	566.0	59	10.4
	その他の製造業等 *４*５	2,665	2,665.0	675	25.3
	計	3,261	3,261	750	23.0
１回/５年	届出業*６（健康食品・GP を除く）	1,506	301.2	106	35.2
合　　計		6,484	6996.2	1,531	21.9

＊１　大量調理施設を含み、HACCP に基づく衛生管理の外部認証取得施設を除く。
＊２　飲食店営業の許可を有する給食施設を含む。
＊３　HACCP に基づく衛生管理の外部認証取得施設を除く。一部の届出業（健康食品製造業、卵選別包装業（GP）のうち外部認証取得施設を除く）を含む。
＊４　HACCP に基づく衛生管理の外部認証取得施設を含む。
＊５　大規模を除く製造業のうち許可業種及び一部の届出業（健康食品製造業、卵選別包装業（GP））。
＊６　その他の届出の必要な製造業及び卸売業、市場。

イ　衛生教育

給食施設等の食品関係従事者に対して、食品衛生講習会を積極的に実施し衛生意識の向上に努めた。また、給食施設及び製造業の監視時に、啓発資料を配付しながら食品衛生指導を行った。

＜ 講習会実施回数 及び 受講者数 ＞

	令和７年度	令和８年６月 30 日現在
実施回数	26 回	５回
受講者数	2,042 人	620 人

＜　食品衛生関連情報資料の作成及び配付　＞

	令和７年度	令和８年６月 30 日現在
実施回数	７回	３回

ウ　電子メールによる食品衛生情報の提供

学校給食施設等を対象に電子メール版「食品衛生情報」を作成し衛生知識の普及に努めた。

＜ 情報提供回数 及び 配信施設数 ＞

令和７年度		
情報提供回数	配信先	施設数
２回	学校給食施設等	77 件
	社会福祉施設	52 件
	保育所	63 件
	その他	14 件
	合　計	206 件

エ　食品等の収去（実績：別表　食品等の収去検査調）

所管区域内で製造された食品及び流通している食品等の収去検査を実施し、各食品の規格基準の遵守状況、食品添加物の適正使用及び表示、アレルギー物質の適正表示、農薬や動物用医薬品の適正使用等について確認することにより、違反食品の排除に努めた。

オ　輸出食品を製造する施設への監視指導

各国の輸出食品要領に基づき厚生労働大臣が認定する輸出認定施設について、東海北陸厚生局の職員に同行して、輸出先の要求事項に基づく衛生管理に関する監視指導を行った。

監視指導回数等（令和７年度）

輸出国	ＥＵ
施設数	2
指導回数	3

監視指導回数等（令和８年６月 30 日現在）

輸出国	ＥＵ
施設数	2
指導回数	0

（３）評価・改善

ア　「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づく目標監視件数の達成はやや困難であったが(令和７年度監視率：96.2%)、効率的に衛生監視指導を行った。

イ　令和３年の HACCP に沿った衛生管理の法制化から５年目となり、作成した衛生管理計画の見直しや記録の検証及び改善等、HACCP に沿った衛生管理のステップアップ支援を行った。

ウ　ＡＴＰ清浄度測定器や残留塩素測定器、手洗いチェッカー等を活用し、科学的な検査データに基づいて視覚的にわかりやすい現場指導を実施し、衛生管理意識の向上を図った。

エ　食品製造加工施設及び給食施設に対し、食品衛生講習会を開催するとともに、電子メールを活用し、タイムリーな情報を提供することにより、効果的に衛生知識を普及啓発した。

オ　静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、管内製造施設で製造された食品及び管内流通食品（輸入食品含む）の規格基準への適合性、食品添加物の適正使用、農畜産物の残留農薬並びに遺伝子組換え食品、食品添加物やアレルゲンを含んだ原材料を使用した加工食品の適正表示などについて、収去（抜き取り）検査を行い、違反食品の排除に努め、食品の安全・安心の確保を図った。

カ　監視指導時に当班で作成したリーフレット等を活用し、食中毒予防啓発を行った。

キ　食品関連事業者が行う食品表示法の食品表示基準に基づく表示について監視指導を行った。

保健所別業種別監視件数調

（令和７年度）

（旧食品衛生法）

業種＼保健所名			賀茂	熱海	東部	御殿場	富士	計
改正前の食品衛生法に基づく許可	飲食店営業	一般	28	78	169	26	75	376
		仕出し屋	17	30	87	42	81	257
		旅館	13	11	3	1	0	28
		その他	4	18	25	12	23	82
		飲食店合計	62	137	284	81	179	743
		内社会福祉施設（再掲）	2	13	38	3	12	68
		内大量調理施設（再掲）	3	8	50	2	5	68
	菓子(パンを含む。)製造業		87	111	287	79	156	720
	乳処理業		0	0	0	0	3	3
	乳製品製造業		0	0	4	1	13	18
	集乳業		0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業		8	14	33	5	26	86
	魚介類せり売り営業		0	4	2	0	0	6
	魚肉ねり製品製造業		0	6	3	1	3	13
	食品の冷凍又は冷蔵業		0	0	7	0	7	14
	缶詰又は瓶詰食品製造業		0	0	1	0	1	2
	喫茶店営業		3	3	9	7	3	25
	あん類製造業		2	0	4	0	0	6
	アイスクリーム類製造業		2	2	4	0	8	16
	乳類販売業		0	0	0	0	0	0
	食肉処理業		3	3	6	4	12	28
	食肉販売業		11	18	44	20	43	136
	食肉製品製造業		0	0	11	3	8	22
	乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0	0
	食用油脂製造業		0	1	3	0	1	5
	ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業		0	0	0	1	0	1
	みそ製造業		1	0	7	1	2	11
	醤油製造業		0	0	2	1	0	3
	ソース類製造業		0	0	8	0	1	9
	酒類製造業		0	3	3	2	7	15
	豆腐製造業		1	1	2	4	6	14
	納豆製造業		0	0	0	0	2	2
	めん類製造業		2	1	8	5	11	27
	そうざい製造業		73	49	123	17	57	319
	添加物製造業 ＊1		1	0	1	3	4	9
	清涼飲料水製造業		2	1	8	3	8	22
	氷雪製造業		0	1	2	0	0	3
	氷雪販売業		0	0	0	0	0	0
	小　　計		258	355	866	238	561	2,278

＊１　食品衛生法第13条第１項の規定により規格が定められているものに限る。

（新食品衛生法）

業種＼保健所名			賀茂	熱海	東部	御殿場	富士	計
許可を要する施設	飲食店営業	一般	232	209	470	106	311	1,328
		簡易	0	0	0	0	0	0
		自動車	0	0	0	0	1	1
		その他	17	2	1	0	11	31
		飲食店合計	249	211	471	106	323	1,360
		内社会福祉施設（再掲）	9	15	119	19	69	231
		内大量調理施設（再掲）	13	12	9	6	6	46
	菓子製造業		222	307	721	145	571	1,966
	乳処理業		0	0	5	0	5	10
	乳製品製造業		0	2	27	2	9	40
	集乳業		0	0	0	0	2	2
	魚介類販売業		11	24	63	21	47	166
	魚介類競り売り営業		6	6	9	0	4	25
	水産製品製造業		166	231	278	4	63	742
	冷凍食品製造業		0	0	3	2	0	5
	複合型冷凍食品製造業		0	0	0	1	0	1
	調理機能を有する自動販売機		0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類製造業		2	10	12	1	14	39
	食肉処理業		14	5	28	5	16	68
	食肉販売業		26	29	82	23	79	239
	食肉製品製造業		2	0	23	11	12	48
	食用油脂製造業		1	3	6	3	6	19
	みそ又はしょうゆ製造業		7	2	17	2	11	39
	密封包装食品製造業		46	31	66	11	29	183
	酒類製造業		3	5	15	10	9	42
	豆腐製造業		2	7	13	1	7	30
	納豆製造業		1	1	1	0	2	5
	麺類製造業		3	12	21	3	22	61
	そうざい製造業	そうざい製造業	175	132	416	73	314	1,110
		複合型そうざい製造業	0	0	8	1	9	18
		大量調理施設（再掲）	0	1	8	2	15	26
	添加物製造業 ＊1		0	0	8	3	19	30
	清涼飲料水製造業		9	6	25	15	27	82
	氷雪製造業		1	2	5	0	2	10
	漬物製造業		175	30	160	196	99	660
	液卵製造業		2	2	2	2	1	9
	食品の小分け業		3	10	14	1	10	38
小計			1,126	1,068	2,499	642	1,712	7,047

＊1　食品衛生法第13条第１項の規定により規格が定められているものに限る。

届出を要する施設	集団給食施設	学校	5	2	58	12	72	149
		病院･診療所	0	0	7	0	0	7
		事業所	0	2	0	1	2	5
		社会福祉施設	14	38	126	44	102	324
		その他	0	0	3	0	1	4
		少数特定給食施設	0	0	0	0	0	0
		集団給食施設合計	19	42	194	57	177	489
		内大量調理施設（再掲）	4	2	44	13	68	131
	旧許可業種	魚介類販売業（包装）	2	6	7	0	5	20
		食肉販売業（包装）	3	2	12	1	11	29
		乳類販売業	6	17	56	18	46	143
		氷雪販売業	0	0	0	0	0	0
		コップ式自動販売機	1	5	20	2	25	53
	販売業	弁当販売業	2	0	0	0	1	3
		野菜果物販売業	10	0	5	1	6	22
		米穀類販売業	1	2	2	0	5	10
		通信販売・訪問販売	0	0	1	0	0	1
		コンビニエンスストア	0	0	4	2	1	7
		百貨店、 総合スーパー	12	25	89	28	57	211
		自動販売機	0	4	4	0	11	19
		その他の食料・飲料販売業	9	8	14	7	48	86
		内卸売（再掲）	5	1	10	3	7	26
	製造・加工業	添加物製造・加工業＊2	0	0	1	2	0	3
		健康食品の製造・加工業	3	2	12	0	48	65
		コーヒー製造・加工業	2	3	8	1	15	29
		農産保存食料品製造・加工業	22	16	23	11	47	119
		調味料製造・加工業	3	3	5	3	1	15
		糖類製造・加工業	0	0	0	0	1	1
		精穀・製粉業	0	0	1	0	1	2
		製茶業	3	3	5	0	6	17
		海藻製造・加工業	1	0	2	0	0	3
		卵選別包装業	3	2	9	3	14	31
		その他の食料品製造・加工業	36	5	21	10	11	83
	その他	行商	0	0	0	0	0	0
		合成樹脂器具、容器包装製造・加工業	0	0	1	2	1	4
		露店、仮設店舗等（許可外）	0	0	0	0	0	0
		乳さく取業	0	0	0	0	0	0
		氷雪採取業	0	0	0	0	0	0
		その他	3	4	10	3	13	33
小計			141	149	506	151	551	1,498
総計			1,525	1,572	3,871	1,031	2,824	10,823

＊2　食品衛生法第13条第１項の規定により規格が定められたものを除く。

保 健 所 別 業 種 別 監 視 件 数 調

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

（旧食品衛生法）

業種＼保健所名			賀茂	熱海	東部	御殿場	富士	計
改正前の食品衛生法に基づく許可	飲食店営業	一般	0	7	17	1	4	29
		仕出し屋	5	3	9	5	4	26
		旅館	0	0	1	0	0	1
		その他	0	0	6	2	0	8
		飲食店合計	5	10	33	8	8	64
		内社会福祉施設（再掲）	0	1	3	1	1	6
		内大量調理施設（再掲）	1	1	7	0	0	9
	菓子(パンを含む。)製造業		4	10	19	7	10	50
	乳処理業		0	0	0	0	1	1
	乳製品製造業		0	0	0	0	7	7
	集乳業		0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業		0	1	4	1	0	6
	魚介類せり売り営業		0	2	0	0	0	2
	魚肉ねり製品製造業		0	0	1	0	0	1
	食品の冷凍又は冷蔵業		1	0	1	0	0	2
	缶詰又は瓶詰食品製造業		0	0	1	0	0	1
	喫茶店営業		0	0	2	0	0	2
	あん類製造業		0	0	1	0	0	1
	アイスクリーム類製造業		0	0	0	0	2	2
	食肉処理業		0	0	1	0	1	2
	食肉販売業		0	3	9	3	1	16
	食肉製品製造業		0	0	1	0	1	2
	乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0	0
	食用油脂製造業		0	0	0	0	0	0
	ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業		0	0	0	0	0	0
	みそ製造業		0	0	1	0	0	1
	醤油製造業		0	0	1	0	0	1
	ソース類製造業		0	0	1	0	0	1
	酒類製造業		0	0	1	1	2	4
	豆腐製造業		0	0	0	2	2	4
	納豆製造業		0	0	0	0	0	0
	めん類製造業		0	1	4	0	1	6
	そうざい製造業		12	3	18	5	7	45
	添加物製造業 ＊1		0	0	0	2	2	4
	清涼飲料水製造業		0	1	1	1	4	7
	氷雪製造業		0	1	1	0	0	2
	小　　計		22	32	101	30	49	234

＊１　食品衛生法第13条第１項の規定により規格が定められているものに限る。

（新食品衛生法）

業種 ＼ 保健所名			賀茂	熱海	東部	御殿場	富士	計
改正後の食品衛生法に基づく許可	飲食店営業	一般	87	32	96	7	64	286
		仕出し屋	0	0	0	0	0	0
		旅館	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
		飲食店合計	87	32	96	7	64	286
		内社会福祉施設（再掲）	0	0	6	1	1	8
		内大量調理施設（再掲）	4	3	5	2	8	22
	菓子製造業		41	23	135	61	74	334
	乳処理業		0	0	2	0	2	4
	乳製品製造業		0	0	11	0	4	15
	集乳業		0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業		4	3	11	0	10	28
	魚介類競り売り営業		0	0	3	0	2	5
	水産製品製造業		47	15	20	1	16	99
	冷凍食品製造業		0	0	2	0	0	2
	複合型冷凍食品製造業		0	0	0	0	0	0
	調理機能を有する自動販売機		0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類製造業		2	1	2	0	5	10
	食肉処理業		4	1	4	1	4	14
	食肉販売業		9	3	20	1	19	52
	食肉製品製造業		1	0	5	5	3	14
	食用油脂製造業		0	0	2	1	3	6
	みそ又はしょうゆ製造業		2	1	4	4	2	13
	密封包装食品製造業		13	3	21	4	10	51
	酒類製造業		1	1	2	4	3	11
	豆腐製造業		0	0	3	1	3	7
	納豆製造業		0	0	0	0	1	1
	麺類製造業		1	1	6	4	6	18
	そうざい製造業	そうざい製造業	69	13	109	40	78	309
		複合型そうざい製造業	0	0	1	0	2	3
		大量調理施設（再掲）	0	0	3	1	7	11
	添加物製造業 ＊1		0	0	1	1	5	7
	清涼飲料水製造業		4	0	15	4	16	39
	氷雪製造業		0	0	1	0	1	2
	漬物製造業		31	3	25	6	12	77
	液卵製造業		1	0	0	0	0	1
	食品の小分け業		3	0	4	0	0	7
小計			320	100	505	145	345	1,415

＊１　食品衛生法第11条第１項の規定により規格が定められているものに限る。

届出を要する施設	集団給食施設	学校	2	1	13	5	27	48
		病院･診療所	0	0	3	0	0	3
		事業所	1	0	0	0	0	1
		社会福祉施設	0	0	18	2	0	20
		その他	0	0	0	0	0	0
		少数特定給食施設	0	0	0	0	0	0
		集団給食施設合計	3	1	34	7	27	72
		内大量調理施設（再掲）	2	1	8	1	24	36
	旧許可業種	魚介類販売業（包装）	1	0	1	0	0	2
		食肉販売業（包装）	0	0	1	1	1	3
		乳類販売業	2	2	7	2	2	15
		氷雪販売業	0	1	0	0	0	1
		コップ式自動販売機	0	0	0	0	1	1
	販売業	弁当販売業	1	0	0	0	0	1
		野菜果物販売業	1	0	5	0	0	6
		米穀類販売業	0	0	1	1	1	3
		通信販売・訪問販売	0	0	0	0	0	0
		コンビニエンスストア	0	0	1	0	0	1
		百貨店、 総合スーパー	5	5	20	5	18	53
		自動販売機	0	0	0	0	0	0
		その他の食料・飲料販売業	5	2	4	0	1	12
		内卸売（再掲）	1	0	1	0	1	3
	製造・加工業	添加物製造・加工業＊２	0	0	2	2	0	4
		健康食品の製造・加工業	1	0	2	0	8	11
		コーヒー製造・加工業	1	1	4	4	2	12
		農産保存食料品製造・加工業	5	1	9	1	6	22
		調味料製造・加工業	1	0	6	1	2	10
		糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	0
		精穀・製粉業	1	0	2	0	0	3
		製茶業	1	0	4	0	2	7
		海藻製造・加工業	0	0	0	0	0	0
		卵選別包装業	0	0	3	0	4	7
		その他の食料品製造・加工業	8	0	18	4	1	31
	その他	行商	0	0	1	0	0	1
		合成樹脂器具、容器包装製造・加工業	0	0	2	5	4	11
		露店、仮設店舗等（許可外）	0	0	0	0	0	0
		乳さく取業	0	0	0	0	0	0
		氷雪採取業	0	0	0	0	0	0
		その他	1	0	2	0	1	4
小計			37	13	129	33	81	293
総計			379	145	735	208	475	1,942

＊２　食品衛生法第13条第１項の規定により規格が定められたものを除く。

保 健 所 別 出 動 班 数 調

（令和７年度）

保健所別＼月別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
賀茂	通常	2	8	6	4	6	8	6	6	7	6	6	5	70
	早朝				2	1			2	1				6
	特別・緊急													0
	計	2	8	6	6	7	8	6	8	8	6	6	5	76
熱海	通常	8	10	13	13	5	10	12	7	8	5	11	7	109
	早朝			1	2			1	1	1				6
	特別・緊急													0
	計	8	10	14	15	5	10	13	8	9	5	11	7	115
東部	通常	23	26	37	31	33	36	31	37	31	32	31	24	372
	早朝		1	3	1			2	2	1				10
	特別・緊急		1								3			4
	計	23	28	40	32	33	36	33	39	32	35	31	24	386
御殿場	通常	10	14	5	16	12	3	14	0	6	9	4	3	96
	早朝													0
	特別・緊急		1											1
	計	10	15	5	16	12	3	14	0	6	9	4	3	97
富士	通常	20	26	20	22	23	21	24	18	21	21	13	9	238
	早朝			1		1			1	1				4
	特別・緊急											1	3	4
	計	20	26	21	22	24	21	24	19	22	21	14	12	246
その他	通常													
	早朝													
	特別・緊急													
	計													
合計	通常	63	84	81	86	79	78	87	68	73	73	65	48	885
	早朝	0	1	5	5	2	0	3	6	4	0	0	0	26
	特別・緊急	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	9
	計	63	87	86	91	81	78	90	74	77	76	66	51	920

保 健 所 別 出 動 班 数 調

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

保健所別＼月別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
賀茂	通常	4	6	8										18
	早朝													0
	特別・緊急													0
	計	4	6	8										18
熱海	通常	7	5	4										16
	早朝													0
	特別・緊急													0
	計	7	5	4										16
東部	通常	29	21	45										95
	早朝		1	3										4
	特別・緊急	2		1										3
	計	31	22	49										102
御殿場	通常	9	8	8										25
	早朝													0
	特別・緊急													0
	計	9	8	8										25
富士	通常	20	20	16										56
	早朝													0
	特別・緊急													0
	計	20	20	16										56
その他	通常													
	早朝													
	特別・緊急													
	計													
合計	通常	69	60	81										210
	早朝	0	1	3										4
	特別・緊急	2	0	1										3
	計	71	61	85										217

令和7年度

食品等の収去試験（保健所別）

食品衛生監視第1専門班

保健所別＼試験区分	収去検体数		理化学試験検体数（食衛法）		細菌学試験検体数（食衛法）		食品表示法検体数	
	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数
賀茂保健所	5	0	0	0	5	0	0	0
熱海保健所	59	0	43	0	26	0	39	0
東部保健所	245	0	187	0	116	0	150	1
御殿場保健所	102	0	77	0	55	0	80	0
富士保健所	202	0	152	1	105	0	116	0
中部保健所								
西部保健所								
合計	613	0	459	1	307	0	385	1

食品等の収去試験（食品別）

食品名＼試験区分		収去検体数		理化学試験検体数（食衛法）		細菌学試験検体数（食衛法）		食品表示法検体数	
		検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数
魚介類	生食用鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
	むき身生食用かき	3	0	0	0	3	0	0	0
	その他の魚介類	4	0	0	0	4	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	23	0	23	0	23	0	9	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	8	0	8	0	8	0	6	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	27	0	27	0	27	0	18	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	ゆでだこ	1	0	1	0	1	0	0	0
	冷凍ゆでだこ	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゆでがに	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷凍ゆでがに	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（かん詰、びん詰を除く）	8	0	5	0	7	0	4	0
肉、卵類およびその加工品（かん詰、びん詰を除く）		50	0	50	0	36	0	36	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳および加工乳		14	0	8	0	13	0	0	0
乳製品		12	0	10	0	12	0	10	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）		0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓		42	0	15	0	42	0	15	0
穀類およびその加工品（かん詰、びん詰を除く）		14	0	3	0	8	0	3	0
野菜類、果物およびその加工品（かん詰、びん詰を除く）		76	1	69	1	37	0	35	0
菓子類		151	0	95	0	0	0	145	0
清涼飲料水		80	1	55	0	80	0	55	1
酒精飲料		20	0	20	0	0	0	20	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰、びん詰食品		18	0	18	0	0	0	0	0
その他の食品		60	0	52	0	6	0	27	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	2	0	0	0	0	0	2	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0
器具		0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		613	2	459	1	307	0	385	1

食品衛生監視専門班月報

令和8年6月末

試験区分 / 保健所別	収去検体数		理化学試験検体数(食衛法)		細菌学試験検体数(食衛法)		食品表示法検体数	
	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数
賀茂保健所	3	0	0	0	3	0	0	0
熱海保健所	14	0	12	0	10	0	10	0
東部保健所	69	2	52	2	42	0	35	0
御殿場保健所	26	0	17	0	19	0	20	0
富士保健所	63	0	45	0	40	0	28	0
合計	175	2	126	2	114	0	93	0

食品等の収去試験(食品別)

試験区分 / 食品名		収去検体数		理化学試験検体数(食衛法)		細菌学試験検体数(食衛法)		食品表示法検体数	
		検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数	検体数	不良検体数
魚介類	生食用鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
	むき身生食用かき	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	17	0	17	0	17	0	10	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	5	0	5	0	5	0	4	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	23	0	23	0	23	0	14	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	ゆでだこ	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷凍ゆでだこ	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゆでがに	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷凍ゆでがに	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他(かん詰、びん詰を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
肉、卵類およびその加工品(かん詰、びん詰を除く)		7	0	7	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳および加工乳		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)		0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓		15	0	0	0	15	0	0	0
穀類およびその加工品(かん詰、びん詰を除く)		0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類、果物およびその加工品(かん詰、びん詰を除く)		18	1	18	1	0	0	4	0
菓子類		25	1	15	1	0	0	25	0
清涼飲料水		50	0	30	0	50	0	30	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰、びん詰食品		0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		15	0	11	0	4	0	6	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0
器具		0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		175	2	126	2	114	0	93	0

１１　動物保護指導班

動物保護指導班は、昭和37年９月に畜犬指導班として設置されて以来、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき業務を実施しているが、平成７年度から、業務を社団法人静岡県動物保護協会（平成25年4月から一般社団法人）に委託した。所轄区域は賀茂、熱海及び東部保健所としている。

動物愛護管理業務、動物保護業務

(1) 目的　　「人と動物の共生する社会」を目指す

(2) 実績

ア　静岡県動物愛護管理推進計画の推進

静岡県動物愛護管理推進計画において、取組方針と数値目標が設定されている。当班においても、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の３つの取組方針に基づく施策を推進するとともに、県民への周知に努めた。

(ｱ) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、飼い主は終生飼養に努めることが義務づけられた。これを受けて、平成25年９月以降は、老齢や病気や安易な理由による犬猫の引取りを拒否するとともに、飼い主責任で新たな飼い主を探す取組みを推進した。

(ｲ) 成犬譲渡マニュアルに準じた犬の譲渡及び猫の譲渡の推進を行った。

年度		R３	R４	R５	R６	R７
譲渡頭数	犬	15	14	11	9	9
	猫	15	21	7	9	9
計		30	35	18	18	18

(ｳ) 動物愛護教室等の動物愛護事業を通じた終生飼養、適正管理、所有者明示、マイクロチップ装着、繁殖制限措置等の普及啓発を行った。

年度	R３	R４	R５	R６	R７
開催回数	7	18	22	23	25
参加(受講)人数	386	1,083	1,336	1,364	1,137

(ｴ) 戸別訪問指導等により、飼い主に対しては、適正管理、所有者明示、マイクロチップ装着、必要に応じた繁殖制限措置等の普及啓発を行った。一方、飼い主のいない猫に餌を与える人に対しては、適正管理、繁殖制限措置等の普及啓発を行った。

年度	R３	R４	R５	R６	R７
戸別訪問指導件数	470	385	521	501	413

注）衛生薬務課と一部重複

(ｵ) 防災訓練、災害対策研修会等を通じた災害時の愛玩動物対策の普及啓発を行った。

年度	R３	R４	R５	R６	R７
防災訓練等	3	9	11	9	22
参加人数	69	237	886	253	876

(ｶ)　動物ボランティアへの情報提供及び技術的な助言を行った。R７年4月には、ボランティア研修会を2回行い、登録ボランティアの8割が受講することができた。

イ　狂犬病予防法に基づく業務

業務基本方針に基づき出動計画を作成し、所轄区域に出動して動物保護等を行った。また、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施並びに鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着の徹底。

年度	R３	R４	R５	R６	R７
指導等処理件数	1,112	1,013	1,022	1,294	1,654

(3)　評価・改善

ア　ペット同行避難者の受入体制整備の必要性を市町、自主防災会役員等へ説明し、受入方針決定済市町が増加した。

年度	R６	R７
ペット同行避難 受入方針決定済市町	15	14

イ　保健所、市町、関係団体、ボランティア等と協働し、上記各事業を推進した。

管轄保健所別出動日数　（令和７年度）

月／保健所	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
東　部	16	10	12	14	15	15	17	11	10	10	13	13	156
熱　海	5	6	5	4	4	6	6	7	5	5	3	4	60
賀　茂	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
管　外													
計	22	17	18	19	20	22	24	19	16	16	17	18	228

（令和８年度）

（令和８年6月30日現在）

月／保健所	4	5	6	計
東　部	15	14	17.5	46.5
熱　海	3	2	3.5	8.5
賀　茂	1	2		3
管　外				
計	19	18	21	58

保健所別動物保護指導実績

（令和７年度）

項目				東部	熱海	賀茂	計
相談			相談件数	974	249	200	1,423
			処理件数	974	249	200	1,423
指導実績	犬		登録	136	15	9	160
			注射	388	124	74	586
			鑑札・済票	647	134	127	908
	ねこ		無責任な餌やり	43	23	2	68
	愛護動物		適正管理	758	201	105	1,064
			繁殖制限	157	34	17	208
			所有者明示	649	135	125	909
			遺棄	0	0	0	0
			虐待	0	0	0	0
			その他	938	243	133	1,314
	計			3,716	909	592	5,217
	高齢者への指導啓発			140	22	0	162
保護管理指導実績	引取り	犬	成犬	5	0	1	6
			子犬	0	0	0	0
			計	5	0	1	6
		ねこ	成ねこ	2	1	1	4
			子ねこ	3	4	1	8
			計	5	5	2	12
	犬の保護	保護器具	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
		吹き矢	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
		睡眠薬	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
		その他 指導班	成犬	24	3	2	29
			子犬	0	0	0	0
		その他 市町協力等	成犬	0	2	5	7
			子犬	0	0	0	0
		計	成犬	24	5	7	36
			子犬	0	0	0	0
			計	24	5	7	36
	犬の収容頭数	犬	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
	返還頭数	犬	成犬	18	3	4	25
			子犬	0	0	0	0
		ねこ	成ねこ	0	0	0	0
			子ねこ	0	0	0	0
	譲渡頭数	犬	成犬	4	2	3	9
			子犬	0	0	0	0
		ねこ	成ねこ	0	0	0	0
			子ねこ	3	4	1	8
ボランティアグループ数							0
動物愛護普及活動			ふれあい訪問活動	6	0	0	6
			動物愛護教室	12	2	0	14
			その他	23	6	0	29

保健所別動物保護指導実績

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

項目 ＼ 保健所名				東部	熱海	賀茂	計
相談			相談件数	380	24	60	464
			処理件数	380	24	60	464
指導実績	犬		登録	67	0	2	69
			注射	79	0	1	80
			鑑札・済票	268	0	55	323
	ねこ		無責任な餌やり	4	2	0	6
	愛護動物		適正管理	282	7	57	346
			繁殖制限	12	2	1	15
			所有者明示	270	0	55	325
			遺棄	0	0	1	1
			虐待	0	0	0	0
			その他	379	23	80	482
	計			1,361	34	252	1,647
	高齢者への指導啓発			29	2	0	31
保護管理指導実績	引取り	犬	成犬	0	0	1	1
			子犬	0	0	0	0
			計	0	0	1	1
		ねこ	成ねこ	3	0	0	3
			子ねこ	3	0	0	3
			計	6	0	0	6
	犬の保護	保護器具	成犬	0	0	1	1
			子犬	0	0	0	0
		吹き矢	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
		睡眠薬	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
		その他 指導班	成犬	4	0	0	4
			子犬	0	0	0	0
		市町協力等	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
		計	成犬	4	0	1	5
			子犬	0	0	0	0
			計	4	0	1	5
	犬の収容頭数	犬	成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
	返還頭数	犬	成犬	1	0	1	2
			子犬	0	0	0	0
		ねこ	成ねこ	3	0	0	3
			子ねこ				0
	譲渡頭数	犬	成犬	1	0	1	2
			子犬	0	0	0	0
		ねこ	成ねこ	3	0	0	3
			子ねこ	0	0	0	0
ボランティアグループ数							0
動物愛護普及活動			ふれあい訪問活動	1	0	0	1
			動物愛護教室	2	1	0	3
			その他	4	2	3	9

《環境部》

１２　生活環境課

（1）　水道

ア　目的

安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道の適正な維持管理の徹底を図る。

水道施設状況調

（令和６年度）

区分 / 市町別	管内人口	給水人口	施設数							飲料供給施設
			上水道	簡易水道		専用水道	計	普及率(%)	県普及平均率(%)	
				公営	その他					
熱海市	31,123	31,117	1	0	0	8	9	99.9	99.1	0
伊東市	61,602	61,565	3	0	6	19	28	99.9	99.1	0
富士市	238,545	238,347	1	0	10	25	36	99.9	99.1	6
富士宮市	122,976	122,952	1	0	4	26	31	99.9	99.1	2
御殿場市	81,740	81,740	1	1	0	42	44	100.0	99.1	0
小山町	17,201	17,147	1	0	0	20	21	99.7	99.1	0
沼津市	180,273	180,005	1	0	0	32	33	99.9	99.1	0
三島市	103,029	102,856	1	2	1	10	14	99.8	99.1	2
裾野市	47,940	47,938	1	1	2	18	22	99.9	99.1	0
伊豆市	25,740	25,612	1	0	2	12	15	99.5	99.1	4
伊豆の国市	44,457	44,425	1	3	2	9	15	99.9	99.1	1
函南町	35,268	35,189	1	3	1	3	8	99.8	99.1	3
清水町	31,095	31,095	0	0	0	1	1	100.0	99.1	0
長泉町	43,216	43,215	1	0	1	8	10	99.9	99.1	0
計	1,064,205	1,063,203	15	10	29	233	287	99.9	99.1	18

（注）本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

※　令和８年６月 30 日現在、令和６年度内容が最新である（根拠資料：水道統計調査）

イ　実績

安全な水道水の供給を確保するため、各水道事業者等に対して水質検査の励行や施設の維持管理を適正かつ計画的に実施するよう、立入検査により指導を行った。

対象期間には、水質検査の不適はなく、安全で安定した水道水の供給が図られていた。立入検査における措置・改善事項としては、耐塩素性病原生物への対策が不十分などの事項が多かった。

ウ　評価・改善

今後も、水質維持のための施設の維持管理などについて引き続き指導を行うとともに、老朽化施設の計画的な更新や小規模水道の統合などにより、長期的に安全な水道水の安定供給が持続されるよう指導を行っていく。

水 質 検 査 状 況 調

（令和７年度）

区　分	施 設 数	検　査 検 体 数	不　適 検 体 数	不 適 率
上 水 道	11	1,971	（　0　） 0	（　0%　） 0%
簡易水道 (公営)	10	200	（　0　） 0	（　0%　） 0%
〃 (その他)	29	384	（　0　） 0	（　0%　） 0%
専用水道	34	421	（　0　） 0	（　0%　） 0%
計	83	2,976	（　0　） 0	（　0%　） 0%

(注)１　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

２　（　）内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

水 質 検 査 状 況 調

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

区　分	施 設 数	検　査 検 体 数	不　適 検 体 数	不 適 率
上 水 道	11	513	（　0　） 0	（　0%　） 0%
簡易水道 (公営)	10	53	（　0　） 0	（　0%　） 0%
〃 (その他)	29	98	（　0　） 0	（　0%　） 0%
専用水道	34	107	（　0　） 0	（　0%　） 0%
計	84	771	（　0　） 0	（　0%　） 0%

(注)１　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

２　（　）内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

水道施設監視指導状況調

（令和７年度）
（令和８年３月 31 日現在）

施設別＼項目		施設数(A)	立入検査件数(B)	監視率(%)	処分件数		
					認可取消	給水停止命令	措置・改善指示等
水道施設	上水道	11	10	90.9%	0	0	3
	簡易水道	39	33	84.6%	0	0	12
	専用水道	34	18	52.9%	0	0	2
	簡易専用水道	289	1	0.3%	0	0	1
	その他の水道	3	0	0%	0	0	0
合計		376	62		0	0	18
前年度	合計	374	61		0	0	23

（注）１　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
２　監視率(%)＝B／A×100
３　前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

水道施設監視指導状況調

（令和８年度）
（令和８年６月 30 日現在）

施設別＼項目		施設数(A)	立入検査件数(B)	監視率(%)	処分件数		
					認可取消	給水停止命令	措置・改善指示等
水道施設	上水道	11	0	0%	0	0	0
	簡易水道	39	4	10.3%	0	0	0
	専用水道	34	0	0%	0	0	0
	簡易専用水道	287	0	0%	0	0	0
	その他の水道	3	0	0%	0	0	0
合計		374	4		0	0	0
前年度	合計	373	2		0	0	0

（注）１　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
２　監視率(%)＝B／A×100
３　前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

（2）　浄化槽

ア　目的

合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

イ　実績

（ア）　浄化槽に起因する環境汚染を防止するため、新規設置者に対する維持管理講習会を開催しており、浄化槽協会等関係団体と連携して作成した動画を活用しての WEB 開催及び資料送付により、浄化槽の適正な維持管理の向上を促した。

（イ）　浄化槽法第７条及び第 11 条に基づく浄化槽設置後の検査の未受検者に対して戸別訪問し、浄化槽の適正な維持管理に関する指導を実施した。

（ウ）　浄化槽法第７条及び第11条に基づく法定検査の未受検者に対して受検案内を送付し、受検率の向上を図った。

ウ　評価・改善

法定検査の受検率は向上しつつあるが、特に浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の受検率は低いことから、今後も市町等関係機関の協力を得ながら一層の周知を図り、さらなる受検率の向上に努める。

浄 化 槽 監 視 指 導 状 況 調

（令和７年度）

（令和８年３月 31 日現在）

区　分		施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数			
						登録取消 事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告
浄化槽		107,251	512	325	157.5		0	0	0
浄化槽保守点検業者		122	32	22	145.5	0		0	0
前年度	浄化槽	113,014	589	325	181.2		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	122	80	71	112.7	0		0	0

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

区　分		施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処　分　件　数			
						登録取消 事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告
浄化槽		107,326	55	325	16.9		0	0	0
浄化槽保守点検業者		120	6	23	26.1	0		0	0
前年度	浄化槽	113,081	33	325	10.2		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	122	9	22	40.9	0		0	0

(注) １　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

２　実施率（%）＝A／B×100

３　前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

（３）　特定建築物

ア　目的

多数の者が利用する建築物の衛生管理を徹底し、衛生的な環境の確保を図る。

イ　実績

建築物の衛生管理の徹底を図るため、特定建築物及び建築物清掃等登録業者に対して立入検査を実施した。立入検査における改善指導の内容は、管理技術者の選任、給湯水の水質検査の実施、貯湯槽の清掃、変更届の提出等であった。

ウ　評価・改善

特定建築物の衛生管理の徹底を指導したことにより、適正な衛生管理が行われ、衛生的環境が確保されている。引き続き必要な検査及び清掃等の実施等について徹底を図っていく。

建 築 物 監 視 指 導 状 況 調

（令和７年度）

（令和８年３月 31 日現在）

施設別＼項目		施設数(A)	立入検査件数(B)	監視率(%)	処分件数				
					登録の取消	使用停止	使用制限	措置命令改善	改善指導
建築物関係	特定建築物	286	96	33.6		0	0	0	22
	清掃等登録業者	112	37	33.0	0				0
合計		398	133	33.4	0	0	0	0	22
前年度	合計	398	138	34.7	0	0	0	0	18

注）１　本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

２　監視率(%)＝B／A×100

３　前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

施設別＼項目		施設数(A)	立入検査件数(B)	監視率(%)	処分件数				
					登録の取消	使用停止	使用制限	措置命令改善	改善指導
建築物関係	特定建築物	286	22	7.7		0	0	0	6
	清掃等登録業者	112	2	1.8	0				0
合計		398	24	6.0	0	0	0	0	0
前年度	合計	398	30	7.5	0	0	0	0	0

注）１　本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。

２　監視率(%)＝B／A×100

３　前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

（４）　遊泳用プール

ア　目的

遊泳用プールの衛生管理を徹底し、衛生的で安全な施設の確保を図る。

イ　実績

「県遊泳用プール衛生管理指導要綱」に基づき届出のあった遊泳用プールを対象に、立入検査を実施した。立入検査における改善指導の内容としては、水質検査の採水ポイント数や

頻度の是正、浄化設備の修理、監視員や救護員の設置等であった。

ウ　評価・改善

不適事項については継続して改善状況を確認し、衛生的で安全な施設運営が図られるよう引き続き指導していく。

遊泳用プール立入調査状況調

（令和７年度）

（令和８年３月 31 日現在）

項目 ＼ 施設	施設数 (A)	立入調査件数 (B)	監視率 (%)	不適施設数	不適率 (%)	措置・改善指導数
プール (うち流水プール)	133 （ 6 ）	43 （ 4 ）	32.3 （ 0 ）	12 （ 0 ）	27.9 （ 0 ）	12 （ 0 ）
前年度	134	46	34.3	11	23.9	11

(注) 1　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2　監視率(%)＝B／A×100

3　前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

項目 ＼ 施設	施設数 (A)	立入調査件数 (B)	監視率 (%)	不適施設数	不適率 (%)	措置・改善指導数
プール (うち流水プール)	132 （ 6 ）	2 （ 0 ）	1.3 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）
前年度	133	7	5.3	0	0	0

注) 1　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2　監視率(%)＝B／A×100

3　前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

（５）　大気環境

ア　目的

事業活動に伴うばい煙・揮発性有機化合物・粉じん・水銀等の排出を規制し、大気環境の保全を図る。

イ　実績

工場・事業場からの届出の受理時に排出基準の遵守状況を確認するとともに、前年度に自主測定結果の報告がなかった工場・事業場や排出ガス量の多い工場・事業場を重点的に立入検査を実施した。

ばい煙発生施設における注意処分の内容は、２件とも排ガス中のばいじん濃度の基準値超過であり、施設修理等の報告書の提出を受け、すでに改善が図られていることを確認した。

揮発性有機化合物排出施設における注意処分の内容は、排ガス中の揮発性有機化合物濃度の基準値超過であり、運転管理の見直し等の報告書の提出を受け、すでに改善が図られていることを確認した。

また、解体等工事の作業現場のうち、大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」が提出された現場や苦情があった現場を中心に、作業基準等が遵守されていることを確認するために立入検査を実施した。

ウ　評価・改善

監視指導結果の不適事項については、継続して指導を実施し改善が図られていることを確認した。今後も引き続き排出基準、作業基準等の遵守を指導していく。

（６）　水質環境

ア　目的

事業活動に伴う水質汚濁物質の排出を規制し、河川・湖沼等の水質環境保全を図る。

イ　実績

工場・事業場からの届出の受理時に排水基準及び構造基準等の遵守状況を確認するとともに、過去に基準違反のあった工場・事業場、有害物質を使用している、又は排出汚濁負荷の多い工場・事業場を重点的に立入検査を実施した。

令和７年度は、４施設においてｐH、BOD 及びSS の排水基準違反があり、pH の違反が２施設、BOD と SS の両方で違反となったものが１施設、SS の違反が１施設だった。運転管理の見直し、施設の修繕、施設の改修等の改善対策を報告させ、改善を指導した。令和８年度は、６月末時点で違反はない。

ウ　評価・改善

事後指導の徹底により、違反のあった施設については改善が図られている。

（７）　ダイオキシン類対策

ア　目的

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるダイオキシン類の事業活動に伴う排出を規制し、県民の健康の保護を図る。

イ　実績

工場･事業場からの届出の受理時に排出基準の遵守状況を確認するとともに、自主測定結果の報告をしていない工場等に対して重点的に立入検査を実施した。

注意処分の内容は、２件とも排ガス中のダイオキシン濃度基準値超過であり、うち１件（令

和８年度）については施設の補修等を指導し改善が図られていることを確認した。他１件（令和７年度）については、事業者から事業を廃止する意向が示され、施設の廃止届が提出された。

ウ　評価・改善

自主測定結果の報告書の未提出が１事業場あり、自主測定を行い報告するよう指導した。また、不適事項については事後指導を実施し改善が図られている。

環境関係届出審査状況調

（令和７年度）

（令和８年３月31日現在）

届出区分		設置	使用（追加指定）	変更	氏名等の変更	廃止	承継	自主測定結果の報告	作業実施（完了報告）	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	21	0	5	52	16	7			101
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	0	0	0			0
	一般粉じん発生施設	1	0	0	2	0	0			3
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん排出等作業								44 (47)	44 (47)
	水銀排出施設	0	0	2	0	1	0			3
水質汚濁防止法		50	0	42	99	43	27			261
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	1	0	2	2	5	0	68		78
	水質	0	0	0	1	0	0	4		5
静岡県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	1	0	0	0	4	0			5
	一般粉じん発生施設	1	0	0	3	0	0			4
	水質特定施設	3	0	1	0	3	0			7

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

届出区分		設置	使用（追加指定）	変更	氏名等の変更	廃止	承継	自主測定結果の報告	作業実施（完了報告）	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	3	0	0	18	4	2			27
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	0	0	0			0
	一般粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん排出等作業								12 （8）	12 （8）
	水銀排出施設	0	0	0	0	0	0			0
水質汚濁防止法		8	0	8	36	8	3			63
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	0	0	0	0	0	0	7		7
	水質	0	0	0	0	0	0	0		0
静岡県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	0	0	0	1	0	0			1
	一般粉じん発生施設	1	0	0	3	1	0			5
	水質特定施設	0	0	0	0	0	0			0

環 境 関 係 立 入 検 査 状 況 調

（令和７年度）

（令和８年３月 31 日現在）

区分	項目	対象事業場数	立入検査事業場数	実施率（%）	処分等の件数		
					一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設（注1）	641	41	6.4	0	0	2
	揮発性有機化合物排出施設	5	1	20.0	0	0	1
	一般粉じん発生施設（注1）	326	5	1.5	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん排出等作業		26		0	0	0
	水銀排出施設	32	8	25	0	0	0
水質汚濁防止法（注1）		518	160	30.9	0	0	4
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	66	11	16.7	0	0	1
	水質	9	2	22.2	0	0	0
合計		1,597	254		0	0	8
（計実施率 14.3 %）（注2）							

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

区分	項目	対象事業場数	立入検査事業場数	実施率（%）	処分等の件数		
					一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設（注1）	640	1	0.2	0	0	0
	揮発性有機化合物排出施設	5	0	0	0	0	0
	一般粉じん発生施設（注1）	326	0	0	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん排出等作業		9		0	0	0
	水銀排出施設	32	0	0	0	0	0
水質汚濁防止法（注1）		517	42	8.1	0	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	66	1	1.5	0	0	1
	水質	9	0	0	0	0	0
合計		1,595	53		0	0	1
（計実施率 2.8%）（注2）							

（注）１　静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

２　計実施率＝　立入検査事業場数（特定粉じん排出等作業数を除く）　×100
　　対　象　事　業　場　数

公害防止管理者等届出状況調

資格区分		令和７年度届出件数	令和８年度届出件数 （令和８年６月30日現在）
公害防止統括者		55	21
公害防止主任管理者		0	0
公害防止管理者	大気関係	21	0
	一般粉じん関係	4	0
	水質関係	24	7
	ダイオキシン類	0	0
	騒音関係	0	0
	振動関係	0	0
	計	49	7
合　　計		104	28

（注）１　本表は、健康福祉センター(東部・中部・西部)において調製すること。

２　各集計欄の数値は代理者の届出を含む。

（８）　土壌汚染対策

ア　目的

土壌汚染の状況の把握及び土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置の実施により、県民の健康の保護を図る。

イ　実績

水質汚濁防止法にかかる有害物質使用特定施設の廃止の際に、土壌汚染状況調査の実施指導や調査猶予の申請に基づく現地確認を実施した。

また、一定規模以上の土地の形質変更を行おうとする者からの事前届出を受理した。形質変更の事前届出のあった土地については、過去の有害物質使用履歴の状況を調査し、土壌汚染のおそれの有無を判断した。なお、汚染のおそれがあると判断された場合は、本庁に通知

し、本庁が調査命令等の行政処分を行うための審査を行うが、令和７年度は「汚染のおそれあり」と判断された事案はなかった。

また、すでに汚染が確認されている土地を形質変更しようとする者からの事前届出を受理した。事前届出のあった土地を形質変更する際に、汚染を拡散させない方法であるかなどについて審査した。

年　度	有害物質使用特定施設廃止時の土壌調査（法第３条第１項）		一定規模以上の土地の形質の変更届出（法第４条第１項）
	調 査 報 告	調査の猶予	
令和７年度	0	8	86
令和８年度（令和８年６月 30 日現在）	0	4	21

ウ　評価・改善

水質汚濁防止法にかかる有害物質使用特定施設の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更時の土壌汚染の状況を把握し、土地開発等に伴う土壌汚染の拡散リスクの低減化を図った。今後も土壌汚染の状況を適切に把握し、健康被害の防止を図っていく。

（９）　キャンプ禁止区域の巡視

ア　目的

禁止区域においてキャンプを実施しないよう巡視を行い、キャンプ実施者の安全及び当該区域周辺の良好な環境を保持する。

イ　実績

令和７年度は、３箇所延べ３回の巡視を実施した。

ウ　評価・改善

禁止区域においてキャンプを実施していないことを確認し、実施者の安全及び区域周辺等の良好な環境の保持に努めた。

１３　廃棄物課

(1)　一般廃棄物監視指導状況

ア　目的

市町が行う一般廃棄物処理事業に対して助言指導し、事業の適正な推進を図る。

イ　実績

一般廃棄物処理施設に対する立入検査を実施し、施設の維持管理等の技術的支援を行い、処理施設の計画的な整備について助言指導するとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物が不法投棄された事案等について、市町と連携し対応した。

ウ　評価・改善

監視指導により、一般廃棄物処理施設の維持管理基準は遵守されている。

(2)　産業廃棄物等監視指導状況

ア　目的

産業廃棄物等の適正な分別、保管、収集、運搬、再生及び処分等の処理を推進し、生活環境の保全を図る。

イ　実績

（ア）　産業廃棄物処理業や自動車解体業者などの許可事務等を厳格に実施することにより、事業者の適正な処理を推進した。

（イ）　産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物を排出する事業者等に対して立入検査を実施し、廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生及び処分等の適正処理を指導した。

（ウ）　産業廃棄物最終処分場に埋立処分される産業廃棄物及び最終処分場の放流水等の収去検査を実施することにより、最終処分場周辺への環境汚染防止及び最終処分場の適正な維持管理の徹底を図った。

（エ）　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の保管事業者に対して処理計画に基づく確実な処分を指導した。

ウ　評価・改善

立入検査による指導などにより、産業廃棄物を排出する事業者及び産業廃棄物処理業者等における産業廃棄物の適正処理やリサイクルに対する意識向上を図っている。引き続き関係者及び県民に対する啓発により実効性を高めていく。

(3)　盛土監視指導状況

ア　目的

既存の不適切盛土等の崩壊等による災害等の防止を図る。

イ　実績

既存の不適切盛土を定期的に巡回監視するとともに、産業廃棄物の不適正処理との混合事案について、迅速に指導を実施した。

ウ　評価・改善

県庁盛土対策課及び廃棄物リサイクル課と情報共有など緊密な連携を図ることにより、不適切盛土対策と不法投棄対策を同時かつ効率的に進めた。

廃 棄 物 監 視 指 導 状 況 調

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

施設別＼項目			施設数(A)	立入検査件数(B)	監視率(%)	処分件数			
						営業許可取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般廃棄物	し尿処理施設		16	0	0			0	0
	ごみ処理施設	焼却	25	3	12.0			0	0
		その他	58	5	8.6			0	0
	最終処分場		30	0	0			0	0
	小計		129	8	6.2			0	0
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業所			42				0	0
	産業廃棄物処理業		3,171	166	5.2	1	0	0	0
	小計		3,171	208	6.6	1	0	0	0
合計			3,300	216		1	0	0	0
（計監視率　5.3%）									
前年度	合計		3,201	182		2	0	0	0
	（計監視率　4.5%）								

（注）１　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

２　計監視率は、$\frac{(B)-(\text{施設数斜線の立入検査件数})}{(A)}$　×100で算出すること。

３　前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

廃 棄 物 監 視 指 導 状 況 調

（令和７年度）

施設別＼項目			施設数(A)	立入検査件数(B)	監視率(%)	処分件数			
						営業許可取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般廃棄物	し尿処理施設		16	0	0			0	0
	ごみ処理施設	焼却	25	17	68.0			0	0
		その他	54	24	44.4			0	0
	最終処分場		31	8	25.8			0	0
	小計		126	49	38.9			0	0
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業所			161				0	0
	産業廃棄物処理業		3,075	459	14.9	5	0	0	0
	小計		3,075	620	20.2	5	0	0	0
合計			3,201	669		5	0	0	0
（計監視率　15.9%）									
前年度	合計		3,114	504		7	0	0	0
	（計監視率 13.3%）								

（注）１　本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

２　計監視率は、$\frac{(B)-(\text{施設数斜線の立入検査件数})}{(A)}$　×100で算出すること。

３　前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

産業廃棄物不法投棄状況調

区　　分		Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （令和８年６月30日現在）
当該年度発生件数		8	2	8
	撤去済み	4	2	1
	撤去指導中	4	0	7
前年度以前からの継続件数		67	50	44
	撤去済み	21	6	0
	撤去指導中	46	44	44
合計		75	52	52
	撤去済み	25	8	1
	撤去指導中	50	44	51

（注）本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製すること。

１４　修善寺支所

(1)　目的

保健および衛生に関する業務を円滑に執行し、管内の伊豆市における公衆衛生の向上を図る。

(2)　実績

ア　本所から離れた地域に位置しているが、本所および伊豆市等関係機関と連携をとりながら、保健（健康づくり、母子保健、精神保健福祉、難病対策、感染症対策）、衛生（食品衛生、生活衛生、温泉、動物愛護管理）、薬事および医務関係等の円滑な業務執行をすることができた。

イ　伊豆市は温泉観光を基盤とした地域特性があるため、旅館・飲食店等における食中毒発生の防止を目的とした監視指導や講習会等を実施するとともに、宿泊施設や入浴施設におけるレジオネラ症発生防止を目的とした立ち入り指導および水質検査等を実施した。

ウ　伊豆市内では、飼い主のいない猫や高齢者による猫の多頭飼育に関する苦情・相談が増加しており、伊豆市および動物愛護ボランティアと連携・協働して対策に取り組んだ。

エ　精神保健福祉法に基づき、自傷他害のおそれがあると認められる精神障害者等は、警察等関係機関からの通報等に基づき、措置入院等による医療及び保護を適切に行った。

腸管出血性大腸菌等の感染症発生時は、プライバシーに配慮しながら、本人・接触者・関係者等に対し必要な措置を迅速に行った。また、結核患者については、訪問等を行い、ＤＯＴＳによる確実な服薬支援を行った。

(3)　評価・改善

ア　食品衛生、生活衛生、温泉、動物愛護管理、精神保健福祉、母子保健、感染症対策において、地域の関係機関と連携した事業の実施により、公衆衛生の向上に貢献できた。

イ　夏季の細菌性食中毒発生防止および冬季のノロウイルスによる食中毒や感染症発生防止について、食品衛生協会の協力を得て衛生講習会を開催し、食品関係施設の自主衛生管理体制の確立を推進ができた。さらに、宿泊施設や飲食店等の立入り監視時に啓発することで感染症の発生・拡大防止を図ることができた。

ウ　精神障害者の医療保護の夜間・休日の通報体制については、東部班の４保健所（熱海、東部、御殿場、富士）が当番制で対応しており、当支所職員も出動している。また、夜間・休日に感染症が発生した場合の当番体制にも参加している。

相談・受付件数

（令和７年度）

	保健	衛生	薬事	環境	医務	合　　計
令和７年　４月	150	97	54	0	1	302
5	275	83	32	0	0	390
6	493	96	14	0	1	604
7	219	202	18	0	0	439
8	97	160	13	1	4	275
9	107	199	24	0	2	332
10	87	160	102	0	0	349
11	60	113	21	0	0	194
12	91	139	29	1	1	261
令和８年　１月	90	187	50	0	1	328
2	58	184	9	0	0	251
3	60	119	3	0	34	216
合　　計	1787	1739	369	2	44	3941

（令和８年度）

（令和８年６月 30 日現在）

	保健	衛生	薬事	環境	医務	合　　計
令和８年　４月	97	125	9	0	1	232
5	262	96	14	0	3	375
6	519	162	30	0	9	720
合　　計	878	383	53	0	13	1327

歳　入　予　算

一般会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　14諸収入	189,119,682	34,522,448	5,571,880
項　01延滞金、加算金及び過料等	139,900	11,600	29,400
目　01延滞金	139,900	11,600	29,400
01延滞金	(44,500) 139,900	(11,600) 11,600	(29,400) 29,400
項　07雑入	188,979,782	34,510,848	5,542,480
目　01納付金	49,268,649	5,434,590	2,141,940
02児童措置費納付金	(17,448,130) 49,268,649	(5,434,590) 5,434,590	(1,756,580) 2,141,940
目　02雑入	139,711,133	29,076,258	3,400,540
90保険料負担金	9,584,271	9,584,271	0
非常勤職員	9,584,271	9,584,271	0
92過年度返納金	2,483,474	2,483,474	0
93雑収	(33,558,959) 127,643,388	(17,008,513) 17,008,513	(1,698,986) 3,400,540
雑収	(33,540,939) 127,625,368	(16,990,493) 16,990,493	(1,698,986) 3,400,540
公文書開示負担金	18,020	18,020	0
計	189,119,682	34,522,448	5,571,880

執　行　状　況　調

（令和 7年度 ）
（令和 8年 5月31日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
13,738,479	135,286,875	0	135,286,875	22.8	19.6
8,200	90,700	0	90,700	31.1	8.8
8,200	90,700	0	90,700	31.1	8.8
(0)	(3,500)	(0)	(3,500)	(92.1)	(26.0)
8,200	90,700	0	90,700	31.1	8.8
13,730,279	135,196,175	0	135,196,175	22.8	19.6
7,827,670	33,864,449	0	33,864,449	18.2	13.1
(0)	(10,256,960)	(0)	(10,256,960)	(41.2)	(31.1)
7,827,670	33,864,449	0	33,864,449	18.2	13.1
5,902,609	101,331,726	0	101,331,726	24.2	21.7
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(14,851,460)	(0)	(14,851,460)	(55.7)	(50.6)
5,902,609	101,331,726	0	101,331,726	16.7	13.9
(0)	(14,851,460)	(0)	(14,851,460)	(55.7)	(50.6)
5,902,609	101,331,726	0	101,331,726	16.7	13.9
0	0	0	0	100.0	100.0
13,738,479	135,286,875	0	135,286,875	22.8	19.6

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　02諸収入	1,041,268,868	263,546,027	35,183,119
項　02貸付金元利収入	855,606,299	263,223,122	33,415,714
目　01貸付金元利収入	855,606,299	263,223,122	33,415,714
01母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	(328,439,348) 855,606,299	(263,223,122) 263,223,122	(16,431,400) 33,415,714
項　03雑入	185,662,569	322,905	1,767,405
目　01雑入	185,662,569	322,905	1,767,405
01雑収	(5,896,514) 185,662,569	(322,905) 322,905	(308,407) 1,767,405
計	1,041,268,868	263,546,027	35,183,119

（令和 7年度 ）
（令和 8年 5月31日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
4,117,066	738,422,656	0	738,422,656	28.8	25.4
3,753,740	555,213,723	0	555,213,723	34.8	30.9
3,753,740	555,213,723	0	555,213,723	34.8	30.9
(3,109,642)	(45,675,184)	(0)	(45,675,184)	(85.9)	(80.9)
3,753,740	555,213,723	0	555,213,723	34.8	30.9
363,326	183,208,933	0	183,208,933	1.1	0.1
363,326	183,208,933	0	183,208,933	1.1	0.1
(0)	(5,265,202)	(0)	(5,265,202)	(10.7)	(5.4)
363,326	183,208,933	0	183,208,933	1.1	0.1
4,117,066	738,422,656	0	738,422,656	28.8	25.4

歳　入　予　算

一般会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　15諸収入	145,687,201	5,822,259	927,453
項　01延滞金、加算金及び過料等	90,700	0	0
目　01延滞金	90,700	0	0
01延滞金	(0) 90,700	(0) 0	(0) 0
項　07雑入	145,596,501	5,822,259	927,453
目　01納付金	38,170,779	1,374,300	414,800
02児童措置費納付金	(4,306,330) 38,170,779	(1,374,300) 1,374,300	(250,100) 414,800
目　02雑入	107,425,722	4,447,959	512,653
93保険料負担金	2,314,273	2,314,273	0
非常勤職員	2,314,273	2,314,273	0
94過年度返納金	91,650	91,650	0
95雑収	(4,525,378) 105,019,799	(2,042,036) 2,042,036	(67,472) 512,653
雑収	(4,525,028) 105,019,449	(2,041,686) 2,041,686	(67,472) 512,653
公文書開示負担金	350	350	0
計	145,687,201	5,822,259	927,453

執　行　状　況　調

（令和 8年度 ）
（令和 8年 6月30日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 B+C / A-D-F	納期内収入率 B / A-D-F
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	138,436,256	501,233	138,937,489	4.6	4.0
0	90,700	0	90,700	－	－
0	90,700	0	90,700	－	－
(0)	(0)	(0)	(0)	(－)	(－)
0	90,700	0	90,700	－	－
0	138,345,556	501,233	138,846,789	4.6	4.0
0	36,381,679	0	36,381,679	4.6	3.6
(0)	(2,681,930)	(0)	(2,681,930)	(37.7)	(31.9)
0	36,381,679	0	36,381,679	4.6	3.6
0	101,963,877	501,233	102,465,110	4.6	4.1
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(1,914,637)	(501,233)	(2,415,870)	(52.4)	(50.7)
0	101,963,877	501,233	102,465,110	2.4	1.9
(0)	(1,914,637)	(501,233)	(2,415,870)	(52.4)	(50.7)
0	101,963,877	501,233	102,465,110	2.4	1.9
0	0	0	0	100.0	100.0
0	138,436,256	501,233	138,937,489	4.6	4.0

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　03諸収入	822,941,642	67,391,840	7,296,222
項　02貸付金元利収入	637,698,239	66,794,785	6,794,985
目　01貸付金元利収入	637,698,239	66,794,785	6,794,985
01母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	(82,484,516) 637,698,239	(66,794,785) 66,794,785	(1,998,108) 6,794,985
項　03雑入	185,243,403	597,055	501,237
目　01雑入	185,243,403	597,055	501,237
01雑収	(2,034,470) 185,243,403	(597,055) 597,055	(36,593) 501,237
計	822,941,642	67,391,840	7,296,222

（令和 8年度 ）
（令和 8年 6月30日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	748,253,580	0	748,253,580	9.0	8.1
0	564,108,469	0	564,108,469	11.5	10.4
0	564,108,469	0	564,108,469	11.5	10.4
(0)	(13,691,623)	(0)	(13,691,623)	(83.4)	(80.9)
0	564,108,469	0	564,108,469	11.5	10.4
0	184,145,111	0	184,145,111	0.5	0.3
0	184,145,111	0	184,145,111	0.5	0.3
(0)	(1,400,822)	(0)	(1,400,822)	(31.1)	(29.3)
0	184,145,111	0	184,145,111	0.5	0.3
0	748,253,580	0	748,253,580	9.0	8.1

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区　　分	令和７年度	令和８年度（令和８年６月30日現在）
		件数
母体保護法		
受胎調節実地指導員　指定証交付手数料	3	0
標識交付手数料	1	0
指定証訂正手数料	0	0
指定証再交付手数料	0	0
標識再交付手数料	0	0
食品等に関する検査		
細菌学的血清学的検査		
やや複雑なもの	5	4
臨床細菌等検査		
微生物学的検査		
簡易培養検査	4	
同定検査(簡易培養検査を含む。)		
消化管からの検体	165	19
判断料	165	19
免疫学的検査		
HIV―1、2抗体価	7	2
判断料	7	2
採取料		
血液採取料(静脈)	7	2
文書料	1	0
医療法		
病院等開設許可申請手数料		
病院	0	0
診療所	51	16
病院等検査手数料		
立入りを伴う場合		
病院	3	0
診療所	0	0
立入りを伴わない場合		
病院	6	2
診療所	2	0
助産所	0	0
衛生検査所登録申請手数料	0	0
衛生検査所登録変更申請手数料	0	0
衛生検査所登録証明書書換え交付申請手数料	0	1
保健師助産師看護師法		
准看護師の免許申請手数料	8	0
准看護師の試験手数料	6	0
准看護師免許証の書換え交付手数料	5	0
准看護師免許証の再交付手数料	4	1
文書料（ＨＩＶ証明書作成手数料）	15	6
栄養士法		
栄養士免許申請手数料	28	9
栄養士免許証書換え交付手数料	18	11
栄養士免許証再交付手数料	14	3
食品衛生法		
飲食店営業許可申請手数料	1,285	0
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	6	0
食肉販売業許可申請手数料	16	0
魚介類販売業許可申請手数料	25	0
魚介類競り売り営業手数料	1	0
乳処理業許可申請手数料		0
食肉処理業許可申請手数料	2	0
菓子製造業許可申請手数料	147	0
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	3	0
乳製品製造業許可申請手数料	1	0

区　　分		令和７年度	令和８年度（令和８年６月30日現在）
			件数
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	7	0
	食肉製品製造業許可申請手数料	4	0
	水産製品製造業許可申請手数料	8	0
	氷雪製造業許可申請手数料	1	0
	液卵製造業許可申請手数料		0
	食用油脂製造許可申請手数料	2	0
	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	3	0
	酒類製造業許可申請手数料	4	0
	豆腐製造業許可申請手数料	1	0
	納豆製造業許可申請手数料		0
	麺類製造業許可申請手数料	2	0
	そうざい製造業許可申請手数料	65	0
	複合型そうざい製造業許可申請手数料		0
	冷凍食品製造業許可申請手数料	1	0
	漬物製造許可申請手数料	9	0
	密封包装食品製造業許可申請手数料	6	0
	食品の小分け業許可申請手数料		0
	添加物製造業許可申請手数料	2	0
調理師法			
	調理師免許申請手数料	109	9
	調理師試験手数料	103	0
	調理師免許証書換え交付手数料	23	6
	調理師免許証再交付手数料	46	12
製菓衛生師法			
	製菓衛生師免許申請手数料	46	0
	製菓衛生師試験手数料	60	49
	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	5	0
	製菓衛生師免許証書再交付手数料	2	0
静岡県ふぐの取扱い等に関する条例			
	ふぐ処理者免許申請手数料	2	0
	ふぐ処理者免許証書換え手数料		0
	ふぐ処理者免許証再交付手数料		0
	ふぐ処理者試験手数料	1	4
	ふぐ営業所登録申請手数料	2	0
	ふぐ営業所登録済証書換え手数料	3	1
	ふぐ営業所登録済証再交付手数料		0
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律			
	輸出証明書発行申請手数料	45	0
	適合施設認定申請手数料		0
温泉法			
	土地掘削許可申請手数料	0	1
	土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	0	0
	掘削のための施設等の変更許可申請手数料	0	0
	ゆう出路増掘の許可申請手数料	0	0
	動力の装置許可申請手数料	0	1
	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	0	0
	増掘のための施設等の変更許可申請手数料	0	0
	温泉採取許可申請手数料	0	0
	温泉採取許可承継承認申請手数料	0	0
	可燃性天然ガス濃度についての確認申請手数料	0	0
	温泉の採取のための施設等の変更許可申請手数料	0	0
	温泉利用許可申請手数料	16	5
	温泉の利用許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	3	0
	分析施設登録申請手数料	0	0
興行場法			
	興行場営業許可申請手数料	0	0
	仮設興行場営業許可申請手数料	0	0
旅館業法			
	旅館業許可申請手数料	36	12

区　　分		令和７年度	令和８年度（令和８年６月30日現在）
			件数
	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	18	6
公衆浴場法			
	浴場業許可申請手数料	7	3
理容師法			
	理容所検査手数料	1	1
美容師法			
	美容所検査手数料	54	16
クリーニング業法			
	クリーニング所検査手数料	2	0
	クリーニング師免許申請手数料	2	0
	クリーニング師試験手数料	8	2
狂犬病予防法			
	抑留犬返還手数料	21	3
	抑留犬飼養管理手数料	44	3
動物の愛護及び管理に関する法律			
	第１種動物取扱業登録申請手数料	23	7
	第１種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)	32	12
	第１種動物取扱業登録更新申請手数料	30	11
	第１種動物取扱業登録更新申請手数料(種別加算)	37	14
	第１種動物取扱業種別等変更届出手数料	0	0
	動物取扱責任者研修手数料	261	0
	特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	2	1
	特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	0	0
	動物取扱業登録証再交付手数料	1	0
	犬又はねこの引取り手数料（生後90日を超える犬又はねこ）	7	2
	犬又はねこの引取り手数料（生後90日以内の犬又はねこ）	0	0
医薬品・医療機器等法			
	薬局開設許可申請手数料	20	2
	薬局開設許可更新申請手数料	39	8
	地域連携薬局認定申請手数料	3	0
	地域連携薬局認定更新申請手数料	20	1
	地域連携薬局認定証の書換交付手数料	0	0
	医薬品販売業許可申請手数料	5	1
	医薬品販売業許可更新申請手数料	15	3
	配置販売従事者身分証明書交付手数料	25	2
	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	0	1
	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	0	0
	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請手数料	21	3
	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可更新申請手数料	33	8
	再生医療等製品販売業許可申請手数料	0	0
	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	1	1
	薬局開設許可証、医薬品の販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	10	1
	薬局開設許可証、医薬品の販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	2	0
	再生医療等製品販売業許可証の書換交付	0	0
	再生医療等製品販売業許可証の再交付	0	0
	登録販売者試験手数料	0	0
	登録販売者試験合格証明書交付	0	0
	販売従事登録手数料	68	1
	販売従事登録証書換交付	7	2
	販売従事登録証再交付	3	0
	医薬品製造販売業許可申請手数料		
	薬局製造販売医薬品の製造販売業	1	0
	第１種医薬品製造販売業	0	0
	第２種医薬品製造販売業	0	0
	医薬品製造販売業許可更新申請手数料		
	薬局製造販売医薬品の製造販売業	0	0

区　　分		令和７年度	令和８年度 （令和８年６月30日現在）
			件数
	第１種医薬品製造販売業	0	0
	第２種医薬品製造販売業	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請		236	0
医薬部外品製造販売業許可申請手数料		0	0
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料		0	0
化粧品製造販売業許可申請手数料		0	0
化粧品製造販売業許可更新申請手数料		0	0
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可申請手数料			
	薬局製造販売医薬品の製造	1	0
	規則第２５条第１項第３号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第１項第４号に規定する区分の製造	1	0
	規則第２５条第１項第５号に規定する区分の製造	0	0
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可更新申請手数料			
	薬局製造販売医薬品の製造	0	0
	規則第２５条第１項第３号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第１項第４号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第１項第５号に規定する区分の製造	0	0
医薬部外品製造業許可申請手数料			
	規則第２５条第２項第１号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第２項第２号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第２項第３号に規定する区分の製造	0	0
医薬部外品製造業許可更新申請手数料			
	規則第２５条第２項第１号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第２項第２号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第２項第３号に規定する区分の製造	1	0
化粧品製造業許可申請手数料			
	規則第２５条第３項第１号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第３項第２号に規定する区分の製造	0	0
化粧品製造業許可更新申請手数料			
	規則第２５条第３項第１号に規定する区分の製造	0	0
	規則第２５条第３項第２号に規定する区分の製造	0	0
医薬品等の製造販売業・製造業許可証書換え交付手数料			
	薬局製造販売医薬品の製造に係るもの	0	0
	その他のもの	0	0
医薬品等の製造販売業・製造業許可証再交付手数料			
	薬局製造販売医薬品の製造に係るもの	0	0
	その他のもの	0	0
医療機器製造販売業許可申請手数料			
	第１種医療機器製造販売業	0	0
	第２種医療機器製造販売業	1	0
	第３種医療機器製造販売業	0	0
医療機器製造販売業許可更新申請手数料			
	第１種医療機器製造販売業	0	0
	第２種医療機器製造販売業	1	0
	第３種医療機器製造販売業	1	0
医療機器製造業登録申請手数料		5	0
医療機器製造業登録更新申請手数料		8	1
体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料		0	1
体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料		1	0
体外診断用医薬品製造業登録申請手数料		2	1
体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料		2	0
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料		0	0
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料		0	0
医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録書換交付手数料		2	1
医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録再交付手数料		0	0
医療機器修理業許可申請手数料		1	0
医療機器修理業許可更新申請手数料		4	0
医療機器修理区分の変更又は追加許可申請手数料		0	0
医療機器修理業許可証書換え交付手数料		1	0

区　　分			令和７年度	令和８年度（令和８年６月30日現在）
				件数
	医療機器修理業許可証再交付手数料		0	0
毒物及び劇物取締法				
	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料			
		令第３６条の７第１項第１号の製剤製造業者等に係るものに限る	0	0
	毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料			
		令第３６条の７第１項第１号の製剤製造業者等に係るものに限る	3	0
	毒物劇物製造業又は輸入業登録変更申請手数料			
		令第３６条の７第１項第１号の製剤製造業者等に係るものに限る	0	0
	毒物劇物販売業登録申請手数料		9	0
	毒物劇物販売業登録更新申請手数料		21	4
	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料		0	1
	毒物劇物販売業登録票再交付手数料		0	0
	毒物劇物取扱者試験手数料		72	80
	毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料		1	0
覚せい剤取締法				
	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料			
		覚せい剤原料取扱者に係るもの	2	0
	覚せい剤研究者指定申請手数料			
		覚せい剤研究者に係るもの	0	0
麻薬及び向精神薬取締法				
	麻薬卸売業者等免許証再交付手数料			
		麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者に係るもの	0	1
	麻薬小売業者等免許申請手数料			
		麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者に係るもの	808	114
	麻薬又は向精神薬卸売業者等免許申請手数料		2	0
	向精神薬研究施設設置者登録申請手数料		0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		165	50
	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		423	120
	産業廃棄物処分業許可申請手数料		4	1
	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		47	8
	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		44	9
	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料		5	3
	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		13	2
	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		28	14
	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		0	0
	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		0	0
	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		2	0
	廃棄物再生事業者登録申請手数料		0	0
使用済自動車の再資源化等に関する法律				
	引取業者登録申請手数料		3	2
	引取業者登録更新申請手数料		5	1
	フロン類回収業者登録申請手数料		3	2
	フロン類回収業者登録更新申請手数料		2	2
	解体業許可申請手数料		2	0
	解体業許可更新申請手数料		4	1
	破砕業許可申請手数料		0	0
	破砕業許可更新申請手数料		0	0
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例				
	浄化槽保守点検業登録申請手数料		1	
	浄化槽保守点検業更新登録申請手数料		24	6
建築物における衛生的環境の確保に関する法律				
	建築物清掃業者登録申請手数料		3	
	建築物空気環境測定業者登録申請手数料		1	

区　　分		令和７年度	令和８年度 （令和８年６月30日現在）
			件数
	建築物飲料水水質検査事業者登録申請手数料		
	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料	2	1
	建築物排水管清掃業登録申請手数料		1
	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録申請手数料	1	
	建築物環境衛生総合管理業登録申請手数料	4	

過年度分収入未済額調

（令和8年6月30日現在）

区分 / 年度	児童措置費納付金		延滞金（児童措置費納付金）		雑収（生活保護費、入院に要する費用）			
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
	件	円	件	円	件	円	件	円
２年度以前 (A)	0	0	0	0	106	54,406,939		
３年度	670	5,422,648	12	39,500	18	3,285,176		
４年度	621	4,708,020	7	18,900	22	7,416,701		
５年度	678	6,167,391	3	11,700	29	14,356,089		
６年度	776	7,258,930	6	20,600	23	6,234,156		
７年度	906	10,142,760	4	5,600	47	14,442,279		
計	3,651	33,699,749	32	96,300	245	100,141,340		
摘要①（滞納処分の停止等の理由）								
摘要②（不納欠損処分の件数,額）	件	円	件	円	件	円	件	円
	1032	7,827,670	3	8,200	14	5,902,609		
摘要③（A欄のうち、1件10万円以上の内訳）					雑収（生活保護費分）			
					A(2件)	6,287,068		
					B(3件)	4,221,808		
					C	4,127,788		
					D(3件)	4,029,984		
					E(5件)	2,814,288		
					F	2,790,673		
					G	2,346,272		
					H(5件)	2,092,220		
					I	1,880,000		
					J(2件)	1,691,572		
					K	1,361,500		
					L	1,314,526		
					M	1,211,044		
					N	1,093,272		
					O	1,073,406		
					P(3件)	1,030,360		
					Q	977,556		
					R(2件)	944,871		
					S	926,920		
					T(2件)	888,835		
					U	886,570		
					V(2件)	809,655		
					W(2件)	776,632		
					X	721,643		
					Y	712,000		
					Z	619,833		
					a(2件)	568,084		
					b	514,000		
					c(3件)	464,551		
					d	415,547		
					e(2件)	390,648		
					f(3件)	340,800		
					g	343,741		
					h(2件)	288,301		
					i	278,800		
					j(2件)	219,213		
					k	212,000		
					l	210,000		
					m	177,289		
					n	176,138		
					o	174,000		
					p	169,000		
					q(2件)	138,457		
					r(2件)	124,400		
					s	116,000		
					t(2件)	115,000		
					u	114,156		
					v	113,074		
					w	106,532		

現　金　出　納　調

東部健康福祉センター

（令和 7年度）

（令和 8年 4月30日現在）

区　分	受　入　額			払出額	残　高	出納員発行領収書総額及び枚数	現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越　高	受　高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑入	0	18,050	18,050	18,050	0	18,050 53　枚	18,050 29　枚
計	0	18,050	18,050	18,050	0	18,050 53　枚	18,050 29　枚

現　金　出　納　調

東部健康福祉センター

（令和 8年度）

（令和 8年 6月30日現在）

区　分	受　入　額			払出額	残　高	出納員総額及び枚数	現金領収書兼払込書及び枚数調額
	越　高	受　高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑入	0	550	550	550	0	550 11　枚	550 5　枚
計	0	550	550	550	0	550 11　枚	550 5　枚

保管現金有高調

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

現金保管者	区分	金額（円）
東部健康福祉センター 総務課長　髙木　剛	使用料継続的資金前渡 （有料道路通行料）	4,840
東部健康福祉センター 総務課長　髙木　剛	使用料継続的資金前渡 （駐車料金）	17,140
東部健康福祉センター 総務課長　髙木　剛	扶助費継続的資金前渡 （一時保護児童に係る経費）	19,756
東部健康福祉センター 総務課長　髙木　剛	扶助費継続的資金前渡 （一時保護児童の電車料金に係る経費）	220
東部健康福祉センター 総務課長　髙木　剛	扶助費継続的資金前渡 （ガソリン代に係る経費）	10,000

預　金　調

（令和８年６月30日現在）

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高（円）	摘要
スルガ銀行 本店営業部	無利息型 普通預金	1990690	（自振口） 東部健康福祉センター 資金前渡者　石田　雄一	0	水道光熱費及び電話料等の口座振替用
スルガ銀行 本店営業部	無利息型 普通預金	1990691	東部健康福祉センター 資金前渡者　石田　雄一	120,000	継続的資金前渡用
残高合計				120,000	

郵　券　等　受　払　調

（令和８年６月30日現在）

区　分	種　類	令和７年度						令和８年度								摘　要
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出		差引現在高		
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
有料道路回数券	伊豆中央道・修善寺道路 (普通車)	209		0	0	155		54		160	16,250	47		167		
有料道路回数券	伊豆中央道・修善寺道路 (軽自動車等)	70		0	0	54		16		60	8,000	13		63		
計		279	0	0	0	209	0	70	0	220	24,250	60		230		
その他の金券類	ＱＵＯカード1,000円	0		31	31,000	31		0		0	0	0		0		国民健康・栄養調査謝礼品
計		0	0	31	31,000	31	0	0	0	0	0	0		0		

歳 出 予 算 執 行 状 況 調

（令和 7年度）
一般会計　　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　03総務費	37,529,499	37,529,499	0	
項　01総務費	37,529,499	37,529,499	0	
目　01一般総務費	35,893,667	35,893,667	0	
01報酬	20,709,840	20,709,840	0	
03非常勤職員報酬	20,709,840	20,709,840	0	
03職員手当等	5,160,226	5,160,226	0	
01その他の職員手当等	5,160,226	5,160,226	0	
04共済費	9,308,255	9,308,255	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	1,394,105	1,394,105	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	7,914,150	7,914,150	0	
08旅費	715,346	715,346	0	
01その他の旅費	715,346	715,346	0	
目　05人事管理費	1,434,210	1,434,210	0	
08旅費	1,434,210	1,434,210	0	
02普通旅費	1,434,210	1,434,210	0	
目　06職員厚生費	201,622	201,622	0	
07報償費	180,466	180,466	0	
01その他の報償費	180,466	180,466	0	
08旅費	11,481	11,481	0	
01その他の旅費	9,301	9,301	0	
02普通旅費	2,180	2,180	0	
10需用費	9,675	9,675	0	
01その他の需用費	9,675	9,675	0	
款　06くらし・環境費	25,859,735	25,849,401	10,334	
項　01くらし・環境費	510,000	499,666	10,334	
目　01くらし・環境総務費	510,000	499,666	10,334	
01報酬	319,000	319,000	0	
03非常勤職員報酬	319,000	319,000	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
03職員手当等	151,000	144,742	6,258	
01その他の職員手当等	151,000	144,742	6,258	
04共済費	40,000	35,924	4,076	
01地方公務員共済組合に対する負担金	9,000	9,000	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	31,000	26,924	4,076	
項　04環境費	25,349,735	25,349,735	0	
目　01環境政策費	25,349,735	25,349,735	0	
01報酬	6,621,376	6,621,376	0	
03非常勤職員報酬	6,621,376	6,621,376	0	
03職員手当等	2,472,648	2,472,648	0	
01その他の職員手当等	2,472,648	2,472,648	0	
04共済費	2,501,292	2,501,292	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	552,579	552,579	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,948,713	1,948,713	0	
08旅費	1,017,857	1,017,857	0	
01その他の旅費	453,133	453,133	0	
02普通旅費	564,724	564,724	0	
10需用費	838,404	838,404	0	
01その他の需用費	838,404	838,404	0	
11役務費	322,000	322,000	0	
12委託料	11,531,158	11,531,158	0	
13使用料及び賃借料	45,000	45,000	0	
款　08健康福祉費	2,752,957,465	2,752,957,465	0	
項　01健康福祉費	32,339,197	32,339,197	0	
目　01健康福祉総務費	3,516,760	3,516,760	0	
01報酬	2,159,082	2,159,082	0	
03非常勤職員報酬	2,159,082	2,159,082	0	
02給料	0	0	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
02一般職給	0	0	0	
03職員手当等	1,255,728	1,255,728	0	
01その他の職員手当等	1,255,728	1,255,728	0	
04共済費	101,950	101,950	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	36,558	36,558	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	65,392	65,392	0	
目　02健康福祉企画費	28,822,437	28,822,437	0	
01報酬	1,944,000	1,944,000	0	
03非常勤職員報酬	1,944,000	1,944,000	0	
03職員手当等	776,796	776,796	0	
01その他の職員手当等	776,796	776,796	0	
04共済費	726,736	726,736	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	159,248	159,248	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	567,488	567,488	0	
07報償費	30,000	30,000	0	
01その他の報償費	30,000	30,000	0	
08旅費	930,915	930,915	0	
01その他の旅費	31,521	31,521	0	
02普通旅費	899,394	899,394	0	
10需用費	4,272,957	4,272,957	0	
01その他の需用費	4,272,957	4,272,957	0	
11役務費	1,921,266	1,921,266	0	
12委託料	16,195,332	16,195,332	0	
13使用料及び賃借料	439,325	439,325	0	
18負担金、補助及び交付金	1,536,110	1,536,110	0	
26公課費	49,000	49,000	0	
項　02福祉長寿費	1,245,414,122	1,245,414,122	0	
目　01地域福祉費	87,774,760	87,774,760	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
08旅費	3,580	3,580	0	
02普通旅費	3,580	3,580	0	
10需用費	82,500	82,500	0	
01その他の需用費	82,500	82,500	0	
18負担金、補助及び交付金	87,688,680	87,688,680	0	
目　02生活保護費	1,154,579,961	1,154,579,961	0	
01報酬	11,248,640	11,248,640	0	
03非常勤職員報酬	11,248,640	11,248,640	0	
03職員手当等	4,078,188	4,078,188	0	
01その他の職員手当等	4,078,188	4,078,188	0	
04共済費	3,260,834	3,260,834	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	777,224	777,224	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,483,610	2,483,610	0	
07報償費	173,560	173,560	0	
01その他の報償費	173,560	173,560	0	
08旅費	613,746	613,746	0	
01その他の旅費	462,146	462,146	0	
02普通旅費	151,600	151,600	0	
10需用費	646,628	646,628	0	
01その他の需用費	646,628	646,628	0	
11役務費	300,000	300,000	0	
12委託料	55,000	55,000	0	
13使用料及び賃借料	60,000	60,000	0	
18負担金、補助及び交付金	397,450,717	397,450,717	0	
19扶助費	736,692,648	736,692,648	0	
目　03長寿社会費	3,048,401	3,048,401	0	
07報償費	598,000	598,000	0	
01その他の報償費	598,000	598,000	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
08旅費	2,601	2,601	0	
01その他の旅費	1,801	1,801	0	
02普通旅費	800	800	0	
10需用費	57,700	57,700	0	
01その他の需用費	57,700	57,700	0	
11役務費	15,100	15,100	0	
12委託料	2,315,000	2,315,000	0	
13使用料及び賃借料	60,000	60,000	0	
目　04遺家族等援護費	11,000	11,000	0	
07報償費	10,000	10,000	0	
01その他の報償費	10,000	10,000	0	
08旅費	1,000	1,000	0	
02普通旅費	1,000	1,000	0	
項　03こども若者費	1,379,920,339	1,379,920,339	0	
目　01こども若者費	1,379,920,339	1,379,920,339	0	
01報酬	21,958,978	21,958,978	0	
03非常勤職員報酬	21,958,978	21,958,978	0	
03職員手当等	6,877,974	6,877,974	0	
01その他の職員手当等	6,877,974	6,877,974	0	
04共済費	7,525,499	7,525,499	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	1,486,019	1,486,019	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	6,039,480	6,039,480	0	
07報償費	296,340	296,340	0	
01その他の報償費	296,340	296,340	0	
08旅費	3,162,415	3,162,415	0	
01その他の旅費	716,740	716,740	0	
02普通旅費	2,445,675	2,445,675	0	
10需用費	7,648,338	7,648,338	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
01その他の需用費	7,646,480	7,646,480	0	
02食糧費	1,858	1,858	0	
11役務費	2,466,481	2,466,481	0	
12委託料	9,591,050	9,591,050	0	
13使用料及び賃借料	455,729	455,729	0	
18負担金、補助及び交付金	513,714	513,714	0	
19扶助費	1,319,386,021	1,319,386,021	0	
26公課費	37,800	37,800	0	
項　04障害者支援費	33,611,702	33,611,702	0	
目　01障害者支援費	33,611,702	33,611,702	0	
01報酬	17,601,239	17,601,239	0	
03非常勤職員報酬	17,601,239	17,601,239	0	
03職員手当等	5,889,258	5,889,258	0	
01その他の職員手当等	5,889,258	5,889,258	0	
04共済費	5,650,828	5,650,828	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	1,318,231	1,318,231	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	4,332,597	4,332,597	0	
07報償費	863,360	863,360	0	
01その他の報償費	863,360	863,360	0	
08旅費	1,494,520	1,494,520	0	
01その他の旅費	1,325,129	1,325,129	0	
02普通旅費	169,391	169,391	0	
10需用費	302,011	302,011	0	
01その他の需用費	300,828	300,828	0	
02食糧費	1,183	1,183	0	
11役務費	538,486	538,486	0	
12委託料	1,151,000	1,151,000	0	
13使用料及び賃借料	121,000	121,000	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
18負担金、補助及び交付金	0	0	0	
項　05医療費	20,084,535	20,084,535	0	
目　01医務福祉費	13,782,002	13,782,002	0	
01報酬	4,415,900	4,415,900	0	
03非常勤職員報酬	4,415,900	4,415,900	0	
03職員手当等	1,553,592	1,553,592	0	
01その他の職員手当等	1,553,592	1,553,592	0	
04共済費	1,437,750	1,437,750	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	316,750	316,750	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,121,000	1,121,000	0	
07報償費	546,147	546,147	0	
01その他の報償費	546,147	546,147	0	
08旅費	1,427,762	1,427,762	0	
01その他の旅費	1,165,682	1,165,682	0	
02普通旅費	262,080	262,080	0	
10需用費	551,762	551,762	0	
01その他の需用費	551,762	551,762	0	
02食糧費	0	0	0	
11役務費	322,852	322,852	0	
12委託料	3,236,691	3,236,691	0	
13使用料及び賃借料	289,546	289,546	0	
目　02感染症対策費	6,302,533	6,302,533	0	
01報酬	1,356,202	1,356,202	0	
03非常勤職員報酬	1,356,202	1,356,202	0	
04共済費	2,000	2,000	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,000	2,000	0	
07報償費	26,250	26,250	0	
01その他の報償費	26,250	26,250	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
08旅費	192,196	192,196	0	
01その他の旅費	52,346	52,346	0	
02普通旅費	139,850	139,850	0	
10需用費	2,452,735	2,452,735	0	
01その他の需用費	2,452,735	2,452,735	0	
11役務費	747,450	747,450	0	
12委託料	1,477,300	1,477,300	0	
13使用料及び賃借料	0	0	0	
18負担金、補助及び交付金	48,400	48,400	0	
項　06健康費	32,859,269	32,859,269	0	
目　01健康政策費	0	0	0	
10需用費	0	0	0	
01その他の需用費	0	0	0	
目　02健康増進費	32,859,269	32,859,269	0	
01報酬	103,580	103,580	0	
03非常勤職員報酬	103,580	103,580	0	
04共済費	463	463	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	463	463	0	
07報償費	475,353	475,353	0	
01その他の報償費	435,570	435,570	0	
02買上金	39,783	39,783	0	
08旅費	188,650	188,650	0	
01その他の旅費	51,990	51,990	0	
02普通旅費	136,660	136,660	0	
10需用費	723,409	723,409	0	
01その他の需用費	722,009	722,009	0	
02食糧費	1,400	1,400	0	
11役務費	28,199	28,199	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
13使用料及び賃借料	81,615	81,615	0	
18負担金、補助及び交付金	31,258,000	31,258,000	0	
項　07生活衛生費	8,728,301	8,728,301	0	
目　01食品衛生費	8,377,260	8,377,260	0	
07報償費	5,000	5,000	0	
01その他の報償費	5,000	5,000	0	
08旅費	1,660,312	1,660,312	0	
02普通旅費	1,660,312	1,660,312	0	
10需用費	4,510,157	4,510,157	0	
01その他の需用費	4,510,157	4,510,157	0	
11役務費	441,054	441,054	0	
12委託料	710,160	710,160	0	
13使用料及び賃借料	334,477	334,477	0	
17備品購入費	716,100	716,100	0	
目　02薬務費	351,041	351,041	0	
07報償費	168,000	168,000	0	
01その他の報償費	168,000	168,000	0	
08旅費	80,608	80,608	0	
01その他の旅費	15,390	15,390	0	
02普通旅費	65,218	65,218	0	
10需用費	59,433	59,433	0	
01その他の需用費	59,433	59,433	0	
02食糧費	0	0	0	
11役務費	31,000	31,000	0	
13使用料及び賃借料	12,000	12,000	0	
款　09経済産業費	23,384	23,384	0	
項　05農業費	23,384	23,384	0	
目　02畜産業費	23,384	23,384	0	

（令和 7年度）
一般会計　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
08旅費	23,384	23,384	0	
02普通旅費	23,384	23,384	0	
款　10交通基盤費	10,229,000	10,229,000	0	
項　06都市費	10,229,000	10,229,000	0	
目　04生活排水費	10,229,000	10,229,000	0	
18負担金、補助及び交付金	10,229,000	10,229,000	0	
款　13災害対策費	5,545,398	5,545,398	0	
項　07災害対策諸費	5,545,398	5,545,398	0	
目　02災害救助費	5,545,398	5,545,398	0	
18負担金、補助及び交付金	5,545,398	5,545,398	0	
計	2,832,144,481	2,832,134,147	10,334	

（令和 7年度）

母子父子寡婦福祉資金特別会計　　（令和 8年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
款　01母子父子寡婦福祉資金費	232,315,882	232,315,882	0	
項　01母子父子寡婦福祉資金貸付金	232,220,554	232,220,554	0	
目　01貸付金	232,220,554	232,220,554	0	
20貸付金	232,220,554	232,220,554	0	
項　02諸費	95,328	95,328	0	
目　01諸費	95,328	95,328	0	
08旅費	10,356	10,356	0	
02普通旅費	10,356	10,356	0	
10需用費	84,972	84,972	0	
01その他の需用費	84,972	84,972	0	
計	232,315,882	232,315,882	0	

歳 出 予 算 執 行 状 況 調

（令和 8年度）

一般会計　　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　03総務費	19,616,470	3,381,545	16,234,925	
項　01総務費	19,616,470	3,381,545	16,234,925	
目　01一般総務費	19,614,290	3,379,365	16,234,925	
01報酬	9,687,000	1,176,222	8,510,778	
03非常勤職員報酬	9,687,000	1,176,222	8,510,778	
03職員手当等	3,840,000	1,667,807	2,172,193	
01その他の職員手当等	3,840,000	1,667,807	2,172,193	
04共済費	5,613,290	494,633	5,118,657	
01地方公務員共済組合に対する負担金	629,000	123,299	505,701	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	4,984,290	371,334	4,612,956	
08旅費	474,000	40,703	433,297	
01その他の旅費	474,000	40,703	433,297	
目　04職員厚生費	2,180	2,180	0	
08旅費	2,180	2,180	0	
02普通旅費	2,180	2,180	0	
款　06くらし・環境費	15,882,000	3,009,060	12,872,940	
項　04環境費	15,882,000	3,009,060	12,872,940	
目　01環境政策費	15,882,000	3,009,060	12,872,940	
01報酬	6,962,000	1,074,810	5,887,190	
03非常勤職員報酬	6,962,000	1,074,810	5,887,190	
03職員手当等	3,146,000	1,340,497	1,805,503	
01その他の職員手当等	3,146,000	1,340,497	1,805,503	
04共済費	2,679,000	308,025	2,370,975	
01地方公務員共済組合に対する負担金	576,000	99,033	476,967	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,103,000	208,992	1,894,008	
08旅費	1,059,000	159,128	899,872	
01その他の旅費	516,000	73,108	442,892	
02普通旅費	543,000	86,020	456,980	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
10 需用費	608,000	63,948	544,052	
01 その他の需用費	608,000	63,948	544,052	
11 役務費	285,000	49,014	235,986	
12 委託料	1,097,000	0	1,097,000	
13 使用料及び賃借料	46,000	13,638	32,362	
款　08 健康福祉費	2,885,389,310	907,435,899	1,977,953,411	
項　01 健康福祉費	26,762,300	5,886,289	20,876,011	
目　02 健康福祉企画費	26,762,300	5,886,289	20,876,011	
01 報酬	2,054,000	329,625	1,724,375	
03 非常勤職員報酬	2,054,000	329,625	1,724,375	
03 職員手当等	830,000	414,721	415,279	
01 その他の職員手当等	830,000	414,721	415,279	
04 共済費	796,000	93,504	702,496	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	175,000	30,060	144,940	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	621,000	63,444	557,556	
08 旅費	442,000	130,252	311,748	
01 その他の旅費	177,000	4,772	172,228	
02 普通旅費	265,000	125,480	139,520	
10 需用費	2,938,600	1,812,686	1,125,914	
01 その他の需用費	2,938,600	1,812,686	1,125,914	
11 役務費	1,109,700	225,883	883,817	
12 委託料	16,486,000	2,694,780	13,791,220	
13 使用料及び賃借料	504,000	166,038	337,962	
18 負担金、補助及び交付金	1,537,000	10,000	1,527,000	
26 公課費	65,000	8,800	56,200	
項　02 福祉長寿費	1,281,460,011	571,417,168	710,042,843	
目　01 地域福祉費	87,721,180	16,500	87,704,680	
08 旅費	4,000	0	4,000	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
02普通旅費	4,000	0	4,000	
10需用費	17,000	16,500	500	
01その他の需用費	17,000	16,500	500	
18負担金、補助及び交付金	87,700,180	0	87,700,180	
目　02生活保護費	1,191,216,331	570,232,860	620,983,471	
01報酬	21,701,160	2,903,863	18,797,297	
03非常勤職員報酬	21,701,160	2,903,863	18,797,297	
03職員手当等	9,118,000	2,349,007	6,768,993	
01その他の職員手当等	9,118,000	2,349,007	6,768,993	
04共済費	7,891,941	711,981	7,179,960	
01地方公務員共済組合に対する負担金	1,724,000	238,017	1,485,983	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	6,167,941	473,964	5,693,977	
08旅費	1,918,760	125,219	1,793,541	
01その他の旅費	1,738,760	100,409	1,638,351	
02普通旅費	180,000	24,810	155,190	
10需用費	350,000	78,320	271,680	
01その他の需用費	350,000	78,320	271,680	
11役務費	396,470	159,828	236,642	
12委託料	150,000	0	150,000	
13使用料及び賃借料	40,000	10,000	30,000	
18負担金、補助及び交付金	430,200,000	336,098,934	94,101,066	
19扶助費	719,450,000	227,795,708	491,654,292	
目　03長寿社会費	2,511,500	1,167,608	1,343,892	
08旅費	28,800	0	28,800	
02普通旅費	28,800	0	28,800	
10需用費	68,700	0	68,700	
01その他の需用費	68,700	0	68,700	
11役務費	16,200	108	16,092	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
12委託料	2,315,000	1,157,500	1,157,500	
13使用料及び賃借料	82,800	10,000	72,800	
目　04遺家族等援護費	11,000	200	10,800	
07報償費	10,000	0	10,000	
01その他の報償費	10,000	0	10,000	
08旅費	1,000	200	800	
02普通旅費	1,000	200	800	
項　03こども若者費	1,508,247,432	318,263,107	1,189,984,325	
目　01こども若者費	1,508,247,432	318,263,107	1,189,984,325	
01報酬	22,369,000	3,618,089	18,750,911	
03非常勤職員報酬	22,369,000	3,618,089	18,750,911	
03職員手当等	8,977,000	4,033,619	4,943,381	
01その他の職員手当等	8,977,000	4,033,619	4,943,381	
04共済費	6,654,000	845,496	5,808,504	
01地方公務員共済組合に対する負担金	1,453,000	283,830	1,169,170	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	5,201,000	561,666	4,639,334	
07報償費	244,550	0	244,550	
01その他の報償費	244,550	0	244,550	
08旅費	2,921,780	378,326	2,543,454	
01その他の旅費	702,780	68,272	634,508	
02普通旅費	2,219,000	310,054	1,908,946	
10需用費	6,393,500	1,360,039	5,033,461	
01その他の需用費	6,391,000	1,360,039	5,030,961	
02食糧費	2,500	0	2,500	
11役務費	1,913,232	361,851	1,551,381	
12委託料	12,656,000	1,529,000	11,127,000	
13使用料及び賃借料	487,600	89,340	398,260	
18負担金、補助及び交付金	370,000	12,000	358,000	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
19扶助費	1,445,260,770	306,035,347	1,139,225,423	
項　04障害者支援費	39,077,970	7,536,082	31,541,888	
目　01障害者支援費	39,077,970	7,536,082	31,541,888	
01報酬	18,968,000	3,094,367	15,873,633	
03非常勤職員報酬	18,968,000	3,094,367	15,873,633	
03職員手当等	6,837,000	3,286,159	3,550,841	
01その他の職員手当等	6,837,000	3,286,159	3,550,841	
04共済費	6,939,000	752,616	6,186,384	
01地方公務員共済組合に対する負担金	1,498,000	256,260	1,241,740	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	5,441,000	496,356	4,944,644	
07報償費	2,100,000	12,000	2,088,000	
01その他の報償費	2,100,000	12,000	2,088,000	
08旅費	2,065,220	213,467	1,851,753	
01その他の旅費	1,797,720	193,647	1,604,073	
02普通旅費	267,500	19,820	247,680	
10需用費	332,500	68,291	264,209	
01その他の需用費	330,500	68,291	262,209	
02食糧費	2,000	0	2,000	
11役務費	535,250	89,017	446,233	
12委託料	1,172,000	0	1,172,000	
13使用料及び賃借料	121,000	20,165	100,835	
18負担金、補助及び交付金	8,000	0	8,000	
項　05医療費	21,983,000	3,261,216	18,721,784	
目　01医務福祉費	15,373,000	2,521,627	12,851,373	
01報酬	4,672,000	735,018	3,936,982	
03非常勤職員報酬	4,672,000	735,018	3,936,982	
03職員手当等	1,661,000	829,442	831,558	
01その他の職員手当等	1,661,000	829,442	831,558	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
04 共済費	1,494,000	181,509	1,312,491	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	335,000	58,353	276,647	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,159,000	123,156	1,035,844	
07 報償費	900,000	0	900,000	
01 その他の報償費	900,000	0	900,000	
08 旅費	1,341,000	52,234	1,288,766	
01 その他の旅費	891,000	8,614	882,386	
02 普通旅費	450,000	43,620	406,380	
10 需用費	432,000	54,240	377,760	
01 その他の需用費	432,000	54,240	377,760	
11 役務費	382,000	97,106	284,894	
12 委託料	3,900,000	365,172	3,534,828	
13 使用料及び賃借料	297,000	49,166	247,834	
17 備品購入費	294,000	157,740	136,260	
目　02 感染症対策費	6,610,000	739,589	5,870,411	
01 報酬	1,385,000	211,261	1,173,739	
03 非常勤職員報酬	1,385,000	211,261	1,173,739	
04 共済費	3,000	0	3,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	3,000	0	3,000	
07 報償費	20,000	0	20,000	
01 その他の報償費	20,000	0	20,000	
08 旅費	245,000	26,028	218,972	
01 その他の旅費	65,000	9,128	55,872	
02 普通旅費	180,000	16,900	163,100	
10 需用費	2,072,000	483,050	1,588,950	
01 その他の需用費	2,072,000	483,050	1,588,950	
11 役務費	871,000	19,250	851,750	
12 委託料	1,800,000	0	1,800,000	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
13使用料及び賃借料	24,000	0	24,000	
17備品購入費	100,000	0	100,000	
18負担金、補助及び交付金	90,000	0	90,000	
項　06健康費	321,120	61,723	259,397	
目　01健康政策費	11,800	0	11,800	
08旅費	4,800	0	4,800	
02普通旅費	4,800	0	4,800	
10需用費	1,000	0	1,000	
01その他の需用費	1,000	0	1,000	
11役務費	6,000	0	6,000	
目　02健康増進費	309,320	61,723	247,597	
04共済費	1,000	0	1,000	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	0	1,000	
07報償費	37,000	0	37,000	
01その他の報償費	37,000	0	37,000	
08旅費	114,620	19,560	95,060	
01その他の旅費	14,320	0	14,320	
02普通旅費	100,300	19,560	80,740	
10需用費	80,500	26,642	53,858	
01その他の需用費	80,500	26,642	53,858	
11役務費	53,200	4,146	49,054	
13使用料及び賃借料	23,000	11,375	11,625	
項　07生活衛生費	7,537,477	1,010,314	6,527,163	
目　01食品衛生費	7,133,477	977,137	6,156,340	
07報償費	5,000	0	5,000	
01その他の報償費	5,000	0	5,000	
08旅費	1,517,000	230,140	1,286,860	
02普通旅費	1,517,000	230,140	1,286,860	

（令和 8年度）
一般会計　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
10需用費	4,450,000	396,476	4,053,524	
01その他の需用費	4,450,000	396,476	4,053,524	
11役務費	369,000	60,338	308,662	
12委託料	420,000	29,040	390,960	
13使用料及び賃借料	357,477	261,143	96,334	
26公課費	15,000	0	15,000	
目　02薬務費	404,000	33,177	370,823	
07報償費	168,000	0	168,000	
01その他の報償費	168,000	0	168,000	
08旅費	134,000	16,670	117,330	
01その他の旅費	35,000	0	35,000	
02普通旅費	99,000	16,670	82,330	
10需用費	45,000	0	45,000	
01その他の需用費	41,000	0	41,000	
02食糧費	4,000	0	4,000	
11役務費	44,000	14,507	29,493	
13使用料及び賃借料	13,000	2,000	11,000	
款　09経済産業費	1,660	0	1,660	
項　05農業費	1,660	0	1,660	
目　02畜産業費	1,660	0	1,660	
08旅費	1,660	0	1,660	
02普通旅費	1,660	0	1,660	
款　10交通基盤費	21,432,000	0	21,432,000	
項　06都市費	21,432,000	0	21,432,000	
目　03生活排水費	21,432,000	0	21,432,000	
18負担金、補助及び交付金	21,432,000	0	21,432,000	
計	2,942,321,440	913,826,504	2,028,494,936	

（令和 8年度）

母子父子寡婦福祉資金特別会計　　（令和 8年 6月30日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　01母子父子寡婦福祉資金費	236,475,000	59,290,258	177,184,742	
項　01母子父子寡婦福祉資金貸付金	236,300,000	59,290,258	177,009,742	
目　01貸付金	236,300,000	59,290,258	177,009,742	
20貸付金	236,300,000	59,290,258	177,009,742	
項　02諸費	175,000	0	175,000	
目　01諸費	175,000	0	175,000	
08旅費	24,000	0	24,000	
02普通旅費	24,000	0	24,000	
10需用費	151,000	0	151,000	
01その他の需用費	151,000	0	151,000	
計	236,475,000	59,290,258	177,184,742	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

（令和７年度）

節名	会計	款	項	目	令和６年度	令和７年度	うち、令和６年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	くらし・環境費	環境費	環境政策費		11,531,158	
	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		16,195,332	
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	生活保護費		55,000	
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	長寿社会費		2,315,000	
	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費		9,591,050	
	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費		1,151,000	
	一般会計	健康福祉費	医療費	医務福祉費		3,236,691	
	一般会計	健康福祉費	医療費	感染症対策費		1,477,300	
	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	食品衛生費		710,160	
計					44,099,753	46,262,691	0
(14) 工事請負費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費					0	0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		0	
	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	食品衛生費		716,100	
計					1,885,400	716,100	0
(18) 負担金補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		1,536,110	
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	地域福祉費		87,688,680	
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	生活保護費		397,450,717	
	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費		513,714	
	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費		0	
	一般会計	健康福祉費	医療費	医務福祉費		0	
	一般会計	健康福祉費	医療費	感染症対策費		48,400	
	一般会計	健康福祉費	医療健康費	健康増進費		31,258,000	
	一般会計	災害対策費	災害対策諸費	災害救助費		5,545,398	
	一般会計	交通基盤費	都市費	生活排水費		10,229,000	
計					517,776,687	534,270,019	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0	0
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

節名	会計	款	項	目	執行済額（円）	うち、令和７年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	2,694,780	0
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	長寿社会費	1,157,500	
	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費	1,529,000	0
	一般会計	健康福祉費	医療費	医務福祉費	365,172	0
	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	食品衛生費	29,040	0
計					5,775,492	0
(14) 工事 請負費					0	0
計					0	0
(16) 公有財産 購入費					0	0
計					0	0
(17)備品 購入費	一般会計	健康福祉費	医療費	医務福祉費	157,740	0
計					157,740	0
(18) 負担金 補助 及び 交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	10,000	0
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	生活保護費	336,098,934	0
	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費	12,000	0
計					336,120,934	0
(21) 補償、補 填及び 賠償金					0	0
計					0	0

委託料に関する調

（令和7年度）

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額 当初額	契約金額 変更増減額	契約金額 計	契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
1	（事務関係）車両運行管理業務	日本道路興運㈱静岡営業所	円 基本委託料 26,400,000 委託加算金 143,781 （１時間当り） 1,398 （１泊当り） 12,980	円 基本委託料 23,760,000 委託加算金 192,500 （１時間当り） 2,750 （１泊当り） 16,500	円	円 基本委託料 23,760,000 委託加算金 192,500 （１時間当り） 2,750 （１泊当り） 16,500		R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30 R7.6.25 R7.7.25 R7.8.15 R7.9.19 R7.10.20 R7.11.20 R7.12.15 R8.1.20 R8.2.13 R8.3.19 R8.4.15 小計	円 2,200,000 2,200,000 2,200,000 2,200,000 2,216,500 2,202,750 2,202,750 2,202,750 2,224,750 2,233,000 2,216,500 2,216,500 26,515,500	食品衛生監視及び環境衛生監視業務に係る車両の運行管理業務	
2	自動車整備管理業務	(株)望月自動車工場	1,320 （１台当り）	1,320 （１台当り）		1,320 （１台当り）	随契	R7.7.3 ～ R8.3.31	R7.7.31 R7.9.10 R7.10.27 R7.12.25 R8.1.5 R8.2.5 R8.3.13 R8.4.20 小計	1,320 1,320 1,320 1,320 1,320 1,320 1,320 1,320 10,560	本所管理車両の整備管理業務	単価契約 随契1号 （少額）
3	産業廃棄物処分業務	角松商事(有)	880 （40㍑ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ１箱当り） 770 （20㍑ﾍﾟｰﾙ１缶当り）	880 （40㍑ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ１箱当り） 770 （20㍑ﾍﾟｰﾙ１缶当り）		880 （40㍑ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ１箱当り） 770 （20㍑ﾍﾟｰﾙ１缶当り）	随契	R7.4.25 ～ R8.3.31	R7.6.13 R7.7.25 R7.9.19 R7.10.31 R7.12.5 R8.1.20 R8.2.13 小計	9,570 12,870 12,100 1,650 13,420 1,650 10,230 61,490	感染性産業廃棄物の処分業務	単価契約 随契1号 （少額）
4	産業廃棄物収集運搬業務	日本産業廃棄物処理(株)	1,870 （40㍑ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ１箱当り） 3,300 （20㍑ﾍﾟｰﾙ１缶当り）	1,870 （40㍑ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ１箱当り） 3,300 （20㍑ﾍﾟｰﾙ１缶当り）		1,870 （40㍑ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ１箱当り） 3,300 （20㍑ﾍﾟｰﾙ１缶当り）	随契	R7.4.25 ～ R8.3.31	R7.6.13 R7.7.10 R7.7.25 R7.9.19 R7.10.31 R7.12.5 R8.1.20 R8.2.13 小計	22,000 5,170 27,170 29,040 5,170 28,600 5,170 26,730 149,050	感染性産業廃棄物の収集運搬業務	単価契約 随契1号 （少額）
5	工場・事業場排水分析業務	東邦化工建設株式会社	pH 550 BOD 3,740 COD 2,970 SS 2,200 n-ヘキサン抽出物質含有量 4,180 フェノール類含有量 3,300 銅含有量 2,970 亜鉛含有量 2,970 溶解性鉄含有量 2,970 溶解性マンガン含有量 2,970 クロム含有量 2,970 窒素含有量 3,080 燐含有量 2,970 ニッケル 2,970 カドミウム及びその化合物 2,970 シアン化合物 3,850 鉛及びその化合物 2,970 六価クロム化合物 2,970 砒素及びその化合物 4,400 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 4,180 PCB 17,600 トリクロロエチレン 4,950 テトラクロロエチレン 4,950 ジクロロメタン 4,950 四塩化炭素 4,950 1,2-ジクロロエタン 4,950 1,1-ジクロロエチレン 4,950 シス-1,2-ジクロロエチレン 4,950 1,1,1-トリクロロエタン 4,950 1,1,2-トリクロロエタン 4,950 1,3-ジクロロプロペン 4,950 チウラム 13,200 シマジン 7,260 チオベンカルブ 7,260 ベンゼン 4,950 セレン及びその化合物 4,400 ほう素及びその化合物 4,125 ふっ素及びその化合物 4,400 3N（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物） 7,700 1,4-ジオキサン 18,700	pH 550 BOD 3,740 COD 2,970 SS 2,200 n-ヘキサン抽出物質含有量 4,180 フェノール類含有量 3,300 銅含有量 2,970 亜鉛含有量 2,970 溶解性鉄含有量 2,970 溶解性マンガン含有量 2,970 クロム含有量 2,970 窒素含有量 3,080 燐含有量 2,970 ニッケル 2,970 カドミウム及びその化合物 2,970 シアン化合物 3,850 鉛及びその化合物 2,970 六価クロム化合物 2,970 砒素及びその化合物 4,400 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 4,180 PCB 17,600 トリクロロエチレン 4,950 テトラクロロエチレン 4,950 ジクロロメタン 4,950 四塩化炭素 4,950 1,2-ジクロロエタン 4,950 1,1-ジクロロエチレン 4,950 シス-1,2-ジクロロエチレン 4,950 1,1,1-トリクロロエタン 4,950 1,1,2-トリクロロエタン 4,950 1,3-ジクロロプロペン 4,950 チウラム 13,200 シマジン 7,260 チオベンカルブ 7,260 ベンゼン 4,950 セレン及びその化合物 4,400 ほう素及びその化合物 4,125 ふっ素及びその化合物 4,400 3N（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物） 7,700 1,4-ジオキサン 18,700		pH 550 BOD 3,740 COD 2,970 SS 2,200 n-ヘキサン抽出物質含有量 4,180 フェノール類含有量 3,300 銅含有量 2,970 亜鉛含有量 2,970 溶解性鉄含有量 2,970 溶解性マンガン含有量 2,970 クロム含有量 2,970 窒素含有量 3,080 燐含有量 2,970 ニッケル 2,970 カドミウム及びその化合物 2,970 シアン化合物 3,850 鉛及びその化合物 2,970 六価クロム化合物 2,970 砒素及びその化合物 4,400 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 4,180 PCB 17,600 トリクロロエチレン 4,950 テトラクロロエチレン 4,950 ジクロロメタン 4,950 四塩化炭素 4,950 1,2-ジクロロエタン 4,950 1,1-ジクロロエチレン 4,950 シス-1,2-ジクロロエチレン 4,950 1,1,1-トリクロロエタン 4,950 1,1,2-トリクロロエタン 4,950 1,3-ジクロロプロペン 4,950 チウラム 13,200 シマジン 7,260 チオベンカルブ 7,260 ベンゼン 4,950 セレン及びその化合物 4,400 ほう素及びその化合物 4,125 ふっ素及びその化合物 4,400 3N（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物） 7,700 1,4-ジオキサン 18,700	随契	R7.5.20 ～ R8.3.13	R8.3.23	989,890	工場・事業場排水分析業務	単価契約 随契1号 （少額）

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
6	要介護者に係る要介護状態等の審査判定委託業務	長泉町	5,000 （1件当り）	5,000 （1件当り）		5,000 （1件当り）	随契	R7.4.4 ～ R8.3.31	R7.7.31 R7.12.16 R8.2.12 小計	5,000 5,000 5,000 15,000	生活保護法に基づく介護扶助実施のための保	随契1号 （少額）
		小山町							R7.6.6 R7.7.7 R8.4.1 小計	5,000 5,000 10,000 20,000	護者の要介護状態等の審査判定委託	随契1号 （少額）
		函南町							R8.4.7 小計	10,000 10,000		随契1号 （少額）
		清水町							R8.3.24 小計	10,000 10,000		随契1号 （少額）
									合計	55,000		
7	地域リハビリテーション広域支援センター業務	（福）農協共済中伊豆リハビリテーションセンター	2,315,000	2,315,000		2,315,000	随契	R7.5.19 ～ R8.3.19	R7.6.30 R8.2.5 小計	1,157,500 1,157,500 2,315,000	駿東田方地域リハビリテーション強化推進事業委託	随契2号 （不適） 前払
8	一時保護所給食業務	（株）サンタモンコーポレーション	長期継続契約　32,532,581 （令和5年～令和8年） 令和7年度分 10,844,193	長期継続契約　26,334,000 （令和5年～令和8年） 令和7年度分 8,778,000		長期継続契約　26,334,000 （令和5年～令和8年） 令和7年度分 8,778,000	一般	R5.10.1 ～ R8.9.30	R7.5.30 R7.6.25 R7.7.25 R7.8.25 R7.9.19 R7.10.20 R7.11.20 R7.12.19 R8.1.20 R8.2.20 R8.3.19 R8.4.20 小計	731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 731,500 8,778,000	一時保護所における給食業務	2長期
9	消防設備等点検業務	サンコー防災（株）	77,000	77,000		77,000	随契	R7.7.30 ～ R8.3.31	R7.10.20 R8.3.25 小計	38,500 38,500 77,000	一時保護所の消防設備等の点検業	随契1号 （少額）
10	非常用発電設備の保守点検業務	（株）日本電気管理者協会	16,500 （1回当り）	16,500 （1回当り）		16,500 （1回当り）	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.6.25 R7.7.25 R7.10.3 R7.12.12 R8.2.20 R8.4.20 小計	16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 99,000	一時保護所の非常用発電設備の保守点検業務	随契1号 （少額）
11	里親施設実習等事業	川奈臨海学園	2,500 （1日当り）	2,500 （1日当り）		2,500 （1日当り）	隋契	R7.5.20 ～ R8.3.13	R7.10.8 R8.3.2 小計	76,250 50,000 126,250	新規里親登録者等の施設児童との交流体験研修及び養育実習の実施	随契1号 （少額）
12	法28条承認申立事件に係る委託業務	個人	150,000	150,000		150,000	隋契	R7.4.11 ～ R8.3.31	R7.7.17	150,000	法28条承認申立事件に係る委託業務	随契2号 （不適）
13	グリストラップ汚泥収集運搬業務	（有）丸高興業	38,500 （1回当り）	38,500 （1回当り）		38,500 （1回当り）	随契	R7.5.8 ～ R8.3.31	R7.6.13 R7.8.15 R7.10.20 R7.12.12 R8.1.30 R8.4.15 小計	38,500 38,500 38,500 38,500 38,500 38,500 231,000	グリストラップ汚泥の処分業務	随契1号 （少額）
14	グリストラップ汚泥処分業務	クリーンサービス（株）	11,000 （1回当り）	11,000 （1回当り）		11,000 （1回当り）	随契	R7.5.8 ～ R8.3.31	R7.6.13 R7.8.13 R7.10.20 R7.12.12 R8.1.30 R8.4.15 小計	11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 66,000	グリストラップ汚泥の処分業務	随契1号 （少額）
15	建築基準法第12条に基づく定期点検	（有）群建築研究所沼津	63,800	63,800		63,800	随契	R8.2.2 ～ R8.3.10	R8.3.19	63,800	建築基準法第12条に基づく一時保護所の定期	随契1号 （少額）
16	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	沼津中央病院	精神保健指定医派遣の当番 1,000 （1日当り） 措置患者受入の当番 2,000 （1日当り）	精神保健指定医派遣の当番 1,000 （1日当り） 措置患者受入の当番 2,000 （1日当り）			随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R8.4.30	264,000	精神障害のある又はその疑いのある人に迅速かつ適切な医療及び保護を行うための業務	随契1号 （少額）
		ふれあい沼津ホスピタル							R8.4.30	266,000		随契1号 （少額）
		三島森田病院							R8.4.30	265,000		随契1号 （少額）
		伊豆函南病院							R8.4.30	268,000		随契1号 （少額）
		NTT東日本伊豆病院							R8.4.30	35,000		随契1号 （少額）
		てらだ医院							R8.4.30	10,000		随契1号 （少額）
		三島心療内科クリニック							R8.4.30	4,000		随契1号 （少額）
		ふれあい沼津クリニック							R8.4.30	28,000		随契1号 （少額）
		みしま南口クリニック							R8.4.30	3,000		随契1号 （少額）
		ひろメンタルクリニック							R8.4.30	8,000		随契1号 （少額）
17	指定難病・特定疾患データ入力関連業務	（株）ベルキャリエール沼津支店	2,192,960	2,158,695	-25,987	2,132,708	一般	R7.5.20 ～ R7.7.31	R7.6.27 R7.7.23 R7.8.22 小計	278,932 1,016,978 836,798 2,132,708	指定難病等の支給認定申請、変更届出書、医療費請求書等の事務処理業務	
18	東部地域病院見学ツアー運営支援業務	伊豆箱根バス株式会社本社旅行センター	238,900	218,200	-16,394	201,806	随契	R7.7.11 ～ R7.8.30	R7.8.29	201,806	バス、食事の手配	随契1号 （少額）
19	東部地域病院見学ツアー運営支援業務	伊豆箱根バス株式会社本社旅行センター	327,840	306,740	-21,475	285,265	随契	R8.2.12 ～ R8.3.19	R8.3.30	285,265	バス、食事の手配	随契1号 （少額）
20	困難気道管理実践セミナー運営支援業務	特定非営利活動法人日本医学シミュレーション	621,840	616,912		616,912	随契	R8.3.4 ～ R8.3.27	R8.3.31	616,912	研修会の準備・運営支援、資機材の調達	随契2号 （競争不適）
21	汚水処理施設維持管理業務	東海プラント（株）	29,040 （1回当り）	29,040 （1回当り）		29,040 （1回当り）	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.4.30 R7.8.8 R7.10.24 R8.1.30 小計	29,040 29,040 29,040 29,040 116,160	動物保護管理所の汚水処理施設の管理に関する業務	随契1号 （少額）

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
22	動力機械保守点検業務	内藤工機(株)	220,000	220,000		220,000	随契	R7.6.10 ～ R8.3.31	R7.7.10 R7.10.3 R7.12.25 R8.3.17 小計	55,000 55,000 55,000 55,000 220,000	動物保護管理所の動力機械の保守点検に関する業務	随契1号 (少額)
23	汚泥収集運搬及び処分業務	日興サービス(株)	275,000	275,000		275,000	随契	R8.2.10 ～ R8.3.31	R8.3.30	275,000	動物保護管理所の汚泥収集運搬・処理業務	随契1号 (少額)
24	細菌検査課検査機器等点検業務	(株)松本医理化	1,477,300	1,477,300		1,477,300	随契	R8.1.5 ～ R8.3.25	R8.4.3	1,477,300	細菌検査室内のﾘｱﾙﾀｲﾑPCRｼｽﾃﾑ等検査機器の点検業務	随契1号 (少額)
25	乾熱滅菌機及びｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞの収集運搬業務	日本産業廃棄物処理（株）	60,500	60,500		60,500	随契	R7.11.5 ～ R8.3.19	R7.12.19 R7.12.25 小計	16,500 44,000 60,500	細菌検査課の乾熱滅菌機及びｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞの収集運搬業務	随契1号 (少額)
26	乾熱滅菌機の処分業務	日本産業廃棄物処理（株）	44,000	44,000		44,000	随契	R7.11.5 ～ R8.3.19	R7.12.25	44,000	細菌検査課の乾熱滅菌機の処分業務	随契1号 (少額)
27	乾熱滅菌機の処分業務	（有）ダストワーク	11,000	11,000		11,000	随契	R7.11.5 ～ R8.3.19	R7.12.19	11,000	細菌検査課の乾熱滅菌機の処分業務	随契1号 (少額)
28	ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞの処分業務	(株)関口フレーム	27,500	27,500		27,500	随契	R7.11.5 ～ R8.3.19	R8.1.30	27,500	細菌検査課のｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞの処分業務	随契1号 (少額)
事務関係　計		件 28										
工事関係　計		件 0										
合計		件 28								46,262,691		

委託料に関する調

（令和8年度）
（令和8年6月30日現在）

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	（事務開係）車両運行管理業務	日本道路興運㈱静岡営業所	円 基本委託料 17,182,077 委託加算金 145,123 （1時間当り） 1,532 （1泊当り） 12,980	円 基本委託料 15,840,000 委託加算金 195,800 （1時間当り） 3,080 （1泊当り） 16,500	円	円 基本委託料 15,840,000 委託加算金 195,800 （1時間当り） 3,080 （1泊当り） 16,500	一般	R8.4.1 ～ R9.3.31	R8.5.20 R8.6.15 小計	円 1,320,000 1,320,000 2,640,000	食品衛生監視業務に係る車両の運行管理業務	
2	産業廃棄物処理業務	角松商事(有)	880 （40ﾘｯﾄﾙﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ1箱当り） 770 （20ﾘｯﾄﾙﾍﾟｰﾙ1缶当り）	880 （40ﾘｯﾄﾙﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ1箱当り） 770 （20ﾘｯﾄﾙﾍﾟｰﾙ1缶当り）		880 （40ﾘｯﾄﾙﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ1箱当り） 770 （20ﾘｯﾄﾙﾍﾟｰﾙ1缶当り）	随契	R8.4.24 ～ R9.3.31	R8.6.12	15,400	感染性産業廃棄物の処分業務	単価契約 随契1号 （少額）
3	産業廃棄物処理業務	日本産業廃棄物処理(株)	1,870 （40ﾘｯﾄﾙﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ1箱当り） 3,300 （20ﾘｯﾄﾙﾍﾟｰﾙ1缶当り）	1,870 （40ﾘｯﾄﾙﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ1箱当り） 3,300 （20ﾘｯﾄﾙﾍﾟｰﾙ1缶当り）		1,870 （40ﾘｯﾄﾙﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ1箱当り） 3,300 （20ﾘｯﾄﾙﾍﾟｰﾙ1缶当り）	随契	R8.4.24 ～ R9.3.31	R8.6.5	39,380	感染性産業廃棄物の収集運搬業務	単価契約 随契1号 （少額）
4	工場・事業場排水分析業務	東邦化工建設株式会社	pH 550 BOD 3,740 COD 3,300 SS 2,310 n-ヘキサン抽出物質含有量 4,180 フェノール類含有量 3,300 銅含有量 2,970 亜鉛含有量 2,970 溶解性鉄含有量 2,970 溶解性マンガン含有量 2,970 クロム含有量 2,970 窒素含有量 3,080 燐含有量 2,970 ニッケル 2,970 カドミウム及びその化合物 2,970 シアン化合物 3,850 鉛及びその化合物 2,970 六価クロム化合物 2,970 砒素及びその化合物 4,400 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 4,180 PCB 17,600 トリクロロエチレン 4,950 テトラクロロエチレン 4,950 ジクロロメタン 4,950 四塩化炭素 4,950 1,2-ジクロロエタン 4,950 1,1-ジクロロエチレン 4,950 シス-1,2-ジクロロエチレン 4,950 1,1,1-トリクロロエタン 4,950 1,1,2-トリクロロエタン 4,950 1,3-ジクロロプロペン 4,950 チウラム 13,200 シマジン 7,260 チオベンカルブ 7,260 ベンゼン 4,950 セレン及びその化合物 4,400 ほう素及びその化合物 4,400 ふっ素及びその化合物 4,400 3N（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物） 7,700 1,4-ジオキサン 18,700	pH 550 BOD 3,740 COD 3,300 SS 2,310 n-ヘキサン抽出物質含有量 4,180 フェノール類含有量 3,300 銅含有量 2,970 亜鉛含有量 2,970 溶解性鉄含有量 2,970 溶解性マンガン含有量 2,970 クロム含有量 2,970 窒素含有量 3,080 燐含有量 2,970 ニッケル 2,970 カドミウム及びその化合物 2,970 シアン化合物 3,850 鉛及びその化合物 2,970 六価クロム化合物 2,970 砒素及びその化合物 4,400 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 4,180 PCB 17,600 トリクロロエチレン 4,950 テトラクロロエチレン 4,950 ジクロロメタン 4,950 四塩化炭素 4,950 1,2-ジクロロエタン 4,950 1,1-ジクロロエチレン 4,950 シス-1,2-ジクロロエチレン 4,950 1,1,1-トリクロロエタン 4,950 1,1,2-トリクロロエタン 4,950 1,3-ジクロロプロペン 4,950 チウラム 13,200 シマジン 7,260 チオベンカルブ 7,260 ベンゼン 4,950 セレン及びその化合物 4,400 ほう素及びその化合物 4,400 ふっ素及びその化合物 4,400 3N（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物） 7,700 1,4-ジオキサン 18,700		pH 550 BOD 3,740 COD 3,300 SS 2,310 n-ヘキサン抽出物質含有量 4,180 フェノール類含有量 3,300 銅含有量 2,970 亜鉛含有量 2,970 溶解性鉄含有量 2,970 溶解性マンガン含有量 2,970 クロム含有量 2,970 窒素含有量 3,080 燐含有量 2,970 ニッケル 2,970 カドミウム及びその化合物 2,970 シアン化合物 3,850 鉛及びその化合物 2,970 六価クロム化合物 2,970 砒素及びその化合物 4,400 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 4,180 PCB 17,600 トリクロロエチレン 4,950 テトラクロロエチレン 4,950 ジクロロメタン 4,950 四塩化炭素 4,950 1,2-ジクロロエタン 4,950 1,1-ジクロロエチレン 4,950 シス-1,2-ジクロロエチレン 4,950 1,1,1-トリクロロエタン 4,950 1,1,2-トリクロロエタン 4,950 1,3-ジクロロプロペン 4,950 チウラム 13,200 シマジン 7,260 チオベンカルブ 7,260 ベンゼン 4,950 セレン及びその化合物 4,400 ほう素及びその化合物 4,400 ふっ素及びその化合物 4,400 3N（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物） 7,700 1,4-ジオキサン 18,700	随契	R8.5.7 ～ R9.3.12			工場・事業場排水分析業務	単価契約 随契1号 （少額）
5	要介護者に係る要介護状態等の審査判定委託業務	長泉町	5,000 （1件当り）	5,000 （1件当り）		5,000 （1件当り）	随契	R8.4.2 ～ R9.3.31		0	生活保護法に基づく介護扶助実施のための保護者の要介護状態等の審査判定委託	随契1号 （少額）
		小山町								0		随契1号 （少額）
		函南町										随契1号 （少額）
		清水町								0		随契1号 （少額）
									合計			
6	地域リハビリテーション広域支援センター業務	（福）農協共済中伊豆リハビリテーションセンター	2,315,000	2,315,000		2,315,000	随契	R8.5.25 ～ R9.3.19	R8.6.30	1,157,500	駿東田方地域リハビリテーション強化推進事業委託	随契2号 （不適） 前払

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
7	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	沼津中央病院	精神保健指定医派遣の当番 1,000 （１日当り） 措置患者受入の当番 2,000 （１日当り）	精神保健指定医派遣の当番 1,000 （１日当り） 措置患者受入の当番 2,000 （１日当り）			随契	R8.4.1 ～ R9.3.31		0	精神障害のある又はその疑いのある人に迅速かつ適切な医療及び保護を行うための業務	随契1号（少額）
		ふれあい沼津ホスピタル								0		随契1号（少額）
		三島森田病院								0		随契1号（少額）
		伊豆函南病院								0		随契1号（少額）
		NTT東日本伊豆病院								0		随契1号（少額）
		てらだ医院								0		随契1号（少額）
		三島心療内科クリニック								0		随契1号（少額）
		ふれあい沼津クリニック								0		随契1号（少額）
		みしま南口クリニック								0		随契1号（少額）
		ひろメンタルクリニック								0		随契1号（少額）
8	一時保護所給食業務	(株)サンタモンコーポレーション	長期継続契約　32,532,581 （令和５年～令和８年） 令和８年度分 5,422,096	長期継続契約　26,334,000 （令和５年～令和８年） 令和８年度分 4,389,000		長期継続契約　26,334,000 （令和５年～令和８年） 令和８年度分 4,389,000	一般	R5.10.1 ～ R8.9.30	R8.5.20 R8.6.15 小計	731,500 731,500 1,463,000	一時保護所における給食業務	2長期
9	自家用電気工作物の保安管理業務	（株）株式会社日本電気管理者協会	16,500 （１回当り）	16,500 （１回当り）		16,500 （１回当り）	随契	R8.4.1 ～ R9.3.31	R8.6.15	16,500	一時保護所の非常用発電設備の保安管理業務	随契1号（少額）
10	里親施設実習等事業	川奈臨海学園	2,500 （１日当り）	2,500 （１日当り）		2,500 （１日当り）	随契	R8.5.28 ～ R9.3.12			新規里親登録者等の施設児童との交流体験研修及び養育実習の実施	随契1号（少額）
11	指定難病・特定疾患データ入力関連業務	(株)ベルキャリエール沼津支店	1,596,595	1,512,857		1,512,857	一般	R8.5.11 ～ R8.7.10	R8.6.30	365,172	指定難病等の支給認定申請、変更届出書、医療費請求書等の事務処理業務	
12	汚水処理施設維持管理業務	東海プラント(株)	29,040 （１回当り）	29,040 （１回当り）		29,040 （１回当り）	随契	R8.4.1 ～ R9.3.31	R8.4.30	29,040	動物保護管理所の汚水処理施設の管理に関する業務	随契1号（少額）
13	グリストラップ汚泥収集運搬業務	(有)丸高興業	35,200 （１回当り）	35,200 （１回当り）		35,200 （１回当り）	随契	R8.4.24 ～ R9.3.31	R8.6.10	38,500	グリストラップ汚泥の収集運搬業務	随契1号（少額）
14	グリストラップ汚泥処分業務	クリーンサービス(株)	11,000 （１回当り）	11,000 （１回当り）		11,000 （１回当り）	随契	R8.4.24 ～ R9.3.31	R8.6.10	11,000	グリストラップ汚泥の処分業務	随契1号（少額）
事務関係　計		件 14										
工事関係　計		件 0										
合計		件 14								5,775,492		

補　　助　　金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績
1	生活排水改善対策推進事業	沼津市 外11市町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	浄化槽設置者に対して補助する市町に助成した。
2	健康増進事業	沼津市 外７市町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、健康増進事業を実施する市町に対して助成した。
3	静岡県里親への委託前養育支援事業	里親	里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	委託を前提に里子との交流を行った里親に交付した。
計		件 3		

補　　助　　金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績
1	該当なし			
計		件 0		

支　　出　　調

（令和７年度）

総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
			年月日	金額	年月日	金額	年月日	確　認 年月日	
円 132,151,000	円 59,252,000	 1/3 又は 5/10以内	 R7.6.9 R7.10.1 R8.3.5 R8.3.30	円 18,136,000 18,140,000 11,998,000 10,362,000	 R8.4.30	円 10,229,000	 R8.3.31	 R8.3.31 R8.4.1 R8.4.2 R8.4.3 R8.4.6 R8.4.7 R8.4.9 R8.4.10	
59,880,243	31,258,000	国1/3 県1/3 又は 国10/10	R8.3.23 R8.3.31 R8.5.11	31,998,000 △ 188,000 △ 552,000	R8.3.31 R8.5.28	27,338,000 3,920,000	R8.3.31	R8.3.31 (R8.4.8)	
50,000	34,164	1人あたり り日額 5,200円 以内 で10/10	R8.2.18 R8.3.30	29,376 4,788	R8.3.31 R8.4.20	29,376 4,788	R8.2.8 R8.3.30	R8.2.8 R8.3.30	
59,930,243	90,544,164			41,654,164		41,521,164			

支　　出　　調

（令和８年度）
（令和８年６月30日現在）

総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
			年月日	金額	年月日	金額	年月日	確　認 年月日	
円	円			円		円			
0	0			0		0			

負　担　金　支　出　調

（令和７年度）

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	生活保護費県負担金	沼津市外９市	生活保護法第７３条	居住地がないものを市が保護した場合等の経費を県が負担する。	円 397,450,717	R7.4.28他
2	サンフロント２１懇話会　２０２５年度年会費	静岡新聞社・静岡放送サンフロント２１懇話会	会則	会費	10,000	R7.5.22
3	リアルタイムＰＣＲハンズオントレーニング受講料	ライフテクノロジーズジャパン株式会社	案内	参加費	48,400	R7.5.27
4	こども家庭ソーシャルワーカー指定研修の受講料	学校法人　日本福祉大学	案内	参加費	220,000	R7.6.27
5	ライフストーリーワーク基礎編講座参加費	一般社団法人　無憂樹	案内	参加費	36,000	R7.7.10
6	民生委員・児童委員に関する費用の負担金	沼津市外７市町	民生委員法第26条	民生委員・児童委員推薦会及び協議会の活動に要する経費を県が負担する。	87,666,810	R7.7.11
7	第５２回ＣＰＡトレーナー養成講座受講料	一般社団法人　青少年養育支援センター陽氣会	案内	参加費	30,000	R7.7.16
8	立命館大学司法面接基礎研修②受講料	学校法人　立命館	案内	参加費	10,000	R7.8.6
9	こころの臨床・専門講座２受講料	公益財団法人　明治安田こころの健康財団	案内	参加費	7,500	R7.8.15
10	乳幼児のためのライフストーリーワークセミナー参加費	一般社団法人　無憂樹	案内	参加費	8,000	R7.9.5
11	発達障害医学セミナー参加費	公益社団法人　日本発達障害連盟	案内	参加費	12,500	R7.9.17
12	修善寺支所にかかる光熱水費等負担金	伊豆市	使用許可	修善寺支所にかかる光熱水費等を負担する。	1,435,110	R7.9.22
13	ＴＦＴセルフケア受講料	ココロ有限会社	案内	参加費	6,600	R7.10.2
14	立命館大学司法面接基礎研修④受講料	学校法人　立命館	案内	参加費	10,000	R7.10.15
15	ＴＦ－ＣＢＴトレーニング受講料	個人	案内	参加費	44,000	R7.10.17
16	初学者のための描画を用いた子どものセラピー受講料	株式会社　日本・精神技術研究所	案内	参加費	1,650	R7.11.26
17	実践に活かすアタッチメント理論研修受講料	学校法人　日本福祉大学	案内	参加費	6,000	R7.11.27
18	ＴＦ－ＣＢＴ研修受講料	個人	案内	参加費	44,000	R7.12.12
19	心理学から知るきらめく個性受講料	学校法人　日本福祉大学	案内	参加費	2,000	R7.12.12
20	民生委員・児童委員に関する費用の負担金	裾野市	民生委員法第26条	民生委員・児童委員推薦会及び協議会の活動に要する経費を県が負担する。	21,870	R7.12.15
21	静岡県社会福祉協議会年会費	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	会則	会費	7,000	R7.12.17
22	会計年度任用職員に係る人間ドック費用	地方職員共済組合静岡県支部長	案内	会計年度任用職員にかかる人間ドック費用を負担する。	91,000	R7.12.25

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
23	第６６回子どもの虐待防止セミナー受講料	社会福祉法人　子どもの虐待防止センター理事長	案内	参加費	16,500	R8.1.13
24	ＡＨＴ研究部第１５回シンポジウム参加費	一般社団法人　日本子ども虐待医学会	案内	参加費	3,300	R8.1.20
25	ＣＡＰを用いた家族支援について学ぶ研修会参加費	子ども・家族・援助者のパートナーシップ研究会	案内	参加費	6,000	R8.2.27
26	社会的養育におけるアタッチメントの理解と実践受講料	公益財団法人　明治安田こころの健康財団	案内	参加費	8,500	R8.2.20
27	災害救助費繰替支弁金（災害救助費負担金）	沼津市外５市	災害救助法第21条	令和６年台風10号に伴う災害（おそれ段階における適用分）に係る災害救助費繰替支弁金	5,545,398	R8.4.28
計		件 27			492,748,855	

負　担　金　支　出　調

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	サンフロント２１懇話会　２０２５年度年会費	静岡新聞社・静岡放送サンフロント２１懇話会	会則	会費	円 10,000	R8.4.20
2	生活保護費県負担金	沼津市外９市	生活保護法第73条	居住地がないものを市が保護した場合等の経費を県が負担する。	336,098,934	R8.4.28他
3	性教育研究会学術大会参加費	性教育研究会　事務局	案内	参加費	12,000	R8.6.26
計		件 3			336,120,934	

建　　築

整理番号	予算科目	工　事　名	工事箇所	当　初 設計金額	契　約　金　額		
					当初額	変更増減額	計
		該当なし		円	円	円	円
		合計	件				

整理番号	予算科目	工　事　名	工事箇所	当　初 設計金額	契　約　金　額		
					当初額	変更増減額	計
		該当なし		円	円	円	円
		合計	件				

工　　事　　調

（令和７年度）

契約締結方法	受注者	着手 完成（予定） 年　月　日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
			円			

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

契約締結方法	受注者	着手 完成（予定） 年　月　日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
			円			

公　有　財　産　調

（令和７年度）

区分	令和７年３月31日現在		増		減		令和８年３月31日現在		摘　要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 163,016		千円 0		千円 3,175		千円 159,841	
土地	1,294.86㎡	127,451					1,294.86㎡	127,451	
立木竹	7本	2,797					7本	2,797	
建物	608.83㎡ 876.48㎡	30,903				2,968	608.83㎡ 876.48㎡	27,935	評価替え
工作物	37個	1,865				207	37個	1,658	評価替え
普通財産									
公有財産に準ずるもの		669						669	
電話加入権	11件	669					11件	669	
上記の財産に属さないもの									

令和８年度中増減なし

債権（貸付金等）の管理状況調

（令和７年度）

区　　分	令和６年度末 現　在　額		期間中				令和７年度末 現　在　額	
			増		減			
	件数	金　額　　円	件数	金　額　　円	件数	金　額　　円	件数	金　額　　円
母子父子寡婦福祉資金貸付金								
母子元金	47,665	2,898,024,163	453	219,026,554	590	285,537,681	47,528	2,831,513,036
父子元金	236	101,756,834	22	13,194,000	14	8,875,709	244	106,075,125
寡婦元金	265	21,916,108	0	0	0	2,225,446	265	19,690,662
計	48,166	3,021,697,105	475	239,968,746	604	296,638,836	48,037	2,957,278,823

（令和８年度）

（令和８年６月30日現在）

区　　分	令和７年度末 現　在　額		期間中				令和８年６月30日 現　在　額	
			増		減			
	件数	金　額　　円	件数	金　額　　円	件数	金　額　　円	件数	金　額　　円
母子父子寡婦福祉資金貸付金								
母子元金	47,528	2,831,513,036	356	56,012,258	450	70,958,484	47,434	2,816,566,810
父子元金	244	106,075,125	13	3,278,000	8	2,090,408	249	107,262,717
寡婦元金	265	19,690,662	0	0	0	540,878	265	19,149,784
計	48,037	2,957,278,823	369	59,290,258	458	73,589,770	47,948	2,942,979,311

借　地　借　家　等　調

（令和８年６月30日現在）

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	動物保護管理所敷地	沼津市足高字尾上１０８－５０	山林	宅地	㎡ 1,067.00	円 231	円 246,477	R8.4.1 ～ R11.3.31	沼津市長	建物敷地
2	建物	三島市立保健センター	三島市南二日町８－３５	鉄筋コンクリート 2階建		32.04	－	免除	R8.4.1 ～ R9.3.31	三島市長	事務所
3	建物	東部健康福祉センター修善寺支所事務所	伊豆市小立野66-1	鉄骨鉄筋コンクリート 2階建		93.33	－	免除	R8.4.1 ～ R9.3.31	伊豆市長	事務所
4	建物	東部健康福祉センター修善寺支所倉庫	伊豆市小立野24-1	重量鉄骨 １階建		12.00	－	免除	R8.4.1 ～ R9.3.31	伊豆市長	倉庫
	計					1,204.37		246,477			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

（令和8年度）
（令和8年6月30日現在）

区分	事業名又は契約名	内容	契約額						
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			円	円	円	円	円	円	円	円
長期継続契約	電子複写機賃貸借について	電子複写機の賃貸借契約（5台） （契約日） R7.4.1	6,206,112			1,252,045	1,252,045	1,252,045	1,252,045	1,197,932
	動物保護管理所敷地使用について	動物保護管理所の土地賃貸借契約 （契約日） R8.3.31	739,431				246,477	246,477	246,477	
	東部児童相談所一時保護所給食業務委託	東部児童相談所一時保護所における給食業務委託契約 （契約日） R5.10.1	26,334,000	4,389,000	8,778,000	8,778,000	4,389,000			

備 品・図 書 調

(令和 7年度)

所属 0000104123 健康福祉部　東部健康福祉センター

区 分	令和 7年3月31日現在	増		減		令和 8年3月31日現在
		数 量	購入価格(円)	数 量	売却価格(円)	
01-01 机類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-02 台類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-03 いす類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	16	(0) 0	0	(0) 0	0	16
01-07 書類整理器具類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-10 印判類	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
01-13 厨房器具類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-99 その他の庁用器具類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
02-01 情報処理機器類	102	(1) 1	0	(0) 6	0	97
02-02 情報伝達機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
03-01 撮影機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
03-02 観察・観測用光学機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-04 媒体関連機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-01 診療・診断用機器類	10	(0) 0	0	(0) 2	0	8
04-02 衛生検査用機器類	22	(0) 0	0	(0) 1	0	21
04-04 調剤用機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
04-06 獣医用機器類	15	(0) 0	0	(0) 0	0	15
04-07 防疫機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1

備 品・図 書 調

(令和 7年度)

所属 0000104123 健康福祉部　東部健康福祉センター

区 分	令和 7年3月31日現在	増		減		令和 8年3月31日現在
		数 量	購入価格(円)	数 量	売却価格(円)	
04-99 その他の医療衛生機器類	17	(0) 1	418,000	(0) 0	0	18
05-03 電気試験計測機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-04 分析化学機器類	20	(0) 0	0	(0) 0	0	20
05-05 生物化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-06 環境化学機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
05-07 測量機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-08 度量衡測定機器類	3	(0) 1	110,000	(0) 1	0	3
05-99 その他の試験計測機器類	14	(0) 0	0	(0) 0	0	14
06-04 電気電子機器類	6	(0) 1	188,100	(0) 0	0	7
08-01 車両類	12	(0) 0	0	(1) 1	0	11
12-01 雑機器	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	19	(0) 0	0	(0) 1	0	18
計	332	(1) 4	716,100	(1) 14	0	322

備 品・図 書 調

(令和 8年度)
(令和 8年 6月30日現在)

所属 0000104123 健康福祉部　東部健康福祉センター

区 分	令和 8年 3月31日 現在	増		減		令和 8年 6月30日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-02 台類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-03 いす類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	16	(0) 0	0	(0) 0	0	16
01-07 書類整理器具類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-10 印判類	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
01-13 厨房器具類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-99 その他の庁用器具類	6	(0) 1	157,740	(0) 0	0	7
02-01 情報処理機器類	97	(2) 2	0	(0) 0	0	99
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
03-02 観察・観測用光学機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-04 媒体関連機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-01 診療・診断用機器類	8	(0) 0	0	(0) 0	0	8
04-02 衛生検査用機器類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
04-04 調剤用機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
04-06 獣医用機器類	15	(0) 0	0	(0) 0	0	15
04-07 防疫機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1

備 品・図 書 調

(令和 8年度)
(令和 8年 6月30日現在)

所属 0000104123 健康福祉部　東部健康福祉センター

区 分	令和 8年 3月31日 現在	増		減		令和 8年 6月30日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
04-99 その他の医療衛生機器類	18	(0) 0	0	(0) 0	0	18
05-03 電気試験計測機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-04 分析化学機器類	20	(0) 0	0	(0) 0	0	20
05-05 生物化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-06 環境化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-07 測量機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-08 度量衡測定機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
05-99 その他の試験計測機器類	14	(0) 0	0	(0) 0	0	14
06-04 電気電子機器類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
08-01 車両類	11	(1) 1	0	(1) 1	0	11
12-01 雑機器	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	18	(0) 0	0	(0) 0	0	18
計	322	(3) 4	157,740	(1) 1	0	325

主　要　備　品　調

（令和８年６月30日現在）

整理番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額（円）
	大・中	小				
1	04-02	その他の医療衛生機器	リアルタイムPCRシステム	感染症検査業務に使用	令和６年３月	8,338,000
2	04-99	その他の医療衛生機器	全自動化学発光酵素免疫測定システム	新型コロナウイルスの抗原定量検査に使用	令和２年12月	7,150,000
3	04-01	Ｘ線機器	ミラーカメラ	未使用	平成5年3月	4,470,200
4	04-01	Ｘ線機器	直間接撮影装置	未使用	平成5年10月	4,305,000
5	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	感染症(SARS)発生時使用	平成15年12月	3,790,500
6	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	感染症(SARS)発生時使用	平成15年12月	3,790,500
7	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	感染症(SARS)発生時使用	平成15年12月	3,790,500
8	03-04	現像焼付用機器	現像焼付用機器	未使用	平成3年1月	2,616,200
9	03-02	顕微鏡	顕微鏡	食中毒・感染症発生時等の検査に使用	平成17年3月	2,369,850
10	05-99	無菌箱	無菌箱	感染症検査業務に使用	令和７年１月	2,296,870
11	04-99	その他の医療衛生機器	レサシアンシミュレータ	研修医等を対象とした研修に使用（年６回）及び職員の手技練習用に使用（随時）	平成25年2月	2,115,750
12	04-99	その他の医療衛生機器	フィジカルアセスメントモデル	研修医等を対象とした研修に使用（年６回）及び職員の手技練習用に使用（随時）	平成25年2月	2,026,500
13	05-99	無菌箱	安全キャビネット	感染症検査業務に使用	令和２年10月	1,325,700
14	05-04	遠心分離装置	遠心分離装置	感染症検査業務に使用	令和６年３月	1,279,410
15	05-99	無菌箱	安全キャビネット	感染症検査業務に使用	令和３年10月	1,252,900
16	05-04	その他の分析科学機器	サーマルサイクラー	感染症検査業務に使用	令和６年３月	1,188,000
17	03-01	その他の撮影機器	電気泳動用UV撮影装置	感染症検査業務に使用	令和６年３月	1,179,750
18	05-04	遠心分離装置	遠心分離装置	収去食品検査時に使用（常時）	平成17年3月	1,155,000
19	05-99	無菌箱	無菌箱	食品検査業務に使用	令和７年１月	1,124,240
20	05-99	無菌箱	無菌箱	食品検査業務に使用	令和７年１月	1,124,240